令和7年 第1回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 目

令和7年第1回小国町議会定例会会議録

(第1日)

- 1. 招集年月日 令和7年3月10日(月曜日)
- 1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場
- 1. 開 会 令和7年3月10日 午前10時00分
- 1. 散 会 令和7年3月10日 午後 4時38分
- 1. 応招議員

 1番
 江藤
 理一郎
 君
 2番
 杉本いよ君

 3番
 高村
 祝次君
 4番
 児玉智博君

 5番
 穴見
 まち子君
 6番
 松崎俊一君

 7番
 松本明雄君
 8番熊谷和昭君

 9番
 久野達也君
 10番熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

 1番
 江藤
 理一郎
 君
 2番
 杉本いよ君

 3番
 高村
 祝次
 君
 4番
 児玉
 智博
 君

 5番
 穴見
 まち子
 君
 6番
 松崎
 俊一
 君

 7番
 松本
 明雄
 君
 8番
 熊谷
 和昭
 君

 9番
 久野
 達也
 君
 10番
 熊谷
 博行

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広 行 君 書 記 宇都宮 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

野 長 渡 邉 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君総務 課 長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君情報政策課長 田 邉 国 昭 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君税務住民課長 中 島 高 宏 君 建 設 課 長 小 野 昌 伸 君福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君建設課審議員 谷 口 正 浩 君 総務課審議員 松 本 徳 幸 君町民課保育園長 室 原 由 美 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 穴 見 まち子 君

9番 久 野 達 也 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月10日から3月19日までの10日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。 別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7. 3.10)

議長(熊谷博行君) 皆さん、おはようございます。

3月に入り少しずつ暖かくなっていますが、くれぐれも体調管理されますようお願いいたします。

1月の議員研修いかがでございましたか。数名の方からは復命書が上がっておりましたのでも ろもろ感想を聞きましたが。心に残ったところがあったかどうかはちょっとまだお聞きしていま せんので、よろしかったら復命書まではいかなくても感想ぐらいの報告書は出していただけると いいかなと思っております。それから、3月の阿蘇北部3ヶ町村議員懇談会、大変有意義であっ たと感じております。昨日は南小国町市原小学校でアジアンプロレスというのがあり、何か分か らなかったのですが私最後にレフリーをさせられて右手が1.5倍ぐらいに腫れております。い い記念だったかと思います。

早速でございますが、令和7年第1回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたと ころ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席いただきありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして渡邉町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長 (渡邉誠次君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、年度末のお忙しい中にも関わりませず、令和7年第1回小国町議会定例会ということ でお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま議長からの御挨拶にもありましたけれども本当に三寒四温というかたちでだんだん暖かくなってきているようなところもありますけれども、また急激に冷えたりする日もございますので私のほうからも体を御自愛していただきたいなというふうに思っております。また先日は中学校の卒業式も皆様方に御出席をいただきましてありがとうございます。今月は今度の日曜日には新酒祭りもございますし、3月20日にはニシザトテラスのほうでSDGsの日ということでイベントもございます。また小学校の卒業式等々もございます。皆様方には本当に御多用の中ではありますけれども様々にできるだけ活動をしていただきまして、御参加のほうもお願いできればなというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議会につきましては皆様のお手元に配付してあるとおりでございますけれども、予備日まで含めて3月19日まで長い日程となりますけれども、どうぞ御審議方をよろしくお願いしたいと思います。お世話になります。

議長(熊谷博行君) ありがとうございました。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和7年第1回小国町議会定例 会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長(熊谷博行君) 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。 議長(熊谷博行君) 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 穴見まち子さん

9番 久野達也君

にお願いをいたします。

議長(熊谷博行君) 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る3月3日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日3月10日から3月19日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月10日から3月19日までの10日間と決定いたしました。

本会議は、本日と17日及び18日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、 そのときに閉会したいと思います。

議長(熊谷博行君) 日程第3、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会を1番、江藤議員及び阿蘇広域行政事務組合議会を5番、穴見議員より順次御報告お願いいたします。

1番(江藤理一郎君) はい。1番、江藤です。

令和6年12月26日に行われました小国郷公立病院組合議会報告を行います。午後3時からおぐに老人保健施設会議室で小国郷公立病院組合定例会が行われました。議事につきましては、まず一つ目が熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更を行いました。次に令和6年度当組合病院事業会計補正予算第1号として収入で国庫補助金並びに県補助金の増額。その増額に伴う企業債の減額。支出においては機械及び備品購入費の確定により100万円減額するものの議案が挙げられました。3番目として当組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についても原案のとおり全て可決されました。一般質問におきましては児玉議員から組合組織に関する質問、病院・老健における給食についての質問、施設管理計画に関する質問等が行われました。

以上で報告を終わります。

5番(穴見まち子君) おはようございます。よろしくお願いします。

阿蘇広域行政事務組合の定例会が、令和6年12月25日午後2時から大阿蘇環境センター未 来館リサイクルプラザ3階において行われました。議事として最初に一般質問が行われました。 南小国町の北里桂一議員による防災士養成についてが一つでした。それから議案第16号として 熊本県市町村事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更がありました。議案第17 号、阿蘇広域行政事務組合職員のハラスメントに関する第三者調査委員会設置条例の制定につい て、議案第18号、阿蘇広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び阿蘇広域行政事務組合の 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19号、阿蘇広域行政事務組合廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついてがありました。提案理由としては、昨今の物価上昇及び燃料費高騰によりごみ処理に関わ る経費や施設の維持管理経費が増加していること。また家庭系ごみの直接搬入台数が多い状況で あることから今後の円滑な施設運営を図るため、ごみ処理に関わる受益者負担の公平化、施設維 持管理経費の確保及び家庭系ごみ搬入車両台数の抑制を目的に、一般廃棄物処理手数料ごみ処理 手数料の改定を行うため組合廃棄物の処理及び清掃などに関する条例の一部を改正することが行 われました。施行は今年の10月1日からです。議案第20号、阿蘇広域行政事務組合火災予防 条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、令和6年度阿蘇広域行政事務組合一 般会計補正予算第2号について既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ2千393万 4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4千963万4千円とする。議 案第22号、令和6年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計補正予 算について、既定の歳入歳出総額の歳入歳出総額それぞれ2万9千円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ3億3千443万7千円とする。議案第23号、令和6年度阿蘇広域行政事務組 合養護老人ホーム湯の里荘特別会計補正予算第2号について、既定の歳入歳出それぞれの総額に 歳入歳出それぞれ8万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8千460 万8千円とする。

以上の会議が行われました。終わります。

議長(熊谷博行君) 江藤議員、穴見議員、御報告ありがとうございました。

議長(熊谷博行君) 日程第4、「議案第4号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の 一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、改めましてよろしくお願いいたします。議案集の1ページでございます。

議案第4号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について 地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する 法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により改正された人事院規則等の改正 に伴い、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等について所要の改正を行う必要がござい ます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) おはようございます。

それでは、早速議案の説明をさせていただきます。右肩に4と書かれたものが議案となっております。説明は総務課資料(1)の新旧対照表で行いますので御覧いただきたいと存じます。

第1条 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第8条の3(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3第2項で超過勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳未満」から「小学校就学前まで」に範囲を拡大するものです。

第4項も第2項の改正に伴い改正となります。

2ページをお願いいたします。

第15条(介護休暇)でございます。介護休暇の要介護者の対象が「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」と明記をされました。

第15条の3(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)「任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。」とあります。介護両立支援制度等と称する国の指針に沿ったマニュアル等を定め、介護休暇を取得する者に制度の内容を周知し必要な手続等に要する面談等を行うことを義務受けております。

第2項では40歳になる職員に対して介護両立支援制度等を周知することがうたわれております。

第15条の4(勤務環境の整備に関する措置)においては、1号で職員に対する介護両立支援制度等の研修の実施、2号で制度の相談体制の整備、3号で勤務環境の整備に関する措置を講ずるように定められております。

3ページ、第2条 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。 第18条(部分休業の承認)第3項の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律「第61条第32項」から法律の改正に伴い「第61条の2第20項」 に条ずれを起こしたものを改正するものでございます。ちなみに地方公共団体の職員をいずれも 示してございます。

4ページ、第3条 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例でございます。附則第2条の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の一部 改正により附則に条ずれを起こしたものを改正するものでございます。この条例の施行日はいず れも令和7年4月1日となってございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- 4番(児玉智博君) 新旧対照表の第8条の3第2項「任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子」から始まるところで、終わりのほうが「第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない自由)」これ「事由」が何でフリーダムの「自由」なのですか。これ字が違うでしょう。新旧対照表で改正前も「自由」となっていますけど、実際例規集もこの誤字が使われているのですか。
- 総務課長(佐藤則和君) 大変申し訳ございません。御指摘のとおり誤字でございまして、例規集 は改め文しか今のところ作成されておりませんので、議決後に作成する際に御指摘のとおりの修 正といいますか「自由」と「事由」を正規なものに改めるように指示をしたいと思います。大変 申し訳ございませんでした。
- 4番(児玉智博君) 新旧対照表の改正前も間違った字が使われているでしょう。だから例規集は ちゃんと事柄のことも事由が書かれているのですか。書かれていないのであればそこも改正する べきだし、実際この新旧対照表で議決した場合にこの誤字が議決されて間違ったものが例規にな るようなことはないですか。

議長(熊谷博行君) 暫時休憩といたします。

(午前10時20分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前10時21分)

- 総務課長(佐藤則和君) 既存の条例も誤字として今確認ができましたので、すみませんがこれは 明らかな字の間違いでございまして修正をさせていただきと存じます。大変申し訳ございません でした。
- 4番(児玉智博君) 「条例を修正させていただきます」と言って執行部だけで勝手に書き換える ことなんてできないです。どのような手続を経て修正するのかを明らかにしてください。
- 議長(熊谷博行君) 暫時休憩といたします。

(午前10時22分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前10時24分)

総務課長(佐藤則和君) 大変申し訳ございません。字を修正するに当たりまして一度この上程を 取下げさせていただきまして、再度上程させていただいて御審議いただきたいと存じます。大変 申し訳ありません。この条例については一度取下げということでよろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) 次、行きます。

議長(熊谷博行君) 日程第5、「議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集1ページ下段をお願いいたします。

議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について 地方自治法第96条第1項第1号の規定により、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係条例の政令に関する条例を制定する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは条例の説明をさせていただきます。右肩に5と書かれたものが 議案となっております。説明は総務課資料(2)の新旧対照表で行いますのでよろしくお願いい たします。

第1条関係 小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。(期末手当) 第19条の2及び第19条の3の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第2条関係 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。(欠格条項)第4条中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第3条関係 小国町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正でございます。小国町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正で第3条第4項、第5項中の「懲役」を「拘禁刑」 に改めるものでございます。

第4条関係 小国町個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。(罰則) 第17条中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

提案理由としましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮刑が廃止され、

これらに代えて新たに拘禁刑が創設されたことに伴い条例関係の一部を改正するものでございます。

この条例の施行日は令和7年6月1日となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第6、「議案第6号 小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集2ページをお願いいたします。

議案第6号 小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、ニシザトテラスの利用者に対しヒアリングやニーズ調査等を行った結果を反映するため、小国町SDGs推進施設設置条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

情報政策課長(田邉国昭君) おはようございます。よろしくお願いします。

右肩に6とありますのが改正する条例についてです。内容の説明としましては、情報政策課資料(1)新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず改正理由としましては、令和6年9月にSDGs推進施設としてオープンしましたニシザトテラスですが、約半年間活動し稼働して利用した方々へヒアリングやニーズ調査を行った結果をもとに、より多くの方々が利用しやすい施設となるために料金の改定など条例を改正するものです。

改正する内容としましては、資料の新旧対照表の中、別表第2にあります「コワーキングスペース及び会議室」の利用について、現在の料金設定及び時間設定を利用者のニーズに沿ったものとするため1時間使用料金を500円から300円に変更、3時間800円の利用料金追加、1日使用料金1千500円の追加、1室貸切利用時間を使用料はそのままに3時間単位で貸出しできるよう時間の変更、新しく住所利用料として年間1万円の料金の設定の追加を行います。住所の利用料としましては、主に起業する個人事業主がニシザトテラスに住所を設定する場合を想定し、職員の事務などが発生すること、建物の維持管理等の費用対効果、住所利用と事業者を把握するために料金設定を行います。なお、サテライトオフィスの住所利用料について、既に設定されている月額料金の中に使用料金を含めることとします。また、小国町内の学生の利用促進のためにニシザトテラス全体の小国町内の学生、利用料金が発生しないようにすること。そのほか小人数でコワーキングスペースの貸切りを避けるために、セミナーの場合など5名以上の方々の使用の場合のみで貸切り利用ができる文言を追加いたします。会議室についてはこれを適用しないので小人数で貸切りを行いたい場合の会議室の1時間貸切り案内を行います。

この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。御審議方お願いします。

議長(熊谷博行君) これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番(児玉智博君) 半年間で利用されてきた方にヒアリングやニーズ調査を行ったということなのですけれども、この住所利用料金について伺います。「法人における住所利用料金」というふうになっておりますので法人における住所というのは法人登記を行う際の住所というふうに理解するわけですが、その認識で間違いないでしょうか。法務局に確認しましたら、大前提として法人の登記する際の住所というのは別にどこであってもいいそうです。だから他人の所有する不動産の住所で登記しようとしても、法務局はそこの所有権がどうなってるかとかあるいは現状がどういうものなのか。例えばスギの木が生い茂っている山林で建物なんか無くても登記はできるということなのです。その上で私が心配するのはよく詐欺なんかの犯罪でお金をだまし取られた人がいて、犯人が言う住所のところに行ってみたら誰も住んでいませんでしたと。そこにいる人に

聞いても「知りません」と。「何ですかそれは」というような回答が返ってくるわけですけど、ここの住所に登記したところがそういう犯罪にペーパーカンパニーが使われて、その住所に行ってみたら小学校跡地の町の施設でしたというふうになることを非常に心配するわけです。それでこういう住所利用料金なんか取ってなければ「いや、それは町は知りません」と。「それは勝手にその人がやっただけであって、町は知りませんでした」と言って終わる話が、「1万円、お金をいただいてました」というふうになれば、町の責任というのも発生してくるのではないかというふうに非常に心配するわけですけれども、果たしてこの条例改正案が本当に精査をされて提出されているものなのかというのが私は非常に疑問であります。そこでヒアリングやニーズ調査をしたというお話なんですけれども、一体どういうニーズがあってこういう住所利用料金というのが出てきたのか。「よそのコワーキングスペースなんかでは、そういうお金を取っているところがある」というふうに言いますが、ではそういうよその事例ですね。どういうふうな方たちが住所利用料金を払って、どういう目的で法人を使って活動をされているのか。そういう実態調査を行っておりますか。行っているのであれば御報告ください。

情報政策課長(田邉国昭君) ニーズなどについての調査ですが、先ほどの料金の設定コワーキングスペース及び会議室については、使用しやすいように時間帯や金額については改めたところではありますが、先ほどおっしゃるように住所の利用についてといったところで今のところニシザトテラスにそういった申込み、要望に関しては上がっていません。ただ、よそでの同じようなコワーキングスペースなどでの内容を参考とさせていただいて、今回ニシザトテラスにもそういった料金の設定を設けたいと思っております。内容についてどういった法人がどのように申し込んでくるかといった実態調査ということで、よそでもそういうのを行ったことはないのですが、申し込まれる際にどういった内容で使用できるか、そして正式に利用できるかどうかは申込みの中に制約などの文言をもって誓約書を出していただきたいと思っております。

以上です。

4番(児玉智博君) そのときに法人なんていうのは、その目的なんかもいろいろ書くことはできるわけです。登記する際の話ですけど、取りあえず書いておくということなんかできるわけです。まして町の誓約書を書かせたからといって本当にそれが抑止力になるはずがないのではないかと思うのです。去年9月の18日に東京で開かれた全国の警察捜査幹部など340人余りが出席した会議で、露木康浩警察庁長官は「特殊詐欺やSNSでうその投資話を持ちかける投資詐欺、それに恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取るロマンス詐欺など、「匿名流動型犯罪グループ」によると見られる犯行が多発し、対策の抜本的強化が急務となっている」と述べています。その上で昨年2024年上半期だけで特殊詐欺の被害額が230億円となった一方、SNS型投資先とロマン先を合わせた被害総額は660億円に上り、これらを全て合わせると1日当たりおよそ5億円の被害が出ていることに触れ、「経験したことがない過去最悪の被害状況であり極めて深刻な

事態だ」などとして厳しい認識を示しました。これらはSNSで集めたメンバーを実行役に特殊 詐欺や投資詐欺など様々な犯行を繰り返す「匿名流動型犯罪グループ」いわゆる「匿流」による もので、ペーパーカンパニーやその口座が利用をされております。詐欺の被害者などから実態の ないペーパーカンパニーの口座に振り込ませた金を、別の口座に移してマネーロンダリング(資 金洗浄)を行ったなどとして犯罪グループ「リバトングループ」を名乗るメンバーが組織犯罪処 罰法違反などの嫌疑で摘発された事件で、今月の3日公開手配されていた幹部ら2人がフィリピ ンから移送され逮捕されていますけれども、露木長官は昨年6月6日の会見で、ここ大事です。 「SNSなどで法人の代表者を募集し、ペーパーカンパニーの設立や法人口座の開設をさせてお り、匿名流動型犯罪グループの典型的な手口だ」と警察庁長官が述べています。その上で法人口 座の不正な譲渡の取締りや犯行に利用された口座の凍結など、関係機関と連携した対策を強化し ていく考えを示しました。世の中は今こういう状況になっているのです。別に1万円の料金を設 定しなくても、もしかしたら西里の小学校跡地に勝手に法人登記する人がいるかもしれません。 これをしなかったからといってその危険性がないわけではないんだけれども、1万円取って町が お金もらうということは「どうぞここで登記してください」、「ペーパーカンパニーを作ってくだ さい」という話になるでしょう。そこでテレビカメラが来て住所に行ってみたら西里小学校とい う小学校があった土地で、今、町がコワーキングスペースをしていましたと。「ここに登記され ている会社が、資金洗浄とかに口座を利用されているのですけど、何か知りませんか。」と言わ れたときに知らなければ「いや、知りません」と。「それ勝手にやったのでしょう」というふう に終わるわけですけど、「1万円いただいていました。だけど何か違う目的で使うと言っていま した。」と言ってそれで済む話ではないと思うのです。私はさっき字の間違いで取下げましたけ ど、これも全く精査をされていない。ただよそがやっているからという理由で安易に考えて出し ているとしか思えません。これ一旦取り下げるべきではないですか。この住所利用料金という部 分を削除して、改めて出し直すべきだと思いますが、いかがですか。

情報政策課長(田邉国昭君) 施設の不正利用ということで御懸念かなりあるかと思いますが、そういった場合の責任がどういうところまで問われるのか分かりませんけど、今のところこの条例を制定して使用料金の設定ということで町のほうは利便性を高め利用料の収入などを目的にこういった今回の条例改正を行いたいと思っております。

以上です。

4番(児玉智博君) 「分かりませんけど」というのが間違いなんですよ。分かって「御心配ありません」と。「こういうふうなことで、そういう犯罪に町が巻き込まれるようなことはありませんから、御安心ください。」「どうぞ御承認をお願いします。」というのが本来であって、「分かりませんけど、やらせてください。」と。余りに無責任ですよ。もう一度言います。町長。大体ニーズ調査してもそんなニーズはないわけだから。わざわざこんなの作る必要ないではないですか。

ほかの部分は勝手に値上げでも時間設定でも変えればいいと思うけれど、この住所利用料金だけ はやめておくべきだと思いますが、出し直すべきではありませんか。

町長(渡邉誠次君) 御指名いただきましたので答弁させていただきたいと思います。勝手に利用料金を上げたりするというのは基本的にできませんので、皆様方にこれからも上程させていただきたいなというふうに思っております。それから犯罪の件ですけれどもそれがないように町としてもしっかり取り組んでいかなければならないなと思っております。今ニーズの部分では申込みはゼロですけれども、これから町民の皆さんがこの住所登録を作って、これのいいところ利点は守秘義務といいますかニシザトテラスに法人登記をすれば個人の住所を使うことはありませんのでその部分では利便性が増すのかな、そういう時代に入ってきているのかなという気もしております。そのような中で児玉議員が言われるように犯罪のきっかけにならないような部分はもちろん作っていかなければいけないと思っておりますし、すみませんうろ覚えで申し訳ないですけれども、必要であれば警察のほうに暴力団の排除そういったところも含めて考えさせていただきながらこの部分を上程させていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長(熊谷博行君) 最後です。

- 4番(児玉智博君) この匿流というのは今も言いましたけど要するにSNSなんかで募集するわけです。いかにも「ホワイト案件です」と。「何も犯罪ではないんですよ」と。だまして巧みに個人情報なんかを聞き出してもう逃げられないように囲い込んで、本当普通の人、学生さんとかも巻き込まれているわけです。だから暴力団ではない人、反社ではない人が末端でそういうふうにされるわけだから、警察に問合せたところであまり意味がないということを指摘しまして、改めてこういうのは町がやらないほうがいいということを述べまして終わります。
- 町長(渡邉誠次君) 質疑ですので答弁をさせていただきたいと思います。重ねての部分で犯罪を 町のほうが助長するようなことはもちろんいたしません。そのような中で申請をするときに電話 で申請することはできませんので対面で申請をしていただく等々。また町民の皆さんがこれだけ SNSの活用が広くなる中で、住所の登記この部分を利用していただいてそれぞれで事業をされ るといった考え方もあると私は思います。ですのでもちろん犯罪の抑制をしながらしっかりとこ の部分では利便性を高めていくような場所にニシザトテラスがなればなというふうに思っている ところでございます。

以上でございます。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

7番(松本明雄君) はい、松本です。

僕は普通、児玉議員とは意見が合わないのですけど、今日はこの件に関してはもうちょっと慎重にやったほうがいいのではないかと思います。一般質問でも最後のほうにしますけど今外国人

の方も非常に多いです。特にこの前言われたとおり住所を持って来て免許を取るとかいろんな面で中国の方もやっておりますので、ここは1回やっぱり考えるべきではないかと思います。執行部がこれで出してこれでお願いしたいということであればちょっと考えさせていただきますが、 僕の思いは今度の一般質問で述べますので聞いてからまた判断していただきたいと思います。 以上です。

町長 (渡邉誠次君) 答弁をさせていただきたいと思います。

重ねての部分でありますけれども犯罪の部分では、犯罪をする人たちに関してはできるだけ行政のほうは通さないというふうに思います。民間の中で分からないように紛らわせて犯罪をするといったところが非常に分からないところであろうと。行政を通すとより分かりやすく、それが明るみに出やすくなるわけでございますので、できればそういう部分ではニシザトテラスに申込みをするという方たちは基本的には法人登記ということでございますので、もちろん窓口の中で精査をさせていただきますけれども町民の皆さんを中心に今考えをさせていただいているようなところでございますので、その部分では不正ができないような仕組みをこの中でとっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

9番(久野達也君) はい、9番、久野です。

改めてお尋ねしますけれども犯罪等々については当然あってはいけないことですし、犯罪する側は何らかのかたちで自分たちの存在を隠す意味合いでいろいろやってこようかと思います。そんな中で1点ちょっと確認なのですけれども、今回、備考の4項で「サテライトオフィスの使用料には法人における住所利用料金も含む。」とあえて挙がっております。確認です。これまでも使用料の中で当然住所を表示する方もいたでしょうし例えば公営住宅、町営住宅に入った場合、住所使用料とかありませんよね。そこに入居すればその人は住民登録をしたりあるいは郵便物の住所を表示したり。当然ここのサテライトオフィスの中に入った方は事務所がそこにあって例えば3か月の間であったとしても郵便物を受け取るためには住所を表示するでしょうし。そういったようなことできているかと思うのですけれども、あえてこの4項の「法人における住所利用料金も含む」とした意図のところをもう一度お聞かせください。

情報政策課長(田邉国昭君) 御質問にありましたサテライトオフィスに関しては申し込まれた 方々既に住所としての登録は行われているかと思います。使用料の中に既にその料金含まれてお ります。サテライトオフィスとは別で今回はコワーキングスペースの使用に関しても郵便物など が届くように住所としての登録ができるように法人の登記も行えるようにというふうに考えたと ころです。

以上です。

- 9番(久野達也君) コワーキングスペースについては1席だとか使用単位があれですのでそれはあろうかと思うのですけれども、サテライトオフィスの場合、要は部屋を借りて企業を起こそうか、でも例えば今現在事務所を所有するような場所もない、あるいは今後の展開のためにサテライトオフィスを利用させていただいて展開していこう、というようなことでしょうから、コワーキングスペースとは切離して考えたほうがいいのかな。あえて「サテライトオフィスの使用料には」と書いてありますので。お尋ねしたい部分は「住所利用料金も含む」とあえて表示する意図するところが何なのかをお聞かせいただけたらと思うのです。あえてここに書かなくてもサテライトオフィスを使っている人は住所を表示するでしょうから。ここに意図するのは先ほど同僚議員からの質問の中にも答弁もあっていましたけれども「他自治体の関係を見ても」とかいうところも分かるのですけれども、「見ても」のところがなぜここをあえて出すのかをもう一度説明いただけたらと思うのです。
- 情報政策課長(田邉国昭君) サテライトオフィスに関しては1か月間の利用料金5万円としておりますので住所使用料金としてはその中に含まれております。「この5万円と別に料金を取るものではないです」ということが分かっていただけたらということでここで一文追加したところです。

以上です。

- 議長(熊谷博行君) 久野議員、今の答弁でよろしいですか。
- 9番(久野達也君) 3回目ですので。
- 議長(熊谷博行君) いいですよ。何回でもいいです。
- 9番(久野達也君) 私が言いたいのは、今までも使っていただろうと。例えばこれが設置条例の 段階ならその話でしょうけれども設置条例ではなくして一部改正の条例ですのでここを「含む」 と書かなければ不都合が生じる事例があっただとか、これを書くことによって何らかのかたちを 担保できるだとか、そういったのがあればお聞かせいただきたいということです。
- 情報政策課長(田邉国昭君) そこまでの意図を含む部分ではありませんでした。 以上です。
- 議長(熊谷博行君) よろしいですか。

久野議員、よろしいですか。分かるまで聞いてもいいですよ。

9番(久野達也君) 執行部の提案ですので十分理解させていただきながら読み取ってはいるところなのですけれども、この一部改正で別表第1についてはほかの箇所は触らずに備考の中で4項を加えるというそこの詳細を聞きたかったのです。今までこうやってきたけれども、こういう不都合があったからこれをしたほうがより条例として完成形に近づくだとか、あるいはこのことを表示していなかったからこういう不都合が生じただとか、あるいは当然借りるのだから住所はそこに持ってきなさいよ、公営住宅で言う住宅に入居するときには住民票はそこに持ってきなさい

よ、というような意味合いを兼ねているのか。要はそこの意図するところを聞きたかったところです。

議長(熊谷博行君) 答弁よろしいですか。ありますか。

情報政策課長(田邉国昭君) 条例の一部改正としましては住所の利用料金というものを設定しま したので、サテライトオフィスに関してはそれが必要ではありませんという一文を加えたかたち ということになります。

以上です。

- 9番(久野達也君) すみません、何度もなって。私、読み漏らしていたのかもしれません。コワーキングスペースに事務所の利用をうたったから、だからこっちにも比例して上げてくるということに。こっちは含みますよ。コワーキングスペースは住所利用するときは別途料金1年間1万円という。すみません、漏らしておりました。
- 1番(江藤理一郎君) 1時間経ちますので、暫時休憩とっていただけますか。
- 議長(熊谷博行君) 久野議員、よろしいですか。
- 9番(久野達也君) はい。
- 議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩いたします。次の会議は11時10分から行います。

(午前10時59分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。
- 4番 (児玉智博君) 私は、本条例改正案、議案第6号、小国町SDG s 推進施設設置条例の一部 を改正する条例に対し修正案を提案いたします。
- 議長(熊谷博行君) 資料を配付いたします。

(資料配付)

- 議長(熊谷博行君) 本案に対しまして、4番、児玉議員よりお手元に配付しました修正の動議を 提出されました。したがいまして、これを本案に併せて議題とし、提出者の説明を求めます。
- 4番(児玉智博君) 議案第6号、小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

地方自治法第115条の3及び小国町議会会議規則第17条の規定により、標記のことについて別紙の修正案を添えて提出する。

令和7年3月10日提出

小国町議会議長 熊谷博行 様

提出者 小国町議会議員 児玉智博

賛成者 小国町議会議員 髙村祝次

提案理由は、ペーパーカンパニーやその口座は時として詐欺や脱税、資金洗浄といった犯罪に 利用される場合がある。万が一にでもそのような犯罪に町が巻き込まれるような事を防ぐために この案を提出するものである。

小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議案第6号、小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

別表第1備考3の後に追加する段落4「サテライトオフィスの使用料には法人における住所利 用料金も含む。」を削除する。

別表第2に加える

「住所利用料金 1年間 1万円」を削除するであります。

質疑を通じましても明らかになりましたとおり、執行部提出の原案につきましては精査が全くなされていないと思います。質疑で私指摘しましたけれども、法人登記をする住所というのはどこでもできるわけです。仮に今の状況でSDGs推進施設の住所で法人登記がされてそのペーパーカンパニーやその口座が犯罪に利用されたとしても、町はそれはあずかり知らないことなので「いや、それはもう知りません」で終わる話です。しかし、お金を取って「使っていいですよ」というふうになれば問われたときに「1万円お金をいただいて、使ってくださいと言いました。だけど詐欺に使うなんて言ってなかったですもんね。」と言ってそれが社会的に通らないと思います。1万円お金を取って住所を使わせて、それが犯罪に利用されたというふうになれば町の責任も当然問われてくると思います。こういうお金は取るべきではありません。全く精査がされていない。提案理由の説明も意味がよく分からないから質疑とかみ合わない、答弁がかみ合わないような状況もありました。全く精査がされていません。12月議会で同僚議員の発議に対し反対された議員の中からは「条文の精査が不十分だ」ということで反対されました。おっしゃるとおりです。精査がされていないものは、これは通さないほうがいい。であればこの条例改正案こそ全く精査がされていないではありませんか。是非、同僚議員の皆さんのこの修正案への御賛同をお願いいたしまして提案理由の説明を終わります。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩いたします。

(午前11時16分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前11時23分)

(資料配付)

議長(熊谷博行君) 修正動議の修正をいたしましたのでよろしいですか。

4番(児玉智博君) 修正案の差し替えをお願いいたしました。別表の「住所利用料金」です。先 ほどのは「使用料」というふうになっておりましたが、「住所利用料金」を削除するというもの であります。

よろしく御審議お願いいたします。

議長(熊谷博行君) ただいまの4番議員の説明に対し質疑ございませんか。

6番(松﨑俊一君) はい、6番です。

今の動議の中で、「町が問われた場合」というふうに4番議員のほうがおっしゃいました。誰から何を問われるのか教えてください。

誰から何がというふうに言われましたけれども、これは想定される話という 4番(児玉智博君) ことで御理解いただければと思います。だからこの利用料金を取ったからといって必ず絶対にそ ういう組織犯罪に利用されるわけではありません。これは可能性の話です。もしそれが詐欺や資 金洗浄なんかにここに1万円ないしサテライトオフィスで住所の料金を5万円の中に含めるとい うふうにした場合とか、あるいはコワーキングスペースで1年間住所利用料金を1万円払えば 「そこをどうぞ使ってください」というふうになって、それが要はペーパーカンパニーが作られ て法人が作られれば銀行で口座も作れますので口座を作りましたと。振り込め詐欺とか投資詐欺 とかそういうお金が入ってきたと。そのときにこれが犯罪だというふうになって例えばテレビの 取材なんかで会社の住所に行ってみた。そしたら阿蘇郡小国町の小学校跡地の町がサテライトオ フィスで利用している所でありましたと。話を聞いてみました。「「確かにその方からは1万円い ただいて、どうぞ法人登記に使っていいですよ」という話をしておりました。しかし、詐欺に使 うなんて言っていませんでした。」と言ったときに言い逃れができるかということです。やはり 被害者の中には大事なお金を取られてどうしても弁償してほしいというふうになれば「何で1万 円取って町がそこに法人登記なんかさせるんだ」と。被害者の方とかあるいはメディア、社会か ら「小国町は何やっているの」というふうにやっぱり思われる、責任を問われるというふうに思 います。だから私はそういうふうにならないためには、住所利用料金なんか取るべきではないと いうふうに思います。

6番(松﨑俊一君) 6番。

ちょっとよく正確には分からなかったような気がします。

それでちょっと質問を変えまして、町の法律上の責任とかそういったものは、法律のどのような条文、どのような罪になるのか、問われるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

4番(児玉智博君) 法律上の責任とかはないですよ。だってペーパーカンパニーを作ること自体 は何も違法なことではありませんから。だからそれがどう使われるかというのであって、刑法上 の責任を問われるのは当然詐欺を行った被疑者の人です。何かこれ兵庫県のような話ですけど町 に道義的な責任はあるでしょうということです。法的な責任ではなくても道義的な責任。では道

義的な責任は問われていいと思いますか。私はそれは問われないほうがいいと思います。だから 答弁といたしましては、法的な責任は直ちには問われることはないでしょうが、道義的責任が問 われると思いますということで答弁に代えます。

8番(熊谷和昭君) 8番、熊谷です。

今、4番議員と6番議員からいろいろと質問が出ていますけれども、この点に関して執行部のほうでちゃんと精査していますか。

議長(熊谷博行君) ない。基本動議ですのでこっち。

8番(熊谷和昭君) はい。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

なお、討論がある場合は、討論の順番を申し上げます。最初に原案反対の討論、原案というのは町が出したものです。 2、修正案の反対討論、町が出した原案及び児玉議員から出た修正案これに反対の方の討論です。 3、原案賛成の討論、原案というのは町が出したものの討論です。 4、修正案に賛成の方の討論、修正案というのは児玉議員が出されたものについての賛成者。討論ありますか。

6番(松﨑俊一君) 2番目の討論でよろしいですか。

議長(熊谷博行君) はい。

6番(松崎俊一君) 修正動議に対しまして反対の立場から。答弁のほうであったように法律上の 責任は特にないと。それから可能性があるとか、仮定の話、仮の心配、そういうふうに聞こえま したので、そのような動議につきましてはちょっと賛成できかねます。

議長(熊谷博行君) ほかに討論ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決に入ります。

まず、本案に対する4番議員から提出されました修正案について、挙手によって採決をいたします。本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、修正案は可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第7、「議案第7号 小国町地熱資源の適正活用に関する条例の一部を 改正する条例について」を議題といたします。 執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集2ページ下段をお願いいたします。

議案第7号 小国町地熱資源の適正活用に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町地熱資源の適正活用に関する条例の一 部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地熱資源活用審議会及び事業計画等に関して明文化するため、小 国町地熱資源の適正活用に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

情報政策課長(田邉国昭君) それでは、条例の改正について説明させていただきます。右肩に7とありますのが改正する条例になります。説明としましては情報政策課資料(2)新旧対照表をもって説明したいと思います。

改正理由そして内容についてです。小国町では地熱資源の適正かつ永続的な活用を進め地域振 興を図ることを目的として、小国町地熱資源の適正活用に関する条例を平成28年1月1日に施 行しております。その条例の中で条例第7条において(地熱資源活用審議会の設置)が記載され ております。また、次の第8条では地熱発電事業者は事業の段階ごとに町に対し、事業計画を提 出する必要があることが記載されています。そして第8条ではこの事業計画について町長は地熱 資源活用審議会に対して諮問し審議会はこれに答申を行い、町長はこの答申を参考に事業計画へ の同意、不同意を示すようにと記載されております。当条例では開発事業者に事業計画の提出を 求める段階として、1番、資源量調査を行う前、2番、温泉法第3条若しくは11条の規定によ る申請を行う前つまり生産井の掘削事業を行う前ということです。そして、3番、発電所建設を 行う前。以上、三つの段階において事業計画の提出を義務づけており審議会を開催することとし ております。しかし、地熱発電においては生産井とともに還元井の掘削が必須となっており、こ の生産井の掘削とともに還元井の掘削が重要な事業内容となっています。そこで町は令和2年5 月に小国町の地熱発電における利用後の熱水等の還元に関する規則を設置して、還元井掘削にお いても生産井掘削と同様に審議会においての審議そしてこれを踏まえて事業への同意、不同意を 町から事業者に出すことにしております。今回の条例改正では当条例を改正し事業計画の提出を 求める段階として「地熱発電に係る還元井掘削を行う前」という一文を第8条に加え、より適切 な条例に整理するものです。またその前、第7条の改正についてですが第7条の2項において 「審議会は、町長の諮問に応じ、事業計画又は第10条に規定する変更事業計画に関し、審議、

調査等を行うとともに、地熱資源の保護及び地熱資源活用に関し、町長に答申する」と定めておりますとおり、審議会の主な役割は事業者から提出される事業計画の変更、事業計画に関して町長の諮問に応じて審議、答申を行うこととあります。一方で平成28年1月1日施行のこの地熱の条例と併せて町では小国町地熱資源活用審議会規則を同日から施行しております。その規則の中で審議会の所掌事項としましては、1番、地熱資源の活用に関する事項、2番、地熱資源を活用した地域振興に関する事項、3番、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」、4番、環境及び景観との調和に関する事項、5番、既存の温泉及び既存地熱・温泉熱発電所への影響に関する事項、6番、その他の事項と定めております。つまり条例上では審議会の所掌事項は事業計画又は第10条に規定する変更事業計画に関すること等を定められておりますので、それにも関わらず規則ではそれ以上の所掌事業を取り扱うように定められておりました。今回の第7条の改正は第7条の2項から「、事業計画又は第10条に規定する変更事業計画に関し、」という文言を削除して、第3項として「審議会の所掌事項、組織及び運営に関する事項については、規則で定める。」という文言を追加することにより地熱条例と地熱審議会規則の整合性をとるために条例の改正を行うものです。

以上です。御審議方お願いします。

議長(熊谷博行君) これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町地熱資源の適正活用に関する条例の一部を改正する条例について、原案の とおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第8、「議案第8号 小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について」を議題といたします。

1番(江藤理一郎君) 1番、江藤です。

この議案第8号につきまして、法的には私は除斥の対象にはなりませんが、関係もございます

のでここで自主的に退席させていただきます。

議長(熊谷博行君) はい。

(1番 江藤理一郎君 退席)

議長(熊谷博行君) 執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集3ページをお願いいたします。

議案第8号 小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町学びやの里の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、燃料費等の高騰に伴い、小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

産業課長(穴井 徹君) それでは、説明させていただきます。小国町学びやの里の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例です。右肩8が条例議案ですが、説明は産業課資料(1)新 旧対照表にて説明させていただきます。

小国町学びやの里研修宿泊施設木魂館、游学寮、トレーニングルームの宿泊料金、食と健康の交流館北里バランの入浴料、北里柴三郎記念館の入館料を改定するものです。現在、学びやの里は指定管理者の一般財団法人学びやの里により管理運営がされていますが、燃料費や維持費などが高騰しています。その高騰がいつまで続くか見通しが立たなかったため一時的な措置として小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第8条第2項を適用し、令和6年7月1日から今回改定案とさせていただいている料金と同額を利用者から徴収しております。今回改正する理由は、同条同項に適用している期間が長期に及んでいることに加え、一般財団法人学びやの里から料金改定の要望があり協議した結果です。北里柴三郎記念館については、経費の高騰に加え今後の来館者数を減らさずに2回目3回目と来館していただくため、また教育旅行などを誘致するためにはシアターホール等で上映している映像コンテンツの内容の作り変えや展示物の更新等が必要となるため入館料を改定するものです。

それでは改正案です。研修宿泊施設木魂館、游学寮、トレーニングルームの1泊1人当たりの料金は大人4千550円を4千850円。以下、一覧表のとおりですが150円から300円の値上げです。続きまして、食と健康の交流館北里バランの入浴料は、現在中学生以上300円が350円でありますように50円から100円の値上げです。なお3歳未満の無料の改定は行い

ません。引き続き、北里柴三郎記念館の1人当たりの入館料は50円から200円の値上げとしますが、高校生については50円の値下げとします。なお小学生未満の料金は無料のまま改定しません。また町内在住者の入館料については、現在無料としていますが当面は継続して無料とさせていただきます。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

- 議長(熊谷博行君) これより議案第8号について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
- 3番(髙村祝次君) 物価高騰に対して値上げは分かりますけれども、ここに入浴料の値上げがあります。以前、温泉がぬるいからボイラーを焚いたら燃料代が高いからということで木材使用のボイラーを入れたと思いますけれども、木材に対してもバイオマス発電が出てチップ材にいくような材、曲がりから不落までが相場が上がっております。そこ辺りで経営が悪くなったということはないですか。
- 産業課長(穴井 徹君) 木質ボイラーにつきましては、地域の方の御協力等により木の駅プロジェクトというかたちで地域通貨等を発行して木材の提供を受けております。そちらについては多少の供給の不安定な面はありますが、一番大きな要因としましては温度差によります熱ボイラーの燃油の上昇が一番大きいところになっております。

以上です。

- 3番(髙村祝次君) あそこはチップではなくて薪をそのまま焚くのでしょう。薪にしてもチップ 材が上がったから相場はどうなっているのですか。値上げしたのですか。そのままの状況でこれ だけ上げたら温泉の経営はよくなるというようなことですか。
- 産業課長(穴井 徹君) 木の料金については上げておりません。木質ボイラーについてですが、 年数も経っておりますのでボイラー自体の修繕等も入っておりまして、そちらのほうも併せてし ておりますので料金を改定してもというとちょっと言い方が悪いですが、木質ボイラーについて はそこまで影響はありません。
- 議長(熊谷博行君) ほかに。
- 3番(髙村祝次君) 全体の経営は黒字だろうが学びやの里は指定管理になっているからということで言いますけれども、議員は運営状況が全く分かりませんから、そういう資料は出されないというわけですか。出されますか。
- 産業課長(穴井 徹君) 町のほうが提供を受けております資料は一括した決算状況とかになって おりますので、今回料金改定するにあたって町と協議しておりますのでその中で概数のみ報告さ せていただきたいと思います。試算の条件としましては指定管理者からの試算の差引き額をお伝 えさせていただきます。前提として利用者数と収入額は令和5年度を基本として計算させていた だいております。記念館のみ令和5年途中にオープンして昨年は新札発行等もありましたので、

記念館は6年7年をベースに算定していただいたもので協議をしております。各施設ごとにいきますと、木魂館宿泊については令和5年度はマイナス50万円です。令和6年を物価高騰等の影響を受けて改定をしなかった場合はマイナス130万円、今回改定を行った場合がプラスの1万4千円。博士の湯については令和5年度マイナス630万円、改定を行わない場合はマイナス689万円、改定を行った場合がマイナス613万円。北里柴三郎記念館、令和5年度はかなり状況が違いますがマイナス180万円、令和6年はプラスの890万円、改正を行った場合はプラスの1千500万円。こちらの場合は内容の映像等のコンテンツ改装等も考えておりますのでプラスになりますが、その後大きい支出が発生すると思います。今お伝えした3部門だけで見ますと令和7年度が717万円の黒字になっております。学びやの里の場合まだ総務的な部門ですとかいろいろありますのでトータルでは最終的には黒字になりますが、部門ごとではマイナス、プラスもあるということです。

以上です。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

- 4番(児玉智博君) 今それぞれの試算なども出ましたけれども私からは令和5年6年で結構ですので、別表第2だと大人、高・大学生、中学生、小学生、幼児というふうになっておりますので、実績では出ると思いますのでそれぞれの利用者数。それから次の改定した場合の例えば宿泊なんかだと1.4万円のプラスになるというふうに言われていますけど、どれほどの利用者を見込んだ数字になっているのか。宿泊と温泉それから記念館の実績と見込みをどのようなかたちで試算された結果が今言われた1.4万円の黒字であったり、613万円に赤字が圧縮できるとか、プラス1千500万円の黒字というふうになっているのかを説明してください。
- 産業課長(穴井 徹君) 利用者数につきましては、冒頭に説明をさせていただいたように暫定の一時的措置として令和6年の7月1日から料金改定を行っております。それ以降の利用者数を令和5年と6年がまだ3月分が入っておりませんが比較した結果、利用者数はほとんど変わっておりません。宿泊者数が令和5年が3千900名、令和6年が途中でありますが3千300名。入湯者数が令和5年が2万5千人、令和6年が途中でありますが2万1千人。入館者数は令和6年は7万1千名です。令和7年の算定につきましては去年が新札発行ですとかシアターホールのオープンがありましたので15パーセント減で算定しております。
- 4番(児玉智博君) 質問、聞いていませんでしたか。「3千900人に何を掛けたらこの数字になるのですか」と聞いているのです。単純に「赤字でした」、「黒字でした」というわけだけれども実際では「収入が幾ら」で「支出が幾ら」というのも答弁してください。その上でさっき言ったとおりそれぞれの料金別の利用者数それも答弁してください。それから北里柴三郎記念館は展示物の更新とかムービーを新しくするとか要は利用客の満足度向上を料金を引き上げる一方でや

るわけです。でも宿泊と温泉施設については利用者に見返りみたいなものはあるのですか。要するに「料金は高くなるけれども、この部分がよくなった」と実感してもらえるようなそういう手立てはちゃんとあるのですか。ただ料金だけ上げるというふうになればそれはもう簡単ですよ。料金を上げれば赤字も解消するかもしれない。だけど同時にたばこ税と一緒で税金を上げれば喫煙者数もやめる人がいるから上げた分だけ税収は増えないわけです。ただ料金を上げるだけなら指定管理って何のためにやっているのですか。公ではできないことを民間の知恵を入れてうまく運営しようというのでしょう。ただ料金だけ上げるのであれば民間と公の悪いとこ取りのことをやっているのではないかというふうに思うわけです。これでは本当に「高くなったな」というだけでやはり利用者からそっぽを向かれることになるというふうに思いますが、以上お尋ねした部分について漏らさず答弁してください。

産業課長(穴井 徹君) 幾つか言われましたのでもしかしたら漏れることがあるかもしれません ので、そのときはまたお尋ねください。

順番がばらばらになってしまうかもしれませんが、どの数字をどういうふうに当てはめたかということですが、こちらは料金がそれぞれ違いますので利用者の平均単価を出してそれによって利用人数で掛けて加算しております。

あと収支ですがお伝えしてよろしいでしょうか。全部の年度をお伝えしたほうがいいですか。 令和5年、6年、7年、私いろいろ施設言いましたけれど。

4番(児玉智博君) では5年でいいです。

産業課長(穴井 徹君) 5年です。木魂館の宿泊が、収入1千434万8千688円、支出1千485万3千211円、差引きマイナスの50万4千523円。博士の湯、令和5年度、収入508万4千500円、支出1千142万1千524円、収支マイナス633万7千24円。北里柴三郎記念館、令和5年、1千631万4千530円、支出1千812万8千281円、差引き181万3千751円です。記念館につきましては先ほども言いましたとおり内容の充実、コンテンツを図って2度3度の来場いただきたいということと現在、町と学びやの里等も一緒になって教育旅行等の中学生、高校生等の誘致活動も行っておりますのでそういったかたちに内容充実を図っていきたいと思います。その他の施設については、まずは収支状況を改善するということが第一です。利用者に「サービスが落ちた」ということが言われないように学びやの里等と協議して行っていきたいと思います。

公の指定管理施設では収支が赤字ですと管理者に応募してくる団体などもなくなりますし、民間のノウハウを利用することができなくなります。また、料金が民間とあまりにも格差が生じますと近隣で同じ業態の民業等の圧迫にもつながりますので、今後も指定管理者と協議しながら料金の改正が必要であれば協議し必要であれば適宜料金改正を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長(熊谷博行君) 江藤議員が退席していますので、このまま続けてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

4番(児玉智博君) もう3回目ですので最後にしたいと思います。毎年毎年入場者数というのを報告させていないのですか。「概算で」って要するに平均単価とか何とか言っていましたけど、大人のチケットが何枚売れたか、高校生・大学生のチケットが何枚売れたか、中学生が何枚売れたか、小学生は何枚か、幼児は何枚か、と報告させていないのですか。指定管理ではなくて民営化ではないですか。さらに言えば民業圧迫というけれど同じような業態がどこにあるのですか。銭湯なんかもないですよね。

最後に確認をさせていただきたいのが今言った、ちゃんとした報告もさせてないのかという問題。それから「赤字になれば応募してくる人がいない」とか何とか言うけれども結局大規模改修とかになれば町が金出すわけでしょう。そこまで賄えとかいうふうになってないわけではないですか。それで令和5年が630万円の黒字で、令和6年は改正しないなら689万円で、改正したらそれが613万円と言っても大した赤字の解消にもならないわけです。「全く変えるな」とは言いませんよ。せめて応能負担。応益負担ではなくて応能負担。「お年寄りの皆さんは、負担を上げません」と。物価が上がっていて燃料代も上がると。お年寄りのひとり暮らしなんかは「たった1人のために風呂にお湯を張って入っても、とても年金では足らない」という人がたくさんいるのです。そういう人たちについてはむしろ負担を下げていくと。「安い値段で入れますよ」というふうにしていくべきだと思うのですけど、そういう個々の対応というのは何か検討はされたのですか。それにこの回数券。今までは町外の人も多分回数券を特別書いていないから買えたのだと思うのですけど、利用させないというふうになっています。2千500円って結構大きな数ですよ。それを利用させないといってそこは確認しないとルールを逸脱して町外の人が買う人も出てくるかもしれません。そういう不公平感なんかも出るかもしれませんから、そういうところはどういうふうに対応されるおつもりですか。

産業課長(穴井 徹君) 報告についてですが月次として収入額と人数の報告は受けております。 先ほど私が言いました民業、民間の圧迫というのは、小国町は温泉の町ですので温泉施設があり ますのでそういった総称したことで民業、民間と言わせていただきました。赤字対策にはあまり ならないということでしたが、修繕費は30万円以上は町と協議するということでして協議した 結果、指定管理施設に30万円以上のものであっても修繕していただいているものもあります。 必ずしも30万円以上になるから全部町が修繕しているわけではありません。あと応能割の件で すが、今回現在でしたら大人中学生以上300円のところを65歳以上は250円ということで 50円の引下げになっております。あと回数券は今回町内の方限定になっておりますので、購入 する段階で確認等はまた指定管理者と協議して確認するようにしたいと思います。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

7番(松本明雄君) 本当は昼過ぎていますので質問をやめようかと思っていたのですが、一つさせていただきます。研修施設ですので均一料金で分かるのですけど今、熊本市内とか福岡のビジネスホテルに泊まると分かると思うのですけど急激に上がっています。ですから今後はこの辺の値段も考えるべきではないかと思います。金曜、土曜、祝日の前、その辺を上げていくと。全協のときも言いましたけど町長も一生懸命、北里柴三郎記念館を盛り上げていこうと修学旅行とか研修に小学生、中学生やって来られる。そこはただだと思うのですけど帰ってからまた親御さんと来るとかそういう方法もとっていただきたいと思います。隣町の黒川温泉のことを言うと悪いんですけど優彩が別に旅館を買ってそこはビジネススタイルで泊まるようにしています。うちも店をしていますがほとんど今大学生が来ていますけど、そこを利用しております。ですから大学か何かに言って木魂館を利用していただくような方法もとれれば学生が多く泊まるのではないかと思いますので、その辺も考慮しながらやっていただきたいと思います。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。答弁ありますか。

産業課長(穴井 徹君) 御意見ありがとうございます。料金の土日料金ですとかそういったかた ちで加算料金的なものも指定管理者と協議しながら検討していきたいと思います。

以上です。

4番(児玉智博君) 私は最初この料金ごとの要は券売、「チケットを売った数を言ってください」と言ったら産業課長はそれを答弁しなかったわけです。平均値に総数を掛けた収入を言ったわけです。だから私は「指定管理者に売れたチケットの枚数は報告させてないのか」といったら月次報告で報告を受けていると言ったわけでしょう。だから把握しているわけでしょう。把握しているのであればさっきの答弁は不十分なんだから答弁してください。

産業課長(穴井 徹君) 月次報告でいただいているのは利用者の総数になります。 以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。午後の会議は1時から行います。

(午後0時10分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午後1時00分)

議長(熊谷博行君) 日程第9、「議案第9号 小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集3ページ下段をお願いいたします。

議案第9号 小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町総合交流促進センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、燃料費等の高騰に伴い、小国町総合交流促進センターの設置及び 管理に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

産業課長(穴井 徹君) それでは、説明させていただきます。小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。右肩9が条例議案ですが、説明は産業課資料(2)新旧対照表で説明させていただきます。

下段のほうの温泉施設利用料金を御覧ください。小国町総合交流促進センター通称ゆけむり茶屋の温泉施設利用料金を改定するものです。現在同センターは指定管理者のわいた温泉組合により管理運営されておりますが、光熱費や維持費などが高騰しています。その高騰がいつまで続くか見通しが立たなかったため学びやの里と同じく、一時的措置として小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第8条第2項を適用し、令和6年7月1日から改定する料金と同額を利用者から徴収しています。今回改正する理由は、同条同項を適用する期間が長期に及んでいることに加え、わいた温泉組合から料金改定の要望があり協議した結果です。

それでは改正案です。区分ごとの料金は50円から100円の値上げとなっております。なお 小学生未満の料金は無料のまま改定しません。

以上です。

議長(熊谷博行君) ここで議案第9号、小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法117条の規定により8番、熊谷議員が除斥の対象となります。8番、熊谷議員、退席をお願いいたします。

(8番 熊谷和昭君 退席)

議長(熊谷博行君) これより議案第9号について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

- 4番(児玉智博君) 先ほど学びやの里木魂館については宿泊とかそのほかの利用料金も改正されたのですけど、今度のゆけむり茶屋のほうでは入浴料金だけなのです。実際、燃油価格の高騰とかおっしゃっていますけれども、赤字の原因というのは燃油価格の高騰だけなのですか。そこでちょっとお尋ねなのがここの指定管理施設全体の収支の状況とそれからこの温泉利用施設に限った部門の収支の状況を御説明ください。
- 産業課長(穴井 徹君) 今回改定するのは温泉施設料金のみです。光熱水費等の上昇プラスあそこの場合は蒸気等を利用して熱源としておりますので、そういったメンテナンス費用も上昇していることで料金の改定を行うものです。温泉施設全体の収支の状況は今持ち合わせておりません。以上です。
- 4番(児玉智博君) 全体のが分からないなら温泉部門に限った収支の状況をお答えください。それから、これ議決してもらうのでしょう。議決してほしいならちゃんと説明を尽くすべきではないですか。全体の収支バランスの状況も答弁してください。
- 議長(熊谷博行君) 暫時休憩いたします。

(午後1時06分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午後1時12分)

産業課長(穴井 徹君) すみません、申し訳ありませんでした。

それでは、まずお湯の部分の収支です。令和5年決算で収入が729万1千900円、支出が676万3千97円、差引きがプラスの52万8千803円。改正をしない場合は、収支でマイナスの24万8千26円となっており、改正した場合は収支でプラス56万474円となっております。全体の温泉組合の部分ですが、詳細はちょっと団体が違うということで申し上げないところもありますが、当期純利益で235万円の純利益となっております。

以上です。

4番(児玉智博君) 令和5年決算では温泉施設だけで黒字が出ているわけです。それが改正しな

ければマイナス24万円というふうに言われましたけど赤字に転落すると。なぜ急にそんな赤字に転落するのですか。実際その支出の部分でガスとか油を使って加温しているわけではないから、そんなに今年から急に赤字に変わるということは考えられないわけですけど、どの部分が増えるからマイナス24万円になるというのですか。加えて企業努力ですね。料金に反映させないために民間だったらどこの会社だって企業努力というのをやるわけです。だけどその企業努力だけでは賄えないから「申し訳ありません、上げさせていただきます」というのが民間なのです。さっきも言いましたけど黒字から赤字に転落してしまうのかという明確な説明もないまま、ただ改正させてくれというのは本当に民間と公の悪いとこどりといわざるを得ないと思うわけですけれども。なぜ赤字に転落するのか。企業努力というのはこれ以上本当に何もないぐらい尽くされているのか御説明ください。

産業課長(穴井 徹君) 「何の部分」と言われた部分ですが、一つ一ついろんな経費のここ数年 続いております価格の高騰によるものです。企業努力ということですが、温泉組合等も各種イベ ント等を実施して利用者の増ですとか来客者の増も行っていただいておりますのでそういった努 力は行っております。町としましてもいろんなかたちで協力してそういったかたちで利用者の増 を一緒に図っていきたいと思っているところです。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 原因がいろいろあるというふうに言われました。では、そのいろいろをあなた自身は理解して言っているのですか。それともあなた自身が理解していないからここで説明することができないのですか。例えばここは町が借地料を地元に支払っています。その借地料は年間幾ら支払っていますか。何社かに支払っていますからその総額幾らになりますか。やはり交渉で「町民の人たちに温泉を楽しんでもらいたいから値段を上げないために、何とか借地料を引下げてもらえませんでしょうか」というそういう交渉もした上で、でもそれは難しいから価格を引き上げるとかですね。私が言っている企業努力というのはそういうことです。そういうこともきちんと尽くされてこの提案になっているのか、お答えください。
- 町長(渡邉誠次君) 課長もなかなか答弁しづらいところもあるのかもしれませんけれども、普通 の浴場とか温泉場ではないところでは燃料費がすごくかさむようなところもあるかもしれません。 わいた地区は特にそうですけど温泉の配管等々もちろんポンプ等々も含めたところで、長くもた ないというところもありますのでその施設の部分でもお金は相当かかってくると思います。また 人件費も上がってきておりますので雇用している分ではやはりそれに合わせて賃金の上昇も考え ないといけないのかなと。また企業努力の分では私はわいた温泉組合の方たちともお話をさせて もらっておりますけれども、貸し借りの部分でもそうですけれども、できるだけ早い機会にはわ いた地区の方たちにこの小国町総合交流促進センター自体を町ではなくて地域の人たちで運営管 理していただけるように交渉を進めているところでございます。できるだけ早期にその部分は達

成させていただきたいと交渉の部分では私はそういう交渉をしております。 以上です。

産業課長(穴井 徹君) 借地料についても年間で167万円ぐらい支払っております。定期的に 更新等の時期もありますのでそういった時期には料金はなかなか建物がある以上「下げてくださ い」というのは申し上げにくいのですが、できるだけ上げることはないようなかたちでお話はさ せていただいております。

以上です。

- 「上げることはない」ではなくて「何とか引下げていただけませんか」と。 4番(児玉智博君) 別に不動産業の人から借りているわけではないでしょう。商売でやっている方ではないわけだか ら「ただで」というふうにはできないのかもしれないですけど公的な施設ではないですか。公の 施設。そこにあるわけだから観光客が来るわけではないですか。だからそういう地域のにぎわい、 地域振興の意味も含めて町がやっているわけだから全体24万円引下げてもらって、そしたら料 金も上げずに「何とかとんとんでやれます」という説明もして御理解いただいて、そういう企業 努力というのもやるべきだというふうに思います。最後に先ほどは全体的には料金は引上げにな って65歳以上の人は50円安くなるわけですけど、今回は65歳以上の人が200円から50 円値上げになるのですよね。やはり私はこれはおかしいと思います。私は繰り返し言いますけど やっぱり65歳だったらまだ働く人がいると思うけど80代とか90代になればもう多くは年金 だけを頼りに。単身の高齢者というと女性のほうが多いですがやはり女性は男性と比べても年金 は低い傾向にあります。特にやっぱりひとり暮らしの高齢女性は厳しいというのは。それまでは 旦那さんの分の年金も入ってきたのだけれども先立たれてしまって単身になってしまうと「本当 に大変だ」というふうに言われています。昨日、ある町内の方から「3万円がおかげさまで口座 に入っていました」ということで喜ばれるのかなと思ったら、「もらえたのはうれしいけれども、 3万円もらったところで焼け石に水なんだ」と。「小国町ももっとせめて南小国町ぐらい、私た ち年寄りのことを考えてほしい」というふうに言われるわけです。温泉施設というのは温まるた めに皆さん行くところですけれども、そういう中で値上げするというのは余りに町の対応として は冷たいと思います。せっかく温まりに行っても町の冷たさを「また値上げされている」と感じ なければならないというのは私は非常に残念だと思います。せめてこの50円の値上げぐらいや めるべきだし、むしろ80歳とかになれば無料で「どうぞ入ってください」、「元気になって、帰 ってください」という対応があってしかるべきだと思いますが、なぜ対応に学びやの里は高齢者 は引下げになっているけれども、こっちは引き上げになったのか御説明ください。
- 町長(渡邉誠次君) 企業努力されている部分で致し方ないといったところで値上げに踏み切られているのかなというふうに思います。町といたしましても条例でございますので上程差し上げて皆さん方から御同意いただきたいところではありますけれども、様々に町としても指定管理者と

いう制度を使いながらの部分でございますので運営の部分はやはりその事業所の皆さんで考えていただくのが一番だなというふうに思っております。先ほども申しましたが雇用の部分それから賃貸の部分でも地元の方たちとの協議でございますので、もちろん野菜の高騰とかと一緒で野菜が高騰したときにはやはり買う側は厳しいけれども売る側、野菜を作られている方たちはやはりその部分では上がらないと困るといった部分もあります。全体的なところを考えればこの運営といったものは指定管理の方たちにしていただいておりますので、もちろん企業努力をしていただきたいという部分は私も重ねさせていただきたいと思いますけれども、致し方ないということでこの部分では今回50円の料金改定なのかなというふうにも思っております。また、ほかの温泉施設それから市内いろんなところに温泉施設だったり入浴施設あると思いますけれども、私はこの町内の方たちに限って言えばこの250円とか350円といった料金は銭湯の料金が今どのぐらいなのかばらばらで分かりませんけれども、その部分では決して高いほうではないのではないかなという判断もしているところです。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、議案第9号、小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

令和5年度では約50万円の黒字となっている入浴部門の収支でありますが、これが料金を改定しない場合は一気に24万円の赤字に転落するという説明がございました。しかし、「なぜ急に黒字から赤字に転落するか」という質疑に対し、詳細な答弁はございませんでした。とても説明責任を尽くしているとは言えないと思います。また、企業努力の部分に関してもその地区の皆さんへの借地料の交渉などは「上げないようには交渉を行っている」というふうに言われますが、しかし、公的な施設をそこに持続する上での協力を求めるための値下げの協力の相談ということは、全く相談すら行われていないというのは私はあり得ないと思います。そうした中で安易に料金が引上げられ、一方では高齢者の入浴料の引下げを行った町内の施設がありながら、こちらの部分では高齢者も含めて80歳だろうが90代の方であろうが50円の負担増を求めるというのは、私は余りに冷たい仕打ちではないかと思いますので反対するものであります。「高齢者は入浴無料」というふうに打ち出せば、高齢者の皆さんも「小国町は南小国町にないことをやってくれた」と。「町はよくやってくれた、ありがとう」と感謝されるのではないですか、喜ばれるのではないですかということを申し上げまして、反対の討論といたします。

議長(熊谷博行君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号、小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(8番 熊谷和昭君 着席)

議長(熊谷博行君) 日程第10、「議案第10号 小国町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集4ページをお願いいたします。

議案第10号 小国町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、小国町水道布設 工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について所要 の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長(小野昌伸君)お世話になります。

今度の条例の提案の趣旨は今町長からおっしゃられたとおり。ざっくり言いますと水道整備管理行政関係が今までは厚生労働省と環境省が昨年の6月、今年度から環境省と国土交通省の所管になりましたので厚生労働省が担っていました条例関係、法令関係を国交省の法令に変えたと。

詳しく申しますと国交省が公共下水道の法令を持っていまして今回水道が新たに加わってきたということで、下水道の法令を考えて要するに現場監督の資格、技術管理者の資格、特に安心安全な水を供給するということでものすごくナーバスなところがありますので「しっかりと資格を持った方が現場監督をいたしなさい」ということで今回国交省の法令が変わりましたものですから、うちのほうの法令も変えていくということで。文言の主な理由といたしましては、「水道」と今までうたわれてたところが「水道等、上水道、工業用水道、下水道、水路又は河川」というふうな明記になっております。それから資格取得に当たっては最終学歴に関して実務経験年数を考慮して厚労省が決めていた年数よりも国交省のほうが上がったり下がったりということで、国交省の技術部門に関してしっかりと年数の変更が行われております。それから条例内の文言で特に変わったところは「学科目を修めて」というところが「課程を修めて」大学の何々課程を修めてというかたちで、こういう主な改定が行われております。文言は国交省からの法令を準じているということで御理解いただければと思っております。

御審議方よろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君)なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号、小国町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第11、「議案第11号 小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する 条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) 議案集4ページ下段をお願いいたします。

議案第11号 小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、教職員住宅である広瀬住宅を行政財産から普通財産へと移行する ために、小国町教職員住宅管理条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

教育委員会事務局長(久野由美君) 右肩に11と書いてある条例改正本文と教育委員会事務局資料(1)の新旧対照表を御覧ください。現在8戸ある小国町教職員住宅を関田住宅4戸のみとし広瀬住宅は普通財産に変更するものです。小国町教職員住宅は現在関田住宅に4世帯の入居、広瀬住宅は入居者がいない状況です。令和3年度からの4年間の入居者は8戸のうち4世帯ずつ以下で少なく、老朽化による修繕も必要なことから令和5年度に学校職員に住宅を減らすことへのアンケートを行いました。アンケートの結果は「教職員住宅が8戸から半分の4戸に減る場合、どう思いますか」の問いに、賛成53%、反対12%、どちらでもない35%でした。広瀬住宅の今後の利用については執行部で検討中です。学校職員の町内居住につきましては、町内賃貸住宅家賃補助を行って促進したいと考えています。

説明は以上です。御審議よろしくお願いします。

議長(熊谷博行君) これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番(松本明雄君) はい、7番です。全協のときも少し質問させていただきましたが、これを教育委員会から外すということで今「どうしようか」という話も出ていましたが、この前町長が話したところでは外した時点でどのようにするかお考えはあると思います。これをリフォームすると相当な金額がかかりますが、これをリフォームして住宅として使うのか、それとも一般の人たちに4戸売っていただけるのか。そこまではまだ考えていないでしょうか。

町長(渡邉誠次君) まだ検討中でございまして結果は出ておりません。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

4番(児玉智博君) この条例の規則や要綱、規定はありますか。

教育委員会事務局長(久野由美君) 条例のみになっております。

4番(児玉智博君) 広瀬住宅で最後に入居者がいたのは、どれくらい前になりますか。

教育委員会事務局長(久野由美君) 令和3年度に2世帯入居がありました。

4番(児玉智博君) 令和3年度に2世帯ということは半分ですね。残りの半分はその前から入居

者がなかったことになると思いますが、それは1530番地7と1530番地1というふうになりますけれども、その枝番7と枝番1にそれぞれ1号室、2号室というふうになると思いますが、もうちょっと詳しく最後の入居者がいたのがそれぞれの部屋ごとにいつになるのかを説明してください。

- 教育委員会事務局長(久野由美君) 令和3年度まで住んでいたのが広瀬2号と4号になります。 広瀬1号と3号につきましては平成30年度が最後となっております。 以上です。
- 4番(児玉智博君) 余りに判断が遅いと思うのです。恐らく枝番 7、枝番 1 がどっちかがちょっと分かりませんけれども恐らく東側、国道 3 8 7 号線側ではないほう、社会福祉協議会の事務所があるほうの棟に最後まで住んでいたと思うのです。国道 3 8 7 号線側はずっと空いていたと思うので。条例だけ見てみると町の責任というのがないのです。条例には入居者の責任でいろいろきれいに使えというようなものがありますけど、町の管理責任が明確にはうたわれていないというような状況です。それで平成 3 0 年といえばもう 7 年前ですよね。 7 年間そのままにしておけばそれは傷みますよ。平成 3 0 年のときに判断して一般住宅に移行しておけば方向性が見えないというような情けない状況にはならなかったのではないかと思うのですが、何でこの判断に至るまで 7 年も要したのか御説明ください。
- 町長(渡邉誠次君) もちろん教育委員会からの考え方もあるかもしれませんけれども、教職員住宅からお試し暮らし住宅に変えてみてはどうかというのも話をする中ではありました。しかしながらさすがに教職員住宅をなくすとなると、次の対策として教職員の方たちが「できるだけ小国町に住みたいな」と思ったときの部分でいくと教職員住宅が足りないというかたちでは困りますものですから、その部分で判断が遅れたというのは正直あります。ただその中で令和2年の段階でほかの2戸は使えないだろうなといったところもちろんありましたので様子を見させていただきながら、今回7年とおっしゃいますけれどもその前から多分考え方はあったと思います。ただ私としては教職員住宅にするのか、お試し暮らし住宅にするのか、先ほど松本議員言われたように民間にお考えをするのか。様々選択肢がありましたものですから今まで遅くなったということでございます。

以上です。

4番(児玉智博君) 余りに受け止めが軽いのです。町が損しているというふうに考えるべきです。町に損害が与えられていると。早い段階ですれば帯田住宅みたいに一般の町民に貸し出す住宅にもできた可能性もあるし、リフォームするにしても今ほど手の付けようがない状況にはならなかったはずなのです。それを「7年前と言われたけど、それより前から考えていました」というのであればそれ以上の期間結論を出せなかったというのはやはり町に損害を与えていると、とんでもないことだったという反省が必要なのではないですか。その反省がなければ教職員関田住宅で

も同じようなことが起こるのではないかというのが非常に心配になるわけですが、その辺はきちんとスムーズに担当部局で判断というのは付けることはできますか。

町長(渡邉誠次君) 財産管理の部分もございますので、私からお答えもさせていただきたいと思います。7年前改修して今の状況で教職員の方たちがそこに住まうかどうか含めたところで、7年前に改修はやはりしないほうがよかっただろうなというふうに私は判断を今でもしております。遅くなったと言ったのはその経過上その7年間が必要だったという部分で理解をいただければなというふうに思います。通り過ぎてから後の7年前の判断が、正しかったのか、悪かったのか、と言われたときには私は正しいと思って判断をさせていただいたところですが、先ほど児玉議員が言われたようにそれ以前は私町長ではありませんでしたので教育委員会の部局の中では考えがあったと。お試し暮らし住宅も含めて私も議員時代でしたけれどもそういった時でも「お試し暮らし住宅にどうですか」という提案辺りもいただいていたのも間違いないです。そういったかたちで先ほどは答弁をさせていただいたというところでございます。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

1番 (江藤理一郎君) 最初に戻りますけど各住宅で改修がかかると言われていますが、試算する とそれぞれ幾らぐらいかかるようなものか分かりますか。

教育委員会事務局長(久野由美君) お答えいたします。

今のところ浄化槽関係を合併浄化槽にするところで見積りを取ったところなのですけれども、 合併浄化槽を設置するのに825万円くらいかかる見積りでした。

以上です。

1番(江藤理一郎君) 全部の棟で800万円ですか。全部合わせて。1棟ずつで800万円。 教育委員会事務局長(久野由美君) 広瀬住宅の4戸あるところに一つ付ける場合が800万円で した。

議長(熊谷博行君) 江藤議員、分かりましたか。

1番(江藤理一郎君) 分かりませんでした。もう一度お願いします。

教育委員会事務局長(久野由美君) 浄化槽を1軒に1個ずつ付けるわけではなくて、4戸ある家 に合併浄化槽を一つ付けて全部つなげるようなかたちです。

1番(江藤理一郎君) それが全部で800万円。

議長(熊谷博行君) よろしいですか。

1番(江藤理一郎君) はい。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号、小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第12、「議案第12号 小国町総合整備計画の策定について」を議題 といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集5ページをお願いします。

議案第12号 小国町総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり小国町総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

議案第12号を御覧いただきたいと存じます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、小国町総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

総合整備計画は通称辺地計画というもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて、他の地域と比較して自然的、経済的、文化的条件が不利な地域の格差是正を目的とし、公共的施設、道路等の整備を促進するために必要な財政措置を図ることになっております。辺地計画が認定されますとその地域内で実施される補助事業等の特定財源の裏に辺地債を充当することができます。この辺地債は充当率100%で交付税措置が80%という有利な起債となっております。令和6年度から令和8年度までの名原地区、岳の湯地区、明里地区、田原地区について計画を策定しておりますが、新たに蓬莱辺地計画案を策定したく御審議いただくものでございます。なお各地区の事業については、小国町の総合計画や過疎計画に計画されている事業から計画5か年で事業に着手する可能性があるものを計上しております。あくまでも有利な財源を確保するために事業を計上しておりますので、この計画にある事業全て

を5か年で実施するものではございません。

それでは、小国町総合整備計画を説明させていただきます。

蓬莱地区でございます。2ページをお願いいたします。1辺地の概況としまして、(1)構成する字名が記載されております。(2)としまして、地域の中心の位置。地区内の地価の一番高いところが明示されております。(3)辺地度点数。100点以上が必要でございます。この点数は111点となってございます。2としまして、公共的施設の整備を必要とする事情ということで町道等の整備が必要である諸事情が説明をされております。3としまして、公共的施設の整備計画ということで町道整備で3億3千万円が計上されております。

5ページを御覧いただきたいと思います。この一覧表で施設別年次別計画表となっております。 7ページが位置図となっております。計画路線も示してございます。

5ページの詳細につきましては、町道下滴水線改良事業、町道鍋ケ滝線新設事業、町道蓬莱線 改良事業、町道新橋神原線舗装打換事業ということで明示させていただいております。

簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第12号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、小国町総合整備計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の 挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第13、「議案第13号 財産の取得について」を議題とします。 執行部より提案理由の説明を求めます。

町長 (渡邉誠次君) それでは、議案集6ページをお願いいたします。

議案第13号 財産の取得について

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

記といたしまして

1 財産の表示

土地の所在 小国町大字黒渕字下水洗

地 番 2337番地

地 目 山林

地 積 32,720.00㎡

- 2 取得の価格 2千525万2千200円
- 3 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕2376番地 檪原 静雄
- 4 理 由 鍋ヶ滝公園整備工事を実施するため、山林を取得するものでございます。 これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長(小野昌伸君) はい、お世話になります。

今申しましたとおり昨年の3月議会にカントリーパーク事業特定公園整備事業というかたちで 国の認可を得まして、今年度6年度から5年間かけて整備をしていくと。この中心的な役割とし ては鍋ヶ滝バイパス沿線の第四駐車場の整備というかたちで行っていくということで。現在が第 一、第二、第三、合わせて大体1.4~クタールほど面積があります。それに第四駐車場が5千 平米ぐらいなので合わせて1.9~クタール。それから今回この議案に上がっているものが3.3 ヘクタールでトータル5.2ヘクタールということで、補助要件の人口5万人以下それから面積 的には4~クタール以上ということでこの補助採択要件が満たされるということで計画を立てて きました。今回建設課資料(2)のほうである程度イメージ的なポンチ絵で第一、第二、第三と いうかたちで色分けされていると思いますがこの絵と、あと第四駐車場は大型車10台、普通車 35台、休憩所・管理棟・トイレというかたちで書いております。ここを中心として今回次のペ ージが2337番地ということで面積的には先ほどおっしゃったとおりの面積でございまして3 万2千720平米というかたちになっております。最後に仮契約ですが個人さんとの契約書を付 けております。トータル2千525万2千200円というかたちになっております。字が非常に 見にくいかもしれませんが第2のほうでまず用地費というかたちで用地の算定の基準から説明さ せていただきますと、山林の単価は従来うちのほうは300円というかたちで買っております。 県が国道関係、小国管内を買収するときも300円。近々ではちょっと山林価格も上がっている ということで県のほうは過去二、三年程度350円という推移で買収しておりますが、うちのほ

うは300円でずっと続けております。これは毎年不動産鑑定、土地評価鑑定そういうのを行う べきかなと思うのですけれども、これにも高額な費用もかかりまして国県に聞いてみますと財団 が行っている変動調査というのがあります。日本不動産研究所というところが毎年、田んぼ、畑、 宅地は別として山林、雑種地、いろんなところを評価しています。その見直しを毎年やっていま すけれども今回九州地区は非常に山林も上がっていまして、大体99.7%とかの変動率ですが、 これが100.1%というかたちで300円掛ける100.1%、1.1倍掛けたとしても300 円の単価は変わりないというかたちです。この鍋ヶ滝を不動産鑑定させると400万円ほどかか ります。これももちろん補助が出ますけれども町の財源になってきますので、県のスタイルとし て山林とか牧野関係はそういう変動率で調整していくというかたちになっています。一応300 円の決定根拠はそこにあります。3万2千720㎡掛ける300円ということで981万6千円 になっております。それから立木はこの3.3ヘクタール全て数えさせました。金額にして60 0万円の委託を出しております。もちろん2分の1の補助が付いております。それに関してはト ータル3.3~クタール、全体が4千683本。その中でスギが4千287本。これは胸高直径 です。胸の高さでひもを結んで何センチというのを一本一本算定していって大体一番多いの8セ ンチから22センチ。これがスギの中で一番多くて3千480本、トータルの80%を占めてお ります。スギだけでも92%を占めているという人工林でございます。ヒノキのほうが239本、 これが5%に当たってこれも一番多いのが15センチから20センチで134本というかたちで 上がっております。これを九州地区の用対連が出している補償算定基準というのがあります。1 センチのものは300円ですよ。15センチのものは1千800円ですよ。それを全部計算して 今回算定を出しております。詳細は非常に多岐にわたりますので私の説明で御理解いただきたい と思いますが、それをトータルしますと4千683本で1千543万6千200円という補償金 が出ております。合わせて先ほど申しました金額2千525万2千200円というかたちになっ ております。算定方法は以上でございまして、これに関してはカントリーパーク事業として3分 の1の補助が見られますので3分の1は補助金で賄うというかたちになっております。

非常に簡単ですが、御説明は以上とさせてもらいます。御審議方よろしくお願いいたします。 議長(熊谷博行君) 1時間経ちましたが、このまま進めてよろしいですか。ここまでいきましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) これより議案第13号について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

4番(児玉智博君) この議案の是非については、いわゆるカントリーパーク事業そのものが是か 非かということで判断が変わってくるというふうに思っています。このカントリーパーク事業を 行う目的そのものとしては第四駐車場を新設するためにこの事業補助金を当てにするから3~ク タール以上の開発面積が欲しいと。だから今回の用地取得が必要になったという理解でよろしいですか。

建設課長(小野昌伸君) はい、そうですね。1年前も同じ議論はあったと思いますが、おっしゃるとおり大きな目標はそこでございます。しかしながら一番というか契約した個人さんとの意見としては、この鍋ヶ滝が観光でにぎわうようになった10年前ぐらいから第一、第二駐車場ができる頃ですかね、非常に観光客が増えてきて整備もして。この鍋ヶ滝というのは確かに裏を回るのも一つの魅力。それからこのパノラマが自然遺産みたいな大事なところでどうしても自分の家ではないですけど山が写り込む。自分としても荒らすわけにもいけない。管理しないといけない。それを「自分がしないといけないのでしょうか」と。「やっぱり町さん、お願いします」、「お願いします」とずっと言い続けてきたところもあってですね。それから裏を回って自分の土地のほうに渡って来る。そのときに自分でも仕事があって山の管理ができない。台風のときに見学には来きませんけど、観光客はどこを歩くか分かりませんので、そのあとに崩壊が起きて崩れて人に危害を。逆に本人から言わせれば不法侵入、自分の土地の中に不法侵入して来た人たちも何度も見てきたと。そういう人たちのケアはできないというところで相思相愛ではないですけど、事業の採択要件もありそういう管理が個人的にさせるのもしのびないというところもあって、今回この面積を確保してうちのほうでしっかり管理していこうというかたちでこの採択をしました。

以上でございます。

4番(児玉智博君) パノラマビューというふうに言えばそれがまかり通るなら野焼きがどこもできなくなっていると。例えば涌蓋山も景色としては非常に大事な小国町の遺産になるかと思うのですが、やはりもう野焼きができなくなって草原というかたちが維持できないというような状況になっているのですけど、そこを町が買って町が管理しますかという話。そんなことをやり始めたら際限がなくなるのではないかというふうに思うのです。ただ執行部のお気持ちとしては第四駐車場を造りたいというのと山の管理の部分ということで言われました。普通やっぱり山を買うなら土地代だけが981万6千円とそれ以上なのが1千500万円の立木補償、木の値段ということになります。普通、山の売買をすると将来的にその立ち木を売却してそこで利益を得たりとかいう動機で山を買うときの目的というのはそこにあると思うのです。しかしこの1千543万6千200円のうちのどれぐらいが町の歳入に後から戻ってきますか。またゼロなのでしょうか。そこを教えていただきたい。この事業をするのであれば社会福祉事業とかであれば収支のこととかではなくて持ち出してやらなければならない話なのですけど、こういう商工関係というのはどれぐらい後から戻ってくるかということも非常に大事な話だと思います。カントリーパーク事業が完遂した場合、今の鍋ケ滝の公園入場料等の収入はどれぐらい増えるのでしょうか。

町長(渡邉誠次君) 今回財産の取得ということで議員の皆様には上程差し上げております。その 中で様々議論ありましたけれども過疎代行によるバイパスができて、このカントリーパーク構想 で駐車場ができるといったところでも様々な補助金、起債をお借りしてすることになります。やはり町単体でこの財産を取得するとなると総額この金額が丸々借金になるとこであるかもしれませんけれども、起債事業それから国の交付金を使うとかなりその部分では負担が少ないといったところは御理解いただけているものと思います。ただその中でどのぐらいの方が来られるかというところでありますけれども今よりは当然来られると思いますし、大型バスがそのまま直通でこの第四駐車場には乗り入れをされます。これまでもそうでございますけれども大型バスが入らない観光地の弱さ。もちろんオーバーツーリズム対策は必要でございますけれども、北里博士の記念館も大型バスが止められるように一番最初に農業倉庫を崩してバスが止められるようにしたと。付随してその周りにも止められるように県も頑張っていただきました。そういったところではどれぐらいという数字は出ておりませんけれども、カントリーパーク構想で補助金を使いながら有利な起債を使って駐車場整備をさせていただいて、そのあとこの部分でたくさんの方に来ていただいて収益を上げるといった構図はしっかり望めると思いますし、大型バスが直接乗り入れが完全にできない状況で年間16、7万人、目標20万人でありますけれども倍増するような政策も含めて考えてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 立ち木の部分については、1本も切らずにそのまま生やしておくという理解でよろしいでしょうか。また問題なのはもう既にたくさん来ているところで大型バスが来て増えること自体を悪いとは言わないけど、問題は12月から今の時期、大体、歳末と正月三が日なんかも閉めているし、お客さんは来るけれども閉めているからお金も落とさずに帰っていっているというような状況もございます。それとか観光客が来ない時期にどうにかしないといけない問題なんでしょうけど、このカントリーパークをしたらそれが解決するかといえば大体山の中なんかある程度整備するかもしれないけど、冬場なんか山、皆んな歩いたことあると思うけど滑るし雨が降ったらぬかるんでいるし多分踏み入れることなんかできないような状況になるのではないですかというところです。それで本当に思うほど集客を増やせることができるのかというのは疑問に思うのですがということは述べておきたいと思います。その上で立ち木の問題がどうなるのかということだけお聞かせください。
- 町長(渡邉誠次君) 先ほど伝えしましたけれども観光客が増えるのか増えないのか。増えない目的だったら最初から予算は組みません。それから承認もいただかなくても大丈夫なのですが。もちろん鍋ケ滝、現時点でも16、7万人来ている状況で大型バスが入れる状況の想像は私はできると思います。また今12月から2月まで道が凍ったりするのです。ですので今、入れておりませんけれども。委託事業でそれから先の御案内どこが責任を持つかというところでありますけれども、この収支のバランスさえ合えば当然ながら12月から2月までの期間の運営これも後には考えられるというふうに思います。その部分では選択肢が増えることは私はいいことだというふ

うに思っておりますし、大型バスが入らないところって本当観光地として難しいと。第二アクセスが通ってない田舎のほうで大型バスが入らないというのはかなりきつい部分でありますので、その部分ではこのカントリーパーク構想を含めてこの事業全体を構築させることが必要なのかなというふうに思います。またスギの部分に関しましてはある程度の伐採は必要かもしれませんが、これは景観的な部分ではまずは私は必要かもしれませんけれども、まずこの部分に関しましては今回1千500万円出ておりますけれどもこの部分は補償ということでございますので御理解をいただければなというふうに思います。

建設課長(小野昌伸君) 今、町長がおっしゃられたものが全てと思いますが、あくまでも今度買う土地の中も全く土地だけ買収して何もしないと補助対象にならないので、1年前からお見せしました遊歩道、もともとの導きがありますので河川敷と山の中の遊歩道の整備は行っていきたいと思います。それを整備するときに支障となるスギ、倒木等はしっかりと整理させて安全安心な道を造っていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

7番(松本明雄君) はい、松本です。

契約内容をお聞きします。この檪原さんところは今年に入ってちょっと不幸がありましたので、 こんなに早く契約できると思っていませんでした。この契約者はお父さんで息子さんがいらっし ゃると思いますけど、息子さんのほうの承諾も得ているでしょうか。よろしくお願いします。

建設課長(小野昌伸君) はい、十分承諾を得ております。

以上でございます。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、議案第13号、財産の取得についてに反対の立場から討論を行います。 そもそもの課題というか小国町が抱える観光の課題というのは、それは観光客というのはもう 来ているわけです。来ている観光客にいかにお金を落としてもらうのか。それは町だけではなく て飲食店であるとかあるいは小売店。いかにそういうお金を落とす場所を増やしていくかという ことが一番の課題だと思います。結局周りに何もそういう商店もない。ただ山の中のところに観光バスが来たところでどう地域が潤うのかということだと思います。私たち町議会が1月の末、 香川県直島町に行きました。そこは平成3年頃までは観光客数が1万1千人ほどだったそうですが、令和5年度には約70万人の観光客が特に白人系の外国人旅行者がその島に来るようになったということです。昔は飲食店も3軒ぐらいしかなかったのが30軒になり、宿泊施設は民宿な

ども大体3軒ぐらいだったのが30軒に増えているということですが、しかし「60倍もの観光客が増えたなら税収はそれなりに増えたでしょうね」というふうに直島町長にお尋ねしたところ、「税収自体はそんなに変わりません」ということなのです。観光客を70倍に増やしても、それなりにお金が落ちるような場所がなければ税収は増えない。町民の暮らしも豊かにならないということだと思います。もう十分、鍋ヶ滝にはお金を掛けています。これ以上お金を投じる必要はないという思いから、本案にも反対をさせていただきます。

議長(熊谷博行君) ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号、財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。次の会議を14時30分に行います。

(午後2時19分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午後2時32分)

議長(熊谷博行君) 穴見まち子議員は、体調不良のため退席いたします。

(5番 穴見まち子君 退席)

議長(熊谷博行君) 日程第14、「議案第14号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方 公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題といたし ます。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集7ページをお願いいたします。

議案第14号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域 行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方 公共団体に新たに荒尾市及び長洲町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように 変更する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中「熊本市」の次に「、荒尾市」を、「南関町」の次に「、長洲町」を加える。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、説明をさせていただきます。先ほど町長が申されたとおりでございますけれども設置団体に「荒尾市」と「長洲町」を新たに加えるものでございます。 2団体から19団体となります。

以上、簡単ではありますが、今回の規約改正の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議長(熊谷博行君) これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君)なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域 行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求 めます。

(举手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第15号、「同意第1号 小国町教育委員会委員の任命について」を議 題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集8ページをお願いいたします。

同意第1号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員として下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

記

住 所 小国町大字北里1800番地32

氏 名 石 松 愛 子

生年月日 昭和53年2月11日

提案理由といたしましては、令和7年3月31日に現小国町教育委員会委員の石松愛子氏の任期が満了となることから再任を求めるためでございます。

少し補足説明をさせていただきます。御存じの方も多いかもしれませんけれども石松愛子さんは大学で教職の免許も取得されておりまして宮原小学校の評議員を務められたこともございまして、人望もあり人格がすぐれておられる方でございます。教育委員の中に「保護者である者が含まれなければならない」というふうに思いますけれども、現在小学生それから幼児の保護者でございます。令和4年から2年余り教育委員として本当に誠実に努めていただいておりまして、御意見も多数私もいただいているところでございますけれども、是非とも再任をお願いしたいというふうに思っております。

以上よろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより同意第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君)なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(熊谷博行君) ただいま出席議員は8名であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番、児玉智博 君及び6番、松﨑俊一君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、児玉智博君及び6番、松崎俊 一君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

4番、児玉智博君及び6番、松崎俊一君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 8票

反対 0票

議長(熊谷博行君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(熊谷博行君) 日程第16、「議案第15号 令和6年度小国町一般会計補正予算(第8号) について」を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) 議案集の9ページをお願いいたします。

議案第15号 令和6年度小国町一般会計補正予算(第8号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町一般会計補正予算(第8号)を 別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第8号)をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町一般会計補正予算(第8号)

令和6年度小国町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3千844万2千円を増額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4千208万円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、令和6年度小国町一般会計補正予算(第8号)についての説明を申し上げます。補正予算書をお願いいたします。

今回補正をお願いいたしますのは総額で歳入歳出それぞれ4億3千844万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

まず歳出全体の人件費の部分から説明いたします。総務費から教育費までの報酬、給料、職員 手当等、共済費などの人件費につきましては、実績により1千561万4千円の減額補正となっ ております。内訳は一般職の給与で310万円の増、手当で85万円の減、共済費で259万4 千円の減、会計年度任用職員の給与で877万円の減、手当で230万円の減、共済費で420 万円の減額となっております。

それでは費目別に歳出の説明をさせていただきます。

予算書13ページをお願いいたします。まず議会費でございます。30万円の減額で人件費の減額です。

次に総務費、目3財産管理費、節12委託料の町有林保全管理委託料150万円の減額は、実績によるものでございます。節24積立金、財政調整基金積立金100万円は新規発行の国債利息分を積み立てるものでございます。ネットワーク事業基金積立金9千171万4千円は、寄附金を積み立てるものでございます。森林環境譲与税基金積立金2千310万円は、事業に充当した残額を積立てるものでございます。次に目4企画費、節7報償費、ふるさと寄附金謝礼1千250万円の減。節11役務費1千226万9千円の減額は、ふるさと納税に係る経費の残額分でございます。次に目7諸費、節18負担金補助及び交付金951万8千円の減額は、小国郷公立病院の負担金の実績によるものです。次に目8地籍調査費、節12委託料の地籍調査業務委託料2千510万円の減額は、事業費が要望どおり付かなかったことによる減額となっております。次に目9防災情報施設費402万3千円の減額は、エフエム放送と防災行政無線関係の工事実績による減額となっております。次に目10電算施設費の節18負担金補助及び交付金の文書管理システム共同運用構築費負担金1千145万円の減額は、実績による減額となっております。次に目11会計管理費、節11役務費280万円の減額は、銀行の手数料単価が下がったことによる減額となっています。目13地域情報基盤管理運営費、節14工事請負費の小国町映像センター設備機器更改工事321万5千円の減額は、工事実績による減額となっております。

15ページをお願いします。次に項2徴税費、目2賦課徴収費、節12委託料の eLTAX システム総合運用試験対応業務委託料100万円は、事業実績による減額となっております。次に項4選挙費、目2衆議院議員選挙費193万5千円の減額は、実績に伴う事務費等の減額となっております。

次に民生費でございます。16ページ中段です。目4老人福祉費、節19扶助費の老人保護措置費700万円の減額は、養護老人ホーム入所者の退所に伴う措置費の減額となっております。 次に目5医療費一部負担金、節19扶助費の重度障害者医療費350万円の減額は、給付実績によるものでございます。

17ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18の負担金補助及び交付金の子どものための教育・保育給付費300万円の減額、これも実績に伴うものでございます。次に目2保育園費の911万8千円の減額は、人件費の実績による減額でございます。次に衛生費でございます。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の妊婦一般健診委託料100万

円の減額は、受診実績によるものございます。

18ページの目2予防費、節12委託料の予防接種(個別)委託料500万円とインフルエンザ予防接種委託料150万円と新型コロナウイルスワクチン接種委託料1千500万円の減額、これも実績によるものでございます。次に目3環境衛生費、節18負担金補助及び交付金の浄化槽補助金230万円の減額も実績によるものでございます。

次に農林水産業費でございます。19ページをお願いいたします。目6畜産業費、18負担金補助及び交付金の家畜改良事業補助金140万円の減額は、これも実績によるものでございます。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金5億円の増額は、熊本興畜株式会社の経営規模拡大に係る施設整備事業に係る補助金でございます。次に目13多面的機能支払費、節18負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金309万円の減額、これも事業実績に伴うものでございます。項2林業費、目1林業総務費は鳥獣被害防止総合対策事業補助金等で131万5千円の増額となっております。これも実績によるものです。次に目2林業振興費、節18負担金補助及び交付金、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金340万円と新規林業担い手育成支援事業補助金389万1千円と林業担い手機械導入支援事業補助金382万5千円の減額も実績によるものでございます。

次に20ページ、商工費の欄をお願いいたします。全体で293万円の減額で警備手数料、パンフレット作成業務委託料、鍋ヶ滝公園予約システム使用料、研修会負担金等の減額となっております。

次に21ページ、土木費でございます。項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節12委託料700万円の除雪作業等委託料増額は、積雪が多かったことに対応するための増額となっております。次に教育費の欄をお願いいたします。総額で820万5千円の減額補正を計上いたしております。主なものとしましては、項1教育総務費、目2事務局費、項3小学校費、項4中学校費、目1学校管理費、項5社会教育費、項6保健体育費の光熱水費、講師謝礼、人件費等は実績による減額となっております。

次に25ページの諸支出金でございます。目1繰出金、節27繰出金、国民健康保険特別会計 繰出金が500万円の減額となっております。算定後の減額見込みによる減額となっております。 以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。款の15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、地籍調査事業費補助金1千301万1千円の減額となっております。目4農林水産業費県補助金、筋1農業費補助金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金5億円は、先ほどの畜産業費の経営規模拡大に関わる熊本興畜株式会社への施設事業補助金となっております。それに充当させていただきます。

11ページをお願いいたします。款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、ふるさと寄 附金5千万円の減額は、実績によるものでございます。

最後に一般会計補正予算5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますが、民 生費の低所得世帯支援給付金事業から災害復旧費まで11億5千390万5千円を翌年度にとし まして各種事業を実施することとしております。

以上で、今回の一般会計補正予算(第8号)の概要説明を終わらせていただきます。よろしく 御審議方お願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第15号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番(久野達也君) はい、9番、久野です。

18ページ、予防費の委託料について若干質疑させていただきたいと思います。予防注射の接種なのですけれども当然予算計上のときには対象年齢だとか対象者数で求めているかと思うのですけれども、実は気がかりなのがコロナワクチン接種料の不用額が1千500万円出たと。当然自由意思で予防接種を受けるわけなのですけれども例えば福祉課として「この接種を積極的に受けてください」だとかあるいは受診者任せといいますか「個人の意思だけなんですよ」という動きでしたのでしょうか。昨年5月8日にコロナ5類に変わりました。実例で申し上げます。私の母が5月の15日にコロナになったのです。1週間遅れてコロナになって1か月入院しました。後期高齢でしたので医療費負担は1割で入院で15万円です。となると後期高齢保険機関へは135万円、合わせて150万円支払ったことになろうかと思います。何かこういうようなことで実例があると「予防接種を受けとけばよかったな」とかなることもあろうかと思うのですけれども、単に「不用額が出ました」というよりもこの不用額をどのように分析されて、今後の蔓延化する感染症対策について生かそうとしているのか御意見をお聞かせいただきたいと思います。

福祉課長(宮崎智幸君) 予防接種関係の不用額について町の考え方ということでの質問であろうと思います。まず一番上の予防接種について内容的には子宮頸がんワクチンそれから高齢者の肺炎球菌ワクチン等の実績見込みが下がったことによる減額補正ということになっております。それから一番大きいコロナウイルスのワクチンについては1千500万円ということで当初の見込みでいきますと65歳以上の方が対象ということで、そのうちこれまでの直近の接種実績から65%程度の接種見込みということで算出しておりました。約1千800人の接種が見込まれるのではないかということで予算計上させていただきましたが、この1年間でコロナに対する考え方が非常に変わってきまして皆さん予防の部分についての意識が少し薄れている部分が非常に大きいのかなというふうに思っております。そういった中で接種者が高齢者のうちの約20%ということでかなり減ったということで今回の減額に至っております。当然5類に移行した関係で個別の通知、接種券の送付などが行われていませんので町のほうとしてはホームページであったり広

報であったりそういったもので周知は行っておりますが、それ以上の部分については個人の判断 というふうな考え方で今回のコロナ接種のほうは補助を行っているような状況です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 19ページの多面的機能支払交付金が300万円余り減額補正となっております。要は使い切れなかった分というふうになると思いますが、何団体で一番多いところで幾ら一番少ないところで幾らの使い残しがございますか。
- 産業課長(穴井 徹君) 申し訳ありません。全体の事業実績の減ということで300万円の資料 しか持っておりません。
- 4番(児玉智博君) 一切記憶もないですか。
- 産業課長(穴井 徹君) すみません、後ほど報告させていただきます。
- 3番(髙村祝次君) 19ページの畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金5億円ですけれども、全体の事業費は幾らか把握しておりますか。
- 産業課長(穴井 徹君) 今回の事業は繁殖農場建設分です。全体事業費は11億1千万457円 になっております。
- 3番(髙村祝次君) 5億円については。
- 産業課長(穴井 徹君) 5億円については補助率50%で限度額が5億円で10億円を超えておりますので上限の5億円で止まっております。 以上です。
- 3番(髙村祝次君) 同じく19ページのくまもと間伐材安定供給対策事業補助金、不用額が34 0万円出ておりますけれども、これについては昨年も出ておりましたけれども大体何へクタール やって残りがこれだけというのは。これは県が170万円出していると思います。
- 産業課長(穴井 徹君) 何ヘクタールというか出荷量に対しての材積の補助になっております。 間伐をして1ヘクタール県が1千700円、町が1千700円ということで3千400円で割っ た数字になります。間伐率等が違いますので総面積ではなくて間伐して搬出した全部の立米数に なっております。立米数に基づいて補助を行うようになっております。

以上です。

- 3番(髙村祝次君) 立米数で補助を出すなら全体の立米数はどれだけだったのかお答えしてもらいたいと思います。
- 産業課長(穴井 徹君) 4千500立米になっております。
- 議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。
- 1番(江藤理一郎君) 1番、江藤です。
 - 5ページ、繰越明許費。11億5千万円ありますが、もう少し詳しく教えていただけますか。

建設課長(小野昌伸君) 私から土木費です。道路維持事業から御説明します。委託料が大半を占めておりまして、この前補正を組んでいただいた分の橋りょう点検が追加で続いてきた分で約2千900万円ほど。30橋ほど点検を前取りでしていきたいと思います。それから同じく橋りょうの実施設計委託料2千100万円ほど。これは橋りょう3橋分のレベル3の補修工事に向けての設計でございます。ちなみに橋りょうは大橋、新橋、ひぜんやのところの湯鶴橋でございます。それからトンネル点検業務委託を繰越しております。これ900万円ほど。それから町道維持工事ほか。これは工事になりまして舗装工事。現在発注しています舗装工事、北里倉本二俣線、これは今からです。新橋神原、現在発注しております。切原切通、今からでございます。それからこの前通学路で六軒町線とかあの辺のカラー舗装。外側線の外をグリーンで塗る工事を合わせて8千300万円程度。残りは維持とか道路台帳補正等々になりまして1億4千633万9千円になっております。

続きまして、道路新設改良のほうで主なものでいきますと実施設計委託料。これが先ほど申しました鍋ヶ滝公園の本設計。第四駐車場の舗装構成とかいろんなエンドとかそういうもろもろが入ってそれとこの前補正がついた殿町脇戸線。肥後銀行さんのところから入っていくもの。これの委託費。工事のほうはこの前御説明した下滴水で今、橋りょう掛けておりますので橋りょう新設工事。殿町脇戸線も一部発注しておりますので、この工事ということで改良工事が5千600万円程度。それからあと修繕費もろもろになっておりまして1億2千776万9千円になっております。

それから住宅解体です。これは帯田住宅の1棟5戸の解体を考えておりまして発注しておりまして繰越しをします。それから下のほうの災害復旧におきましては一番目が農災の部分です。農地と施設がそれぞれ農地のほうが650万円、施設が400万円。それと災害復旧の公共災これに関しては令和5年災が14件繰越しております。河川10件、道路4件。令和6年度未発注ですが17件、河川13件、道路4件になっております。

すみません。簡単ですが、以上でございます。

福祉課長(宮崎智幸君) 繰越明許費の一番上の民生費の中の低所得世帯支援給付金事業100万円につきましては、令和5年度に非課税世帯に一世帯10万円を配布したものの6年度に新たに非課税世帯になった世帯に給付しております。その残りといいますかまだ申請が終わっていない部分について若干繰越して、ほとんど実績として上がってくる可能性としては10件ほど繰越しをしてその部分に対応したいと考えております。

以上です。

産業課長(穴井 徹君) それでは、産業課分の繰越明許費の御説明をさせていただきます。上から二つ目、農林水産業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は先ほど説明がありました 熊本耕畜の繁殖養豚場の分を全額繰越し予定します。6商工費、物価高騰経済対策事業6千35 4万円は、本日から利用可能となりました物価高騰対策の商品券の利用の分を諸経費、郵便、再送の郵便費等と合わせて繰越しをさせていただきます。商品券の使用期限は8月末までを予定しております。

以上です。

教育委員会事務局長(久野由美君) 繰越明許費の教育費分の説明をいたします。

まず教育費、項4中学校費の小国中学校配管改修事業は前回補正第7号で認めていただきました中学校保健室の床下の漏水による水道管の工事の部分です。383万円です。項5社会教育費、下城の大イチョウ管理事業につきましては同じく第7号で補正させていただきました下城の大イチョウの木の支柱の取替え費分の50万円です。あと坂本善三美術館展示照明LED改修事業につきましては、今入札を行って契約したところでして2千130万円の繰越しとさせていただいております。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑。

4番(児玉智博君) 先ほどの多面的機能支払費についてなかなかよく分からないので聞きますが、それぞれの団体というか農家の人たちの集まりのところに交付決定された額で使い切れなかった分なんかがこうやって合計で309万円減額補正されているのだと思うのですけど、そもそもが交付額が決定するのはどういうかたちでするのでしょうか。要するに農道とか水路なんかの面積によって決まるのか。それとも農地の面積あるいは農家戸数によって決まって「あなたたちのところには今年は50万円です」と言ったらその50万円に合わせて事業を組んでいくからどうしても端数が余ってしまったその積み上げが300万円にもなっているのか。それとも事業申請をした結果、見積り金額で思っていた予算よりも安く済んだからその残りがこうやって出てくるのか。もしそうだった場合余ったお金を例えば「5万円余ったからでは何かしようか」というふうになったときに、途中からでも使えるような仕組みにはなってないのでしょうか。制度の説明をお願いします。

産業課長(穴井 徹君) 中山間のほうは個人の農地を面的に守る場合。多面は共同利用施設を修繕ですとか皆さんに守っていただくということで面積当たりで交付単価が決まっております。今年度については5年が1期になっておりますが今年度最終年度になっておりますので、そういう清算的な意味合いも含まれております。あとどこの箇所をするかというのは協定に参加されている皆さんの話合いのもとで実施箇所を決定していただいて修繕なりをしていただくようになっております。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、令和6年度小国町一般会計補正予算(第8号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第17、「議案第16号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) 議案集9ページ下段をお願いいたします。

議案第16号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について 地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書(第2号)をお願いいたします。

令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和6年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6千800万円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5千773万6千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

福祉課長(宮崎智幸君) 小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。小国町国民健康保険特別会計予算書の5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出の欄を御覧ください。それから併せて福祉課資料(1)についても御参考にさせてください。今回の補正の主なものは、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の減額補正を行うもの。それから直営診療施設勘定繰出金を増額補正するものです。

まずは歳出についてです。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費6千万円の減額補正と款の2保険給付費、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費1千万円の減額補正です。 主な要因は、被保険者数の減少による療養給付費の減額と1人当たり医療費が減少したことによるものです。

次に款の8諸支出金、項の2繰出金、目の1直営診療施設勘定繰出金200万円の増額補正は、 公立病院が行う医療機器の整備に支出するものです。

次に歳入についてです。

歳入の款の4県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金7千万円の減額補正は、 療養給付費と高額療養費の減額によるものです。特別調整交付金200万円の増額補正は、歳出 補正の直営診療施設勘定繰出金と同額の歳入となります。

次に款の6繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金については、保険基盤安定 繰入金と国保財政安定化支援事業繰入金の実績見込みで500万円を減額します。歳入の不足分 については款の6繰入金、項の2基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金から500万円 を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第16号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番(久野達也君) 9番、久野です。

歳出というか歳入もそうですけれども補正額はマイナスなんですけれども財政調整基金ということで出ております。これの要因としては基盤安定繰入金それから国保財政安定化支援事業繰入金、要は交付税措置の部分3割軽減とかそういったような部分での影響かと思いますけれども、例えばこの基盤安定だとかが減額によって財政調整基金でそこを埋めたのでしょうけれども、そうなってきたときにまず1点はこの基盤安定だとか歳入の部分の見込みが当初の予算では少し多めに組んでいたということなのか。あるいはその穴埋めを財政調整基金としてしたときに国保財調も厳しい状況にありますけれども財政調整基金の残額は果たしてどのくらいになっていくのか。年度末の歳出調整で財源を調整するにしては財調繰入れが大きく影響してきたなと感じますので御説明いただきたいと思います。

福祉課長(宮崎智幸君) 今回の補正は今議員言われましたように歳入の保険給付費の部分については全額入ってくるということで、歳出のほうの療養給付費が減った部分を同額で歳入のほうも減額しております。それから次保険基盤安定繰入金それから国保の財政安定化支援事業繰入金につきましては、先ほど申しましたように被保険者数の減少等により特にこの保険基盤安定繰入金については軽減措置に関わる財政支援ということで、その部分も人数が減ったということで当初の見込みよりも減額というふうになっております。当初の見込みの人数よりも被保険者数が減ったとかいう部分が要因になります。そういったことで今回その部分の不足の部分に財政調整基金の繰入金を500万円充当する予定としております。ここ3年ほど国保税の改定のほうを行っている中で基金の状況等もお示ししてきましたが、基金残高につきましては現在668万円ということで500万円を今回充当することにより残金は168万円という金額になる予定となっております。

以上です。

- 9番(久野達也君) そこが一番気がかりなところです。要は税に頼らない部分としての国保が持っている基金が180万円程度しかないと。例えばもう新年度予算が上程されますけれども新年度予算の中によって例えばインフルエンザの大流行があったとか国保の運営上、緊急事態に即応するところが少し不安ではないかなとも思います。今回財源調整の補正予算ですのでこの部分は当然これがかたちになろうかと思いますけれども、やはり国保基盤の安定化これについても御考慮をいただきたいと思います。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 議員言われますように新年度のこれから先の部分についての基金がないということで不安な部分ありますが、それに代わる部分として前からお示ししておりますように令和9年度には熊本県内統一の保険税率に改定といいますか統一の率に変わるということもありますので、その部分で町の国保の財政が安定するようにそういった緊急時のお金が別途手当てをする必要がないようにそこら辺りを計算してしっかり保険税率のほうの改定も進めていきたいと考えております。

以上です。

- 議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。
- 4番(児玉智博君) 直営診療所施設勘定繰出金は公立病院のいわゆるエコーを整備するための予算ということでしたが、このほかにも今年度CTスキャンとかがありましたし高額な医療機器というのはずっと使っていればそのうち更新しなければならない時期というのは必ず来ると思っています。このエコーがなぜ年度末のこの時期に調達をすることになったのかということで確認したいのですが。公立病院との間で普通は前の年度ぐらいから「そろそろこれがもう古くなってきたから、更新したいです」という話があってそれぞれ小国町、南小国町がこういう負担金を予算化していくという。私は望ましいのは当初予算でこういうのはやっていくべきだと思うのですが、

この年度末のこの時期になった理由を御説明いただけますか。

- 福祉課長(宮崎智幸君) 議員言われるようにまず前年度から分かっている部分については当初予算のほうに計上するというかたちで行います。今回の予算計上させていただいている機器につきましては、年度途中で町のほうにまずそういった協議が行われます。その後、町を経由して県のほうと協議を行いその結果、今回の部分については年度途中でどうしても機器の故障等で緊急的にする必要があるということで、当然今回の補正に至る前に公立病院との協議それから県との協議を済ませて対象になる部分について繰り出しするというかたちで予算計上させていただいております。この国保の繰出金から出せる部分のメニューというのもありますので、その対象メニューの中で当然行うものということでそういった協議はしっかり行っているところでございます。以上です。
- 4番(児玉智博君) やはりこういう医療機器というのは計画的にやっていかないと故障というのでそんなに古くなくても機械物とかコンピューターというのは当たり外れがありますから、同じように使っていても結構早い時期に崩れるものもあれば長持ちするものもあると思うから一概には言えないと思うのですけど、故障とかいうふうになれば患者さんが来て必要な検査が公立病院でできないというふうになっても困りますので、やはり計画的にやっていく必要があるのではないかと思います。最後に伺いますが故障したエコーというのは大体何年ぐらい使用していたものが故障したのでしょうか。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 申し訳ございません。今回の部分が何年経過というところは私が確認不足している部分でありますが、一般的に言いますと医療機器であれば耐用年数は長くても5年から7年程度だというふうに私認識しておりますので、その程度の年数で故障が見込まれるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、原案の とおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は15時40分から行います。

(午後3時31分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午後3時41分)

議長(熊谷博行君) 日程第18、「議案第17号 令和6年度小国町下水道事業会計補正予算 (第2号) について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集10ページをお願いいたします。

議案第17号 令和6年度小国町下水道事業会計補正予算(第2号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町下水道事業会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

別冊補正予算書(第2号)をお願いいたします。

令和6年度小国町下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度小国町下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)

第2条 地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

建設課長(小野昌伸君) 御説明いたします。今回が農業集落排水の機能強化事業、今現在発注しておりまして西里地区の中継ポンプの更新工事をやっております。中尾地区2か所、岳湯地区1か所の3か所の工事をやっておりまして、今、電子制御盤とかいろんな電子製品の納品にちょっとお時間がかかっておりますのでどうしても3月末の工期の完成が難しくなりましたので1億円から前渡金1千400万円引いた残りの8千600万円を繰越しさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

議長(熊谷博行君) これより議案第17号について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

これより討論に入ります。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号、令和6年度小国町下水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり 可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第19、議案第18号から日程第25、議案第24号までは令和7年度 小国町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算でありますので、一括して議題といた します。

ここで渡邉町長より令和7年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思います。

町長(渡邉誠次君) それでは、施政方針を述べさせていただきたいというふうに思います。

本日は令和7年の3月定例会と開会に当たりまして令和7年度の町政における施政方針を述べ させていただきまして、議員の皆様方並びに町民の皆様方に町の行政運営等々含めまして御理解 と御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

私の思いといたしましては、2期目の3年目を迎えまして急激に変化をしていく多様化の時代これを乗り越えていくためには、産業の振興それから住民福祉の向上、教育の充実、このバランスを念頭に置きまして、更には国際交流や他自治体また様々な企業の皆様と連携して小国町の更なる魅力発信、連携、相互のイメージの向上、歳入の増加等々、小国町行政の役割もしっかりと踏まえながら、「All For The Next、全ては次世代のために」のコンセプトで各施策を展開してまいりたいなというふうに思っております。来年度当初から役場の中での新しい人事体制が始まりますけれども、効果効率のいい行政運営を行うためには物理的に少ない職員がこれまで以上に横断的に連携を行うことも必然的に求められているというふうに思います。各課、局、新しい体制で風通しのよい環境を整えて、時代により迅速に対応していくためにDXによる効率化を図りながら住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに思います。町政におきましては今まで

行ってきました住民との対話これもしっかりとまちづくりの基礎になるというふうに思っておりますので、自らより多くの住民の皆様とまた議員の皆様と一緒になってお話をしてまいりたいなというふうに考えております。少子高齢化に伴う社会保障関係の経費また老朽インフラ対策に伴って財政需用の更なる増加が見込まれます。一層厳しい財政運営が予想されているところでございますので重要課題にしっかり対応させていただくためには、コスト意識をしっかりと持って経営感覚を持ちながら多様化する行政ニーズの中で行政運営をつけさせていただきたいというふうに思っておりますし、創意工夫で限りある財源の中、課題にしっかりと立ち向かってまいりたいというふうに思います。

それでは来年度の小国町一般会計予算編成においての予算概要を述べさせていただきたいというふうに思います。資料は総務課資料(5)でございます。令和7年度予算概要の説明でございます。後のほうは各局課から重複するところもあると思いますので、そのときに詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

まずは財政状況につきましては、歳入では町税、地方交付税、県支出金、寄附金の増額を見込 んでおります。歳出では扶助費、物件費、積立金、補助費等々が増額となる見込みでございます。 不足する財源につきましては、財政調整基金等の基金を繰入れます。 令和7年度当初予算につき ましては、国庫補助金等の特別財源などの歳入確保に努めるとともに義務的経費以外の経費の削 減に徹底的に取り組んでまいります。町の更なる成長と発展に向け工夫を重ねて予算編成に当た ったところでございます。町民の皆様に有効かつ将来を見据えた予算として計上させていただい ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。一般会計予算は60億1千100万円とい う総額になっております。令和6年度の予算と比較して約1億5千100万円の増というふうに なっております。歳入面ですけれども町税が全体で対前年度2千362万円の増と見込んでおり ます。町民税が1千570万円増、固定資産税1千万円の増、たばこ税は200万円減と見込ん でおります。地方譲与税は森林環境譲与税の増額で対前年度573万円増を見込んでおります。 法人事業税交付金は350万円の増、地方消費税交付金は500万円の増、普通交付税は5千万 円の増というふうに見込んでおります。使用料及び手数料は鍋ヶ滝公園の入場者の増加見込み7 29万6千円の増加を見込んでいます。国庫支出金では全体で対前年度約1千738万7千円減 と見込んでおります。公共土木施設災害復旧費国庫負担金の減が主な理由でございます。県支出 金では全体で対前年度4千654万9千円増と見込んでいます。地籍調査事業費補助金等の増額 が主な理由でございます。寄附金のふるさと寄附金は1億1千100万円の増を見込んでいます。 繰入金は財政調整基金を1億2千363万6千円、ネットワーク事業基金1億3千877万9千 円などと予定をしておりまして、全体で対前年度8千630万4千円の増というふうに見込んで おります。町債は全体で対前年度1億7千107万4千円減と見込んでおります。歳出面の主な 取組の概要につきましては、先ほど申し上げましたように課ごとに順次御説明を申し上げたいと

思いますので、総務課資料(5)と書かれました予算概要説明を引き続き御覧いただきたいと思っておりますし、担当所管からの説明をお聞きいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

議長(熊谷博行君) ありがとうございました。

それでは、執行部より議案第18号から順次議案の概略説明をお願いします。

まず始めに議案第18号について町長より議案集の朗読。そのあとに総務課長より概略説明をお願いいたします。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案集の11ページをお願いいたします。

議案第18号 令和7年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和7年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。 令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは、別冊一般会計当初予算書をお願いいたします。 1ページです。

令和7年度小国町一般会計予算

令和7年度小国町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億1千100万円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、10億円とする。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を 流用することができる場合は次のとおりと定める。
 - (1) 各項の計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合におけ

る同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。 令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、予算書のほうをお願いいたします。

第1表としまして、2ページから6ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

7ページは、第2表債務負担行為として、機器等の令和7年度からのリース期間や限度額が記載してございます。

8ページは、第3表地方債として起債の目的、限度額等が記載してございます。

9ページから10ページは、歳入歳出の予算事項別明細書となっております。

では、予算書の中身に入りますが総務課資料(6)と書いてある資料をお開き願います。私からはこの資料に基づきまして、歳入と歳出の全体的な説明をさせていただきます。また課ごとに 工事請負調書、委託業務調書、補助金調書、負担金調書を予算資料として配付してございますので参考にしていただきたいと存じます。

それでは、歳入のほうから順次説明させていただきます。

一般会計当初予算状況の歳入でございます。歳入総額は60億1千100万円でございます。 主な内訳を見ますと、町税が前年比で3.9%、2千362万円の増額で計上しております。 町民税、固定資産税の増額が主な原因です。

2地方譲与税が前年比で5%、573万円の増で計上しております。森林環境譲与税が増加したものでございます。

6法人事業税交付金は233.3%、350万円増額となっております。近年、交付額が増加 しているため増額で計上させていただいております。

7地方消費税交付金も前年比で3.3%、500万円の増で計上しております。

- 10地方交付税も前年比で2%、5千万円の増額で計上しております。近年の実績を参考に増額を見込んでおります。
- 12分担金及び負担金は前年比9.6%、201万1千円の減で、主に保育料負担金と老人ホーム入所者負担金の減が主な要因となっております。
- 13使用料及び手数料は前年比4.8%、729万6千円増額で計上しております。鍋ヶ滝公園の入園料の増が主な要因となっております。
- 14の国庫支出金2.5%、1千738万7千円の減を見込んでおります。公共土木施設災害復旧費国庫負担金の減が主な原因となっております。

それと15県支出金につきましては10.4%、4千654万9千円の増を見込んでおります。 地籍調査事業費補助金の増が主な要因でございます。

- 16財産収入68.9%、230万5千円の増を見込んでおります。財政調整基金利子繰入れの増が主な要因でございます。
- 17寄附金は54%、1億1千100万1千円の増を見込んでおります。令和6年度の実績見込みを参考にしております。
- 18繰入金は36.8%、8千630万4千円増を見込んでおります。財政調整基金繰入金、ネットワーク事業基金繰入金等の増が主な要因となっております。
- 21町債は28.4%の1億7千107万4千円の減額となっております。土木施設災害復旧 事業、中学校寄宿舎改修事業の減額が主な要因となっております。

次に歳出について説明させていただきます。

2ページの歳出(目的別)と書かれた資料をお願いいたします。歳出総額も60億1千100 万円です。目的別に各項目で前年度に対しまして増減額の大きなものを説明させていただきます。

1議会費でございます。369万4千円減額となっております。備品購入費の皆減が主な要因です。

次に2総務費でございます。2億5千54万1千円、19.9%の増額で計上させていただいております。主な増額の部分を説明いたしますと、ネットワーク事業基金積立金1億5千7万5千円と地籍調査費で4千522万1千円と電算施設費で3千913万8千円の増額が主な要因となっております。

次に3民生費です。3千500万3千円、3.1%の増額で計上させていただいております。 障害者福祉費、児童福祉総務費の増額が主な要因となっております。

4衛生費につきましては855万3千円、2.9%の増額で計上しております。清掃総務費の 増額が主な要因となっております。

5農林水産業費につきましては1千71万2千円、3.4%減となっております。担い手育成推進事業費の減と特定中山間保全整備事業の皆減が主な理由です。増額分は治山事業費と林業費を増額しております。

6 商工費では1千305万8千円の7.4%の減額で、主な減額理由は北里柴三郎博士顕彰費の減額が主なものとなっております。増額分は鍋ヶ滝公園通信整備工事とソフトバンクホークスパートナーズ負担金が増額となっております。

7土木費では2億655万9千円の増額となっております。道路維持費、道路新設改良費が増額に住宅管理費の町営住宅屋上外壁改修工事が皆増となっております。

8消防費では1千875万5千円の増額で計上させていただいております。阿蘇広域行政事務 組合の負担金と地域衛星通信ネットワークシステム整備事業負担金の増額が主な要因でございま す。

- 9教育費では3千195万2千円の減額で計上させていただいております。減額の主な要因は中学校寄宿舎施設改修工事と坂本善三美術館展示照明工事費の皆減が主な理由となっております。小学校費の空調機設置工事、小学校費と中学校費のICT関連機器購入費が皆増となってございます。
- 10災害復旧費につきましては3億748万1千円の減額となっております。土木施設災害復旧費の過年災分3億円の皆減が主な要因でございます。
- 11公債費につきましては337万8千円の増額となっております。各種債務の償還額が増となったことと金利の上昇を予想し増額計上させていただいております。
- 12諸支出金につきましては489万2千円の減額となっております。介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金が減額となったことが要因となっております。
 - 13予備費につきましては昨年どおりとなっております。
 - 3ページは歳出の状況を義務的経費、経常的経費、投資的経費と性質別にまとめております。
 - 4ページは起債の予定一覧を付けてございます。
- 以上、簡単でありますが今回の令和7年度小国町一般会計予算の概要を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 議長(熊谷博行君) 次に議案第19号から議案第24号までについて町長より議案集の朗読。そのあとに福祉課長、建設課長より概略説明をお願いいたします。
- 町長 (渡邉誠次君) それでは、議案集の11ページ下段をお願いいたします。

議案第19号 令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のと おり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算

令和7年度小国町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8千352万4千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円とする。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

続きまして、議案集12ページをお願いいたします。

議案第20号 令和7年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和7年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり 提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。19ページです。

令和7年度小国町介護保険特別会計予算

令和7年度小国町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7千459万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円とする。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

引き続きまして、議案集12ページ下段をお願いいたします。

議案第21号 令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙の とおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

別冊特別会計予算書を願います。43ページです。

令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度小国町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6千450万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

引き続きまして、議案集13ページをお願いいたします。

議案第22号 令和7年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度小国町水道事業会計予算を別紙のと おり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

続きまして、議案集13ページ下段を願います。

議案第23号 令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度小国町簡易水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

議案集の14ページをお願いいたします。

議案第24号 令和7年度小国町下水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度小国町下水道事業会計予算を別紙の とおり提出する。

令和7年3月10日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

福祉課長(宮崎智幸君) 福祉課所管の三つの特別会計予算の概要について説明させていただきます。

まず、国民健康保険特別会計からです。

特別会計予算書の2ページから4ページをお開きください。第1表歳入歳出予算により御説明申し上げます。

3ページの歳出でございます。主なものを説明させていただきます。

款の1総務費は事務費になります。788万5千円、対前年度比170万6千円の増となっております。2の保険給付費が医療受診に係る給付費となります。医療費の推移等をもとに算出しております。保険給付費総額で7億814万円、対前年度比で1億2千650万6千円、15.2%の減となります。続いて3の国民健康保険事業費納付金。これが県への納付金になります。令和7年度においては2億2千900万2千円の納付金を見込んでおり、対前年度比で2千761万8千円、10.8%の減となります。次に、款の6保健事業費につきましては、人間ドックそれから特定健診、特定保健指導の予算で1千559万8千円を計上させていただいております。対前年度比で3万8千円の減額となります。次に3ページの一番下の段です。款の8諸支出金1千589万4千円ですが、令和7年度は公立病院の事業費増額により対前年度比で1千288万6千円の増となっております。

以上、4ページの歳出総額で9億8千352万4千円でございます。

続きまして、2ページ、歳入でございます。

歳入についても主なものを説明させていただきます。

まず款の1国民健康保険税です。保険税総額としまして1億7千70万6千円、対前年度比で4千840万円、22.1%の減額となっております。続いて、款の4県支出金は、保険給付費の大部分を賄うための保険給付費等交付金、保険者努力支援等の特別調整交付金が含まれております。総額で7億4千439万1千円、対前年度比で9千381万4千円、11.2%の減額となっております。次に款の6繰入金6千590万円ですが、保険基盤安定繰入金を計上させていただいております。

以上、歳入歳出ともに合計で9億8千352万4千円の予算総額となります。対前年度比1億4千139万8千円の減額、率にしまして12.6%の減となります。

国民健康保険特別会計予算についての説明は以上です。

続きまして、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

特別会計予算書の20ページ、21ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算により御説明申し上げます。

まず21ページの歳出でございますが、主なものとしまして、款の1総務費は事務費になります。1千896万7千円、対前年度比で116万9千円の減額となります。次に款の2保険給付費が予算全体の約93%を占めるものになります。予算額10億355万円、対前年度比で820万円、約1%の減となります。この給付費は在宅や施設への介護サービスの給付費で実績に応

じた減額となっております。続いて、款の3地域支援事業費4千837万1千円。こちらは対前 年度比で212万6千円、4.2%の減となっております。この予算の中に介護予防、日常生活 支援、総合事業等の予算が計上されております。

以上、歳出総額で10億7千459万7千円でございます。

続きまして20ページの歳入でございます。

まず款の1保険料です。これは65歳以上の1号被保険者の介護保険料になりますが1億9千4万3千円を計上しております。対前年度比で185万1千円の減額、約1%の減少となっております。款の3国庫支出金3億155万7千円、4の支払基金交付金2億7千797万2千円、5の県支出金1億3千300万円、7の一般会計繰入金の歳入につきましては、歳出での保険給付費、地域支援事業費の給付に伴い定率で算定される国庫又は県の負担金補助金等を計上しております。款の9の諸収入におきましては、地域包括支援センターにおいて要支援者のサービス計画に係る収入等を計上しております。

以上、歳入歳出ともに合計で10億7千459万7千円の予算総額となります。対前年度比で 3千361万8千円の減額、率にして3%の減となります。

介護保険特別会計予算についての概要説明は以上となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明させていただきます。

予算書44ページ、45ページお開きください。第1表歳入歳出予算により概要を説明いたします。

45ページの歳出でございます。

まず款の1総務費は本特別会計に係る運営事務費や徴収費としての経費206万5千円となります。次に款の2後期高齢者医療広域連合への納付金でございまして、徴収した保険料及び保険料の軽減として補てんされた保険基盤安定繰入金、合わせまして1億5千565万1千円を支出するものです。これが全体の94.6%となります。次に款の3保健事業費です。健康診査や歯科口腔健診等の経費653万5千円を計上させていただいております。

以上、歳出総額で1億6千450万1千円です。

次に歳入です。

44ページです。款の1後期高齢者医療保険料ですが、特別徴収と普通徴収を合わせまして1億1千412万5千円予算を計上しています。対前年度比で8.4%の増でございます。款の3の一般会計からの繰入金ですが、保険料の軽減分を補てんする保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、合わせて4千363万5千円です。次に款の5諸収入については項の3受託事業収入になります。後期高齢者の健康保持増進事業について広域連合から受託されるかたちとなっております。以上、歳入歳出ともに合計で1億6千450万1千円の予算総額となります。対前年度比で878万6千円の増額、率にしまして5.6%の増となります。

後期高齢者医療特別会計の予算の説明は以上となります。

福祉課より三つの特別会計の予算概要について説明を終わらせていただきます。

建設課審議員(谷口正浩君) 令和7年度小国町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

それでは予算書を御覧ください。一番最初に総括事業を掲げてございます。業務予定量として第2条で令和7年度の予定量を計上しております。給水戸数としまして2千411戸、総給水量は87万8千308トンとしまして1日の平均給水給水量としましては2千405トンとしております。また主な建設改良費としまして水道管布設替工事4千800万円を予定しております。こちらは黒渕の西蓬莱地区の配水管の布設替工事を計上してございます。続きまして、第3条収益的収支及び支出でございます。収入の合計で1億5千245万1千円でございます。2ページに支出の合計としまして1億4千547万6千円でございます。第4条には資本的収入及び支出について記載してございます。収入の合計としまして1千725万1千円、支出の合計としましては1億4千200万9千円でございます。

以上、簡単ではございますが、令和7年度小国町水道事業会計予算について御説明させていただきました。

続きまして、令和7年度小国町簡易水道事業会計予算についてでございます。

令和7年度小国町簡易水道事業会計予算書を御覧ください。

1ページでございます。第1条には総則、第2条で令和7年度の業務予定量を定めてございます。第3条には収益的収入及び支出でございます。収入の合計としまして989万8千円、支出の合計としましては1千972万8千円でございます。

続きまして、2ページ。第4条こちらは資本的収入及び支出でございます。収入の合計としまして900万1千円でございます。支出の合計としましては178万円でございます。

以上、簡単ではございますが小国町簡易水道事業会計について説明を終わらせていただきます。 続きまして、令和7年度小国町下水道事業会計予算についてでございます。

令和7年度小国町下水道事業会計予算書を御覧ください。

1ページをお開きください。総括事業を掲げてございます。業務予定量としまして第2条で令和7年度の予定量を計上してございます。水洗化戸数511戸、年間処理水量としまして17万1千129トンとしまして1日の平均処理水量としましては468トンとしてございます。また主な建設改良費としまして西里地区の機能強化対策事業1億2千300万円を予定してございます。主に西里地区の中継ポンプ施設8か所の機械及び電気設備の工事でございます。続きまして、第3条収益的収入及び支出でございます。収入の合計としましては1億5千325万9千円、2ページの支出の合計としまして1億5千263万7千円でございます。第4条には資本的収入及び支出について記載してございます。特に第4条では補てん財源について定めてございますが、

収入の合計としまして1億6千700万7千円、支出の合計としましては2億980万3千円でございます。

以上、簡単ではございますが概略説明を終わらせていただきます。以上でございます。

議長(熊谷博行君) ただいま執行部より議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算について から議案第24号、令和7年度小国町下水道事業会計予算についてまでの概略説明をしていただ きました。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算につきましては、 各常任委員会に付託し、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

次に、議案第19号から議案第24号につきましても、所管の常任委員会に付託したいと思います。

お諮りします。

議案第19号から21号は文教厚生常任委員会、また議案第22号から24号は産業常任委員会に付託し審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号は、所管の常任委員会に付託し審議することに決定いたしました。

- 議長(熊谷博行君) 日程第26、発委第1号については別紙配付資料のとおり地方自治法第10 9条第6項及び第7項並びに小国町議会会議規則第14条第3項の規定により、発委案として受理しました。提出者より説明を求めます。
- 1番(江藤理一郎君) 1番、江藤です。

では、読み上げます。

発委第1号

小国町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに小国町議会会議規則 第14条第3項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法等の一部改正に伴い、規定の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものであります。

少し詳しく御説明します。

第213回国会において成立した、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法などの一部を改正する法律が、令和7年4月1日から施行されることに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより以下の項番号が順次繰下げられることになりました。このことに伴い小国町議会の個人情報の保護に関する条例におきましても、番号利用法第2条の条文を引用している箇所があるため改正するものです。

続きまして、第208回国会において成立しました、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律につきましては、「懲役」及び「禁錮」を廃止しこれらに代えて「拘禁刑」を創設することなどを内容とするものになります。令和7年6月1日から施行されることになっております。このことに伴い条例や規則中に「懲役」、「禁錮」の文字が含まれる場合には、改正法の施行日までにこれらを「拘禁刑」に改めるなどの改正を行う必要がありまして、小国町議会の個人情報の保護に関する条例において該当する箇所があるため改正するものであります。

以上、発委につきまして御説明させていただきました。よろしくお願いします。

議長(熊谷博行君) これより発委第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発委第1号、小国町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第27、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これ

に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長(熊谷博行君) 日程第28、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、12月議会以降本日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長(熊谷博行君) 日程第29、「議員研修報告」を議題とします。

この件につきましては、小国町議会議員研修助成金交付要綱第9条の規定により、直近の議会 定例会において報告をすることとなっております。議員を代表して8番、熊谷和昭君より報告を お願いしたいと思います。

8番(熊谷和昭君) それでは、報告をしたいと思います。

小国町議員研修報告をさせていただきます。この研修は小国町議会議員研修助成交付要綱に基づき町から助成を受け、議員全員参加により行われました。

(目的)議員としての視野を広め、より活発な議員活動を促進するもので、全国でも先進的な 取組を取り入れた自治体を視察し、今後の議員活動に生かしていくためである。

事前に議長から各議員に研修場所、視察箇所、視察の目的など希望を募り今回の研修となりました。なお執行部から渡邉町長にも参加をいただきました。令和7年1月28日から30日の2 泊3日の間、岡山県奈義町、香川県直島町、広島県廿日市市での視察研修を実施した。

1月28日火曜日。午前6時、おぐに町民センターに集合して博多駅へ。新幹線を使い正午過ぎ岡山県奈義町に到着した。奈義山の麓、標高200メートルのなだらかな丘陵地に町があり、人口約5千500人、面積が小国町の半分ほどで半径2キロメートルの中に人口の8割が住むコンパクトな町で、過去には「奇跡の町」とマスコミでも紹介された町である。合計特殊出生率2.95と高く、全国から注目されています。町内に陸上自衛隊の日本原駐屯地と演習場を備えており、国からの交付金をもとに2004年より乳幼児及び児童生徒医療給付の拡充、出生祝金、不妊治療助成、高校就学援助。2012年より子育て応援宣言を行う。その後も不育治療助成、育英奨学金、子育て家庭食育支援、2024年には子ども園及び小中学校給食費の完全無料化を実施し、手厚い子育て支援が町独自で実施されている。研修では奈義町長及び町の担当者から丁寧な説明を受け、地域子育て支援施設「なぎチャイルドホーム」での視察を行った。この日は小国町のほか全国から6自治体により視察があり合同研修となった。町の支援のほか町民を巻き込み多くのシニア世代、子育て世代の皆さんがボランティアで育児、保育を手伝う取組を町民主役で行っていた。岡山県津山市から30分ほどの通勤圏内となるため手厚い子供支援を武器に、ベッ

ドタウンとしての移住者獲得に現在力を入れている。町民カード多世代共通型ギフトカードの取組は今風のポイント付与や地域通貨の役割もあり参考になった。

1月29日水曜日。岡山市から瀬戸内海方面へバスで移動。フェリーにて香川県直島町に入った。直島町は香川県ではありますが船舶で岡山から15分、面積は小国町の10分の1、人口が2千900人の小さな島である。直島町長、議長より町づくりへの取組について研修を受けたのち視察を行った。三菱マテリアルが進出しており金の生産量が日本一となっている。ベネッセ元福武書店の支援を受け島全体が芸術の島となっており、建築家安藤忠雄、草間彌生などの携わる作品が点在しているほか、空き家等を上手に使い生活圏にアート作品などが点在する。当初は観光客が生活圏に入り込むことで町民から苦情が多かったが、現在はないとのことでした。住民の方々の理解がないと進められない事業であると感じた。現在は世界中から年間72万人の観光客で賑わっている。小国町にもすぐれた観光拠点が点在しているため皆の知恵を絞り、外貨獲得に向け努力の必要性を感じた。

1月30日木曜日。広島県廿日市市宮島を訪れた。フェリーで10分宮島に到着するが、どの便も満船状態で運行しており外国人が非常に目立ち、オーバーツーリズム対策の必要性を感じた。島に渡るには訪問税1名100円が課せられ観光対策の財源となっている。今後、鍋ヶ滝見学や北里柴三郎記念館運営の参考になった。

総評としまして財政基盤の地理的要件が違うものの、それぞれの自治体が財源獲得のため地域の強みと知恵を生かし取組を実施している。トップによる町づくりへの情熱とそれを支える議会や住民の理解があってのこと。それぞれの立場、連携、理解、それを伴う関係者が一つになることで大きな成果を生んでいるように感じた。どの自治体も強い財源力があってからこその取組で、いかに財源確保が大切か痛感した。

以上です。

議長(熊谷博行君) ありがとうございました。

議長(熊谷博行君) 日程第30、「行政報告」。

執行部より報告事項等ありましたらお願いします。

町長 (渡邉誠次君) それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは卒業式が3月21日でございますけれども小国小学校卒業生48名おります。3月21日金曜日に行います。

次に、入学式でございますけれども小国中学校入学者が予定48名。小国小学校入学者予定が 52名ということでございまして、いずれも4月9日の午前と午後に分けて行います。議員の皆 様にも来賓の案内をしております。よろしくお願いいたします。

令和7年度の職員採用につきましては、新規採用者は一般職2名、学芸員を1名採用いたします。

それから「第3期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしましたので、配付をさせていただきたいと思います。この計画は令和7年4月からの5か年計画でございまして、小国町を取り巻く環境、特に人口減少及び少子高齢化問題等の対抗策を講じまして、活力を戻していくために方針を定めた計画でございます。小国町議会の各常任委員長を始め各種関係機関の皆様に御意見をいただき策定に至ったものでございますので、どうぞ御覧いただきたいと思います。以上、行政報告とさせていただきます。

議長(熊谷博行君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後4時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員(5番)

署名議員(9番)

第 2 日

令和7年第1回小国町議会定例会会議録

(第2日)

- 1. 招集年月日 令和7年3月17日(月曜日)
- 1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場
- 1. 開 議 令和7年3月17日 午前10時00分
- 1. 散 会 令和7年3月17日 午後 3時22分
- 1. 応招議員

 1番
 江藤
 理一郎
 君
 2番
 杉本いよ君

 3番
 高村
 祝次君
 4番
 児玉智博君

 5番
 穴見
 まち子君
 6番
 松崎俊一君

 7番
 松本明雄君
 8番熊谷和昭君

 9番
 久野達也君
 10番熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君 3番 髙 村 祝 次 君 4番 児 玉 智 博 君 5番 穴 見 まち子 君 6番 松 﨑 俊 一 君 7番 松 本 明 雄 君 8番 熊 谷 和 昭 君 9番 久 野 達 也 君 10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

2番 杉 本 い よ 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広 行 君 書 記 宇都宮 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

野 長 渡 邉 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君総務 課 長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君情報政策課長 田 邉 国 昭 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君税務住民課長 中 島 高 宏 君 建 設 課 長 小 野 昌 伸 君祖 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君建設課審議員 谷 口 正 浩 君 総務課審議員 松 本 徳 幸 君町民課保育園長室原 由 美 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。 別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7. 3.17)

議長(熊谷博行君) おはようございます。

まず10日の日に言うべきだったのですが、物価高騰対策に町民1人に商品券。ちなみに私、10日遅れで昨日いただきました。私が受け取らなかっただけであって。あと畜産、牛にも1万円。お礼というか「一般財源まで使っていただきまして、ありがたく思っております」ということを町民数名の方から聞いております。それからサリン事件から20日で30年。あんなに世の中を騒がせたのに少しもう忘れられたのではないかなと思います。それから昨日、河津酒造様の新酒祭り。町長と手をつないで行ってきました。新酒祭りがあると「もう春なんだな」と感じさせられました。2人とも一杯も飲まないで帰りました。

本日は、3月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は9名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。なお、本日は2番、杉本いよ議員より欠席届が出ております。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長(熊谷博行君) 日程第1、議案第18号から日程第7、議案第24号までは令和7年度一般 会計予算及び特別会計、事業会計ほか各予算でありますので、一括して議題といたします。

本議案は、去る3月10日の本会議において、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されて おりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を 求めます。

6番(松﨑俊一君) はい、6番でございます。改めまして、おはようございます。

それでは早速ですけど、令和7年3月10日の3月定例議会におきまして、当委員会に付託されました令和7年度一般会計予算につきまして報告したいと思います。令和7年3月11日午前10時から当会議場におきまして委員全員の出席をいただき、第1回小国町議会総務常任委員会が開催されました。委員会には確定申告に従事する2名の役付職員以外本委員会所管の各課局の長、審議員、課長補佐、室長、館長並びに担当係長に出席をいただきました。熊谷議長にも出席いただきまして渡邉町長の挨拶の後、各課長からの総括的説明その後質疑に入りました。着座にて申し上げます。

議長(熊谷博行君) はい。

6番(松﨑俊一君) 質疑につきましては、まず歳出のほうからページを追っていきます。

7ページの債務負担行為の中でコミュニティバス運行委託料についての質問。それから31ページ、当直業務委託料。この業務を委託する理由についての質問。32ページ、職員採用試験。 今後の採用に向けた取組について、次35ページ、ふるさと寄附金の活用の方法について。39 ページ、電算施設費の将来的な見通しについて。それから36ページ、小国町地方創生移住支援事業補助金について。39ページ、ガバメントクラウド利用料。このシステムに情報を預ける必要性について。それから40ページ、会議録作成支援システム保守業務委託料。どのようなシステムなのかという質問。それから42ページ、地域情報基盤管理運営費の中でお悔やみの情報などについて。43ページ、住民支援費の中で結婚新生活支援事業補助金の予定件数について。43ページ、住民支援費の中で更生保護団体補助金について。43ページ、地域おこし協力隊について。47ページ、賦課徴収費の中で家屋調査業務委託料について。49ページ、選挙管理委員会費の中で開票の時間短縮について。65ページ、環境衛生費の中で浄化槽補助金についての質問がありました。

次に歳入につきまして、15ページの民生使用料の中で隣保館使用料についての質問。それから24ページ、ふるさと寄附金の返戻金についての質問が各々の委員並びに議長から質疑がありました。町長並びに各担当課長から答弁をいただきました。質疑並びに答弁につきましては、お手元の質疑応答集を御覧いただきたいと思います。

質疑の後、討論に入りました。討論はございませんでした。採決の結果、全員挙手により議案 第18号、令和7年度小国町一般会計予算は可決すべきとされました。なお、当日は3月11日、 東日本大震災ということで午後2時46分がきたら黙祷を予定しておりましたが、その前に終わ りましたのでそれはいたしませんでした。

以上、小国町議会総務常任委員会の報告とさせていただきます。

議長(熊谷博行君) 次に、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

5番(穴見まち子君) ただいま議題となりました委員長報告をいたします。「議案第18号 令和7年度小国町一般会計予算について」、「議案第19号 令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について」、「議案第20号 令和7年度小国町介護保険特別会計予算について」、「議案第21号 令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について」文教厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長(熊谷博行君) 穴見委員長、着座でよろしいです。

5番(穴見まち子君) はい。

去る3月12日、委員の出席と執行部より渡邉町長、村上教育長を始め所管の各課の課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邉町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。12日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめて資料を作成しましたので、皆様には事前に配付しております。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については配付いたしました資料

が全てになりますが、その中から選んで報告いたします。担当課ごとにまとめておりますので多 少ページが前後する場合もあるかと思いますが御了承ください。

まず始めに、議案第1号、令和7年度小国町一般会計の歳出でございます。

55ページ、老人福祉費の中で「小国町敬老会等事業費助成金は、敬老会の開催を要件とせずに、全ての高齢者に記念品などの配布はできないか」との問いに対して、「配布方法について関係団体とも協議を行ったが、全ての方への記念品の配布は難しい状況。町としても高齢の方を敬う気持ちはあり、100歳表彰や米寿のお祝いなどを行っている。来年度の敬老会等事業費助成金については、制度ができた経緯のとおり敬老会の開催を要件とし、大字協議会等への助成を行う」ということです。この資料の5ページにあります児玉議員からの質問「学習指導要領では、公衆道徳などについての体験を積むこととあるが、まずは日本の道徳を学ぶことが優先されるべきではないか。また、行き先が台湾に決まったプロセスを説明してほしい」との問いに対して、教育長は「行き先が台湾に決まっているのではなく、選択肢の一つとして台湾に行くのであれば応援することを伝えた。保護者への丁寧な説明が足りなかったことで、アンケートをとり学校内で確認し方針を決定し、保護者会において最終決定をする」ということです。

歳入ですが、「保育料と副食費の対象園児は何名か」という児玉議員からの質問に対して、「保 育料の徴収対象園児は33名、副食費の徴収対象園児は69名である」ということが歳入として 挙げられました。

以上で、議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算については全ての質疑を終結し、討論 に入りました。

討論は、小学校のエアコン設置についての必要性や聞き取りが不十分などの理由で反対討論が ございました。 賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第18号の審査を終わりました。

本案は去る3月10日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

続きまして、令和7年度特別会計予算について、福祉課より予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず始めに、議案第19号、令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

質疑といたしましては、歳出は児玉議員から「国保へルスアップ事業は保健指導とどう違うのか」という質問に対して、課長補佐が「国保へルスアップ事業とは、未受診者対策事業で、受診 勧奨のはがきを2回1千342通発送しています」という答えでした。

次に、介護保険特別会計についての歳出でございます。江藤議員から「介護予防・生活支援サ

ービス事業費の中で、元気が出る学校の委託の予算はどこに計上しているか。また、利用者数は何人か」との問いに対して、福祉課長補佐が「予算書30ページの款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節12委託料の中の、通所型サービスC委託料で計上。令和6年度の実績見込みは、定員が15名で利用者実数は38人、延べ人数は400人」ということでした。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてですが、児玉委員から51ページ健康診査費の中で「健康診査委託料は何名分で計上しているか。また、毎年何名受診しているか」との問いに対して、課長補佐から「9千460円引く自己負担800円掛ける500名で計上している。令和6年度は暫定値だが444名」と答えをいただきました。

以上で、当常任委員会の特別会計予算について全ての質疑を終結し、討論に入りました。

討論におきましては、議案第19号、議案第20号、議案第21号につきましては、一括して 反対討論が行われました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険が高いなどの理由で反対討論がございました。 以上で、当常任委員会での議案第19号、議案第20号、議案第21号の審査内容についての 報告を終わります。

本案は去る3月12日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第19号、議案第20号、議案第21号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきと 議決をいたしました。

以上で、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長(熊谷博行君) 続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

3番(髙村祝次君) おはようございます。

産業常任委員会の報告をいたします。「議案第18号 令和7年度小国町一般会計予算について」、「議案第22号 令和7年度小国町水道事業会計予算について」、「議案第23号 令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について」、「議案第24号 令和7年度小国町下水道事業会計予算について」産業常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る3月13日、委員の出席と執行部より渡邉町長を始め、所管の課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邉町長より挨拶をいただき各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。13日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様に事前に配付しております。

議長(熊谷博行君) 髙村委員長、着座でお願いします。

3番(髙村祝次君) それでは、まず質疑応答から報告いたします。質疑応答につきましては配付 しました資料が全てになりますが、その中から選んで報告いたします。担当課ごとにまとめてお りますので多少ページが前後する場合もあるかと思いますが御了承ください。

まず始めに、議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算の歳出でございます。

69ページ、中山間地域等直接支払推進事業費の中で「現在の協定締結数及び構成員数はどの程度か。また、集落から次年度交付金に係る事業計画は提出されているか」、農政係長より「協定締結数は24集落、構成員数は延べ616名です。また、次年度は23集落が交付金を活用予定であるが、事業計画等については各集落が4月以降に総会を開催し決定することになるため、現時点で確認していません」。

それから70ページ、手づくりの館施設費の中で「手づくりの館について、利便性向上のため、 使用料をより高く設定し修繕してはどうか」、産業課長より「手づくりの館については、電気代 の高騰や利用者数の減少などを踏まえ、修繕ではなく建築年数がより浅い悠工房への統合を検討 したい」。

72ページ、循環型農業推進費の中で「堆肥舎について、現在堆肥の売上げよりも製造委託料のほうが高い状況であるが、今後の運営方針はどうなっているのか。また、運営を継続するのであれば、食品残渣の運び込みなどに支障を来たさないよう施設前の通路を舗装すべきではないか」、農政係長より「町内施設からの食品残渣を活用した堆肥づくりは循環型農業を推進する上で大きな意義があると考えるため、堆肥舎については運営を継続したい。なお、施設前通路の舗装については今後検討する」。

それから同じく72ページ、循環型農業推進費の中で「堆肥製造にあたり、一度梱包前の堆肥を菊池市に運搬するとのことだったが、運搬費だけで相当な金額になるのではないか。化石燃料の使用を減らすためにも、町内でできる作業については可能な限り町内で行うべきではないか」、産業課長の答弁で「運搬費のほか残渣回収費などについても堆肥製造業務委託料に含まれる。そのため、本業務が委託されなければ残渣が回収されず、別途処分費が発生することになる。堆肥のふるいを行う場所の確保が困難な点や堆肥の熟成などに係る専門的知識を持った職員が町内にいない点を踏まえ、町外での作業が最良と考える」。

それから77ページ、商工振興費の中で「小国町住宅リフォーム助成事業補助金について、最近では住宅メーカーが増えているため、町内の建築業を利用するようPRしてほしい。また、もう少し予算を増額することを考えていないか」、商工観光係長から「本補助金は、補助上限を10万円としており、町内の事業所を活用することを前提にしている。予算額の増額については、申請者数や効果を考慮して今後検討していく」。

同じく77ページです。「台湾からの熊本・九州を訪れる方々が増えているが、台湾圏での町の観光PRや集客の働きかけなどは、この予算の中には組み込まれているのか」、商工観光係長より「本予算には一部含まれているものもあるが、大枠の事業として計上する予算はない。ただし、令和6年の国の補正予算で新たな補助事業も出てきたので、活用を検討している。その活用

として、今年の1月に町長を含め、士林区を訪問し、士林区長と小国町の観光パッケージについて協議している」。

78ページ、観光費の中で「今後、カントリーパーク事業をやると言っているが、公園の面積が3ペクタールほど広がるわけだが、そうなると委託料も増えていく可能性はあるということか。また、草刈り等を含め、委託先は観光協会になるのか」、商工観光係長「委託料の増額は、十分考えられる。現在は受付係の方が草刈りの講習会を受講・研修し業務に当たっている。将来的に面積が広くなるので、その点に関しては今後検討していきたい」。

80ページ、負担金補助及び交付金の中で「新千円札発行1周年記念事業補助金というのは、 学びやの里が実施するものか。また、日程、期間、内容は固まっているのか」、柴三郎プロジェ クト係長「新千円札発行1周年記念事業補助金は、7月3日に合わせてイベントを記念館で行う 予定で、指定管理している学びやの里への補助金である。開催日の7月3日が今年は平日のため、 町民の方向けの1周年記念イベントとしてお祝いを含め検討している」。

次から建設課です。

72ページ、団体営土地改良事業費の中で「今市地区水路整備工事について」、農林土木係長「通称倉原水路の排水路を整備するもので、幅1メーター、高さ1メーターの大型水路を5メーター施工する計画である」。

83ページ、道路維持費の中で「町道沿線立木安全対策事業補助金について」、公共建設係長より「見積りを徴収し、200万円で計上している」ということです。

それから歳入に入ります。

15ページ、「鍋ヶ滝公園入園料5千100万円とあるが、何名の見込み予算となるのか。また、1枠の入園者数を増やすことや物価高騰及び労働単価の上昇による入園料の値上げを考えていないか」、商工観光係長の答弁です。「鍋ヶ滝公園入園料については、大人300円で17万人を想定した積算にしている。また、1枠の入園者数は昨年の8月より1枠170人であったものを200人に増やしており、入園料の値上げについてはカントリーパーク事業により公園敷地が広がれば、維持管理費等も増えるため、十分考えられる」

23ページ、財産運用収入の中で「Jクレジット売払収入は、町有林の分だけか。私有林について考えられないか」、課長補佐の答弁で「町有林の分だけである。この制度は森林経営計画が認定されている必要があるため、私有林については、経営計画の作成主体が申請する必要がある」以上で、議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。カントリーパーク事業、鍋ケ滝バイパス新設などに一貫して反対などの理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第18号の審査を終りました。

本案は去る3月10日、当委員会に付託され、報告のとおり、審査を終了し、採決の結果、議

案第18号、令和7年度小国町一般会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

続きまして、令和7年度事業会計予算について、建設課より予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず始めに、議案第22号、令和7年度小国町水道事業会計予算についてでございます。

質疑については、水道の予算全般について「水道管布設替えについて」、建設課長より「総延長 $141 \, \mathrm{km}$ のうち、 $70 \, \mathrm{km}$ の $50 \, \%$ を布設替えしており、 $18 \, \%$ は耐震管となっている」ということでした。

次に、議案第23号、令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について、議案第24号、令和7年度小国町下水道事業会計予算について、質疑はありませんでした。

以上で、当常任委員会所管の令和7年度事業会計予算については全ての質疑を終結し、討論に 入りました。

議案第22号、議案第23号、議案第24号につきまして、討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第22号、議案第23号、議案第24号の審査内容についての 報告を終わります。

本案は去る3月10日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第22号につきましては賛成多数で、議案第23号、議案第24号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長(熊谷博行君) ありがとうございました。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより、議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より御答弁お願いいたします。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算についてに反対の立場 から討論を行います。

今、町民の暮らしに長引く物価高騰が重くのしかかっています。また、少子化、人口減少により町の衰退がいよいよ深刻になっています。町中心部を見渡してみましても殿町火災跡地が復興するどころか空き家が次々と解体され更地が広がっていっております。この間幾つかの店舗で廃

業したところも空き店舗のままになっています。こうした状況を何とか盛り返すためにも若者や子育て世代から選ばれるまちづくりに知恵を絞り実践していかなければならないはずですが、新年度の予算組みは余りに無策とまでは言いませんが不十分ではないかと思います。同僚議員の皆さんは「この予算で何とかなる」と希望を抱くことはできていますか。いかがでしょうか。もしこの後賛成討論をされる方がいらっしゃいましたら、その方なりの希望を語っていただければと思います。以下、反対の理由を幾つか述べます。

ガバメントクラウド利用料1千306万8千円は、住民記録や税、福祉など自治体の基幹系業 務を令和7年度までに国が策定する標準化基準に適合したシステムで行うよう義務づけられると ともに、国によるクラウド基盤つまりガバメントクラウドを利用するよう努めることとされたこ とによるものであります。マイナンバーとのひもづけに伴う個人情報の漏えいトラブルが後を絶 たない中、最も危惧されるのがガバメントクラウド利用により個人情報が脅かされないかという 問題です。自治体が利用するガバメントクラウドは、アマゾン、マイクロソフト、グーグル、オ ラクル系列の米巨大企業4社に限られています。委員会審議では小国町はアマゾンのものを利用 することが明らかになっています。米国には海外データ合法的使用明確化法「クラウド法」があ り、アメリカ政府は自国企業が保存しているデータの提供を強制できます。実際、既に日本政府 がクラウドとして利用しているアマゾンウェブサービスがアメリカ政府から提出要求された情報 は、年間390件(2020年下期)にも及びます。同社クラウドは2020年8月、2021 年2月と9月にシステム障害を起こしサービスに支障が出ています。既にヨーロッパ各国の政府 機関は米国企業クラウドからの撤退を進めています。委員会審議で担当係長が述べたとおりガバ メントクラウド利用は努力義務であって義務ではありません。ガバメントクラウドを先行して利 用開始した自治体の運用コストが倍増したとの報告もあります。埼玉県美里町などであります。 今後、財政的な負担も重大な問題となりかねないことも指摘しておきたいと思います。

人権政策費309万6千円の実に半分は、部落解放同盟小国支部への補助金です。このほかにも各種人権同和教育関連団体への補助金負担金が予算化されています。同和対策特別措置法が失効したのは21世紀に入った次の年2002年でした。社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあるとの認識のもと、それ以上の延長はなされなかったものであります。その21世紀も早や四半世紀が過ぎているのに現実を認めようとせず、いまだに部落解放同盟に寄り添った人権政策を続けている結果、各地でいまだに同和利権による事件が発生しています。大分市で先月、官製談合により市の元環境部長を含む市職員3人とともに逮捕された受託業者の元役員は、部落解放同盟大分支部長でした。この事件を受け足立信也市長は会見で、解放同盟に対して配慮が行き過ぎていたことを認めています。ゆがめられた人権政策を続けていても正しい人権意識を養うことはできません。具体的事例は明日の一般質問で述べることになるかと思いますが、町職員の中にも正しい人権感覚が身に付いていないのではないかと感じることが多々あります。

町の人権政策が一刻も早く部落解放同盟から解放されることを願ってやみません。

道路施設保全対策費3千万円や道路新設改良費の実施設計委託料6千900万円は、鍋ヶ滝バイパスやカントリーパーク事業の費用であります。町は「大型バスが公園に入るようにしなければならない」と言いますが、果たして小国町に来る観光客は小国町の商業実態に照らして少ないのでしょうか。次年度の鍋ヶ滝公園入園料は、令和5年度決算からおよそ1千万円増の5千100万円で入園者数は17万人を見込むということです。町が最優先で考えるべきことは、この17万人に入園料以外でどれだけたくさんのお金を町に落としてもらえるようにするか。その場所をどうやって作っていくかということのはずです。冒頭申し上げましたが、店舗が次々に閉まっていく中で鍋ヶ滝公園の入園者だけが増えたところで観光客がお金を使うところがなければ、お金よりもごみのほうがたくさん落ちる町になってしまうのではありませんか。商工観光政策の方向性を見直すべきです。

小学校費の空調設置工事費3千万円は、小学校の音楽、理科、家庭科、図工の特別教室4部屋にエアコンを設置するものです。そもそもが4教室で3千万円と信じられない金額でありますが、重大なのは委員会審議でこれらの教室の利用状況を教育委員会事務局は把握していなかった、説明できなかったことです。委員会では図工室については現在物置のような状態になっていて、6年間で1回しか使わなかったという子どもの声があることも指摘されています。また家庭科室も必ず必要となるのは5、6年生の調理実習だと思います。調理実習について年間の回数というのは指導計画によるものでありますが鹿児島大学教育学部のかわせあきら講師によりますと、小学校では年に2、3回、5年生と6年生の2年間で合計5回程度の調理実習をする場合が多いということであります。また令和12年度までには普通教室の必要数も九つまでに減少すると予想されることも明らかとなっています。こうした実態に照らして3千万円の規模の工事が本当に妥当なのか十分な検証はできていません。次年度給食費の値上げが示されましたが、今の世の中は学校給食費は無償化の流れが広がっています。このエアコンの3千万円を必要な規模に見直して給食費に回せば、少なくとも値上げを中止することができるのではありませんか。

以上、述べましたとおり本予算はまだまだ見直す余地がありますから、反対すべきと判断するものであります。

議長(熊谷博行君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算について、各常任委員会から原案のとおり可決 すべきであるとの報告を受けました。したがって、各委員会報告のとおり原案のとおり可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。 議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第18号は各委員会報告のとおり原案可決されました。

議長(熊谷博行君) 続いて、議案第19号から議案第24号までの各特別会計及び各事業会計予 算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、議案第19号、令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について、 議案第20号、令和7年度小国町介護保険特別会計予算について及び議案第21号、令和7年度 小国町後期高齢者医療特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は人口減少や被用者保険の適用拡大に伴う加入者の減少により、令和7年1月末時点での小国町の被保険者数は前年と比較して世帯でマイナス7.4%、人数で10.7%と激減しています。このため予算積算上の保険収入は前年度比4千840万円減となった一方、保険給付費も1億2千650万6千円の大幅減となっています。このため県の保険給付費交付金も9千381万4千円の減であります。専決処分になるものと思われますが令和6年度に引き続き7年度も保険税の賦課限度額が引上げられることとなっています。医療給付費分で1万円、後期高齢者支援分2万円の引上げで課税限度額は109万円になってしまいます。物価高騰で厳しい暮らしを強いられる被保険者の家計に追い打ちをかける増税が、議会での審議も経ずに専決されることに厳しく抗議を行います。一般会計からの繰入れにより未成年の均等割免除など保険税負担の軽減を行うよう求めます。

令和7年度の年金は1月に1.9%増と発表されていますが、同時に発表された2024年消費者物価指数は2.7%で名目手取り賃金変動率が2.3%だったことからこちらを基本とし、更にマクロ経済スライドなどによって年金給付額は0.4%のマイナスとなりました。物価高騰が続く中で3年連続の実質マイナス改定であります。年金収入が目減りする中、そこから天引きされる介護保険料負担は高齢者の大きな悩みとなっています。この問題を解決するためには介護保険財政の構造である公費50と保険料50の仕組みを変えるしかありません。地方自治体からも国に対して制度改定を求めるべきであります。熊本県後期高齢者医療広域連合の令和5年度の後期高齢者医療特別会計決算では、歳入歳出差引残額で95億909万993円の黒字となり、その全額を翌年度に繰越しています。これだけの黒字決算になるのは、熊本県内の被保険者から市町村を通じて徴収した保険料が多過ぎるためであり、保険料を引き下げるべきであります。

以上のことから、これらの特別会計予算についても反対することを申し上げ、討論を終わります。

議長(熊谷博行君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員会の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を 受けました。それでは1件ごとに採決をいたします。

まず始めに、議案第19号、令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のと おり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和7年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号、令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号、令和7年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号、令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決 することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号、令和7年度小国町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第8、「議案第6号 小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

この小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例については、3月10日本会議にて修正案が議決されていますので、修正議決した部分を除く原案について採決をします。

これより採決に入ります。

議案第6号、小国町SDGs推進施設設置条例の一部を改正する条例について、修正決議した部分を除く部分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第9、「議案第25号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等 の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは、議案第25号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の 一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月17日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等、育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を法改正する法律により、改正された人事院規則等の改正に伴い、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) おはようございます。

それでは、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について御説

明を申し上げます。 1 0 日の日にまず上程させていただきましたけれども議案の中に誤字等ございまして取下げということになり大変申し訳ございませんでした。再度提案させていただきますことをお許しいただきたいと存じます。

それでは、説明は総務課資料(8)の新旧対照表で行いますのでよろしくお願いします。

第1条としまして、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第8条の3、第2項で超過勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳未満」から「小学校就学前まで」に範囲を拡大するものでございます。同じく第2号中の「自由」という文字がございますけれども自らという文字を用いたものから事柄の事を用いた「事由」に改正を願います。この部分が今回の修正となりました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、第4項も第2項の改正に伴い改正となります。

2ページをお願いいたします。第15条(介護休暇)でございます。要介護者、介護休暇の対象が「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」と明記をされております。

第15条の3(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)「任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。」とありますのは、介護両立支援制度等と称する国の指針に沿ったマニュアル等を定め介護休暇を取得する者に制度の内容を周知し必要な手続等に要する面談等を行うことを義務づけております。

第2項では40歳になる職員に対して介護両立支援制度等を周知することがうたわれております。

第15条の4(勤務環境の整備に関する措置)においては、1号で職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、2号で制度の相談体制の整備、3号で勤務環境の整備に関する措置を講ずるように定められております。

3ページ、第2条小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例第18条第3項 と4ページ、第3条小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例の附則第2条の改正は、法律の一部改正により条ずれを起こしたものを改正するも のでございます。

この条例の施行日は令和7年4月1日となっておりますが、先ほどの「事由」という字を改める日につきましては公布の日から施行させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第25号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を行います。次の会議は11時10分から行います。

(午前11時01分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午前11時10分)

議長(熊谷博行君) 日程第10、「一般質問」。

これからは一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は登壇順に、1番、松本明雄議員、2番、熊谷和昭議員、3番、杉本議員だったのですが欠席でございます。3番が髙村祝次議員になります。4番、穴見まち子議員となっております。

それでは、松本明雄議員、登壇願います。

7番(松本明雄君) はい、7番です。

昨日は町内の酒造会社の新酒祭りということで、たくさんの方が来られておりました。朝起きたら今日は雪が降っていると。なかなか小国も暖かくならないなと思っております。全国で見れば委員長の報告にもいろいろありましたが、大船渡で山火事がありました。アメリカなんか見ていると家が焼けるというような山火事があっていますが、なかなか日本ではそういう大規模な山火事はなかったので消防の方も苦慮していたと思います。小国町でも20数年前、山火事がありましてそのときはヘリを要請しまして、水をヘリから下に流すとそういうことをやっておりました。そのときに考えたのはヘリの降りる場所と水の近さ。それで林間広場はどうだと検討した結果、小国高校を使わせていただきました。ですから小国町も今後林野火災があると思われますので、その辺のシミュレーションはしていただきたいと思います。ここにも国土交通省から来られていますが、あのとき大型ヘリは下筌松原ダムから直接水を自分で持っていって消火したということもありますので、その観点からもいろんな省庁とも連絡をとって予防のほうに努めていただ

きたいと思います。

私の一番目の質問は、公共施設の老朽化について質問させていただきます。予算のところでも 産業課の中でいろいろと質問はあったと思いますが、この前埼玉県の大宮でありました大規模な 下水道の崩落事故ですね。小国町の中ではああいうコンクリートカルバートを入れているような 下水道はありませんが、水道、農業集落排水の中には配管が通っておりますのでちょくちょく漏 水があって道が壊れてそこに車が落ちるというようなこともあります。熊本市内でもいろいろ漏 水があって早急に直したということがありますが、その辺のことについても聞きたいと思います。 上水道、下水道についてはその後にまた水関係の質問をしたいと思いますので、その他の点を建 設課長より説明のほうよろしくお願いします。

建設課長(小野昌伸君) おはようございます。

それでは、お答えさせていただきます。先ほどの下水のほうは今国交省のほうから通達があっておりまして「日300トン、口径において2メーターの管が入っているところを重点的に調査しなさい」ということで、うちのほうは該当ないのでそれでも職員のほうが穴があれば何か関係があるのではないかということでパトロールは行っております。後ほどまた説明いたします。

質疑の中で公共施設の老朽化ということで、うちの建設課もこの国土強靱化に合わせて予算は もらいながらですが、今一番費用をかけて重点的に整備しているところでございます。何度も御 質問があったところで、まず1回目として橋りょう点検ということでうちが165橋あって年間 大体30橋程度の5年サイクルということで、費用としましては大体年間3千万円使ってやって います。5年サイクルということで5年間で1億5千万円。これが3回のサイクルに入っていま すので今まで3億円相当使いながら点検をやっているところでございます。診断の結果は165 橋のうち50年耐用年数を考えた場合が今の現在で50年未満の橋が約60%、50年以上経過 しているものに関してが40%ということで。これが20年後どうなるかというところでおのず と分かるとおり50年以上経ったときは7割。50年以上経った橋がほとんどを占めてくる。点 検結果では「これを4段階に分けなさい」ということで健全、予防保全段階、早期措置段階、緊 急措置段階ということでレベル1、2、3、4と分けています。3、4に限っては僕も何回も言 っていますが本当に起こりうるだろう南海トラフ地震「大規模地震を想定した措置を早急にしな さい」ということで国土強靱化事業で今年度まで5か年の加速化計画でたくさんの予算を国のほ うから付けていただいております。うちがその早期段階「もうこれはすぐに措置しないといけな い」」というのが全体の2割を占めております。全部で35橋あります。現在までに15橋の修 復を終えております。これが40%。しかしながらこの前国交省の会議がありまして熊本県下の 中では残念ながら下位のほうでございます。集中的に熊本市とかほかのところは橋りょうの数が もともとは1桁ぐらい違いますのでそれでもやっているというところで国交省からも叱咤激励を 受けまして、今年度来年度の予算でも上げているとおり残りの17橋を設計をしながら工事の補 修をしながら令和8年度までには8割までには上げたいと思っております。その予算計上が先ほ ど皆さんに一般会計のほうから御審議いただいたもので上げております。令和8年から令和10 年までには全ての橋りょうにおいて終わらせていきたいと思っています。しかしながらいたちご っこでレベル2の段階がレベル3になるというところもありますので、うちのこのレベル3にな る原因がやっぱり融雪剤。冬場雪が降って道路の雪を溶かすために融雪剤を撒きます。これが非 常に昔のコンクリートに悪さをするということで。あと橋面の裏側を見ると鉄筋の腐食とかそう いうのがかなり出てきています。昔のコンクリートは今のような精度はないのでその辺が今後現 れてくるということで、今からの課題としては予算不足。高率補助は受けているのですけどそれ でも3割程度の一般財源等々を持ち出さないといけないものですから、幾ら過疎債とか交付税措 置があったとしても補助裏は出さないといけないというところで非常にこれからが費用がかかる。 橋りょうが1橋当たりメーター数でも違いますが補修は安くても1千万円、高ければ2億円3億 円かかるような橋もあります。特に広域農道、グリーンロードとかに架かっているものは橋長が 100メーター以上なので塗装するだけでもすごいお金がかかりますし、ワイヤーの点検いろん な点検でもお金がかかるということで、暗い話ですみませんがこれから先の見通しが非常に今か ら増加する可能性があるということでございます。あとは日頃の目視点検をしながらしっかりと 早期措置の段階で補修をしていく。何回も言いますが人間の体と一緒で早期発見、早期治療に今 からそこが大事な観点になっていくかなと。大きなお金をかける前にまずは修復していくという ことで考えていきたいと思っております。

続きまして住宅です。住宅のほうは柏田、関田団地を始め大体12団地、91棟を抱えております。管理戸数は348戸、面積が8ヘクタールとなっています。これもこの前あった第2期の公営住宅等長寿命化計画の御質問があったときにお答えしたのですが、昭和30年から昭和60年までに建てられた建築物が多ございます。約8割を占めております。耐用年数も10年後には全て耐用年数を超えるという状況でございます。では建て替えるのかいうところで建て替えとなるとすごいお金がかかります。もちろん補助はありますけれどもものすごいお金がかかります。今なかなか住宅抽せんを見る限り柏田、一時期は最高の住宅だったと思います。4階建て。これがやっぱり高齢化になってきて「もう4階はきついよ」ということで、この前抽せんがありましたが4階はいつも不落でございます。そういうところもあって、ではエレベーターを付けるのかと。エレベーター等々もお金がかかるし、いろんな観点からこの住宅問題も非常に急する問題ではありますが、20年後のシミュレーションでは人口的にもかなり減ってくるだろうと。これも余りよくない話ですみませんが、そうなってくると今の管理戸数よりも約40%減の136戸で十分公営住宅の機能を果たしていくという計算になります。そうなっていくと今新しいところで言えば倉原住宅、関田住宅、柏田住宅、この三つを中心に今後考えていくと。あとは今居住している人がいますので桜ヶ丘、帯田等々においては居住がなくなったときは解体していく。解体の

ほうも平成21年から令和5年までの間には5千500万円ほどかけまして45棟76戸を解体しております。今後のシミュレーションとしましては、古くなった木造建築は崩していくと。空きが出ればですよ。追い出すわけにはいきませんので。空きがでれば崩していく。そしてさっき言った三つの団地を中心的に考えていくと。また後ほど一般質問でもほかの議員さんから質問を受けていますが、そういう解体した後どうしていくか。民間のアパートの数はいまだに足りませんものですから、そういうところと相談しながらいろんな展開を考えていく方向に持っていく。あとはここも一緒でちょっとした生活に不便な修繕。漏水とかいろんなところが出たときはそれをしっかりとカバーしていくというところで考えていきたいと思っています。上水道、下水道は後ほどでよろしいでしょうか。これで終わります。

7番(松本明雄君) これは最初1期目からずっと言い続けているのですけど、公共事業に莫大な 予算がかかります。もう一つ、上水道のほうは後でいいんですけど下水道の農業集落排水。これ が年間一般会計から8千万円ずっと出しております。ですからいつかこの件については「判断し なければいけない」とは言っているのですが、なかなか方向性が出せないと思います。建設課長 も3月が最後になりますのでその観点、自分の考え方を述べていただきたいと思います。田原、 秋原は勾配がとれておりますのでそのまま流すことができますが、ほかの地域はポンプアップを して最終処分場まで持っていっております。それで毎年毎年ポンプの修理、新設、いろいろお金 がかかっていますが、その辺をいかにどうにかしていかないとこれだけでもお金がかかっており ますので、建設課長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

建設課長(小野昌伸君) はい。お答えしたいと思います。

まず農業集落排水の実態からということでよろしいでしょうか。

7番(松本明雄君) はい。

建設課長(小野昌伸君) 現在、機能強化事業ということでこの前も予算可決していただいてありがとうございます。農業集落排水は、西里地区と田原地区と黒渕地区、この3地区でやっております。耐用年数からいきますと田原地区が29年経過しております。西里地区が26年。黒渕地区が20年経過をしておりまして、こういう起伏の激しいところなのでうちはポンプをたくさん使っております。ポンプの機械の耐用年数が15年、制御盤が15年、管路は50年ということでまだまだ耐用年数まできていません。そういうかたちで今西里地区を令和3年から令和7年が予算が付かなかったので令和8年までかかると思いますが一応4億円程度。田原地区が約1億円程度。黒渕地区に至っては4億円程度かかると思って大体3地区で10億円費用をかけながら、ポンプと制御盤を中心に今から機能強化を図っていきたいと思っております。おっしゃられるとおり毎年8千万円から1億円程度のお金を繰入れながらやりくりしております。接続率としては8割を超えていますのでしっかりと皆んなつないではいただいているかなというところはあります。うちとしても50%の補助を受けながらしっかりと工事をやっているのですが、先ほど言っ

たこれも何回も議論はしましたがもう全てを廃止して合併浄化槽を個人所有の浄化槽にしていくというところも検討はしました。そういう考えもあったのですが補助事業で入れているものでして、なかなかすぐ引き上げるというところで補助金適化法のほうでも補助金返還とかいろんなものも出てきますし、個人のことは個人でというところになれば一番いいのでしょうけども、入れたからには橋を架けたからにはそこを維持していくのが私たちの役目と思っていますので、インフラ整備につきものの莫大な費用がかかっていくということですが、今のところまだ耐用年数の関係もきていませんのでしっかりと耐用年数が来るまではこういうかたちで進めていきながら、あとはどういうパターンが一番いいか人口が減ってきて空き家が増えて収益がほとんど取れない。下水道料金の値上げといってもそんな莫大に上げられませんから、そういうところも考えながらしっかりと上層部と話しながら検討していくしかないかなと。今のところは入れたものはしっかり整備していくというのが私の持論でございます。すみません私の持論で。

7番(松本明雄君) やっぱり耐用年数がありますのでなかなかそこは判断するのは難しいと思います。今度の予算で同僚議員からもほかに質問があったのですけど、農業集落排水ではなくて合併槽について質問をしていたと思います。新規のものには予算が出ると。今度入れ替えるときには考えてないということでしたので課が違いますので、今後この入替え時期についても考えていく時期に入ってくるのではないかと思いますので、執行部のほうはこの辺りも議論していただきたいと思います。

それでは第2の質問に入らせていただきます。今、国県、水に関して非常にナーバスになっております。なぜかというとPFAS、水の中に入っている有機物です。これについて国も県もテレビで放映しているところです。特にまたTSMCが来ている熊本県では地下水の保全ということをうたわれております。小国町のほうも水道事業として学校の下から水を上げてそれでほとんどのところを賄っておりますが、建設課としてそこ辺りの検査をしたのか。町民の方々まだ井戸を使って地下水を使っている家庭もありますので、今後そういうところの検査をするのか。一般の方にしてもらうのか。特にPFASは体の中に入ると除去できませんので。国の規定では50ナノグラムです。この前菊池のほうで調べた結果、泗水のほうで出ていたのが12ぐらいですかね。ですから微量だということはありますが、中に入っているものがフライパン、防水剤、泡の消火剤そういうものに入っております。小国のほうはあまり使っているところはないと思います。そして標高も高いので下に流れて行くものですから平地みたいには問題はないと思いますが、その辺の数字的な情報があれば水道係のほうから説明していただきたい。

建設課長(小野昌伸君) お答えいたします。

今言われたPFOS、PFOA、特に熊本県南いろんなところで事例は発生しております。消火剤からも出る、フライパンからも出るということで産業廃棄物の処理場近くからも出るということで、基本的に出ているところがうちのような湧水を使った水がめではなく、それが川に染み

込んで川から浄水場を通って水道に使っているというところが結構反応が出ているみたいです。 うちの場合は基本的に地下水で皆さんに水を飲んでいただいているというとこなので余り影響は ないと思いますが、今まで昨年ですかね一応13水源あるうちの5か所を検査しております。そ の結果としては一番最低で「これ未満でいいですよ」というのよりも10倍はるかに良好な数字 が出ているということで、全然人体には影響のない程度の検査結果が出ております。しかしなが らここも難点なのですが普通の水質検査これに関しては大体5万5千円で51項目ぐらい大腸菌 とかいろんなものが載っています。しかしこのPFOS、PFOAは1検体一つのことを調べる だけで8万8千円かかります。去年も5か所やっているので4、50万円。残りの8か所を令和 7年度でやってまた結果を公表したいと思っております。

以上でございます。

- 7番(松本明雄君) 今お話の中に出ましたが最終処分場この辺りから出るという話がありました ので課を変えて質問させていただきます。広域ができる前が城村のほうに南北で最終処分場を持 っておりました。そこで数年前にあそこを埋め上げてその後に地下水保全のために1年に1回ぐ らい検査をするということになっておりますが、その辺りは税務住民課長のほうには報告あって いますでしょうか。
- 税務住民課長(中島高宏君) 私のほうから城村最終処分場の検査結果について御報告いたします。 城村最終処分場につきましては先ほどのとおり平成10年に埋め立てを終了しまして、現在は広 域行政事務組合のほうが管理をしているところです。PFASの検査につきましては昨年熊本県 内の最終処分場について熊本県のほうから一般廃棄物処理施設、県下の全施設について調査する ように依頼があっておりまして、それに基づいて昨年調査をしております。城村の最終処分場に つきましては監視井戸のほうでの検査をすることになりまして、調査の結果につきましては国が 指針値としている1リットル当たり50ナノグラム未満ということで報告を受けております。

以上でございます。

- 7番(松本明雄君) その辺は年に1回ずつ検査があると思いますので、その数字をずっと見ていきたいと思います。二、三日前に熊本県のほうで税務住民課に対してPFASの説明会及び研修会があったと思いますが、その内容が分かればここで教えていただきたいと思います。
- 税務住民課長(中島高宏君) すみません。先ほどの城村最終処分場以外に県のほうでは井戸の調査も毎年行っております。これについては水質汚濁防止法に基づく調査ということで昨年につきましては7月に井戸の調査をしておりまして、これについても国の指針値未満ということで報告を受けております。追加で報告いたします。

今の御質問の県の説明会につきましては、先日の3月7日の日に市町村の環境担当者向けに説明会を行っております。説明会におきましては、地下水調査でもし国の指針値以上出た場合は超過した地点から調査範囲を500メートルずつ広げながら超過範囲を確定させていくという調査

手順の説明と初期対応については飲用を控えるよう周知するようにということでの説明があっております。国のほうでは今現在暫定の指針値としてPFOSとかPFOAの合算値、先ほど言った1リットル当たり50ナノグラム未満ということはまだ法的には決まっていないのですけど、施行期日を令和8年の4月に定める方向で今検討されているという報告があっております。 以上でございます。

7番(松本明雄君) 小国町は海抜400メーター以上ありますのでさっき言われたとおりまだま だ出る可能性は少ないと思いますが、今後推移を見守っていっていただきたいと思います。

それでは第3の質問に入らせていただきます。宅地と農地の売買について質問させていただきます。この前の予算の中でも外国人の方が住所があって、できれば交通免許証が取れるとそういう話もいろいろ国のほうからあっております。外国人の方は免許証を取るのに住所と質問が10問中7問正解すれば簡単に取れるようになっております。その中には顔写真まで入るようになっております。今後そういうものに対して町、県はまだまだそういう感じではないですけど、国のほうが規制をかけるべきですがなかなかそこまでいきませんので、小国町としてはどのようになっているかを今のところ聞いていきたいと思います。情報政策課長にまちづくり条例でどの辺りまでの土地の売買について規制があるのかお聞きしたいと思います。

情報政策課長(田邉国昭君) まちづくり条例についてでありますが先ほど議員からお話あったように、外国人等による土地の取得に対しての問題というか不安が大きくなってきているのは現実と思います。現在小国町ではそういった問題はまだ起きていませんが今後起きうるかもしれないと考えられます。外国人の土地取得に対する規制などを設けるということは難しいですが、そういった土地で開発を行う場合はこのまちづくり条例該当してくるかと思います。まちづくり条例での届出などですが開発の計画の段階においてあらかじめその内容、施工方法について協議、届出をいただいております。協議を必要とする事項といたしまして主に11ほどありますが、主な内容としましては自宅、農業以外の目的で行う土地開発事業、1千平方メートル以上の土地を利用して行う空間利用、分譲及び賃借を目的とした土地開発や建築事業、200平米を超える営業用施設、そのほかに高さが13メーター以上の建築物、温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削、口径200ミリ以上で行う水の掘削、そのほか産業廃棄物を処理するための施設などに対してはまちづくり条例での届出を必要としております。そういったように届出の段階で開発の内容などを聞く機会というのを設けたいと思っております。

以上です。

7番(松本明雄君) 今の中で農地が入ってなかったので農地のほうを聞きたいと思いますが、農地は農業委員会で前は五反以上を買わないと農業ができないと。その後に3反以上になったと思いますが、今どのようになっているでしょうか。

産業課長(穴井 徹君) まずお答えする前に農地法の説明を軽くさせていただきたいと思います。

農地を売買、所有権移転する場合は、耕作目的の取得であれば農地法第3条、宅地等への転用目的であれば農地法第5条の許可が必要となります。現在外国人の方に売買実績はありません。外国人や外国の法人が農地を農地のまま取得する場合は農地法に定める内容を満たせば取得可能となっております。許可要件に国籍等はありません。ただし中長期滞在3年、5年又は永住者の方などに限られております。短期の1年程度の方への権利移転は認められておりません。耕作目的で権利取得する場合、第3条の場合、農地の全てを有効利用すること。また周辺の農地に支障を及ぼさないこと。法人の場合、農地所有適格法人の要件を満たすこと。今御質問にありました以前は耕作目的であれば50アール以上取得又は耕作をしていませんと農地を新たに取得することはできませんでしたが、途中で町村で判断できるようになりましたので小国町独自で30アール以上に1度なりました。その後はこの下限面積は撤廃されましたので現在は新規で面積の下限なく取得できるようになっております。農地法第5条、転用する場合であれば転用の許可基準を満たせば転用可能となっております。

以上です。

- 7番(松本明雄君) この質問させていただいたのは北海道のニセコ、長野県の白馬とかそういう 雪が降るところは特に外国人のほうが土地を買っているという情報を得ております。それにこの 近辺ではゴルフ場も韓国人の経営者の方が多くなっております。そして情報によれば黒川の上の 別荘地も名義変更される場合は外国人の名義に変わっていっているように聞いております。です から小国はまだ何もないからいいのではなくて、来る予定としていろんな条例を作っていくべき ではないかと思います。特に中国人は土地を持つことはできません。ですから外国のほうに土地 を求めていっております。特に日本は水の多い国です。中国は水を飲もうと思っても汚染水しか 飲めないような状態になっておりますので、僕の友達が東京におりますが彼が新潟から中国に水を売ったと。そのときに「魚沼と書けば相当な金額で売れた」という話も聞いておりますので、今後水に対する規制はかけていったほうがいいのではないかと思いますが、町長はどのようにお 考えでしょうか。
- 町長(渡邉誠次君) 私にということでございますが規制をかけられるのであれば規制をかけていくという方法もあるのかもしれませんけれども、今の現状、法的な部分で後で松本議員が言われるとても大切な施設だったり公共だったりそういった部分では規制をかけるといった時代の流れにもなってきておりますけれども、今の現状としては国県の流れにあらがうことはできません。その部分では話合いをしながら住民の皆さんの中で守っていくという方法は一つあると思います。しかしながら規制を町のほうで行政の側から法的にそういう部分では難しいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

7番(松本明雄君) 今のところ規制はないです。県の規制があって県のほうは県と国。今あるの

は防衛施設関係、健軍とか北熊本駐屯地の1千メートル以内は申請が要るようになっております。 高遊原とかですね。あとはアンテナがあるところです。そういうところはなっておりますが今後 だんだん国のほうも変わってくるとは思いますので頭に入れながら、変えなければいけないとこ ろは変えていっていただきたいと思います。最後に建設課長がもう最後の答弁になると思います ので、シアタールーム、鍋ヶ滝の道路、こういうことをしていったと思いますが思いがあれば述 べていただきたいと思います。

建設課長(小野昌伸君) 最後の答弁ということで、ありがとうございます。

思いというか私事で大変申し訳ありませんが、今おっしゃったとおり課長になってここ何年か 大プロジェクトといいましょうか北里博士始め鍋ヶ滝、バイパス、公園整備ということで北里シ アターホールのほうは完成して大盛況ということで私共々、母も地元なのでたくさん喜んでおり ます。それから鍋ヶ滝は今からというところでしっかりと今後の観光の発展のためにいち早く完 成をさせたいと思っています。全体的な公共事業でいえば先ほど言ったようにインフラ整備。本 当にこれが喫緊のこれから先の建設課の課題となってくると思います。新しいものをどうこうす る、新しい道路を造ったり、新しい住宅を造ったり、新しい学校を造ったり、そういうのは財政 的にも人口減少を考えたとき先ほど私も持論で言いましたが、なかなかもうそういう時代ではな いかな。逆に少しでも改善されて維持修繕で終わる部分はそれで賄って大変住みにくいかもしれ ませんが、一応公営住宅にしても環境的にもそれは現代のマンションとかアパートに比べれば非 常に不便なところがあるかと思いますが、しっかりと住める範囲で住民のサービスに徹していき たいと思います。あとは私が考えているのはやっぱり一番災害です。いつも私は部下には言って います。想定外を想定しておきなさいと。きっと南海トラフ地震も来ます。大雨も来ます。1千 年に1度のシミュレーションでは多分この議会棟ぐらいではないですかね。あとは全部浸水する とも言われております。すみません、怖い話をして申し訳ありませんが。だからいつもいつ起き るか分からない。そういうところに備える気持ちがあれば。確かに建設課はその災害は2年3年 は本当にきついです。毎月毎月土曜、日曜、子どもの運動会にも行けず災害復旧した思い出もあ ります。でも今そういう時代ではありません。令和の時代ですから分担しながらしっかりと災害 復旧はしていかないといけません。そういうときに心が折れないようにしっかりと今のうちにい ろんな経験といろんなシミュレーションをしながら自分のモチベーションを立てながら建設課の 職員として住民にしっかりと寄り添うところが一番かなと。まずは仕事で認めていただく。町民 に認めていただく。もちろん議員さんにも認めていただければきっと自分のためになりますので。 私がいつも常々部下に言っているところはそこでございます。今後の公共事業は本当に土建業も 担い手不足です。ここもどうか土建業さんと一緒に考えていくことも最重要課題かなと思ってお ります。本当に先の暗い話で申し訳ありませんが、しっかりと次の課長には引き継いでいきたい と思っていますのでよろしくお願いいたします。

7番(松本明雄君) これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうご ざいました。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩を行います。次の会議は午後1時から行います。

(午前11時51分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(熊谷博行君) 8番、熊谷和昭議員、御登壇願います。

8番(熊谷和昭君) はい。8番、熊谷です。

それでは、通告書どおり一般質問をさせていただきます。答弁のほうよろしくお願いいたします。

それでは、地熱発電事業における小国町地熱資源活用協議会と小国町資源活用審議会の役割についてお聞きしたいと思います。以降、地熱審議会、地熱協議会と略させていただきます。地熱発電所における進捗状況につきましてお尋ねいたします。大まかな内容は把握しておりますが、正確な現状をお尋ねいたします。お願いいたします。

情報政策課長(田邉国昭君) はい、お答えします。

地熱発電の現状ということで、小国町内で現在五つの地熱開発事業者が開発を行っています。 そのうち発電所の稼働に至った事業者は2社で2千キロそして5千キロの発電所が稼働しています。この2社が次の発電所建設に向けて生産井及び還元井の掘削とプラントの建設を進めています。そのほか発電した電気を送るための送電網の整備や変電所の建設も併せて行われております。 そのほかには発電した電気を自家消費するためのデータセンターの建設を進めている事業者があります。更にそのほかの事業者は地元、地権者などへの交渉を進めている段階でまだ発電所の建設までは至っていません。

以上です。

8番(熊谷和昭君) それでは、今の内容を踏まえまして地熱協議会と地熱審議会とありますけれ ども、その違いとそれぞれの役割についてお尋ねいたします。

情報政策課長(田邉国昭君) まず小国町地熱資源活用協議会についてですが、五つの地熱開発事業者そして町で設置したもので、そこで取決めた協定に基づいて活動を行っています。協議会で定めた会費により運営しておりまして、開発に関するルールづくりや共同での温泉そして水のモニタリングの実施、地下構造の調査を共同で行っています。一方、地熱資源活用審議会についてですが、事業者から町に提出された事業計画書その際に町長が審議会に諮問し審議会の会長は町長の諮問に応じるかたちで審議会を開催いたします。審議会の結果は町長に答申として出され、町長はその内容を踏まえて事業計画に同意、不同意の判断を行います。例年ですと大体この審議会、年2回から3回程度開催されています。審議会規則では委員の数は20名以内とされており

学識経験者、町議会議員、地域住民の代表、温泉所有者の代表などで組織することになっております。

以上です。

8番(熊谷和昭君) 地熱発電所が周辺温泉地に与える影響調査事業について、現在町のホームページには新たな情報が上がっています。これは恐らく町が地熱の恵み基金を活用して行う影響調査事業だと思うが、実施主体が変更されているようだが何がどう変わって実際どういった事業が始まるのかお答えください。また内容が各議員にも分かるように資料を持参しましたので、配付のほうお願いいたします。後に回答をよろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) 資料配付を求めます。

(資料配付)

情報政策課長(田邉国昭君) お配りいただきました地熱開発事業による周辺源泉等への影響調査 事業について説明いたします。現在ホームページで公開しておりますその内容について資料をも って説明いたします。

調査事業の説明3枚お配りしております。まず概要についてなのですが、議員の皆様にはこれ まで地熱開発事業者からの寄附金を原資として基金である地熱の恵み基金の活用方法として、開 発地域の源泉等における何らかの影響、変化が生じた際にこの基金を活用した調査事業を実施す る仕組みを検討しているというふうに説明してまいりました。このような調査事業の仕組みを設 けることは周辺地域の源泉所有者や地域における皆様の不安を解消し、地域と地熱開発事業者の 共存を進めるものとして考えております。この調査事業の財源及び実施主体として今お話ししま したとおり地熱の恵み基金を活用して小国町が調査事業を行うという仕組みをこれまで検討して まいりましたが、この事業主体を小国町地熱資源活用協議会が担い、財源におきましてはこの協 議会が持つ積立金を活用して次年度令和7年の4月から行うこととしました。この地熱事業者の 協議会での積立金についてですが、小国町では町内において発電を目的とした地熱発電事業者5 社と町でこの小国町地熱資源活用協議会を設置しておりますが、協議会ではこれまでにおいて地 域開発事業に係るルール作りや共同モニタリングなどを行ってきましたが、こうした取組の一つ として地熱開発による周辺源泉等への影響調査事業を設置するものとしました。この財源として は地下資源に影響を与える可能性がある何らかの事業を行う際、これは生産井や還元井の掘削そ して噴気試験などを行う際なのですが、民間の地熱保険に加入するか保険の代替としてこの積立 金を協議会に納めることとして積立金を積立してきておりました。そしてこの調査事業はこの積 立金を財源として実施する予定にしております。

お配りしました資料です。3枚がこの調査事業についての説明なのですが大きい項目としてや や上のほうにあります「事業概要」についてなのですが、その中の説明にあります上から2段目 「源泉、水源等に影響を与える可能性に注意する必要がある」ということをうたっております。 この事業では源泉等に何らかの変化が生じた際に、変動と地熱開発事業の因果関係の有無を判断 するうえで必要となる調査事業を、地熱協議会が行うことにより、周辺地域の源泉所有者等の不 安を解消し、源泉所有者等と地域開発事業者の共存を進めることを目的として行う調査事業です。

「事業の流れ」として大まかに五つの項目を書いております。一番最初は地熱協議会に対しての申出書の提出について。2番目は、地熱協議会事務局そしてその申出者との話合いを行うという話。そして3番目に、申出が出た際の地熱調査事業の有無の判断。そして項目の4番目に調査事業の委託。5番目に報告書の作成、そして地熱協議会会長である小国町長の判断を委ねるものという大まかな流れです。

「事業費の上限額」としては、1千万円としております。

その裏面は、「申出上の注意」。

そしてプリント2枚目は申出書について両面コピーしております。

3枚目については「調査事業の流れ」。フローチャートにしております。

このような流れで新しい調査事業をスタートさせることとしております。

以上です。

8番(熊谷和昭君) はい。8番、熊谷です。

以前、財源は地熱の恵み基金を使うということで実施主体が小国町。今後は財源が地熱審議会が設立した積立金として実施主体が地熱審議会が行うということでよろしいでしょうか。

- 情報政策課長(田邉国昭君) 地熱の恵み基金ではなくなります。地熱の協議会のほうで資金を出 して財源をもってこの事業を行うということで今後行っていきたいと考えております。
- 8番(熊谷和昭君) 地熱協議会のほうが全てを行うという認識でよろしいですよね。調査事業に 進む流れで仕組み、これまで検討してきた内容がどの程度継続されているのか。そのままなのか、 ちょっと変更が加わったのか。よろしくお願いいたします。
- 情報政策課長(田邉国昭君) 詳細な内容についてなのですが、この様式も含めまして地熱資源活用協議会にて正式に決まったものです。仕組みや流れについてはこれまでどおり検討してきた内容で引き継いでまいりたいと考えております。
- 8番(熊谷和昭君) 8番、熊谷です。

地熱発電開発計画が持ち上がった当初から各温泉事業者に対しモニタリング調査の協力を依頼 しています。ほとんどの事業者が参加いただいてデータ蓄積を行い事故を未然に防ぐ取組が行わ れています。判断材料として正確なモニタリングデータが必要となるためです。24時間モニタ リングが現在実施されて改ざんできないようにアマゾンのデータセンターへ保管されています。 資料2を御覧ください。源泉からどういったデータが蓄積されているかというものと流れが記載 されております。井戸ごとの圧力、温度、流量、電気伝導率これは成分に関わるものなどのデー タが常時蓄積されております。この中で各井戸ごとから出たデータというものはそのまま光回線 を通してアマゾンクラウドのほうに全て蓄積されておりますが、このクラウドというのが後から 改ざんすることは全くできないようなシステムになっておりますので、ここで改ざんを入れるこ とはまず難しいということです。これが閲覧できるのは小国町と各温泉が持たれている自分の井 戸元のデータ、それと管理をしているふるさと熱電。ふるさと熱電は温泉協議会の中で施設運営 を委託されて管理をしております。ここの井戸にはそれぞれ特徴があり温泉の枯渇が起こった場 合バックアップ作業とともに原因究明を急ぎ、原因を温泉審議会の専門家が検証いたします。地 熱発電所が原因の場合、使用量が地下水の供給量を上回ったときに起こるために温泉地一帯に噴 出している自然噴気、近隣の井戸、深度の浅い井戸から影響が大体出始めます。 1 か所のみで影 響が出た場合、枯渇井戸に大体問題があると考えられます。もちろん例外もあるためその判断は 専門家が地下構造や泉質などをもとに最終判断します。岳湯地区においては主要井戸の変化が見 られた場合、まず応急処置として代替温泉の確保と井戸の掃除を実施していただきます。近隣の 井戸も一斉にモニタリング内容の検証を並行して実施します。枯渇井戸の清掃で噴気量が復活し た場合、これは間違いなく枯渇井戸の問題となります。補償に関してもいろいろと取決めがあり、 契約にのっとり開始いたします。さて町から協議会に移行された中で調査方法は分かるが、補償 に関しては業者間での協議となっております。明確な補償内容は示されていない。補償について 今後どうお考えかお答えください。

情報政策課長(田邉国昭君) 先ほど影響調査事業の中にもありますが、原因の特定後に原因となった地熱開発事業者が行うものと考えております。

以上です。

8番(熊谷和昭君) では当者間の話合いで終わるということでよろしいですか。

情報政策課長(田邉国昭君) はい、そのように考えております。

8番(熊谷和昭君) 当者間の協議で終わればいいんですけれども終結のほうはされるとは思いますけれども、その辺は協議会長になっておられる町長の判断となってくると思いますけれども、 もうちょっと前向きに温泉業者のことを考えられてやっていただければ幸いだと思います。

次に「○○民報」という広報紙の中で、「山川温泉より町開発事業者、審議会に対し、わいた会還元井掘削申請に対する反対意見書が出されました。申請内容は事務局で審議対象とすることは難しいと判断し、審議会ではきちんと取上げないまま町が同意した。」と記載。「還元井は山川温泉組合が各温泉施設に対し分湯計画のある井戸から660メートルしか離れていないため影響が懸念される。」と記載されていました。そもそも熊本県では温泉掘削申請を出す場合、生産井は半径300メートル以内の温泉井戸所有者の同意が必要とあります。今回の掘削予定地は650メートルも離れ、しかも還元井です。もちろん専門家による周辺地への環境シミュレーションも行い、掘削深度等も大分違うため「影響の恐れはない」との見解を元に実施されました。この記事は「地熱審議会の存在意義そのものが問われる」と記載されております。過去にネット上で

「地熱発電所の影響で岳湯温泉地区の温泉が枯渇しつつある」と事実無根の記載を掲載され、わいた温泉組合では当時対応に苦慮いたしました。本来このような記事を掲載される場合、一方的な意見だけではなく双方の意見を聞き取り、調査をし事実確認は最低限でも必要だと考えます。地元としましては事業継続のために細心の注意を払い取り組んでいます。取材いただければいつでもお答えしますが、その要請は一切ありませんでした。私たち温泉事業者は発電所の収入より本業収入のほうがはるかに多いため、事故を未然に防ぐ取組を真剣に行っております。町、開発事業者、審議会の在り方などをこのようにおとしめられたことに対し、どのようにお考えかお尋ねいたします。

情報政策課長(田邉国昭君) 今議員のお話にありました令和6年の2月1日に提出されたこの反対意見書ですが、審議会での扱いを協議してその当時の答申の中にもそのことが触れられております。町からの同意書の中にもそのことが触れられておりますので、今後もそのような取扱いを続けていきたいと考えております。

以上です。

以上です。

8番(熊谷和昭君) その辺の対応はしっかりしていただきたいと思います。

次に地熱審議会の守秘義務についてお尋ねしたいと思います。地熱審議会の守秘義務について 前回議会にて同僚議員から「地熱審議会の委員については守秘義務がない」といった発言があり ましたが、執行部ではどういった考えをしていますか。よろしくお願いします。

- 情報政策課長(田邉国昭君) この守秘義務についてですが、地熱条例により設置されております 小国町地熱資源活用審議会について審議内容が地熱事業者による地熱開発に伴う事業計画である ことから非公開としており、出席する委員の皆様にも審議会の開始前に会長から「審議会を行う 上で留意いただきたいこと」という資料をお配りして守秘義務についての説明や「審議内容につ いては口外しないこと」をお願いしております。また事業計画書について審議終了後に回収して おりますことから、委員の皆様方には守秘義務の遵守徹底をお願いしているところです。
- 8番(熊谷和昭君) では、この地熱審議会の守秘義務について条例や規則による定めはございま すか。
- 情報政策課長(田邉国昭君) 地熱開発に関する条例規則としましては、小国町地熱資源の適正活用に関する条例そして小国町地熱資源活用審議会規則がありますが、「守秘義務」という文言は記載しておりません。ですが先ほど述べましたとおり審議会が取扱います内容の性質上、審議会の審議内容及び事業者からの事業計画書の内容につきましては非公開としており、審議会を開催する際、毎回、審議会の会長から「審議内容について、口外しないように」というお願いを資料をお配りしてお伝えしているところです。これは事業者から提出される事業計画書及び審議内容には事業者の貴重なデータが含まれております。こうした正確なデータの提出は事業者と町の信

頼関係により成り立っているものと考えます。そしてこのデータ提出なしでは審議会において科学的、学術的な審議を行うことができないためです。更にこの地熱審議会ですが規則第7条において「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」としております。審議会冒頭に会長から「審議内容について口外しないように」とお伝えしており、委員の皆様にもこの時点で守秘義務があることを十分理解していただいていると思います。出席委員の皆様には審議内容についての守秘義務があることを認識していただいております。

以上です。

8番(熊谷和昭君) 8番、熊谷です。

今のを聞いていると「守秘義務」守る、守らないは本人次第ということになりますけれども、 守秘義務を守らなかった場合何らかの罰則等があるのか、ないのか。お願いいたします

- 情報政策課長(田邉国昭君) 審議内容の漏えいについてですが、罰則の規定は設けておりません。 以上です。
- 8番(熊谷和昭君) では審議会の内容を漏らしたとしても、何ら問題ないということでよろしい でしょうか。
- 情報政策課長(田邉国昭君) 審議会の内容につきまして先ほど述べましたとおり、委員の皆様には「非公開」ということをお伝えしております。この仕組みがあることから地熱事業者の皆様から正確な事業内容や企業情報が提出されるものであると考えています。ゆえに罰則規定がないからという理由で審議会の内容、事業計画書の内容などが流出していくというようなことがありますと計画の審議自体が危うくなりまして地熱条例の運営上支障を来すものと考えております。また何らかの情報漏えいがあったことにより地熱事業者や関係者の方に実害が生じるようなことがあれば損害賠償の対象になることも考えられます。審議会を運営する町におきましても責任を問われかねないことになるかと認識しております。

以上です。

8番(熊谷和昭君) 8番、熊谷です。

では町として地熱審議会の皆さんにより一層地熱審議会で「なぜ非公開なのか」、「情報が漏れることがいかに危険なのか」ということをお伝えするとともに、情報漏えいの防止策を講じてもらいたいと思います。これまでの地熱に関する質問の中で私の質問に対し町長として何か考えがあればお聞きしたいと思います。

町長(渡邉誠次君) 今、田邉情報政策課長からお話をほとんどしていただいたようなところがありますけれども、この審議会と町の関係それから審議会それから地熱の協議会、この関係は明らかに今までもそうですが信頼関係のもとに成り立っているというふうに思います。その上で先ほど情報政策課長もお話ししましたけれども科学的なデータの提供、これなしでは審議会においての科学的、学術的な審議を行うことができません。そのために信頼関係のもとにほぼ全てのデー

タを地熱の審議会には出していただいていることになります。それが情報の漏えいとして、「ど のくらいのデータがどのぐらい表に出たのかが分からない」という状況では、信頼関係が成り立 たないものというふうに思っております。先ほど罰則規定等々は今設定をしていないということ でありますけれども、実害が生じた場合この部分ではしっかり損害賠償の対象にもなるというふ うにも考えておりますし、そういったところは審議会の中で議長が「この案件に関しては、皆さ ん黙っていてくださいよ」と言う。大事なところは弁護士の見解を聞いても「これがなければこ の審議会自体は成り立たない」というふうな言い方も私は聞いておりますので、その部分ではこ れからもこの審議会、学術的なデータこれから科学的なデータこれをもとに判断をさせていただ いて私も同意という結論を導き出すわけです。またこれまでも地熱の協議会の皆様には地熱の恵 み基金それから先ほど調査費用の話もしましたけれどもそういった調査費用を含めて、この小国 町の自然をしっかりと守っていきながら開発をしていく。このバランスはこの関係によって作っ て来られたわけですから、これをしっかり守るためにもこの関係性を続けさせていただきたいと 思っておりますし、何らかの事象があった場合はこれから地熱の協議会のほうが担っていくとい うふうなお話もしました。その部分では当然事象がしっかりと確定されなかった場合であるとか 泉源の持ち主の原因であったりする場合は返していただくというものを当然確約していきながら、 町のほうもしっかりと進めていきたいというふうに思っております。また情報漏えいの部分これ に関しては更に審議会の議長であります野田先生ともしっかり話をしながら、どういった方法で あれば漏えいできなくなるのか。そういったのもしっかり考えていかないといけないなというふ うに思っているところです。

以上でございます。

議長(熊谷博行君) 熊谷議員、回数がもう過ぎていますので方向を少し変えていただきたいと思います。

8番(熊谷和昭君) この質問で最後になります。

議長(熊谷博行君) はい。

8番(熊谷和昭君) これ質問というか思いになりますけれども、各事業者というのは数億円かけてそれぞれの地下データを採取しております。一般的に見て熊本県の中でも小国町のわいた山地区のように地下資源の水の流れ、お湯の流れ、熱源がどうなっているというのが分かっている地域は多分日本中探してもないと思います。それは今おられる五つの会社がそれぞれ貴重な財源を使って調査しているわけで、それが審議会に出してだだ漏れでよその業者にそれを勝手に使われるということが発生すると開発自体も審議会に出す資料も改ざんする必要が出てくることを招く恐れがありますので、その辺は十分注意して扱っていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。現在小国町では野焼きがいろいろと終わっておりますけれども、野焼きの継続と管理についてです。現在小国町では放牧地の維持のため野焼きが

行われていると思います。世界農業遺産又は観光面にも大きく貢献していただいていますが、しかし、どの地区も高齢化と担い手不足のため大変苦労されていると聞いておりますが、現在野焼きを実施されている地区、牧野組合等をお聞きしたいと思います。

- 産業課長(穴井 徹君) それでは現在の野焼き実施地域及び状況についてお答えいたします。令和元年度は7牧野組合、504ヘクタールでしたが、令和6年度は田原、名原・大鶴、上田第1、 樅木牧野組合の4牧野組合、375ヘクタールとなっております。
- 8番(熊谷和昭君) 8番です。

原野のただの野焼きと考えるより原野の維持ですよね。重要性はそこになると思いますけれど も原野の維持ということで考えた場合、町としてはどういうふうに考えますか。

産業課長(穴井 徹君) 原野、草原の利用と維持管理を担われているのは各地域の牧野組合になりますが、冒頭で議員も言われたとおりその牧野組合を構成する構成員の方の高齢化や有畜農家の減少などにより、野焼き等の実施、維持が大変困難な状況になってきております。特に野焼きにつきましては地理的にも厳しく、火を扱う危険が伴う作業であるということで、従事者の確保に大変苦労されております。一方で熊本県地下水保全推進本部会議においては、阿蘇地域の地下水保全を推進するなど草原の維持に対する取組が検討されるなど、景観や環境保全での草原維持の必要性が求められております。そのようなことからも中山間地域直接支払交付金を始めとする補助事業などを財源として、野焼きや柵の改修などへの負担軽減を図りながら維持活動を支援していきたいと考えております。

以上です。

- 8番(熊谷和昭君) 令和2年度に野焼きを実施した際、岳の湯地区になりますけれども事故を起こしてしまいました。当時私が組長をしておりまして、火入責任者として事故を起こした原因とかそういうのを検証しました。当時は晴天続きの中、人員確保面で日程調整が非常に難しく、原因としては予定どおり実施したことでした。火を入れた途端に強い風が発生し事故を起こしてしまいました。私の判断ミスで1人の方が全身やけどを負い大きな責任を感じました。後日、責任者として警察から取締り調べを2日間受けました。このように責任者は事故を起こした場合、重い重圧と責任を問われ、この負担を1人に負わせるのは責任が重過ぎると考えます。町としてはいかがお考えでしょうか。
- 産業課長(穴井 徹君) 火入れ許可は害虫駆除等の目的で特別に認められているものです。森林 法第21条に基づき小国町火入れに関する条例があります。それによって町長が許可を行う。そ の条例の中の第10条で「火入責任者は、火入れの現場において直接火入れ実施の指揮監督に当 たらなければならない。」と定められております。重責であることは重々理解しておりますが、 火入責任者は地域の方にお願いするしかないのが現状であると考えております。
- 8番(熊谷和昭君) 町が責任を負うということは難しいと思います。では他の市町村でも野焼き

が実施されておりますけれども、ほかの市町村がどのような対策をしているかというのは分かっておりますでしょうか。

- 産業課長(穴井 徹君) 対策といいますか火入れに関して許可申請ですとか責任者について、阿蘇郡市がどのようにやっているかをお伝えしたいと思います。阿蘇郡管内の状況を見ますとほとんどの市町村では当町と同じく各牧野組合において火入れの許可申請と火入責任者を選任していただいております。ある自治体では一部の申請についてのみ自治体が受けているところがありますが、火入れの責任者はやはり小国町と同じで実施する各牧野組合からの選任となっております。以上です。
- 8番(熊谷和昭君) ほかの市町村も大体おおむね一緒ということなんでしょうけれども。牧野組合等の個人に責任がいく場合いろいろな想定がされます。私の場合は刑に問われることはなかったのですけれども亡くなられる方もおられますし、その辺は町のほうでできるだけ個人に責任がいかないような保険加入やボランティアに関する参加者に誓約書を書かせるなどいろいろな対策をしたほうがいいと思うのですけれども、町として何かできる対策というのはありますでしょうか。
- 産業課長(穴井 徹君) それでは、野焼きに関する保険について説明をさせていただきます。まず従事者の方に対する保険については、各牧野組合等においてJA等の傷害共済保険に加入していただいております。また野焼き中の事故により第三者への身体と財産等への賠償が生じた場合は、賠償保険に町は令和4年度から阿蘇グリーンストックを窓口として保険制度に加入しております。こちらのほうも阿蘇郡市のほとんどの市町村が加入しております。

誓約書につきましては、内容的なものまた何に対してということで法的な効力等も問題が発生してきておりますので、ここで一律的な回答ではなく個別なものの御相談があれば対応していきたいと思っております。町としましても高齢化による担い手不足など今後も様々な課題があります。牧野組合の維持そして草原の維持につなげられるように阿蘇グリーンストックや環境省、熊本県また管内市町村とも情報共有を図りながら継続して事業ができるよう行っていきたいと思います。

以上です。

8番(熊谷和昭君) では今の回答を聞いておりますと第三者に対して被害に遭われた場合は保険 が入るということなんですけど、それは昔と一緒だと思うのです。火入責任者は大変責任が重く なりますので、その辺のケアとか町でどういう対策をとるというのは事故が起こる前にちゃんと 考えられたほうがいいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩といたします。次の会議は午後1時50分から行います。

(午後1時38分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時49分)

議長(熊谷博行君) 3番、髙村祝次議員、御登壇願います。

3番(髙村祝次君) 昼からお疲れでございます。

今日は私の考えを述べたいと思いますので、答弁したい人は最後に答弁をお願いいたします。 それでは私の考えを述べさせていただきたいと思います。

まずは町の財政状況及び活性化というようなことで出しておりましたけれども、今非常に米の 話題でいっぱいでございますけれども石破総理も農林大臣をしました。鈴木善幸さんが農林大臣 経験者それから今の林官房長官、森山幹事長、昨年した坂本哲志さんが議運の委員長をされてい る。それから江藤大臣においては今回で2回目というようなことで、このメンバーで日本の農業 がよくなるには絶好のチャンスと思いますけれども石破さんがいつまで続くか分かりません。昨 年の秋ちょうど坂本大臣が「もう新米が獲れるから、米はあります」ということを言っていまし たけれども、私はたしか議会で「絶対そういうことはない」ということを一般質問の後に述べた と思います。私が思うようになったなという思いがしております。当時小国でも私が知っている ところでは5キロ3千円で売られている店がありました。今は全国的に5千円というようなこと でですね。一時1万円そこそこの米の値段がしておりましたけれども、一反で八俵取れたところ は8万円にしかなりませんので1町作っても80万円。今の単価でいけば3千円のときが一反作 ったとき18万円ぐらい。30キロで3万円のときが60キロで6万円になりますから6×8= 48万円。やっぱり私はそこの辺までこないと「農家やろうかな」という人は出てこないのでは ないかなと思っております。農家の心理というのは、儲かればする、儲からなければしないとい うようなことで農家の心理はそうなっていると。以前小国の大根の産地が昭和47年頃から始ま ってそのとき出稼ぎに行っていた人たちも帰って大根を作り始めて当時100軒ぐらいの農家が 大根を作っていた。そのときは100軒で10億円ぐらい上がっていたのですけど今はもう大根 を作る農家も10軒ぐらいと。酪農家も多いとき100軒ぐらいあったのがもう10軒足らずに なった。年間の売上げが酪農で7億円ぐらいで大根なら2億から3億円ぐらいになって、非常に 儲かれば農家は誰でも始める。しかし私も機械の単価がどのくらいになっているかなという思い がして、農機具屋に籾種を撒く機械から収穫するコンバインまで幾らかかるか出してもらいまし た。大体トラクターの28馬力から3条刈りで23馬力のコンバインですけれども、大体1千5 00万円から1千600万円します。それを考えたとき10年で償却しても1年間に百五六十万 円かかりますから、18万円ぐらい稼いでも一町作っても到底機械代。そして人件費も出ないと いうようなことですから今30キロぐらいで3万円。そのくらいになると農家も飛びついて来る のではなかろうかと思います。小国の場合は畜産であったりシイタケを作ったり野菜を作ったり 複合経営をやっていかないと水田だけでは到底経営ができないと。どんなに米の値段が上がって

も経営ができないと。酪農の場合は搾乳牛一頭で目安は100万円。100万円上がって餌代は それで半分掛けても50万円。それから酪農の場合は機械代が特に高くてトラクターが150馬 力なら2千何百万円、3千万円近くしますから酪農がよくなったからといって始めるというのは、 土地もいるし30頭ぐらい飼っていても3千万円しかなりませんので3千万円の機械を買っても とても30頭ぐらいではできない。先ほどから言うようには私は小国の耕作面積からいったら複 合経営をやって、そして冬は冬のシイタケを作ったり山の手入れをしたりすることが活性化にな るという思いがしております。けれども今の若い人、役場に入っている職員もそうだったと思い ますけれども、まず汚れる事を嫌います。力を出したくない。河津寅雄さんは役場の職員に「頭 を使え、知恵を出せ」。力を出し切らない人は役場を去っていったということを言われたような 話を聞いておりますけれども、そういうような時代もあって小国町非常に当時は河津寅雄さんは 畜産に力を入れてジャージー種やアンガス種の導入などやりましたけれども、その頃の私たちの おやじの代は非常に町民に活気がありました。それを知っていたのが私たちです。ですから私た ちもそのおやじに負けないように。私はいつも言いますけれどもその鏡は誰かと。おやじが鏡で す。おやじに負けないようにしたら絶対栄えるという私の理念で今までやってまいりましたけど、 今は若い者がおやじの言うことを聞いたりおやじの言いなりにならないというのが今の現代社会 ではないかなという思いがしております。ですからそういうことを考えると時代の流れかなと思 いますけれども、そこ辺りが時代の流れに逆行しないと農家は儲からない。国が「補助金を出す からやりなさい」とやると皆んな悪い。それが一番よくある例が近年やったクラスター事業です。 クラスター事業は「ロボットを入れなさい」。国はそれを決めていた。「パーラーなどは駄目です よ」、「ロボットを入れなさい」と。ロボット自体が3千万円ぐらいするから2頭絞るなら機械だ けで6千万円。「それなら補助金を出しますよ」というのがクラスター事業でした。クラスター 事業をやった人たちが今全国的に非常に酪農が厳しいというのが現状です。私も先だって坂本代 議士を通じて「国は景気対策でお金出しますけれども景気対策で飼料高騰、資材高騰でお金出し ても古い機械は買えない時代が来ております。パーラーを換えたりバンクリナとか分離機、ふん 尿処理をする機械を換えないといけない。でも今の段階では換えるような力がないからそういう ような事業はありませんか。」ということを言ったら実は今年からそういう事業が始まるそうで す。ですから役場の職員の方も机に座っていただけでは新しい事業展開できないというふうに思 っております。私が坂本代議士を通じて農林省農畜産の担当の職員と一緒に「こういうことで困 っています」と率直に話しました。そしたら「それは今年度から出る事業がありますから是非、 農協を通じて畜産協会に連絡してください」というようなことで、役場の職員の方々はそれが仕 事ではないかなと。そういう町民の考えを分かるためには日頃から産業課だけではなく各課の職 員の方が庭先まで足を運んで、そして「今、町民は何を考えているのか」ということを考えて、 町民から聞いたことを国に言うなり県に問合せて事業を展開していくということが新しい事業展

開ではないかなというふうに思っております。職員の予算概要説明とかありますが、こういう資 料を作るのが仕事ではないというように私は思っております。小国の方は私のように事業する人 はあんまりおりませんのでそういう場面も少ないかと思いますけれども、先般から中山間地の直 接支払交付金の中で6千250万円、612人と4団体で616人の年齢からいって39歳が1 0人、40歳が31人、50歳が90人、60歳が190人、70歳が205人、80歳が86 人の方々が今米を栽培したり農業関係に携わっているということです。こういう人たちがあと1 0年もしないと70歳から80歳だと恐らく150人ぐらい農業する人が減ると思います。先般 の新聞を見ますと阿蘇郡内で新規就農者が恐らく熊本県100何人か出ておりましたけれども、 小国の新規就農者というのは恐らくいないのではないかなと思います。そういうことを考えたと き今から5年10年先町長がどういうことを考えているかなという思いがしているところです。 恐らく町長も農業はやったことはないし農家の方とそんなに話したこともないと思いますけれど も、小国の今後の農業展開はどうなっていくかなと思っているところでございます。熊本県の2 024年の調査では376人。前年比から26人減少しております。一番多いのは菊池郡で75 人、次に阿蘇地区は67人、熊本地域が50人。業種別では施設野菜が116人で最も多く、次 いで畜産が88人、果樹が52人、露地野菜が51人となっています。非常に若い人が小国には いない。というのも阿蘇地区はアスパラとトマトのハウスがありますが小国でハウスはなかなか 山影になって建てても日陰となり立地条件が悪いからそういう野菜も浸透しないと。大根は住民 の方がやっておりますけれども早い人で大津辺りで栽培している人もいるし、秋口もまた大津の ほうに下っている人もいるかもしれませんけれども、ほとんどを町内で作っている方が今おりま すけど1人の人は外国人の労働者を使いながら六次産業化を目指して頑張っている方もいると思 います。私はそういうやる気のある人に町は支援をすべきではないかなと思っております。現に 七城から来られている熊本興畜、豚屋さんもまだ40何歳で年間の売上げが22億円で今度は増 頭したら44億で従業員を70名ぐらいにすると意気込んでおります。小国在住の方でそういう 人がいれば是非今後はそういう方に支援を個人ではなくてほとんどそういう人は法人を立ち上げ ておりますので、そういうことが一つの経済の活性化になるのではないかなというふうに思って おります。この中山間地を考えたときでも600何人ですから1人当たり10万円。そのうちの 5万円は団体で使わないといけない。個人の農家一軒に平均すれば5万円しかならないわけです。 ですからしっかりそこ辺りも今後町長の方針で考えていただきたいというふうに思っております。 また本年は森林環境譲与税が5千万円ぐらいきておりますけれども、予算概要を見ますと森林組 合林業関係の予算に行っているのがほとんどでございます。小国の場合はクヌギ山もたくさんあ ります。先般から野焼きの話も出ましたけれども、ここに林間放牧することによって野焼きも安 全に済むというふうに思っております。まだ小国で畜産を伸ばすと思えば山の管理をすることに よって牛を放牧することによって牛が放牧している面積全部の草を食べて回りますので野焼きも

危険を伴わないでやれるというふうに思っております。この前の産業常任委員会のときも言いま したけれども、実際田原のほうで3軒の方が和牛を飼っておりますのでそれを部落の人全部で支 えながら原野を守っていくと。そしてその中にはクヌギがあり牛が自然に肥料をまいて回るわけ ですから非常にクヌギの発育もいいと。そしてまたクヌギも成長がいいわけですから柔いからシ イタケもできるという循環的なことができるわけです。ファームロード沿いにクヌギ山たくさん ございます。そして恐らく農用地整備公団で道路を造ったので農用地整備公団が牧柵も張ってち ゃんとした牧柵がありますので、是非新しい考えで町長もそこ辺りを見て今後そういうことも取 上げていってもらいたいと思っております。あとはどういうことをやったらいいかというと今県 の補助なんかで放牧地の中に集めて餌をやって発情がきているのは種付けとかできるように、水 と柵。連続スタンチョンというのがあるけれども餌をやっておけば10頭ぐらいいたとして10 頭がそこに顔を入れたら全部捕まるわけですから、ロープで引っ張って捕まえたりとかしないで もすみます。連続スタンチョンの1頭が1万円ぐらいだから10万円、設置費で20万円もみて いたらできるのではなかろうかと思っております。同じ小国町で事例がありますので是非これも 取上げてやってもらいたいなという思いがしております。まず牛を飼うときにはお金が要るわけ です。今、牛が低迷しております。ですから今がチャンス。先ほどから言うように農業というの は下火になったときに始めないといけない。牛が高くなったら始めるのが人間の心理です。でも 逆に下がったときに始めるのが農業です。そしたら儲かると私は思っております。ですから是非 そういうことも考えてやってもらいたいと思います。そういうことで私の小国の新しい活性化と は、観光は観光に私の考えがあります。今町長がいろいろ鍋ヶ滝あるいは西里小学校跡地と。私 は予算には賛成しましたけれども、私の狙いは今建設業界が仕事が減ったから道路を造るのは絶 対反対します。ですから賛成です。もともとこれが小国の活性化になるかと。それは到底未知数 であります。そこにまず鍋ヶ滝にしても西里小にしても何かメインがあって「あそこに行ったら 食べられる」とかいうことがないと人は集まってこない。「あそこに行ったらおいしいものが絶 対」、「あそこだけではないですよ」ということになればずっと継続して観光客も来るかもしれま せんけれども、道路ができたから新しいお客がどんどん来るかというとそういうことは私はない というふうに思っております。どんなに道が狭くてもそういうお店があったりすると皆んなそこ に集まってきます。今内牧を見ても昼ごはんのときに行くと列を作って待っていますけれども、 たった一品の料理でそういうことがありますから、今後は鍋ヶ滝にしても西里小学校にしてもお 客が寄ってくるようなことを考えていかなければ、どんなにソフトバンクで宣伝しても私はお客 は来ないと思っております。これは私の考えです。町長が私の考えに反論して「絶対やってみる」 と思えば是非やってみてください。それがまた自分でやってよかったと。「やっぱり渡邉町長は 新しい道路を造ってやったから鍋ヶ滝に観光客も多く来た」と言われるよう、私は「できない」 と言いましたけれどもやってみてもらいたいと思います。

それから話がごろっと変わります。今、民主党の年収の壁103万円。今回自民党が160万 円に設定いたしました。給与所得控除が65万円、基礎控除は95万円、それに高校無償化とい うようなことが衆議院を通過いたしました。ですから国はそういうことをやっている中で、小国 町は中学生の修学旅行で台湾に行ってもらうのに父兄が10万円負担しないといけないというこ とは、国のやることと道がちょっと離れるのではないかなというニュアンスがしております。も う細かくは言いません。小学校、中学校の修学旅行は無償。「町が全部します」というふうに町 長是非お願いしたいと思います。後から答弁があれば答弁してください。是非やってもらいたい というふうに思います。今、皆んな給料は上がったけれども手取りが少ないというのが一般社会 どこでも言われます。ましてやガソリンの暫定税率は1兆何千億の減収になるから止まっており ますけれども、通勤してもガソリンが上がったということで手に残るのが少ないという中におい て、逆に中学生を台湾に連れていくばっかりに父兄の負担が大きくなったということではなくて、 そういう子どもを持っている父兄が「町がしてくれてよかった」と。「旅行は国内でもいいけれ ども、町がしてくれるなら台湾に行っておいで。」と。でも行くからには国内なら持っていく荷 物も少なくても済むかもしれませんけれども旅行バックを買ったりそういうことも父兄の負担に なってきますので、是非町で考えて「無償」と。そしたら新聞に出ますよ。そう私は思っており ます。国民民主党が103万円から175万円に引上げを要望しましたけれども結局、自民党、 公明党で160万円に決まりましたので、是非町のほうも「修学旅行の無償化」というようなこ とを実行してもらいたいと思います。

それから今日は言いたいことを言おうと思っていろいろと調べてきておりますので。先般も学びやの里の条例改正がございましたけれども、ほとんどが人件費が上がったからそれを補うために手数料を上げるというようなことになったのではないかなと思っております。一般町民の方がよく言われることは「局長は議員をしている。そして、あそこでも働く。」法には差し支えないと思いますけれども町民が見たときにそして値上げということになりますと町民の声は「両方からお金を取る」というふうに言われる方もおりますので是非本人も議場の中におりますので本人が辞める辞めないはとやかく言いませんけれども、そういうことも頭に置いてやってもらいたいと思っております。私の考えはたくさんありますけれども、このぐらいにしておきます。長々と私の話も聞きたくないと思いますので。

議長(熊谷博行君) 髙村議員、30分までがルールでございますので1回答弁させましょうか。 3番(髙村祝次君) 待って。最後。これは新聞の切れ端です。読みます。

「2024年に自ら命を絶った農林漁業者の数は354人に上る。記者が初めて農業者の自殺問題を取材したのは4年前。あれから自殺者数がむしろ増加傾向にある現状や、その深刻さを農業界に伝えきれていないことを悔しく思う。ある時、取材でお世話になった女性農業者と連絡が取れなくなった。農業後継者と結婚し、農業を手伝い、子育てし、食育活動にも熱心に取り組ん

でいた、明るい女性だった。彼女の夫が30代半ばで自ら命を絶ったことを人づてに知り、驚いて何も考えず、電話をかけ続けた。「私の人生、なんだったんですかね」。ようやく電話口に出た彼女の言葉に何も返せなかった。本人かと疑うほどの弱々しい声と、自分の無力感だけがずっと心に残った。その後、農林漁業者の自殺の多さを知った時、彼女のことが頭に浮かんだ。この問題を多くの人に知ってもらいたい。もう一度、彼女と向き合おうと、取材を申し込んだ。「私で力になれるなら」と了承してくれた彼女へ会いに行った。笑顔を見せるほど落ち着きを取り戻していたが、夫のことは努めて淡々と話しているように見えた。情けないことに、返す言葉はやはり見つからず、ただ相づちを打った。それでも彼女や専門家への取材で見えたこともある。過重労働や経営難、孤独が農業者を追い詰めていた。これは社会的な対策が要る。自殺の兆候に気付き、支援につなげるゲートキーパーの研修をするJAや、農業法人のメンタルへルスに取り組む臨床心理士なども取材した。取材後、彼女は「夫の残してくれた息子たちと生き続けようと思う」と手紙をくれた。かつて取り組んでいた食育を再開したそうだ。彼女はどんな気持ちで取材を受けてくれたのか。自分はちゃんと応えられたのだろうか。彼女の夫のように苦しみ、彼女のように悲しんでいる人がいることを忘れないでいたい。」という記事がございました。

これで私の一般質問を終わります。

議長(熊谷博行君) まだまだ。答弁を求めたいですが、できる課長がいらっしゃいましたらお願いします。

町長(渡邉誠次君) メモしておりましたけれどもかなり長いかたちで、髙村議員がおっしゃられるところが全部答弁できているのかどうか分かりませんけれども。

先ずもっては一番最初に農家の方たちの心理分析を当然髙村議員は農家でございますのでお詳しいかなというふうに思います。ただ多分今の時代は農家の方たちだけではなくて誰しもが同じようなかたちでサラリーマンを選ぶのか、公務員を選ぶのか、自営を選ぶのか、農家を選ぶのか、皆んな葛藤しているような状況だというふうに思います。そのような中で経営の分析として収支のバランスのお話をされておりましたけれども、確かに複合経営大切なところかもしれませんけれども確かに収支のバランスも大事ですが、私はリスクバランスも大事だというふうに思っておりますので、その部分でしっかりと職業は自分で選ばれているわけでございますのでその部分ではしっかりと選択をしていっていただきたい。また働き方改革の部分で今盛んに言われておりますのでなかなか河津寅雄町長の時代と今の時代とでは時代が違いますので、その時代の変化には私個人としては町長として対応していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

また坂本先生からの部分で新しい交付金の話をされておりましたけれども、私も実は地方創生 推進交付金と地方創生拠点整備交付金、この部分が第2世代交付金というかたちで切り替わって いるという情報は得ています。多分言われているところは同じだというふうに思います。そのよ うな中で地方経済・生活環境創生交付金というかたちで大きな枠がございます。その部分は一旦 総務省が全部一括で受け付けるのですが伴走支援も含めて例えば国交省であったりとか厚労省で あったり農水省であったりそれぞれの省庁も伴走支援までするような交付金でございますので、 その部分では当然取り組んでいきながらまた議員の皆様に御提示を差し上げたいなというふうに 思っております。私がお伝えしたいのはまずは地方創生推進交付金、拠点整備交付金から第2世 代交付金というかたちでソフトとハードを組み入れてなおかつ省庁間も混ぜたようなかたちで総 務省一括で申請するような方法の交付金ができております。その部分はまたこれからの様々な事 業展開を施策の部分でも使わせていただければなというふうに思っております。

それから中山間の事業を使ったり森林環境譲与税を使ってしっかりと取り組んで参るところは 議員と変わらないのですけれども、中山間であるといったところ、急峻な地形であったりこの高 冷地であるこの状況がなかなか農業をされる方の制限といいますか自然の条件だったりというの も含めて、なかなか昔の時代とは違って機械が入らないとか気候も変動して温度が高くなってき ておりますので作物を作る場所も変わってきているというような状況がありますので、その部分 ではしっかりと対応していくと。そういったところは当然農家の方たちと話ももちろんしていか なければいけないわけですけれども、町の準備といたしましては町の基盤であったりインフラで あったりというところの整備を中心に今までもさせてもらっておりますし、中山間多面的機能も 含めてそのほかの基盤の上の部分は農家等の方たちにも選択されるといった部分もありますし、 それを使っていただいて地域を守っていただいているという両方の状況がありますのでその部分 は取り組む中でやっぱり話をしていかなければならないなというふうに思います。

それから学びの里の話とか高校の無償化であったり修学旅行のお話をされましたけれども、その部分に関しましては気持ちはそういった部分ありますが、議会には一事不再議の原則がございます。ですのでその部分では審議は今期この3月の定例会で決議をしていただいておりますのでその部分では審議案件ではありませんけれども、その部分については議員の皆様の採択をもちろん重視しますので私からはこれについては答弁は控えさせていただきたいと思います。

それから農業者の自殺について切実な問題として髙村議員お話をされましたけれども、正直職業はなかなか関係なくはないのでしょうけれどもその中で町ができる範囲といえば子どもの頃からしっかりとそういった部分を啓発したり教育の中で取り入れていったり、また町の部分でも担当部署が相談に乗る等々様々なところで事業していると思いますけれども、それでも至らないところがあるというふうに思います。町単体でできるところはなかなか難しいと思いますけれども、国とも県とも連動していきながらしっかりと対応していくといった部分はもちろん町としてもやらないといけないと思っております。この部分についてはなかなか難しい問題ですので町長としてというところの答弁にはなりませんけれども、努力は町としてしっかり対応させていただければいかなければならないなというふうに改めて確認をしたところです。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに。

3番(髙村祝次君) それでは、私の一般質問、これで終わります。

議長(熊谷博行君) 何か言いたい課長はいませんね。教育長が何かあるそうです。お戻りください。

教育長(村上悦郎君) 先ほど修学旅行等も出ましたので町長もお答えしていただきました。ちょっと言われたのが外国に行くと保護者が10万円出さないといけない。そこは違いますので。国内が2分の1、限度4万円。海外の場合は旅行費の3分の2、上限が10万円補助するということだったと思います。基本的にはもし今年外国の台湾に行くにしても昨年度を大きく上回るような保護者の出費がないようにということで一応計上をさせていただいたと。

僕は教育部門というところで髙村さんのお話を聞かせていただいていました。幾つか「しっかり勉強せよ」というところがあったと思います。「親が鏡」という言葉を言われました。親の姿をと。僕たちもそうだなと。教育の部分でも言葉遣いにしろ親のがやっぱり出てくる。また学校の先生のほうに出てくる。周りの大人の姿というのは農業だけではなくて毎日の生活もですが非常に大事だなと。人との接し方とかそういうのは本当に子どもは見ますので周りの大人のというところで聞かせていただきました。

それと「庭先に足を運ぶ」と言われました。それは僕たちもそうです。とにかく家庭訪問をしましょうと。親御さんと子どもとの信頼。それから何か話ができるということで。役場職員にというとこでしたが。家庭訪問、庭先に足を運ぶということも通じるものと思いました。

それと外国人労働者というところでお話もされました。今回熊本の新しい流れ、政策等が変わるのですが共生社会というところで共生社会の実現に向けた教育の充実というなところ。小国町でも外国からの働く方。コンビニとかに行ってもいろいろとありますが、その方たちと同じ地域の構成者として接する。そのところもお話の中で教育に通じるものがあるなと思いました。

最後に「先を読む」ということで時代の流れとか町の流れとか大切さも教えていただいた。農業を通してということでしたが、教育の部分辺りも学ばせていただいたような気がします。 以上です。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩いたします。次の会議は午後2時45分から行います。

(午後2時33分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時45分)

議長(熊谷博行君) 5番、穴見まち子議員、御登壇願います。

5番 (穴見まち子君) 普通ならば1時間後だったのですが1時間ほど早くなりましたので、早く 終われたらと思って頑張りたいと思います。すみません。今年の初めのほうから中学校の修学旅 行の件でどんな状況にあるのだろうかといつも気にしておりますけれども、それの説明を教育長 お願いしたいと思います。

教育長(村上悦郎君) 私も通告ではあとのほうだったのでどうかなと思っていました。

それではお答えさせていただきます。常任委員会のときにも若干説明をさせていただきました。中学校の修学旅行というのは小学校もですが行き先は教育委員会が「ここに行ってください」と指定するようなものではありません。学校、生徒や職員、保護者が決定するものということで状況はということで明後日3月19日、中学校のほうで保護者と学校の先生方が修学旅行のことについてお話をすると。そのとき最終決定されるのか、また次の会議があるのか分かりませんがそこで決定されるということで。教育委員会としては修学旅行を是非とも是が非でもというようなこだわっているわけではなく、あくまでも学校判断ということです。

三つほど視点を絞りまして説明させていただきます。まず一つ目が士林中学校とのこれまでの 交流とこれから。それと小国中学校及び校長先生に台湾修学旅行を提案しました。「どうですか」 ということです。それと県の施策と状況。その3点でちょっと説明をさせていただきたいと思い ます。

まず士林中学校との交流について。士林中学校の校長とは2度お会いしています。1回目が皆さんも2月に行ったときのレセプションで名刺交換をしました。2回目が昨年の11月、士林小学校の姉妹校締結式に行きました。そのときにお話をして「次は中学校と姉妹校をして、また子どもたちの交流を」というお話を現地ですることができました。それと今年になってから2月の26日うちの後藤次長が士林中学校を訪問しております。今後の交流、姉妹校締結について意見交換ということでお話をまたしております。その中にはオンラインで英語を中心に実践的な英語。子どもたちが今までは教室での学習でALTも来ますが実際に英語を介して士林中学校の子どもたちと交流をする確認。それと小国中の校長と教育委員会が台湾を訪問し年間の行事等の確認を春先行うようには考えております。また5月頃、士林中学校と小学校の校長先生が小国町を訪問したいという希望も入っております。先週だったのですが士林中学校のほうから5月30日に校長が役場と中学校に来て今後の交流辺りのところをという流れになっております。

小国中学校校長に台湾修学旅行の提案については教育委員会がしました。僕が校長先生にお話をしました。「どんな交流をしましょうか」と先ほど話しましたが、そのときに「姉妹校締結ありますね」ということで「どんなふうな姉妹校で」オンライン等もいろいろありますが考えていたのですが。たくさんの子どもたちに是非経験していただきたいというような思いもあります。町長辺りからも「たくさんの子どもが」というようなところで「修学旅行というところも考えられるのではないか」というようなことが出てきました。校長先生には「学校、生徒、保護者の意見がまとまれば費用等の補助は議会にお願いしたい」というところで今回提案をします。実際まだ決まっていないのですが、もし海外になったら行けるようにというところで認めていただきま

したが、そういった流れになっています。

最後です。県の流れ、実態とか周りの状況というところですが、常任委員会でも少し言いまし たが高校の修学旅行は盛んです。翔陽高校1年生300人、熊本北高校は2年生、大津高校は早 い時期からありました高校1年生、東稜高校の国際コース、熊本西高校、学園大附属高校。中学 校は、昨年度は鹿北中、白川中に教育旅行団というのが向こうから来ています。それと修学旅行 ではないですけれども産山村のヒゴタイ交流というのがあって、お互いがホームステイ等をして ということでこれはもう長く続いているのが現状です。県の方針ということで令和7年度の重点 施策で今年の1月20日に市町村教育委員会研究大会がありまして白石教育長から14の項目が 示されました。令和6年度が今年の教育委員会研究大会ですがその中で大きく変わっていくもの がありました。知事がかわりまして熊本新時代教育大綱それに基づく「第4期熊本県教育振興基 本計画」が策定されました。その内容は14項目あるのですが、一番目の第4期熊本県教育振興 基本計画の中の五つの基本目標の中の修学旅行に関係するのは二つかなと。2番目先ほども言い ましたが共生社会の実現に向けた教育の充実を図る。具体的に言いますと、互いに人格と個性を 尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、特別支援教育の一層の充 実を含むインクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、年齢、性別、国籍、民族、文化、 障がいの有無等の違いに関わらず、全ての人が地域社会の構成員として共に生きることができる よう、共生社会の実現に向けた教育の充実を図ります。3番目、基本目標の中の三つ目「世界に 羽ばたく志ある人材」を育てる魅力的な学校づくり。グローバル社会において、一人一人の個性 が輝き、地域社会に貢献することができる「世界に羽ばたく志ある人材」を育てるため、子供た ちの学びを支える環境の整備を含めた魅力的な学校づくりを進め、世界に伍する教育の実現を目 指します。修学旅行に関係するようなところかなと。14項目の中の8番目です。グローバル人 材の育成。海外留学や台湾との教育交流について。各市町村において児童生徒のグローバルな視 点を養うため交流事業の実施、検討を行うということが明記されて「令和7年度やってください」 ということです。町の教育大綱もこれに基づいて1年前倒しでこういった内容を盛り込んだもの に変えて、時代に合ったものに変えていかなければならないかなということでこういった内容の ところから台湾の修学旅行というところです。繰り返し言いますが、あくまでも保護者、学校が 決定することではありますが、私たち教育委員会はこういった意味もあって勧めていたと。それ と新聞が3月12日に県教委と台湾の教育部附属機関との覚書、いろいろ交流を県がサポートし ますよというのが出ています。それと今朝の新聞ですが「台湾で教育尽力17歳で非業の死」前 から町長がおっしゃっていました平井数馬という松橋出身。ここの写真に載っているのが白濱校 長先生。小国高校にいらっしゃいました。小国の国際交流とも適切な関係で。私たちが今姉妹校 の士林小学校のときに「ここがいいのではないでしょうか」という助言をいただいたのもこの白 濱先生です。また修学旅行とかこういった流れのときには是非相談とかいったところでしたいと

考えています。ちょっと長くなりましたが修学旅行についてでした。 以上です。

5番(穴見まち子君) 私の孫は1年生で今度2年生なのです。それと20年ほど前に息子も東稜 高校で中国旅行を経験しているのです。私自身も30年ほど前に県の事業の中でニュージーラン ド、というのは今ジャージー牛乳のあれもありますけど県の農協女性部の中の研修のフレッシュ ミズで行って4泊7日の経験をしました。海外に一歩出るというのはなかなか気持ちを持って行 ったり一歩踏み入れることに対しての意見をちゃんと持っていかないと相手の人に日本語が通じ るときもあるけれども30年前もちゃんと通じました。いろんな経験をしたのですけど今教育長 が言ってもらった言葉に対して時代はグローバル化になっているし、一歩踏み出して欲しいとい うのが一番です。今度19日に中学校で結果が出ると言いましたけど保護者の方にも説明してほ しいし、最初に周りからの意見を聞いたときに家族のほうからも「食べ物が違う」、「行きたいと ころがある」とかいろんな意見が出ていました。だけど最終的に校長先生と保護者の方と子ども たちの意見がうまくいってできることが一番ですので、保護者が先に立つとか子どもたちは保護 者が守っていかなくてはならないし学校もそうです。県の教育委員会のほうもそうですけど小国 高校の藤本先生が去年前までおられて今は東稜高校におられます。私たちが研修に行ったときも 子どもさんが台湾に留学をしているそうです。私の身の回りを見たときに近所の方に中国から来 ておられますけれどもその子どもさんも東稜からです。去年の秋9月に台湾に留学をして今ちょ っと帰って来られていましたけれども、そのような経緯があるのでいろんなことを皆さんで相談 しながら一歩前に出る。それしかないし今語学の英語を子どもたちもしっかりしていますよね。 それができることが一番だと思っています。中国の方、台湾の方は昭和30年代に小国町に来ら れて近くの河川に建っている橋の工事だったり修理だったり新しい工事をして、地元の家に住み 込んで働いていたという経緯をお年寄りの方に聞いています。台湾から来たりよそから来ている 人が今どこの店に行ってもいますよね。何か分からないことがあったりしたときに教えたりする こととかいろんなことがあったりするので、これから共生の社会だったり自分の経験が将来に生 かせることができたりするときに「あのときに行ってよかったな」とか。あの一歩を踏み出して 町の支援をお借りして、もしできるのであれば子どもたちに今はパスポート申請とかは役場で簡 単にできますよね。その勉強だったり私たちの時代は県庁まで行っていました。そんなところも 子どもたちにとってはパスポートを取ったときにこれが将来10年20年のパスポートとして取 ったら自由に行かれるときがあると思うのです。それがなかったときには海外というのはなかな か一歩踏み出すときにはないけれど、日本の国内でも修学旅行は今年は万博がありますのでそこ に行きたいとか。研修ですので京都とか大阪、大阪城とか。私は中学校の時代に大阪万博を経験 しています。そのとき一番印象に残っているのはやはり太陽の塔です。それと掘削しているとこ ろをずっと並びながら研修を見てまいりました。その中身というのはいっぱいあったのであんま

り覚えていることは少ないのですけれども、そのところに居合わせたときにどこを選ぶかというのは子どもたちのあれなので、しっかりと考えてもらって今度2年生になる子どもたちと保護者の方、町と教育委員会といろんな関わる人たちの声を聞いてしっかり訴えていただきたいと思います。子どもたちも訴える、保護者も訴える。その中で決めるのが一番いいかなと思っているところです。

教育長(村上悦郎君) ありがとうございます。

くれぐれも申しますが教育委員会は「どうしても行ってくれ」とかではなく、子どもたち、保護者さんたちの意見を聞いて、不安があれば払拭できなければまた考えなければならない。保護者の方の心配等もありますので、もし行けなくても僕たちは次のステップはと。今回いろいろな意見を出してもらうことがまた次年度等にもつながると思いますので。議会としても費用の3分の2とかいうのを認めていただきました選択肢の一つです。本当に行くようになればまたいろいろ乗り越えなくてはならないものが出てくると思います。またそういうとき協力に行くならば支援、できる限り頑張りますというスタンスで。「どうしても」というとこではないということを。でないと前みたいに「台湾で決まった」というと「どうやって決まったのか」とかいうお話になりますので、くれぐれも確認です。

以上です。

- 5番(穴見まち子君) 今教育長が言われましたように、しっかりと考えてもらうことが一番で保護者の方にも納得してもらう、子どもも納得するようなかたちで町もしっかり動いてほしいと思っております。町長何か考えがありますか。
- 町長(渡邉誠次君) 今、教育長がお話しになったことがほとんどであります。ただ感覚の中で私が思うのは中学校2年生13歳から14歳ぐらいの頃に海外に出る。今からの社会の中で1回も海外に出たことがない人がその中に今後将来にわたって1人もいないということはもちろんないでしょう。出たことがないという人が1人でもいるのだったら是非今回の機会に行くのも一つ方法ではないかなあというふうに思います。それがまず一つ。

それと今の御時世だからないかもしれませんが可能性としてはなきにしもあらずかなというふうにも思います。

もう一つ。3日間2泊3日です。国内旅行に行っても台湾に行っても2泊3日です。できるだけもちろん効率がいい学習の提案をしてもらいたいなとは思うのですが、3日間海外に出たからといってそれは何もかも変わるといったことは間違いなくないのかなと。ただ13、14の子どもたちが海外に出たときの感覚。これを何人かでもすごく影響を受けて変わる子が出てくるのではないかなというふうに私は思っております。それは私が海外に出たときも同じような気持ちを持つからです。もちろん私は大人になってからしか海外に出ておりませんけれども、その部分では是非子どもの頃に出たときには。私は中学校のときにこういう経験をしたときには「高校のと

きにはどういう選択肢が増えるのだろう」というような感覚を持ちました。ですのでできれば私の思いですけれども台湾に修学旅行に行った子どもたちが高校になったらひょっとしたらまた違う高校に行って台湾に行かれるかもしれない。ただそのときには多分もう中学校のときの士林中学校の友達ができているかもしれない。そういったところを考えながら次の展開を考えられるような子どもたちが出ていただければなというふうに思います。

それから昨日一昨日すみませんちょっと覚えていないのですが道徳観の話が出ました。道徳観 は例えば今から10年前LGBTQの話が出た頃でしょうか。それ以前にはなかったのかもしれ ません。道徳観というものは国内の基準ではもはや今ないと。そういったところをお伝えをした いなというふうに思います。私はもう道徳観においても国際感覚、国際基準の中で考えるべきで あろうというふうに思っておりますので、できるだけ早い段階でそういった経験を踏まえながら 育っていっていただきたいなというふうに思います。ただ0歳からずっと考えていく中では小学 生のときに交流を重ねて中学生のときにオンラインの交流も含めてですけれども具体的に国内で はなくて海外に出て実体験をすると。こういう順番で私はとてもいい仕組みではないかなという ふうに思います。願わくばオンラインでつながっている子どもたち同士が現地でお会いして、そ の中学校の魅力をお互い紹介したり。例えば小国中学校の生徒が「行きたいところ」それと現地 の中学生が「連れて行きたいところ」。これが合致して一緒に少し散策なり何なり。私の勝手な 考えですが、そういったところができればすごい修学旅行ではないかなと。私が経験したことが ないような修学旅行になるのではないかなあとか思ったり夢のような話でありますけれども、そ ういったところの展開を含めて今の子どもたちはしっかり自分の気持ちをアピールすることがで きる子どもたちが多ございますので、できればそういったところまでつながればそれぞれの次に つながるような修学旅行になるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

5番(穴見まち子君) 今、町長が言ってもらったことが将来につながるので私としてはどちらでもいいんですけどやっぱり子どもたちの思いですね。それと今は携帯でも何でもつながっているので昔とは違って勉強するすべがあります。その中で「行ってみたいな」と思うところが国内であれ海外であれその気持ちを皆さんと共有できるような修学旅行になってほしいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に、2月の終わりに岡山の奈義町のほうに私たちは視察に行ってきました。とても 美しい田園風景があって特に議長が「ここはきれいね」と何度も言っていたのがとても印象的で した。それでは小国町の子どもの支援ですけれども、まずは結婚してから町の取組として金銭的 な支援というのは前も言ったかと思いますけれども改めて教えていただきたいと思います。

福祉課長(宮崎智幸君) まず子育て関係の経済的な支援策ということで今行われているものとい うような御質問かと思います。何度か過去にも御説明しましたけど、また説明をさせていただき たいと思います。経済的な支援ということで直接お金を給付したりとかそういったものが代表的なものにまずなろうかと思います。まず小国町のほうではそういった中で子ども医療費の助成を18歳未満の子どもさんに一部負担金の部分について全て補助しているということを行っております。それから多子世帯出産祝金ということで第三子以降の子どもさんが生まれた場合に30万円を町のほうからお祝い金として支給しております。そのほか妊娠と出産のときにそれぞれ5万円ずつということで出産子育て応援交付金というものを給付しております。そのほか一般的ではありますが児童手当のほうも対象者辺りも18歳まで拡充されまして金額のほうも若干増えております。そういったかたちで支給しております。そのほか、こうのとり支援事業といいまして不妊治療に対する助成等も早くから行っているような状況です。このほかには間接的な部分でありますが妊婦の歯科健診の助成であったり新生児聴覚検査の助成事業それから産後ケア事業辺りは今一番力を入れているような状況でございます。今申し上げました事業につきましてはお金に関する部分で金銭的な経済的な支援ということでこういった事業を町のほうでは行っているような状況です。

以上です。

- 5番(穴見まち子君) 近年、核家族化が進み、急な用事や仕事、体調不良などの際に子どもを預ける先がなく困る家庭が増えているのではないかと思います。今の時代は夫婦共働きの家庭が当たり前であり、また独り親の家庭では頼れる親族などもいないこととなると対応が難しい状況です。小国町ではこのような場合どのような預りの支援があるのかお聞かせください。また今後子どもの預かり支援を強化する考えは何かありますか。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 子どもの預かり関係の支援についてという御質問です。今議員言われたように小国町においても核家族化が進み、ほとんどの家庭が夫婦共働きということでそういった時代になっております。また独り親の家庭も増えているというような現状を踏まえますと今言われたように急な保護者の用事であったり親の体調不良であったりそういったときに子どもを預けられる支援そういった支援の必要性は非常に高まっているというふうに認識しております。現在小国町では子どもの預かり支援として未就学児には保育園での一時預りそれから保育園の延長保育、小学生に対しては放課後児童クラブを町直営で運営しております。しかしながら、こういった部分の取組についても事前の登録であったり時間帯に制約があるというのが現状でございます。突発的な利用にはなかなか対応が厳しいというような状況があります。そういった部分が今町としての課題ではないかというふうに認識をしているところです。これまでもこの預かりについては例えば病児保育であったりファミリーサポートセンター辺りについては現在も協議継続しているような状況にあります。そういった中で最近では皆さん御存じのように、どの職種においても人材不足というのが顕著であります。新しい制度であったり新しい仕組みを立ち上げるというのは非常に困難な時代なのかなというふうに考えております。そこで町のほうでは既存の社会資源

を最大限利用するかたちで何かできないかということを今一生懸命考えております。例えば既存の社会資源といいますとこの預かりにおきまして保育園辺りはものすごく貴重で大きな社会資源かなというふうに思っております。保育園のほうも町で運営しておりますのでそういった部分で何かもう少し柔軟に対応できるような策ができないかとかそういった部分を今少し考えているような状況です。この部分については評価する考えはあるかということで十分考えていかなければならないというふうに思っておりますが、ちょっと整理する課題も多いというふうに認識しております。

以上です。

5番(穴見まち子君) 今言われました子どもの預かり支援を強化するというところなんですけれ ども、保育園を退職された方が数名おられると思います。保育園の人数が減るのに対して退職さ れた方が家におられる人もいると思うのです。その中で例えば今は隣保館とか開いていますよね。 そんなところで何かあったときのためにとか。病院の先ほど言われましたけどやっぱり保育の仕 事をしておられた方が頼りになるのではないかと思っているところがありますので、今後そうい うところを住民の方の声があったときに何かできるのではないかと思っているところです。

それでは子育て世代の相談体制についてなんですけれども、安心して子育てするためには妊娠期から出産期、子育て期において相談体制の充実が大事であると考えられます。また親同士つながり情報交換ができる環境も大事ではないかと思っています。小国町独自では今カンガルーのぽっけの取組がされていますけれども、カンガルーのぽっけの活動状況とか利用される人たちの声が何か上がっていないでしょうか。

福祉課保育園長(室原由美君) 子育で支援拠点カンガルーのぽっけについてお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。小国町には子育で家庭に対する育児不安等についての相談、指導及び子育で支援サークルの支援などを行い地域全体で育児支援を図るとともに、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする子育で支援拠点カンガルーのぽっけというものがあります。対象者は未就園児親子、妊娠中の方です。子育で支援拠点の内容は、木のおもちゃでゆっくり遊べる通常の開館と隣保館で月2回行われる「なかよしくまさん」や保健師さんや栄養士さんに来ていただいて身体測定や育児相談、栄養相談を行うことができる「すくすくひろば」などがあります。例えば、絵本の読み聞かせ、ヨガ、ベビーマッサージ、ブルーベリー狩り、木育イベント、クッキングなど更生保護女性会の方々を始め小国町のたくさんの方の協力を得て様々なイベントが行われています。令和6年度は2月までの集計で2千440人の利用があり1日の利用者数の平均は7組前後でした。参加者からは「夜泣きをして十分に睡眠がとれない」、「離乳食を食べない」、「子どもを遊ばせるところがない」などの子育で中の相談や悩みが寄せられ保健師さんや栄養土さんから直接アドバイスをもらったり、集まっているママ友と話すことで心が軽くなったりまた遊ばせやすい公園や施設の情報を交換できたりする場所になっております。相談支援という

ところで保育園内では宮原保育園には家庭支援推進保育士が配置されております。必要があれば 担任と一緒に家庭訪問を行い保護者の悩みに寄り添うことを行っております。そして場合によっ ては保育園のほうにも来ていただき担任保育者と私や主任が入って相談に応じることもあります。 内容についてはここでは申し上げられませんが、その場だけで解決できない場合、保健師さんや 関係機関に相談の幅を広げることもあります。いずれにしましても保護者が悩み事を1人で抱え 込まなくていいように対応することを心がけております。

以上です。

5番(穴見まち子君) 私も更生保護女性会に入っております。ちょうど役のときにカンガルーの ぽっけに出向いてそのときは隣に調理室がありますのでそこを使って、味噌を使って材料を持ち 込んでだご汁とか地域の郷土料理とかいろんなできることをしました。 更生保護女性会ってちょっと見えないところもあるのですけど、いろんな活動をしているのでいろんな意見を持って声を かけられたら新しい事業も会員さんと一緒にできるのではないかと思っているところです。

それでは終わります。ありがとうございました。

議長(熊谷博行君) 予定していた4名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日18日は2名、児玉智博議員、江藤理一郎議員の一般質問を予定しています。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時22分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員(5番)

署名議員(9番)

第 3 日

令和7年第1回小国町議会定例会会議録

(第3日)

- 1. 招集年月日 令和7年3月18日(火曜日)
- 1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場
- 1. 開 議 令和7年3月18日 午前10時00分
- 1. 閉 会 令和7年3月18日 午後 0時11分
- 1. 応招議員

 1番
 江藤
 理一郎
 君
 2番
 杉本いよ君

 3番
 高村
 祝次君
 4番
 児玉智博君

 5番
 穴見
 まち子君
 6番
 松崎俊一君

 7番
 松本明雄君
 8番熊谷和昭君

 9番
 久野達也君
 10番熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君 3番 髙 村 祝 次 君 4番 児 玉 智 博 君 5番 穴 見 まち子 君 6番 松 﨑 俊 一 君 7番 松 本 明 雄 君 8番 熊 谷 和 昭 君 9番 久 野 達 也 君 10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

2番 杉 本 い よ 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広 行 君 書 記 宇都宮 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

野 長 渡 邉 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君総務 課 長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君情報政策課長 田 邉 国 昭 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君税務住民課長 中 島 高 宏 君 建 設 課 長 小 野 昌 伸 君 祖 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君建設課審議員 谷 口 正 浩 君 総務課審議員 松 本 徳 幸 君町民課保育園長 室 原 由 美 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。 別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7. 3.18)

議長(熊谷博行君) 皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例会3日目でございます。2番、杉本いよ議員におかれましては、体調不良のため本日も欠席となっております。本日の流れからいきますと、一般質問が2人、その後、退職課長の御挨拶を3名の方にしていただき、散会した後にちょっとだけお時間いただきまして、委員会の方向性を話したいと思いますので、よろしくお願いいたします。12時を過ぎますが、どうかよろしくお願いいたします。

ただいま出席議員は9名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長(熊谷博行君) 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっております。直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、1、児玉智博議員、2、江藤理一郎議員となっております。

それでは、4番、児玉智博議員、御登壇願います。

4番(児玉智博君) 前回の12月議会に引き続き地熱開発について質問します。地熱審議会は会議が一切非公開で傍聴が認められておりません。作成される会議録も閲覧するためには情報公開条例に基づく開示請求が必要で、その手続を取ったとしても実に6割が黒塗りの部分開示という取扱いになります。また町は地熱審議会委員には会議に関する内容を口外することを禁止し、渡邉誠次町長も守秘義務を主張されておりました。しかし地熱審議会の設置根拠である地熱資源の適正活用条例は第1条に「この条例は、町内に存する地熱資源が町及び町民の貴重な財産であるという認識の下、地熱発電開発に必要な事項を定めることにより、地熱資源の適正かつ永続的活用を進め、地域経済の振興と福祉の増進等に資することを目的とする。」とうたっております。地熱資源が町民の財産と認めるのならば、地熱審議会も町民に開かれたものでなければならないとの立場から以下質問をしてまいります。

地方自治法では「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と第138条の4第3項に規定し、又「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」と第202条の3第1項にこのように定めています。その上で小国町地熱資源の適正活用条例には「町長の諮問機関として、小国町地熱資源活用審議会を置く。」と第7条で規定しております。これが同審議会の設置根拠となるものであります。まずこの地熱資源活用審議会は、地方自治法が規定する附属機関で間違

いありませんか。

情報政策課長(田邊国昭君) おはようございます。よろしくお願いします。

議員がおっしゃるとおり地方自治法の第138条の4に当たる執行機関の附属機関であると考えます。

以上です。

4番(児玉智博君) 普通地方公共団体の執行機関の附属機関としてこういう審議会等を設置する 理由というのは、行政の民主化の観点から地方行政に住民の意思を十分反映させることや専門的 な知識技術を導入すること、第三者の視点を入れることにより公正な行政執行を図ることなどが 挙げられます。会議が一切非公開などの対応は、行政の民主化や公正な行政執行と矛盾するので はないかと思います。委員の守秘義務があると主張されることであったりまた会議が非公開であ ること、議事録を開示請求しても6割方が黒塗りで出てくるということは私はこれは非常に問題 だと思うのです。守秘義務の部分なのですが、私が地熱審議会委員の守秘義務の存在をあるとい う見解ですが、これを耳にしたのが昨年12月議会の一般質問であります。少し振り返ってみま すと12月議会の一般質問ですけど、昨年6月の地熱審議会で委員の1人から事業をめぐるトラ ブルに関する指摘が委員会の中でなされたということを例に挙げまして「こうしたケースについ て地熱の恵み基金の対象となるのか」と私が質問しました。そうしましたら情報政策課長は「審 議会の内容については非公開とされておりまして、お答えすることは難しいかと思います」と答 弁をされたわけです。私が更に情報公開請求をしても議事録の6割方が黒塗りで肝心な部分は全 く公開されていないことを批判しまして、審議会の透明性を高めるために情報を最大限公開する よう求めたわけです。そうしましたところ渡邉町長は「私は絶対審議会が秘密というかそれに守 られた状況の中で、確かにこの会議の中であったことはしゃべらないですよという署名はやらな いかもしれませんけれども守秘義務というのはあると思います」と答弁をされたわけです。昨日 の熊谷議員の質問に情報政策課長は、審議会の設置根拠である地熱資源の適正活用に関する条例 や同条例の施行規則、審議会規則・規定には守秘義務に関する定めはないということを答弁され たかと思います。では12月の議会で渡邉町長がおっしゃる守秘義務というものの根拠は一体何 ですか。

情報政策課長(田邊国昭君) 守秘義務の部分についてですが、昨日の一般質問の回答の中にもありましたが重ねてになるかもしれませんがお答えします。地熱審議会は小国町地熱資源活用審議会規則第7条に「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」とあります。そして審議会開催に当たっては会長が招集して審議会の冒頭、会長が議長として委員の皆様に「審議会を進める上で留意いただきたいこと」という資料をお配りしてその中で守秘義務についての説明を行っています。その内容についてなのですが事業計画書については、審議の終了後に回収します。

かに審議会の進め方やヒアリングの方法についてなどがこのときに説明されます。少なくともこの資料は平成28年第1回の審議会から欠かさずに配付しておりまして、委員の皆様にも御留意いただいているものと思っております。ゆえに出席の委員の皆様には審議内容に関する守秘義務があると考えております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 今言われた資料はこれです。確かに大きく3項目あるわけですけど一番下の 段に守秘義務というふうな項目があって「審議会における審議内容は公開しないでください」と いうふうに確かに書かれているわけです。守秘義務の根拠というのはこの紙ですね。大体これ誰 が書いたものなのか書かれていません。言わば出所不明の紙1枚と私も議事録を読みましたが会 議冒頭部分で会長が「会議の中で話したことも漏らさないようによろしくお願いします」という のは確かにおっしゃられているのです。しかし紙切れ1枚と会長の一言で委員全員に義務を負わ せることができるなんていうこと自体が信じられない話です。守秘義務がある職というのは小国 町でいえば一般職の職員のほか特別職では教育長と教育委員、農業委員などがあります。その義 務の根拠となるのは全て法令です。地方公務員法や地方教育行政法及び農業委員会法です。やは り人一人に義務を課すというのはそれだけ重いことなのです。紙切れ1枚や人一人の一言で義務 を発生させることができるなら例えば税務職員が納付書1枚を非課税世帯に持って行って「今年 はあなたにも住民税を賦課します。払ってください。」ということがまかり通ることになるので はないですか。でもそんなことができるわけないでしょう。税は地方税法があってそれに基づく 税条例があってその税率や均等割等に基づいて税務職員は事務を執行する。このルールを逸脱す ることはあり得ないのです。ですから地熱審議会でも幾ら会長でも条例のルールにないことはで きるはずがないのです。地熱審議会委員に守秘義務があるという発言は事実ではないと認めます ね
- 情報政策課長(田邊国昭君) 先ほどお話にありました「審議会を進める上で留意いただきたいこと」ということで委員の皆様に審議会のときに配っておりますが、こちら作成した出所といいますか根拠といいますかこちらの内容については審議会の事務局であります町そして審議会の会長と協議して決めたものであります。内容の非公開でこの守秘義務のことについてなのですが、守秘義務として理由としては議事録などに含まれる情報によって開発事業者の正当な利益が損なわれることなどを防ぐ目的。そして審議会委員個人に関する情報を守るということの必要性を考えて審議会には活発な意見を促すことを目的としておりますので、この説明をさせていただいて守秘義務があるというふうにさせていただいております。

以上です。

4番(児玉智博君) そもそも守秘義務が何なのかというのを理解していないからそういうわけの 分からない答弁になると思うのです。守秘義務というのは義務ですけど裏を返せば人間誰しも表 現の自由というものがあるわけです。だからどこで何をしゃべろうがそれは公の公権力からの制限を受けることはできません。基本的人権として最大限尊重されるものです。ですから法律や条例の定めがないのに人に守秘義務を課すと権利を制限すると。そんなことができるはずがないではないですか。昨日「町職員の人権意識は大丈夫か」というふうに言いましたけど人権に制限を加える。それをちゃんとした法律の手続のないまま会長なのか事務局なのか人の判断でそれをやってしまうというのは、法治国家で法律とか条例の上に人間が立っていることになるではないですか。もうこれ独裁国家ですよ。それがおかしいというふうに思わないというのがもうこれ基本的人権の尊重、国民主権、中学校3年生の公民で教わるレベルですよ。そういう基本的な一般教養と思うのですけれども公務員採用試験では当然に問われるレベルの一般教養です。ここまで説明してまだ守秘義務が地熱審議会委員にはあると思いますか。

町長(渡邉誠次君) 児玉議員が審議会に対しての守秘義務の件で今考え方というか言われている 部分はある程度は理解させていただきますが、私は中学校3年生以前に小さい頃から「約束は守りなさい」と基本教えられております。今日児玉議員の一般質問を聞かれた方たちがどう思うの か分かりませんけれども、私は約束はしっかり守らないといけないものだというふうに思っておりますし、例えば個々の話をしているときに「秘密は皆さん守ってくださいね」と言われたときにこれを守れないようであれば信用することができませんし、特に審議会におきましては科学的なデータこれは昨日も熊谷議員が言われたときに非常にたくさんの利益といいますか企業側の秘密があります。だからこそ科学的な根拠としてその審議会で話をするために本当に大切なデータを持ち込んでいるわけです。それを表に出さないように皆さんに秘密の保持をしてくださいと守秘義務を課しているわけでございますので、会議の場所でまたいろんな場所でもそうですが非公開の場所でもそうですが、お互いの中で「この約束は守りましょうよ」と。約束は守らないといけないと思います。そして約束を守れない人は信用がないと私は思います。

以上です。

4番(児玉智博君) 約束って要するに何て言えばいいんですかね。普通は行政の仕事って文書主義ですから書面で交わすのですよね。12月の議会でも言われていたけど署名はしてないというのはお認めになられているのです。一方的な口約束で約束が成立しているというふうにおっしゃるわけです。だったら小国町が行う工事請負契約とか業務委託契約、もう書面作らなくていいではないですか。口約束でしたのを守らないならそれは信用がないとか一般社会常識に照らしても何かもう本当訳の分からないことを町長今言われているのですけど、そういう話になるではないですか。だからそういう義務を課すのであればちゃんとした手続に則ってやるべきだというふうに言っているわけです。そういう手続に則ってないで人に義務を課したり表現行為を制限したりしているから「問題ですよ」という問題提起をしているわけなのです。守秘義務があれば何でもかんでも公務員等に守秘義務というのは全てにおいての義務を外に漏らしたらいけないかという

とそうではない。守秘義務という名前のとおり秘密を漏らしてはならないのです。だから会議で「今日話したことを一切漏らすな」というのは守秘義務の範囲も超えていると私は思うのです。 そこで確認なのですが地方公務員法とか地方教育行政法、農業委員会法に言う秘密とは具体的に どういったものが事例として挙げられるのか、総務課、教育委員会、産業課、それぞれ御答弁を お願いします。

総務課長(佐藤則和君) おはようございます。

地方公務員法では第34条におきまして公務員が職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとうたわれてございまして、その秘密として考えられますのは具体的に言えば入札情報。小国町の場合最低制限価格などを入札までには業者には知らせないという規定がありますし、設計単価等についても漏らしてはならない情報となっております。それとあと代表的なのが個人情報。外部に漏れますと非常に個人の利益を著しく損害するということが考えられます。それと職務上知り得た秘密として考えられるのは、例えば先ほど税務課の話も出てまいりましたが職員がそういった調査に赴いてその調査の中で偶然そこの家庭環境で様々なものを目にすることがあります。そういったものも家庭的な事情。この辺も秘密ということでほかに漏らしてはならない秘密ということにされております。そのようなものということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

教育委員会事務局長(久野由美君) 教育委員会からお答えします。

教育委員会関係で秘密を守る義務というのは、地方公務員法やはり第34条で規定されております。この地方公務員法の第34条で職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないとなっています。 先ほどから出ています執行機関である委員及び委員会の構成員というのは地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤職員、執行機関の附属機関である委員及び委員の構成員は先ほど議員さんおっしゃったように地方自治法の第138条の4第3項により法令又は条例に根拠が必要ということで、○○委員、○○審議会などの委員さんは地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤職員ということで教育委員会関係の特別職の方の秘密についてはそういったことが挙げられます。教職員の懲戒関係で言いますと秘密の標準例といたしまして懲戒処分の指針というのがありまして、秘密漏えいでは職務上知ることができた秘密を漏らし公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は免職とするなどが挙げられております。

産業課長(穴井 徹君) それでは、農業委員会の委員の方の守秘義務についてお答えしたいと思います。農業委員会は農地台帳や農地の申請書等、多くの個人情報を扱っております。そのため農業委員会法の第14条と第24条で「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」という秘密保持義務があります。例えばで申し上げますと農地の所有者、賃借人の住所、賃借料の金額等また個人情報で特定の個人を識別することが可能なものが取り扱いで守秘義務の扱いとなっております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 教育委員会の答弁で多分私それは誤りだと思うのですけど、特別職は地方公 務員法の第4条第2項で「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属 する地方公務員には適用しない」というふうになっていますので、特別職たる教育長及び教育委 員は地方公務員法ではなくて地方教育行政法に守秘義務が規定されております。その上で教育委 員と教育長が職務上扱う秘密にどんなものがありますかと聞いたのですが、それにはちょっと答 弁がありませんでした。いずれにせよ守秘義務がある教育委員と教育長でありますが、教育委員 会の会議録というのはそういう情報公開請求するまでもなくホームページで公開されています。 公開されているうちで一番直近の令和6年8月20日に開かれました令和6年第5回教育委員会 の会議録10ページほどなのですが黒塗りなんてされていません。ですからいろんなそういう児 童生徒の個人情報とかが扱われた場合はもう当然黒塗りにされるのでしょうけど、来年度から給 食費を100円値上げしますとかいう内容の話が話し合われたとして教育委員さんが家に帰って 「来年から給食費が上がるんだって」というのを話してもそれは別に全然守秘義務違反に当たら ないということなのです。そういう点から考えてもやはりこの地熱審議会の運営の仕方というの は非常に問題だというふうに思います。それで人事院のハンドブックには秘密というものの定義 として「非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるも のをいうこと」とされています。地熱審議会の扱う事業計画を考えてみますと、事業計画の中で も事業者の工期予定や開発場所あるいは井戸を掘削する場合の深さなどは審議会の事前の住民説 明会でも周知されているはずの問題なのです。非公知の事項ではありません。にもかかわらずそ うした公開された情報も会議録ではそういう基本的な情報まで黒途り非公開となっているわけな のですけれども、会議録の公開基準はどのように誰が決めているのでしょうか。
- 情報政策課長(田邊国昭君) 議員からの発言にもあったように住民説明会で示された内容については公開して問題ないものと思います。この内容で井戸の深さであったり周辺の状況などについて皆さんに説明した分については説明会の資料として再び事業者のほうからいただくことはあるかと思います。それ以上の内容について判断の基準ということになりますと、なかなかそのときそのときというふうになるかと思います。小国町に情報公開条例がありますが、その中で定められたところで判断の要点としてその都度判断を行っております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) いや会議録で黒塗りにされているから会議録を読んでもそういう井戸の深さとか工期とか分からないのです。黒塗りにしているから。ですから今言われたように出しても問題ない情報と言われるのであればそれは黒塗りを外すべきだし、それはその時々の判断とかではなくやはりきちんとそれは出すんだというもので共通認識とするべきだと思います。
 - もう一つ会議の非公開についてなのですが。先ほど来申し上げていますとおり審議会の会議は

- 一切非公開となっています。しかし恐らく町が地熱審議会のモデルとしたであろう県の環境審議会は基本的に事前に会議の日程等をホームページで公表するなどして傍聴も許可をしています。ただ事業者の知的財産等を秘匿すべき部分については傍聴者に退室を求めるなどの対応をしているようであります。町民の財産である地熱資源の利用に関する事項が話し合われる会議が公開されないというのは、非常に民主的な観点からも違和感を感じるわけです。しかも地熱審議会の例規のどこにも非公開という決まりは見当たりません。一体誰がどのような根拠を持って非公開と決定しているのでしょうか。
- 情報政策課長(田邊国昭君) 審議会の進め方、内容について、事務局であります町そして審議会の会長と協議を行っております。審議会の傍聴についても協議を行っておりますが、どうしても審議会の内容では地下構造の調査の結果そして地下のターゲットに関する話などが出てきまして、その部分はほかの事業者さんや一般の住民の方にも聞いていただく内容としてはふさわしくないかと思います。事業者の有益な情報に触る部分かと思います。そういった点を踏まえまして審議会の傍聴については「傍聴しない」というかたちで審議会を開催させていただいております。以上です。
- 4番(児玉智博君) 先ほど来言っているとおり附属機関というのは行政執行の公平性とか行政の民主的な運営等が目的として作られるべきものなのです。公開できない部分というのがあるというのは私も十分理解しているつもりです。それは前回の12月議会でも私そのように述べたと思います。ですから公開しないというふうに決めているプロセス。非公開とか守秘義務とかいう部分のそれを決定するプロセスが非常に非民主的なのです。ですからそういうのが必要なのであればきちんと条例とか例規にうたい込む。それを果たして町の判断が妥当なのかを議会で審議して、議会で議決する。そういったプロセスが一切省かれているわけなのです。だから条例にまでうたい込まないのであれば個別に審議案件ごとにその事業者さんと町とかあるいは委員さんとの間で秘密保持契約を結ぶと。その手続を面倒くさがらずにちゃんとやるべきではないですか。
- 町長(渡邉誠次君) 先ほどから課長が答えているようにこの地熱の審議会というものは、地熱の事業所さんからデータを持ち込まない限りは成り立たない審議会です。当然その上で地熱のデータ関係はどの事業所さんが持ち込んでも非常にその事業所としてはコアといいますか大事なデータなのです。だからこそ持ち込んでいただく。なおかつそのデータはその事業所さんにも大事なデータでありますが、地域の資源を保全していくためにも非常に有益なデータであるわけです。それに基づいて貯留層の数値モデルを数値化したりとかいう事業も新たに地熱の協議会でやっているわけでございます。そのような中で「そのデータを表に一切出しませんよ」というルールが成り立たなければそのデータを持ち込むこともできません。ですので審議会自体を開くことができないといったところになると思います。ですので最初から地熱の審議会は守秘義務を課して皆さんに協議をしていただいているという審議会でございます。それに基づいてその結果に基づい

て町のほうが同意を出すか出さないか。還元井であり生産井であり発電所の建設であり。という一種の経過の中で審議会が必要であるからこそお願いをしているわけですので、その部分で守秘義務が外れると私は審議会は成り立たないというふうに思います。審議会を開けないのであれば守秘義務とかそういう問題ではなくなりますので、私としてはしっかりと秘密を保持していきながら審議会を開いていただかないと地域を守ることもできませんし開発もすることも両方できないというふうに思いますので、その部分では御理解をいただければなというふうに思います。やはり大事なところは皆さんに約束をしていただいて約束を守っていただく。その部分が保持できなければ小国町としても信頼を失墜するというふうになると思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 私も大分丁寧に説明したはずなのですけど分かってもらえないかなという話です。そういうこと言うならそれは一般職員の仕事だってそれは守秘義務がないと成り立たない仕事ではないですか。税務職員なんか特にね。だけど何かそんな町長のような屁理屈を言って。国は地方公務員法に守秘義務の規定なんか作らないなんて言ってないでしょう。法律に作っているではないですか。それは国が国会を通して作っているわけですよ。それと同じ話ではないですか。だから秘密を保持しないと成り立たないのだから、そういう守秘義務に対してもいやそもそもが守秘義務というのが法律とか条例の裏づけがないとあり得ないものなのです。人間の権利を制限するわけですから。それが個人の判断でそんなことはもうできないというのが今の現代社会ですから、そんなことができるなんていうのは神様か何かになったつもりですかというレベルの話なのです。だから大事な情報を出してもらわないと成り立たないものだからこそ、そういう開発事業者に対する尊敬というかリスペクトも込めてその土台づくりをちゃんとしましょうよと。今できていないのですよと。やっぱり制度の整理。条例に守秘義務をうたい込むなり秘密保持契約を結ぶなり、ちゃんと明文化して誰が見ても明らかな状況をつくらないと。こういうやりとりをしていない人が見たら全然そんな守秘義務があるなんていうのが分からないではないですか。というかないのです。今守秘義務。
- 町長(渡邉誠次君) 平行線かもしれませんけれどもサインをしてないから約束ができてないとかいう話では私はないと思います。やはり大事なところ。契約をするときに「この契約書にサインをしない限りは、私は約束を守らないでどんどん表に出します」という話だったら私は話が進まないというふうに思います。私は町民の皆さんからお話をお伺いするときも自分の中でしっかりと約束を守りながらいろいろな皆さん方とお話をしていくわけですけれども、議員の皆様方もいろんな情報を仕入れたときに約束を守ると思うのです。守秘義務はないかもしれませんけどそれってやっぱり信頼とか信用の部分ではないですか。私は大事なところは私が信用足る人間であること。町も信用足る町であること。それが一番大事なところであるし、それに基づいてお話をし

ていく。もちろん契約をしたり入札だったり町の契約だったり、それはもちろん契約はします。 それは当然しますが、しかしながらその前提に信用のない人と話なんかできないと思いますけど。 以上です。

- 4番(児玉智博君) いやだからもう今町長自身が言ったではないですか。守秘義務はないかもしれないけどと。ないんです。この状況で信頼関係とか本当によく言えたなという話です。もう最後と言われましたので次のこの地熱の部分ですけど審議会以外の部分でちょっと聞いていきます。 地熱の恵み基金についてですが、地熱の恵み基金は地熱開発事業による周辺源泉等への影響調査に利用することを町は明らかにしています。しかし条例には地域振興への充当もうたわれています。この充当する事業の基準というのはどうなっていますか。
- 情報政策課長(田邊国昭君) 現在のところ地熱の恵み基金についての支出の基準を設けておりません。

以上です。

- 4番(児玉智博君) それはもう設けないということですか。設けないということであれば影響調 査以外には利用しない方針だと理解していいでしょうか。
- 情報政策課長(田邊国昭君) まず昨日説明を行いましたが周辺地域への影響調査については、地 熱の協議会の積立金を充てることとして新しい取組を行っております。そして地熱の恵み基金に ついてですが、その使い道については地域振興や地域の資源や環境を保全するために要する経費 の財源とするためという規定があります。それ以上の基準を設けておりません。
- 4番(児玉智博君) それ以上の基準は設けずに、その時々の判断で何にでも使うということでしょうか。
- 町長(渡邉誠次君) 何にでもという表現が適切かどうか分かりませんけれども、基金でございますので基金を取り崩すときには議員の皆様方に今までどおり上程を差し上げて御判断をいただく というかたちになると思います。

以上です。

- 4番(児玉智博君) そうであればわざわざ地熱の恵み基金である必要はないのではないですか。 ネットワーク事業基金であったりあるいは財政調整基金等ほかの基金に積立てていいのではない でしょうか。
- 町長(渡邉誠次君) 地熱の恵み基金は協定に基づいて地熱発電の事業者さんからいただいている 基金でございますので、しっかりと分けて基金積立てをしたほうがいいかなというふうに思いま すし、皆様方にも上程差し上げたように地熱の恵み基金はそういったところで取り扱うという旨 も議員の皆様方には御理解いただいているというふうに思います。

以上です。

4番(児玉智博君) では次の項目、子育て・教育支援、定住対策について聞きます。昨日も述べ

ましたが少子化、人口減少により町が衰退していく中で、若者や子育て世代に選ばれる町をつくる取組というのが急務だと思います。そこでそのための提案を幾つか行いたいと思います。

まず学校給食の無償化について教育長にお尋ねします。国政レベルでは学校給食の無償化を進めると自民、公明、日本維新の会の3党が合意しています。2026年度から小学校でその後に中学校のほうにも広げるというものです。2024年度現在、熊本県内では産山村など14の市町村が無償化を実施しています。今朝の新聞には菊陽町が来年度2025年度から無償化することが伝えられています。また熊本市の大西一史市長は2026年度中に学校給食の無償化を目指す考えを明らかにしています。小国町ではこれに逆行して次年度から小中学校それぞれで月100円の値上げとなり、小学校4千100円、中学校4千700円となります。教育長はこれまでの議会で議論させていただいておりますけれども「無償化できたらいい」と言いながら恒久的な財源が必要になることを理由に無償化に踏み切っておりません。教育部局の長が何か財政部局のようなことを言うなと思いますけれども。しかし無償化するために必要な予算は小中学校合わせても年間2千600万円です。与野党で過半数となる国政政党が2026年には小学校を無償化すると合意しているわけですから、2、3年間2千600万円から1千500万円でしょうか。これを確保すればその後は国がきちんと確保してくれるわけですから何とかこの2、3年間頑張れませんか。

教育長(村上悦郎君) おはようございます。

それでは学校給食のことですが「頑張れませんか」ということですが、町の方針、教育委員会の方針としても無償化は国の方針にしたがってというところで考えております。今言われましたように文部科学省が与党に説明した資料によると「給食無償化につきましては、まずは小学校を念頭に、26年度に実現する」と強調。「中学校にも速やかに拡大する」と。この言葉を信じたいと思いますが、今までも何回も梯子を外されたことがあります。ですから無償化にはしないというところでその方針で言っています。100円上げさせていただくというのはもしこの無償化がならなかったとき、また保護者の方々に来年度は100円ですけど今適正な給食の価格というのが見えない状況なのですが、ひょっとするともっとたくさんの給食費用というようなところですね。今日菊陽町のが出ましたので言いますが月額の給食費は小国町は小学生4千円、中学校は4千600円。菊陽町は今までは月額4千800円、中学校は5千600円と。これまでうんと高い給食費でした。うちは補てんをずっとさせてもらっていました。ですからもし梯子を外されたときにはひょっとしたらまた保護者の方により以上のということになるかもしれません。まず信じたいのですが、もしこれが26年から無償化にならないというようなことになれば、町にも保護者にも大きな負担を一度にというようなことにもなるかもしれません。まずは100円というところで御了解を得たいというところで上程させていただいたところです。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 自治体の予算というのは単年度主義ですからね。前の年度に抑えていたから といって何か梯子を外されたからそのツケがきて、より高い給食費になるなんていうことは多分 財政論からしてあり得ないと思うのです。私は町教育委員会がここで踏ん張れるかどうかがその 後の町の在り方に大きく影響すると思います。ある40代会社員の方、大津方面の工場で20年 間正社員として勤務されている方です。大手半導体企業との取引もある会社だそうなのですが、 この方の会社は新卒で入ってくる社員の給与と自分の年代の給与がほとんど変わらなくなったと 言っています。最近、民間給与が上がっているとよく言われます。だから町職員の給与もここ何 年間か上げ続けていますよね。だけどそれは民間給与が上がっているというのは、会社としては 人手不足で人材を確保したいものだから若い人たちを取り込みたいものだから当然新卒採用や若 年層の給与を中心に上げることになってしまっているのです。それでどうしてもこの30代40 代の給与引上げは後回しになっているというのが実情です。これは今年1月TBSのニュースで も「月収の高さ新入社員と逆転も」と伝えていて、みずほリサーチ&テクノロジーズは「30代 は一定程度上がるのではないかと見ているとしたものの、40代50代は賃上げをしないのでは ないかという見立てがあります」とコメントをこのニュースに寄せているわけです。30代40 代といえば子育て世代の中心です。ここの賃金がなかなか上がっていない中で、町が子育て・教 育支援という事をする中で最も効果的なものの一つが給食費の無償化ではないでしょうか。何と か知恵を絞って財源を捻出できませんか。
- 町長(渡邉誠次君) 少し答弁させていただきます。昨日皆さん方に採決いただきました予算書でございますけれども給食センター全体を賄う部分に関しましては来年度8千187万3千円でございます。昨年は7千300万円でございましたけれども、その中で3千171万円を賄い材料費として計上しております。その中で保護者の皆さんから負担をしていただく分が2千600万円というかたちでございます。100円を値上げした中で2千600万円ということでございますけれども、給食センター全体を運営していく上では8千100万円以上かかると。もちろんその中で財政措置も3分の1程度あると思いますけれども、これは兼ね合いだと思いますが小国町のやり方としては今までどおり給食費の部分に関しましては賄い材料費のほぼ全部の約8割を負担していただくと。また国のほうがもちろん早めに財政措置していただける場合には町としてもできるだけ早めに対応していきたいというふうに思いますが、町の姿勢としてはこれで当分は行かせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

4番(児玉智博君) 8千100万円とかほとんどが調理員の方たちの人件費だと思いますけど。 光熱費もあるでしょうけどそれは保護者負担にしているところなんてないです。あくまで賄い材料費として食材費としていただくのが基本なので、それをわざわざそんなものを出すということ 自体が教育をコストとしてしか見ていないのではないかなというふうに思うわけです。そういう 立場だと私はいけないというふうに思うのです。ちょっと時間もありますので提案というのであ と少しさせていただきます。

現在の子どもたちの中には、小さい頃から眼鏡が必要な子どもが増えています。事前に教育委 員会で確認しましたところ小学校1年生から既に眼鏡を使用している児童もいるわけですが、今 年度小学生で40人の児童が眼鏡を現在使用していて、視力検査で両眼で0.7未満だった児童 が12人いるそうです。合わせて52人。中学生は41人の生徒が眼鏡を使用していて視力0. 7 未満が11人の合わせてこちらも52人となっています。視力が悪い児童生徒にとって教育を 受ける上で眼鏡による視力矯正は不可欠です。視力が0.7未満なのに眼鏡を使っていない23 人の小中学生は、もしかしたら経済的理由があるのかもしれません。長洲町では来年度から児童 生徒の眼鏡購入への補助制度を始めるそうですが、小国町で実施することはできないでしょうか。 教育長(村上悦郎君) 長洲町のほうにお聞きしまして今議員が言われたとおりでした。小国町で は今のところ眼鏡の補助をというところは考えておりませんで、子どもたちの視力というところ で私たちが今学校と一緒になって考えているのが情報機器。学校でiPad使います。でも授業 でずっと凝視するのは1時間のうち15分間か20分。心のアンケートというのがありまして小 学校、中学校で調査をしました。自分で自由に使える通信機器の所持率が小学校は67.2%、 中学校は95%と非常に高い。そしてその中で課題となっているのが「長時間の利用」、「生活リ ズムの乱れ」が挙げられる。また「情報通信機器にフィルタリングがかかっていない」というよ うなことがありまして、まずはそこの部分。学校でiPad等も使用するのですが家庭での使用 の部分、また安全性とかもあるのですが、メディアコントロールできるように力を入れようと。 小学校のほうでは保護者会でとか学校、学級通信等でこのような状況をお知らせして使い方また 安全面での対処も「お願いします」と呼びかける。また中学校のほうでは生徒会のほうが自分た ちでルールづくりをいうようなところで「目の」というとこもありますが、今SNS等の安全と いうところも含めて取組をやっているというような現状です。眼鏡については今のところ教育委 員会としては考えるところはございません。

4番(児玉智博君) 確かに私が小中学生の頃90年代ですけれども、その頃と比べてもやはり視力矯正が必要になっている児童生徒の数は多い。その理由は今おっしゃったようにやはり生活習慣ということもそれは理由の中にはあると思うのです。だけれどもそういう取組というのはやるべきだと思うのですけど。しかし同時に昔私よりも上の世代の方でも目が悪くて眼鏡をかけている人はいるではないですか。私が言っているのは授業で使う時間が15分ぐらいとかそういう話ではないのです。むしろ手元でタブレットを使ったほうが目の悪い子にとってみたら自分で拡大したりしてみていいかもしれません。ところがやっぱり電子黒板とかあるいは今も黒板にチョークで板書することもあると思います。そういうのが見えにくいではないですか。だから学校教育を受ける上でのハンディキャップになる子どもというのはいるのだから、やっぱり目が悪い子に

とって眼鏡は授業に必要なものです。実際眼鏡をかけている子はいるのだけれども実際 0.7未満なのに使ってない子が 23人いると。この子たちが全員とは言いませんけどやはりこの子たちの中にもあるいは将来的に入学してくる新入児童・新入生徒の中にも経済的な事情で眼鏡が買えないという人が出てくるかもしれないではないですか。だからそういう子たち全てに普通に授業を受けてもらうために補助が必要なのではないかと言っているわけです。長洲町の事例で言うと我が党の議員が長洲町でもそういう状況を見て眼鏡の補助を提案されたそうなのです。最初は、要保護、準要保護、就学支援の中で眼鏡も入れたらどうかという提案をされたそうなのです。そしたら長洲町長は「いやそれはそういう要保護、準要保護の子どもたちだけの問題ではない。長洲町の子どもたち全員の問題だから」と言って補助に踏み切られたそうです。来年度の予算通りましたからそれに今さら入れろとかいう話ではないですけど、やはり必要性の検討というのは教育委員会の中でやっていただけませんでしょうかということを伺って終わります。

教育長(村上悦郎君) 貴重な御意見をお聞かせいただきました。機会を捉えて検討する場面があれば検討したいと思います。

以上です。

4番(児玉智博君) 終わります。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩をとります。次の会議は11時10分から行います。

(午前11時00分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

- 議長(熊谷博行君) 1番、江藤理一郎議員、御登壇願います。江藤議員におかれましては12時 を過ぎますので12時からチャイムが鳴ります。そのときはちょっと待っていただきたいと思い ます。
- 1番(江藤理一郎君) 今回の3月議会において最後の質問をさせていただきます。今回は小国町 高齢者の福祉計画について。それから不登校の児童生徒についてという大きい点で質問をさせて いただきます。

まず要介護認定についてです。最近、町民の方々より「町の要介護認定の審査が以前より厳しくなっている」というような話を聞くことが多くなりました。「申請も受け付けてもらえない」などの相談が聞こえてまいりましたので、今回は高齢者福祉について質問をさせていただきます。第9期小国町高齢者福祉計画によりますと要介護認定者数も高齢者数の減少とともに少しずつ緩やかに減少していくというふうにありますが、新規の認定者数というのはこの数年でどのように推移しているのかお尋ねいたします。

福祉課長(宮崎智幸君) おはようございます。よろしくお願いします。

認定者数の推移ということですが、その前に要介護認定とはという部分をまず説明させていた

だきます。要介護認定とは介護サービスの必要度を「介護の手間」の観点から判断する制度となっております。要介護認定は全国一律の基準に基づき公平公正で客観的に正確に行われています。申請者の心身の状態により要支援1、要支援2、要介護1から5の7段階の介護度に判定するものです。その判定方法につきましては、要介護認定調査と主治医意見書により機械的に一次判定が行われ、それをもとに最終的には二次判定である要介護認定審査会で介護度が決定されます。認定者数の推移です。まず総数ですが、令和4年が529人、令和5年が511人、令和6年が510人とほぼ横ばいから少し減少というかたちで推移しております。それからお尋ねのあった新規の認定者数につきましては、令和4年が100人、令和5年が121人、令和6年が109人とほぼ横ばいからどちらかというと少し増えていっているような状況で推移しているような状況です。

以上です。

- 1番(江藤理一郎君) 状況というのが大体分かりました。横ばいというようなことになっておりますが、今後そのあとについてはどのような流れになる予測でしょうか。令和7年、8年、9年、 その辺りは予測できませんか。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 今後につきましては、高齢者と言われる65歳以上の人口につきましてはほぼ現在がピークを迎えておりまして、ここから少しずつ緩やかに減少傾向ということになります。ただし75歳以上これから介護が必要になっていくと思われます方々の人数というのは若干増えていくようなかたちになってきますので、そういったものを考えますと認定者数というのはしばらくは横ばいの状態で推移するのではないかというふうに考えております。

以上です。

1番(江藤理一郎君) それではここで資料の配付をお願いしたいと思います。

(資料配付)

1番(江藤理一郎君) 今回町民の方々からの要望もありまして、町内のケアマネジャーそれから 介護関係の事業所の方々24名に独自でアンケートをとらせていただきました。18名からの回 答がありましたので回答の結果をお伝えいたします。

まず、[1]「小国町における最近の要介護認定調査結果(更新を含む)において、申請者の心身 状態に相応する結果になっていますか?」、「はい」と答えた方が18分の4、「いいえ」と答え た方が18分の14。次に、[2]「小国町における要介護認定調査後、困ったことなどはありま したか?」、「はい」と答えた方が16分の11、「いいえ」と答えた方が16分の5。次に、[3] 「小国町における新規申請の要介護認定調査に関して、適正に行われていると思いますか?」と いう質問に対して、「はい」と答えた方が18分の3、「いいえ」が18分の8、「分からない」 が18分の7です。最後に、[4]「小国町における要介護認定調査から結果通知までの期間は適 正だと思いますか?」ということに対して、「早い」と答えた方が18分の1、「適正」が18分 の5、「遅い」が18分の12という結果になっております。

これらのアンケートによりケアマネジャーや要介護に認定された方の家族の声などを聞いてみますと、このアンケートだけではなく一般の住民の方からの声なども聞いてみますと、想定よりも低い介護度になることがあったり、そもそもの要介護認定審査の申請を受け付けてくれる方と「まだ早い」といって受け付けてくれない方がいたり、認知症が出て家族が困っているから申込みに行ったのに断られたというケースもあると聞いております。申込みを受け付けないというのに関しては、どのような場合が考えられますか。その辺り考えられる想定を教えていただけますか。

福祉課長(宮崎智幸君) 今言われましたアンケートの集計結果についての部分でまず答弁させていただきたいと思います。この中で「心身状態に相応する結果になっていますか」という部分について「はい」、「いいえ」というかたちで答えられていますけど、私少し感じるのはこの「いいえ」という部分がどのような基準で「いいえ」と答えられたのかが分かりませんので、なかなかそこがまず分からない部分です。この部分で少し説明いたしますと、この要介護認定調査につきましては先ほど一次判定、二次判定で最終的な介護度を決定しますという話をしましたけど、実際この一次判定の部分で実は調査については厚労省が作成の要介護認定調査員テキストに沿って実施しております。74の調査項目がありましてこのテキストの基準に準じて選択チェックしていく方式です。そのため要介護認定調査においては、調査員の主観的な判断ではなくて基準による客観的な判断により調査を実施しています。したがってどの調査員が要介護認定調査を実施しても同様の調査結果となるような仕組みとなっております。まずそういったことで調査を行いましてその後いただいた主治医意見書の内容をコンピューターのほうに入力して、機械的に一次判定を行うというような流れになっております。そういうことで、「心身状態に相応する結果になっている、いない」という部分がなかなかその基準が分からないので、一応制度として調査についてはそういうかたちで行われているということをまず述べさせていただきたいと思います。

それから「適正に行われていますか」というところを見ますと「はい」という方が3名、「分からない」という方が7名おられて、半数以上がそういうかたちということであると。適正に行われているかの判断基準も一般の方とか事業所の方それから介護支援専門の方は、なかなか分からないのではないかというふうに思います。そういったことがないようなかたちで国のほうも制度設計しておりましてそういう審査が行われているので、なかなか答えづらい部分ありますけど適正に行っているという答弁をしたいというふうに思います。

それから認定調査の結果。これは確かに議員が言われるように実態として遅くなっております。 日数を申し上げますとこれは本来であれば30日以内に認定結果を出すということになっていますが、結果が出るまでの全国平均が39.5日となっております。小国町は47.9日。阿蘇郡市は阿蘇広域行政のほうに最終的な審査会を事務委任しておりますので同じような期間を要してお ります。なぜこういうふうに遅くなっているかという部分につきましては、昨日3月の頭に介護の認定審査会委員総会というのが広域行政事務組合のほうで行われました。その中で委員さんのほうからもそういう御指摘がありました。事務局のほうからは「なぜ遅いのですか」という質問に対して「実は病院の先生の主治医意見書の提出が非常に遅くなっていて、その分が調査結果が遅れる原因となっている」と。その委員総会にはもちろん病院の先生辺りも参加されていたのですが、先生方も「急いで意見書を書きます」というようなことでありました。しかしながら病院の先生方も非常に忙しくて主治医というのは1人しかいませんので、作成を待つしかないというような状況で実際遅くなっているということです。それ以外の部分の事務については迅速に行うようにやっていきたいというふうに考えております。まずアンケートの調査結果の部分についての答弁のほうをさせていただきました。

それから今言われた想定より低い介護度になるというようなことについては、その想定という 部分が私もちょっと判断の基準として分かりませんのでちょっと回答は控えさせていただきたい と思います。調査の方法については今述べたとおりです。

それから「申請に行くと「まだ早い」」という部分については、例えばその方が病院に入院中であってまだ「これから手術を受けます」とか「退院のめどが全然立っていません、あと1か月2か月かもしれません」、「次また転院をするかもしれません」、といった場合うちは「それはちょっと退院のめどが立った時点で、本人に合った介護を出すために、少し申請を待ちましょうか」というようなことはあります。そういった場合に「まだ早い」ということが言われているのかなという部分があります。それから「認知症が出て家族が困っているから」という部分につきましては、認知症のような相談があったときには認知症と言われても要は物忘れが出ているということでどの程度かという部分もありますので、まずはそういった部分は物忘れ外来とか病院受診のほうをしていただいてそちらのほうでまず対応していただきたいなというふうに思っております。それでも認知症の診断が出たりすれば当然介護のサービスが必要になってきますので介護申請というふうに受け付けていっております。認知症に関しましては今特に社会問題になっておりますので、うちのほうでも今年度から月に1回認知症相談会というのを開いております。その中で毎月2、3名の方が相談に来られます。そこで認知症に関する専門職の方が相談に応じてその後、病院受診であったり介護保険の申請であったりそういった適切に繋ぎのほうを行っているような状況です。

ちょっと長くなりましたけど以上です。

1番(江藤理一郎君) もう一つが御説明いただきましたので改善できるところは改善していただきたいと思います。特に結果通知までの期間が遅いということに関しては一刻も早く出していただけるよう改善を求めます。それ以外に「受付をしてくれる方と受付をしてくれない方がいる」ということに関しては統一したものになっていないのではないかと。受付の仕方がそれでは公平

ではないと思いますので、その辺りについてはどのようにお考えになりますか。

福祉課長(宮崎智幸君) 議員が資料のほうも配っていただいていますけど介護保険のサービスに ついては正直なところ非常に複雑であります。なかなか町民の方は分からないことがたくさんあ ると思います。それから要介護の認定度合いによって使えるサービスが変わったりとか若しくは 要介護認定を受けなくても使えるサービスもあったりとかで非常に分かりづらくなっております。 その部分を新規の申請に来られたときには丁寧に説明を行っているのですが、なかなかうちのほ うの説明不足ももちろんあるだろうし申請に来られた方の受け止め方という部分もあったりして、 そこに多少「受けてもらえた」「受けてもらえなかった」というような誤解というかそういった ものもちょっと生じるかなというふうに思っております。その部分については実は最初の申請に 来られたときにもかなり時間をかけて「どんな状況なのですか」というような相談を受けており ます。家族の状況であったり本人さんの身体の状況であったり認知の部分であったり。具体的に 申しますと「歩行は杖とか歩行器を使っていますか」とか「認知症の進行で日常生活に影響があ りますか」とか、「お風呂は自分で入れていますか」「体を自分で洗えますか」とか、薬を飲んで いるのであれば「薬を自分で飲めていますか」。それから「住宅改修とか手すりの設置とかが必 要な状況ですか」。そういったものを聞き取りの中で行いながらさっき言ったような事業の振り 分けサービスの振り分け、それから介護認定を行うべきなのか若しくはその他のサービスで対応 するべきなのかというようなことで一応判断をしております。そこの部分が人によって違うとか いうことであればそこは明確にうちのほうもしっかり統一できるかたちで行っていきたいと思い ます。それから最初に言ったサービスについての説明責任のほうはしっかり果たしていきたいと いうふうに考えております。

以上です。

1番(江藤理一郎君) 課長から御答弁あったとおり分からないことがやっぱり住民の方は多いと思います。初めてのケースですし御家族の方も初めてで介護の事業のこと要介護認定調査などわかることではないと思いますが、これは国が定めた分かりづらい制度いろいろと工夫を重ねていく上で分かりづらくなっていっていると思いますのでこれは町の責任ではないのですけれども、それを分かりやすく住民の方々に説明することが住民サービスではないかなというふうに思いますので、その辺りしっかりと説明責任を果たしていただけるように努力していただけると良いかと思います。

では総合事業についてに移ります。認定率や新規認定者数が下がっていることに対しまして総合事業におきまして「元気が出る学校」というのがあります。私が資料でお配りした中で「サービス利用の流れ」というのがあるのですけれどもその中において、介護予防・生活支援サービス事業が総合事業になるのですが、その横に手書きで「元気が出る学校」と書いております。その元気が出る学校についても実は4か月で終了してしまいます。そのあとの経過というのがどうな

っているのか。そのまま在宅で介護を受けずに過ごせている方もいらっしゃると思いますし、介護認定を受け通所や入所している方もあるようです。このアンケートの結果を見ましても「元気が出る学校」に行ったのにそのあと何もサービスを受けずにやっていて、結局介護度が上がってもう入所しているという方もいらっしゃるそうです。その辺りにつきましても、なぜそういうふうになったのかということの追跡調査というのが必要かなと思いますが、その辺りについてはどのようにされておりますでしょうか。

福祉課長(宮崎智幸君) 総合事業、特に「元気が出る学校」の部分についてお答えします。短期 集中の予防サービスということで「元気が出る学校」があります。これは日常生活支援総合事業 に位置づけられておりまして、毎週月曜日に小国町のほうでは行っております。この部分が先ほ どから言う介護認定を受けずに受けられるサービスということで行っております。内容的には通 常のデイサービス通所介護の内容と変わらない内容で、ミニデイサービスというかたちで位置づ けて行っているような状況です。「元気が出る学校」も4か月で終了します。その後の経過とい う部分ですが、利用した後に4か月終了しますと包括の職員と作業療法士が必ずスポット訪問と いうかたちで、終了後どういうふうな行き先を見つけるかということで自宅を訪問するようにし ております。その中で本人さんであったり家族の意向を聞きながら行き先を決めているというよ うな状況です。その後の行き先として一番多いのが「元気が出る学校」は午前中行っております。 そのほか午後は「元気が出る大学」というものを開催しております。そちらの希望者が約6割で す。それはもう学校で慣れた方がそのまま大学で同じメンバーで一緒にそういった通いの場で活 動したいというふうな思いがあります。それからもう一つ、通所型Aサービスというのがありま す。これもほとんどデイサービスと変わりませんが、少し人員基準を緩和したサービスというこ とでそちらのほうの利用は2割。それから1割の方がその後介護保険申請につながる方もおりま す。あと完全に一般介護予防のほうの「元気クラブ」辺りに戻られる方もおります。まれにそう いったサービスをなかなか受けたくないという方もおられて学校自体も途中でリタイアされると いう方も若干おられますけど、そういうことで4か月後の行き先についても卒業と同時に支援を 行っているような状況であります。

以上です。

1番(江藤理一郎君) この総合事業につきましては、[5]「総合事業(通所型サービスC、A) についてご意見等あれば」ということで一つ読みますと、(A) の方が「週 1 回のしかも半日で は利用者様の心身の改善には繋がらない様に感じる。実際に利用者様からも「週 1 に半日だけ行ってもつまらん」と言われ、サービスにつながらない。何も利用しない状態のまま時が過ぎ介護 度が進んでしまっているように思う。」(C) に関しては「元気が出る学校について、プログラム がずっと変わっていない。ぬり絵をしたいと思う方は今はいない。内容を今の方に合わせたもの に変化させないと利用する方は減少し、介護認定を受ける方が多くなると思う。 E スポーツを取

り入れたり、興味のあるプログラムをしてもらいたい。クマケンじゃないといけない理由も知りたい。」クマケンという熊本市内の業者の方が来られてされていると思いますが、その辺りの疑問を持っている方もいらっしゃいます。ですので総合事業に関してはスポット訪問されているということでしたので追跡されておりますしその辺りしっかりされていると思いますが、再度内容の見直しというもの、あと業者の選定についてもいろいろと必要があるのかなと。クマケンの今の委託を受けているところも結構長くされているようですし、いろんな見直しが必要かなというふうに思います。もう一つ、総合事業の全体的な御意見の中であったのが「窓口で状態を聞かれ「認定できない」と言われて本人の調査をしないまま総合事業を進められることが多い」というふうにこのアンケートの中でもございます。実際に本人に会いに行って居住している家屋の状況調査などそういったことも行っているのでしょうか。その辺りもアンケートの中で「行っているのか」という疑問の声がございましたのでお尋ねします。

福祉課長(宮崎智幸君) お答えします。

先ほど介護認定申請時の窓口の受付の方法については説明させていただきました。その中で当然申請に来られるのは御本人様だけではなく家族の方とかそういった場合が非常に多ございます。そうすると窓口で私たちは本人の状態が確認できませんので、そういった場合は実は家庭訪問を行ってそこで認定申請をすべきなのか若しくは総合事業の利用を進めるべきなのかというようなことで訪問を実は行っております。とにかく介護関係の相談があれば当然本人さんの家に行って本人に会わないとなかなか支援にはつながらないのでそこは十分やっているつもりではあるのですが、そういう御意見があるということであればその部分は再度徹底して確認作業のほうを行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

1番(江藤理一郎君)利用者の方の声からも町の調査に来られる方を「誰ですか」というふうに尋ねると、その方の名前が浮かんでこないというような御意見もありました。ですのでやっぱり一度ではなく何度も訪れると利用者の方も覚えていただけると思いますので、そういった対応をしっかりとやっていただけると良いと思います。

次に介護認定調査員による聞き取り調査。先ほど課長もおっしゃいましたパソコンに入力して 判定ソフトが判定する全国一律の一次判定と介護認定審査会がその一次判定の結果と主治医の意 見書や調査員の聞き取り調査をして最終決定の二次判定がありまして、全国的にも一次と二次で 判定結果が異なるケースが幾つも発生しているというのがありました。特に軽度に判定されたケースのうちその半数以上が認定の更新時であることも分かっております。アンケートにおいても 判定に不満を持っている意見が多いように見受けられます。判定結果に対する丁寧な説明が求め られる状況であり、しっかりと住民に分かりやすい介護認定結果、受付時の対応が求められると 思います。その辺りについては先ほどと同じような答弁になるかなと思いますので、もし答弁が あればお願いします。

- 福祉課長(宮崎智幸君) 判定に対する不満という部分ですが、繰り返しになりますがどこの部分 の基準でそういうふうな御意見があるかという部分がちょっと分からないですが。繰り返しになりますが機械的な判定それから今言われた一次判定から二次判定で変わるその部分はそもそもがそういう制度になっております。一次判定につきましては、機械的に調査員の調査項目それから意見書の項目をコンピューターに入力をします。その中で反映されてないのが調査員の文書による特記事項それから病院の先生の意見書の特記事項。この部分が機械では反映されておりません。その部分を審査会の二次判定で加味する。そうすることで介護度が介護1だった方が2とかいうのはどういった事例におきましても必ずあります。これは全国的にも恐らく認定が出るまでの期間短縮の方法がそういった部分が一番いいのではないかということでそういった制度になっているということで、この部分はちょっと二次判定で数名、パーセントにすると10%以下なのですが、重く出るというのはこの前行われた審査会の委員総会の中でも結果として示されております。以上です。
- 1番 (江藤理一郎君) サービス利用の流れの資料を見ていただきたいのですけれども、その中に ある右側の介護予防サービスそれから総合事業の矢印があると思うのですが私ちょっと黒丸をし ております。ここの時点が実は結構狭間のところで、いろんな住民の方々からの不満が出るのも ここの判定がなかなか役場としても判定しづらい。そして分かれるところが分かりづらい。「元 気が出る学校」総合事業についても「サービス内容としては、介護予防サービスと同じようなこ とをやっています」という御答弁でもあったので、その辺りについてもこの差は何なのかという ところをしっかりと説明していかないとその差は埋まっていかないのではないかなと。ここに皆 さんの不満がたまっているところがあるのではないかなというふうに思われましたので申し上げ ておきます。その中で私も再三、住民への丁寧な説明、本人や家の状況調査など対応をお願いし たいというふうに申し上げましたが、実は役場内におきましてもやっぱり人材不足です。定員定 数も減っている、職員数も減っている、退職される方もいらっしゃるし休む方もいらっしゃいま す。そういったものとそれからやっぱり業務量が昔に比べてインターネットなどの普及によりま して非常に多くなっているということもあります。どこかの時点で町独自のこの総合事業これ南 小国町にはしっかりした「元気が出る学校」はありません。こういった手厚いサービスをしてい る町っていうのはなかなかないのですけれども、そのサービス自体もなかなか事業の継続という のが厳しくなってくる状況が出てくるかと思います。介護保険制度につきましても特別会計であ りましたが、ほかの特別事業と比べると非常に厳しい状況ではないと思います。ですのでそうい ったことも加味して将来的に総合事業の見直しというものも検討される時期になってくるかと思 われます。その辺りにつきましては課長若しくは町長で御答弁いただければと思います。

福祉課長(宮崎智幸君) 今議員言われた介護保険サービスと総合事業サービスの分かりにくい部

分。この部分については、まずは町民の方にしっかり説明を行いたいというふうに思います。それと事業の整理についても再考が必要ではあるかなというふうには考えておりますので、分かりやすくサービスが受けやすいようなかたちでできることがあればちょっと考えていきたいというふうに考えております。それから窓口辺りでの職員の接遇を含めた説明責任その辺もしっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

1番(江藤理一郎君) もう一つがやっぱり緩やかに利用者数も増えたり減ったりしてくるというところもありますが、このデイサービスなど介護のサービスができる事業者というのがあんまり絞ってくると最終的には減ってくる状況になりますので、その辺りも地元の産業としてしっかりと残せるような対応も町として検討していただけると良いかと思います。

では次に、不登校の児童生徒について質問をさせていただきたいと思います。全国の小中学校において不登校の児童生徒が昨年度34万人を超え11年連続で過去最多となっております。年間で数万人単位で増えているというような状況であるそうです。その中でまずは不登校ということについて教育委員会それから学校でどのように不登校という状況を捉えられているのかということをお尋ねしたいと思います。また小国町における小中学校の現状。もしそれは答えないほうがいいのであれば答えなくて結構ですけれども、現状とそれから対応策についてお尋ねしたいと思います。内容がナーバスなところもありますので、その辺りも加味して御回答いただければと思います。

教育長(村上悦郎君) 不登校についての御質問ありがとうございます。なかなか町民の方にも知っていただける機会がないのかなと。「あの子は」とかいう思いがあるところもあるかもしれません。昔みたいにこういった情報がということでありません。どういうふうにまず捉えているのかということで、本年度スローガンとして「人と人、心と心をつなぎ誰一人取り残さない教育の推進」を挙げました。やはりこの不登校というのは大変大きな課題であると。また議員も言われましたが年間約5万人ぐらい増えるペースで大きな社会問題であると私自身も捉えております。再度確認をします。不登校児童生徒とは定義がございまして、「30日以上の長期欠席児童生徒のうち病気、経済的理由など以外で登校できなかった児童生徒のこと」です。小国町の教育委員会では、月に一度開かれる町内校長会で小・中学校児童生徒の指導内容や支援について、また欠席状況についての情報共有を行い、早期発見、早期対応に努めているところです。基本的な考え方として学習指導要領の解説です。不登校関係の部分を抜粋します。読ませていただきます。「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢

を持つことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である。」と記してあります。私も教員 時代何人か不登校の子どもたちがいました。当事者の子どもたちもつらい、保護者もつらいきつ い、そしてまた学校の先生方も非常につらいというものだと考えています。不登校の状況はとい うことでした。先ほどありましたが文科省全国の傾向として令和5年度34万6千482人、中 学生は21万6千112人、小学生は13万370人、前年より合計で4万7千434人増。令 和4年度は29万人でしたのでやはり4万人から5万人のペースでいうことです。100人当た りにしますと中学校は6.7人、小学校は2. 1人となります。2月末日での小国町の不登校の 状況といいますと小国小学校は10名弱、小国中学校は5名弱です。前年度と比べると小学校は 3人から4人増えて中学校は3人ほど減っているという状況であります。また完全不登校児童生 徒、全く学校に登校できていない児童はいません。100日以上欠席は小中学校合わせて3人と いう結果になっています。この100人当たりというのを当てはめてみますと小国中学校は12 6人ですので中学校では全国平均で見ると大体8.4人ぐらいいると。小学校は5.6人。中学 校のほうは平均より少ない、小学校は若干多いと。教育事務所のほうから不登校児童生徒が少な いということでお話をいただきます。そこはやはり先生方のお陰もありますし前お話ししました が学習支援の先生であるとか生活支援の先生を他市町村よりも多く配置していただいていること は非常に大きな成果であると思っております。それでは不登校になるきっかけ。先ほど言いまし た誰にも起こり得ることですよと。きっかけは様々です。プライバシーに関わる内容であります ので個別の説明は控えさせていただきますが、昨年11月文科省が発表した問題行動・不登校生 徒の諸問題の調査結果というので傾向が分かります。それからお話しさせていただきます。まず 文科省は不登校児童生徒の増加の要因として以下の3点を挙げています。まず一つ目、児童生徒 の休養の必要性を示した「教育機会確保法」(義務教育の段階における普通教育に相当する教育 の機会の確保に関する法律)の浸透により保護者の意識の変化。学習指導要領でも不登校児童に ついては個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標に するのではなく児童、保護者の意思を十分に尊重しつつ云々。実際にはどんなことが起こってい るかというと「今日元気です。でもお休みします。」「今日は子どもが行きたくないと言っていま すので今日は休ませます。」と全国的にもそういった。そこはもう「受入れます」「行けないでし ょう」というような児童、保護者の意思を十分に尊重しつつというところ。二つ目、コロナ禍の 影響により生活リズムの乱れや学校活動、登校意欲の減少。三つ目、特別な配慮が必要な子ども への指導、支援の不足。また、その調査の中で不登校児童生徒から教員に相談があった内容を調 査したところ今度は文科省ではないですけど不登校の児童生徒に聞いてみた。そうすると「学校 生活に対してやる気が出ない」32.2%、これが一番多い。「不安・抑うつ」23.1%、「生活 リズムの不調」23%、そのほかが「親子の関わり」、「いじめを除く友人関係」と続く。また発 達障害など特性も絡む問題も増えています。ということで現代社会の複雑化、競争やSNSを通

じた人間関係の煩雑さなど子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増しており、そのストレスに耐 えかねて学校で苦しむ子どもも増えていますというところが全国。小国町でも同じような傾向が 見られます。やはり「学校に行く気力が出ない」という子が圧倒的に一番多いです。そして「不 安である」、「その他」というところが続いています。魅力ある学校づくりとか仲間づくりが重要 ということです。子どもがとにかく「学校が楽しい」、「行きたい」というところを作ればいいの ではないかというのが一番だと思うのですが、その児童生徒に学校が魅力的な場所ではなく、ま た登校する意義を見いだせない状況になっているというような現状もあると。保護者の状況は 「学校に行ってもらいたい」と願う保護者と、先ほど言いましたように本人の意思を尊重し学校 の登校を考え「無理に登校させるつもりはない」という保護者の二通りがいらっしゃるというと ころです全国では。長くなりました。支援に当たっては、不登校児童生徒やその保護者の意思を 十分に尊重して行うことが大切であると。まずは担任を中心に保護者との信頼関係を構築しつつ 学校に来られない要因の解消に努め、必要な情報提供や助言、家庭等への訪問による支援を行う ことが重要である。早期対応が必要であるが慎重な言動が求められている。また担任が行って 「なぜ学校に行きたくないのか」という原因等を保護者さん辺りとお話をしたりします。その把 握に努めるとともに専門的な知識を持つスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー につないだり関係機関、役場の関係各課、心療内科とか連携を図るようにしていますが、そこが なかなかつながらないというのが現状です。保護者さんとのやりとりがつながらなかったりとか。 また福祉課というところでやはりそこの連携をしっかりして保護者さん子どもさんというところ をしっかりバックアップしていかなければいけないなと。学校がよかれとした支援と保護者さん の願う支援にギャップがあってうまくいかないようなこともあります。最後になります。まず教 育委員会として校内支援センター。

1番 (江藤理一郎君) 時間がなくなるのでよろしいでしょうか。教育長が全部答えてしまいそう なのでよろしいですか。

教育長(村上悦郎君) すみません。

1番 (江藤理一郎君) ちょっと大分僕も質問しようと思ったのですけど、教育長がお答えされた ので。

では質問いたします。今の世の中は多様性を尊重する流れにより学校に行かないことを選びやすい世の中になっていると思います。フリースクールや通信制の学校など学校に行くのが苦手な子どもたちの居場所はできているのが全国的な世の中です。小国町におきまして以前は町民の方が個人で学校に行くことが苦手な子どもたちを受入れておりまして、現にそのおかげで子どもさんの命が助かったといいますかしっかりと学校に行けるようになったとかそういったところも過去にあったというふうに聞いておりますが、そこの居場所は今はもうないです。小国町における不登校や学校に行きづらい子どもたちへの支援施策について今後の対応についてどのように考え

ているかをお尋ねしたいと思います。

教育長(村上悦郎君) 突っ走ってしまいました。すみませんでした。

今の支援体制ということです。小国町には現在、教育支援センター、校内教育センターと呼ばれるものは設置していません。教育支援センターというのが今までありました。学校外にある適応教室とか呼ばれるところです。そこは家から出ることができず在籍する学校に通うことができない児童生徒が通う、また保護者を支援するところ。校内教育支援センターとは、不登校から学校に復帰する段階にある生徒や不登校の兆候がある児童生徒が学校内において自分のペースで学習・生活できる。学校に時々来ることはできるけどまだ通常通りではない。県も校内教育支援センターの設置をということで。教育委員会は昨年度中学校が多かったので校内支援センターを視野に入れてということで、生活支援の先生方がそういった居場所づくりができるならばということで支援員さんを配置し、不登校生徒の支援に取り組んでもらうようにお願いいたしました。今年度は担任との関係性とか関係機関との連携が功を奏して3名が不登校から解消となったということで、明確な校内支援センターというのは設置されていません。しかし次年度も校内支援センター設置を視野に入れて子どもたちのニーズがあれば小学校であれば小学校の先生、中学校であれば中学校の先生に小学校の一室に来てもらえるようなというところを視野に入れて、会計年度の先生方と設置をしていこうと。まだいろいろなかたちはあると思います。そういうような状況です。

1番(江藤理一郎君) 町の教育委員会のほうもそのような校内教育支援センターというのを置く ことにしているということで、是非対応策を進めていただければと思います。また不登校の子ど もたちが今年度は減っているということで先生方の努力が実を結んでいるのではないかと思いま す。本当に先生方忙しい中で子どもそれから保護者それからいろんな教育の準備大変だと思いま す。本当に頭が下がる思いでありますがしっかりとまた教育に注力していただきたいなというふ うに思います。ただ学校内での教室であると例えば学校の敷地内まで行くのが難しいお子さんも いらっしゃるかもしれませんし、全体的な解決になるかというとそこは分かりません。来年度の 経過を見てやっていく必要があるかと思います。国が支援の方針を示しているフリースクールの 検討なども是非視野に入れていただけるといいと思います。周辺の自治体におきましては高森町 で教育支援センターとして「みんなの第3の居場所フレデリック」というフリースクールを運営 していたり。これはもちろん無料でフリースクールに参加できるかたちを高森町ではとっており ます。玖珠町では不登校児のために廃校を活用した「玖珠町立くす若草小中学校」というのも昨 年4月に開校している状況です。小国町においても南小国町が隣の町で、できれば共同で考える など検討もされてよいと思いますが、フリースクールの設置も今後視野に入れていただきたいな と思います。特に高齢者との多世代交流として先ほど介護のところでも出ましたけどeスポーツ を取り入れたり、子どもたちと高齢者の方々との e スポーツの交流。また小国町においては子ど も食堂を開いている三つの団体、それから子どもたちの下校を見守る女性の会、地元の野菜を給食に使おうとする団体の皆様、それから道草の会、また不登校の子の保護者を支援する会、絵本の読み聞かせの会など様々な団体そしていろんな協力したいという気持ちを持った方々がたくさんいらっしゃいます。様々な団体の協力をあおいでそういった子どもたちを支援できる体制づくりを行ってはいかがでしょうか。例えば場所をニシザトテラスの教室が空いていればその教室を使って、フリースクールのスタッフは例えば地域おこし協力隊で募集し、そのあともしよければ集落支援員で継続させるとか。全国的にこういったものを作りたいと言えばそれに賛同する方々はたくさんいらっしゃると思いますので、もともとニシザトテラスもESD教育というのを目指されていたと思いますので、その辺りもぜひ御検討いただければいいなと思っております。

私の質問は以上で終わりますが、もし御答弁あればお願いいたします。

教育長(村上悦郎君) 次年度のところ関係機関との先ほど福祉課もありました。学校としても教 育委員会と子どもの居場所づくりというところは非常に大きなところだと思っております。先ほ どの道草の会が保護者向け、カンガルーのぽっけが北里小でとか民生委員会。それと児童在宅支 援クレパスといったところもあります。そういったところとの活動また集約も大事だと思います。 一つ先ほど言いました共感的理解と受容の姿勢というのが皆んながそういう姿勢を持っていくこ とが子どもたちのというところでちょっと一つ話をさせてください。最後です。学校や家庭では 先生や保護者が子どもの話をじっくりと聞き共感することが大切です。「どうしたの」、「何かあ ったの」と問い詰めるのでなく「大変だったね」、「つらかったね」という共感の言葉が鍵となる。 子どもの作文の宿題に漢字の間違いがありました。どうするでしょうか。「何でこんな簡単な漢 字を間違うの」、「こんな間違いすると恥ずかしいぞ」、「ちゃんと見直ししないからだよ」、「ゲー ムばっかりしているから」と子どもに言われました。もう一つ「部活も遅くまであったのに宿題 を頑張っていたね。父さんは○○が一生懸命頑張ってくれることがうれしいよ。」「漢字が1か所 間違っていたよ。パソコンで入力するときは意味の違う漢字が出てくるからよく気をつけないか んよね。父さんも同じミスをよくするよ。お仕事のときにそんな間違いしたら大きなことになる からね」。それが共感的、寄り添うと。最初から頭ごなしに怒られた子供というのはしゅんとな ってしまう。あとの子は「よし今度次頑張ろう」。そういう共感的というような。先ほど人権と かいうところもありましたから、そういったところが日常的に私たちが考えておくことが大事で はないかなというのを最後に言わせていただきました。

以上です。

1番 (江藤理一郎君) ありがとうございます。教育長言われた寄り添うという共感のところ非常 に大事だと思います。これは学校分野だけではなく小国町の町政においてもそれから住民の間に おいてもそして我々議員の間においても共感、寄り添うという気持ちは大事だと思いますので、 是非その辺りも含めて皆さん小国町をしっかりと盛り上げていきましょう。

以上で終わります。

議長(熊谷博行君) 予定していた 2 名の一般質問が終わりました。 これで一般質問を終わります。

議長(熊谷博行君) 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。 それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。

(午後0時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員(5番)

署名議員(9番)

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5番 穴 見 まち子 君9番 久 野 達 也 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月10日から3月19日までの10日間とする。

1.	議案第 4号	小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について		
		令和7年3月10日 取り下げ		
1.	議案第 5号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について		
		令和7年3月10日 原案可決		
1.	議案第 6号	小国町 SDGs 推進施設設置条例の一部を改正する条例について		
		令和7年3月10日 修正可決		
	議案第 7号	小国町地熱資源の適正活用に関する条例の一部を改正する条例について		
		令和7年3月10日 原案可決		
	議案第 8号	小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について		
		令和7年3月10日 原案可決		
	議案第 9号	小国町総合交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条		
		例について		
		令和7年3月10日 原案可決		
	議案第10号	小国町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資		
		格基準に関する条例の一部を改正する条例について		
	*********	令和7年3月10日 原案可決		
	議案第11号	小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について		
	********	令和7年3月10日 原案可決		
	議案第12号	小国町総合整備計画の策定について		
	*******	令和7年3月10日 原案可決		
	議案第13号	財産の取得について		
	举** * * * * * * * *	令和7年3月10日 原案可決		
	議案第14号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域		
		行政不服審査会共同設置規約の変更について 令和7年3月10日 原案可決		
	 同意第 1 号	小国町教育委員会委員の任命につい		
	四息分 1 夕	令和7年3月10日 同 意		
	議案第15号	令和6年度小国町一般会計補正予算(第8号)について		
	· 一	令和7年3月10日 原案可決		
	議案第16号	令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について		
	PK不加 1 0 万	令和7年3月10日 原案可決		
	議案第17号	令和6年度小国町下水道事業会計補正予算(第2号)について		
		〒和も午後小国町下が追事業芸品補正丁算(第2号)に がく 令和7年3月10日 原案可決		
	議案第18号	令和7年度小国町一般会計予算について		
	HIXXXII O J	令和7年3月17日 原案可決		
	議案第19号	令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について		
	HANNAN I U /J	令和7年3月17日 原案可決		
L		716.107116 // 100		

1.	議案第20号	令和7年度小国町介護保険特別会計予算について
		令和7年3月17日 原案可決
1.	議案第21号	令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について
		令和7年3月17日 原案可決
1.	議案第22号	令和7年度小国町水道事業会計予算について
		令和7年3月17日 原案可決
1.	議案第23号	令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について
		令和7年3月17日 原案可決
1.	議案第24号	令和7年度小国町下水道事業会計予算について
		令和7年3月17日 原案可決
1.	発委第 1号	小国町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
		令和7年3月10日 原案可決
1.	議案第25号	小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
		令和7年3月17日 原案可決

《議案外》

令和7年3月10日

- 1. 議員派遣の件について
- 1. 議員派遣報告について

《諸般の報告》

令和7年3月10日

- 1. 小国郷公立病院組合議会について
- 1. 阿蘇広域行政事務組合議会について

令和7年3月18日

1. 閉会中の継続調査の件 議会運営委員会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業常任委員会

広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和7年3月10日

- 1. 小国小・中学校卒業式について
- 1. 小国小・中学校入学式について
- 1. 令和7年度職員採用について
- 1. 「第3期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について

《一般質問》

(1日目)

1.	公共施設の老朽化について	P 1 4~18
1.	地下水の保全について	P 1 8 ~ 2 0
1.	宅地及び農地売買について	P 2 0 ~ 2 3
1.	地熱発電事業と地熱審議会がもたらす影響と恩恵について	P 2 3~2 9
1.	野焼きの継続と責任について	P 2 9 ~ 3 1
1.	将来の町の経済状況及び活性化について	P 3 2~3 9
1.	中学校の修学旅行について	P 3 9 ~ 4 4
1.	子育て支援のこれからについて	P 4 4 ~ 4 7

(2日目)

1.	地熱発電開発について	P 1 ∼ 9
1.	子育て・教育支援・定住対策について	P 9 ∼ 1 3
1.	小国町高齢者福祉計画について	P 1 3~2 1
1.	不登校の児童生徒の支援策について	P 2 1 ~ 2 6

令和7年

第1回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 🎚	町 議 会 令和7年第1回総務常任委員会会議記録	
日時	令和7年3月11日午前10時00分開会午後0時01分閉会	
場所	おぐに町民センター 3階 議場	
出席委員 及び議長	松﨑 俊一 熊谷 和昭 江藤理一郎 穴見まち子 松本 明雄 久野 達也 熊谷 博行	
事務局職 員	長 広行 宇都宮愛子	
説 明 員 別紙座席表のとおり		
会議に付した事件	議案第18号 令和7年度小国町一般会計予算について	
会 議 の 経過概要	令和7年度小国町一般会計予算について各所管課と審議を行っ た。	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 総務常任委員長

令和7年第1回総務常任委員会座席表

令和7年3月11日(火) 午前10時00分 おぐに町民センター3階 議場

宇都宮 議会事務局書記 (宇都宮 愛子)

_						
	長 議会事務局長 (長 広行)	宇都宮 議会係長 (宇都宮 愛子)	空席	空席	瀬津田 SDGs推進係長 (瀬津田 創)	波多野 情報係長 (波多野 優)
	池 部 管財係長 (池部 誠一朗)	松 本 DX推進係長 (松本 恵)	安 達 地籍係長 (安達 和成)	笹 原 会計係長 (笹原 正大)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)	北 里 まちづくり係長 (北里 沙耶花)
	波多野 財政係長 (波多野 大祐)	原山 総務係長 (原山慶士)	朝 日 会計管理室長 (朝日 さとみ)	前 田 隣保館館長 (前田 孝也)	宮本 税務住民課課長補佐 (宮本竜二)	長谷部 情報政策課長補佐 (長谷部 大輔)

時 松 税務係長 (時松 利衣)

 松本
 佐藤

 総務課審議員
 総務課長

 (松本徳幸)
 (佐藤則和)

渡 **邊** 町 長 (渡邊 誠次) 中島田邊税務住民課長情報政策課長(中島高宏)(田邊 国昭)

永 江 税務住民課課長補佐 (永江 和広) 申告欠席

委員 江藤 理一郎

委員 久野 達也

委員	議長
穴見 まち子	熊谷 博行

34,	長
松﨑	俊一

副委員長	委員		
熊谷 和昭	松本 明雄		

長議会事務局長 (長 広行)

議事の経過 (r. 7. 3.11)

委員長(松﨑俊一君) 改めまして、おはようございます。

今年の冬は長くて寒かったように思っております。私こと年を重ねてくると余計に体にこたえるような冬だったと思います。庭のロウバイが終わってこの後ウメそれからサクラと春らしくなるのでしょうが、以前のような春となるかはちょっと不透明な感じがしております。それから世界の情勢それから天候不順も大いに気になるところですが、各委員におかれましては小国の未来のために令和7年度予算審議につきまして熱心な御討議を期待申し上げる次第です。

以上、挨拶といたします。

それでは、開会に先立ちまして渡邉町長から御挨拶をいただきます。

町長(渡邉誠次君) それでは、皆さん改めまして、おはようございます。

本日は、令和7年第1回総務常任委員会ということでお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また昨日の本会議でも大変お世話になりました。本日の所管に関しましては、総務課と情報政策課、税務住民課そして議会事務局と各担当所管、今日は係長以上そろっておりますので、是非とも様々な御意見をいただければなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

委員長(松崎俊一君) なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

委員長(松崎俊一君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、3月10日の本会議で本委員会に付託されました、議案第18号、令和7年度小国町 一般会計予算についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、局長、審議員、課長補佐、室長、館長及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは本常任委員会に付託されました、議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第18号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括 的な説明がありましたらお願いしたいと思います。それから併せて資料などがあれば配付をお願 いしたいと思います。説明は着座にてお願いします。

議会事務局長(長 広行君) おはようございます。それでは座ったまま説明させていただきます。 まず議会費でございます。予算書の29ページをお開きください。議会費の予算としましては 総額7千337万3千円で一般会計予算の全体に占める割合は約1.2%です。前年度予算と比 較しまして369万4千円の減額となっております。歳出の内訳としましては、議員10名の報酬、期末手当、会計年度任用職員の報酬、職員の給与、手当、共済費等の人件費が6千695万5千円で議会費全体の約87%を占めています。人件費以外で主なものとしましては、委託料の中で会議録デジタル化業務委託100万円がございます。令和3年度から実施している事業ですが、劣化した古い会議録をデータ化するものです。令和7年度では引き続き昭和60年から平成3年をめどにデータ化を行う予定です。その他は例年計上している項目や予算となっています。

続きまして、監査委員費になります。予算書の51ページをお願いします。予算総額は141万3千円で昨年度と比較し8万4千円の減額となっております。支出の主なものとしましては、監査委員2名の年額報酬53万円、旅費62万円で監査費全体の約81%を占めています。それ以外につきましては、監査に係る経費や負担金となっております。監査におきましては毎月の例月出納検査及び決算審査、定期監査が主な業務になります。昨年の実績を見ますと年間約40日の監査等を行っていただいております。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上ですが、別紙予算資料としまして右肩に資料 (1)議会費及び監査委員費の委託業務、補助金及び負担金の調書を作成していますので参考に していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

総務課長(佐藤則和君) おはようございます。

それでは、総務課所管の概略説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。総務課所管の予算につきましては議会事務局から配付されております歳出費目別分掌事務一覧の総務課と書いてある部分になります。前年度と比較しまして増減が大きい項目についてまず説明させていただきます。また一般会計の冊子と右肩に総務課資料 (7)と書いてあります資料を付けております。工事請負、委託業務、補助金、負担金の調書を添付しておりますので、併せて御覧いただきたいと存じます。

ではまず、総務課所管部分の歳出予算の全体的な増減につきまして説明申し上げます。なお人件費も含んでおります。

総務費が令和7年度当初予算要求額8億2千367万1千円で、前年度比1億5千923万7千円の増額となり23.9%の増額となっております。消防費が2億2千319万8千円で、対前年度比1千875万5千円の増額となり9.2%の増となっております。公債費が6億5千889万4千円で、対前年度比337万8千円の増額となり0.5%の増となってございます。予備費が500万円でこれは前年と同額となっております。総務費の主な増減理由としましては、財産管理費のネットワーク事業基金積立金1億5千7万5千円、電算施設費の自治体システム標準化移行に係る負担金等で3千913万8千円の増額が主なものとなっております。また消防費の主な増額理由としましては、非常備消防費の阿蘇広域行政事務組合消防本部の負担金が869

万2千円の増額となっておりまして、地域衛星通信ネットワークシステム整備事業負担金636 万円が皆増となっております。公債費の増減理由としましては、地方債の元金償還分は791万 9千円の減額となっておりますが利子が1千129万7千円増額となっております。

それでは歳出から増減理由を説明させていただきます。

一般会計予算書の30ページをお開き願います。一般管理費の中の給料は185万1千円減額 となっております。

31ページの4共済費、市町村総合事務組合納金は昨年度より1千166万3千円の減額となっております。これは定年退職者がいない年度では負担額が4分の1になるものでございます。 31ページの12委託料の当直業務委託料280万円は、現在職員が当直業務に当たっているものを働き方改革の一環として民間業者に委託することを今検討しておりますのでその経費となっております。

33ページが財産管理費になります。34ページ、委託料の中の町有林保全管理委託料で176万6千円を計上させていただいております。上田長俣谷約2ヘクタール、宮原城山0.54ヘクタール、北里湯川内2.13ヘクタールの下刈、宮向2.48ヘクタールと宮原城山0.69ヘクタールのやぶ切り、上田小南平0.4ヘクタールの伐採搬出を実施する計画としております。24積立金が先ほど説明しましたネットワーク事業基金積立金1億5千14万5千円でございます。

37ページの諸費でございますが、令和6年度まで防犯灯電気料助成金が計上されておりましたが令和7年度から皆減となっております。電気料の2割を助成させていただいておりましたが事務が煩雑で改善を求められておりまして、地域活動交付金を防犯灯電気料の額と見合う分増額交付させていただくことで地域の負担増とならないよう措置をさせていただきたいと考えております。

次に39ページから電算施設費です。11役務費のガバメントクラウド利用料1千306万8 千円が令和7年度から発生しております。地方公共団体システムの標準化、共通化により国が運用するクラウドを使用する必要があり、この利用料が発生するものです。

41ページをお願いいたします。18の負担金補助及び交付金の中で自治体システム標準化移行に係る負担金4千142万2千円につきましては、住民票、税、福祉全般、住宅、選挙、教育、各種収納等を地方公共団体システム標準化に関する法律に基づき、国の定めたシステムを基準に統一化するものです。昨年度より2千363万3千円の増額となっております。

次に飛びまして、85ページをお願いします。消防費の非常備消防費でございます。報酬の中で消防団員分として1千965万9千円を計上させていただいております。

次に、107ページの公債費をお願いいたします。元金としまして6億3千206万5千円を 計上させていただいております。これはこれまで借入れを行った地方債の償還金の元金になりま す。主な減額の理由としましては、一般単独事業債、臨時財政対策債の元金の減少となったものです。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。一番重要になります地方交付税ですが25億6千万円で計上させていただいております。昨年度より5千万円増額計上させていただいております。

以上で、総務課所管の概略説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。 情報政策課長(田邉国昭君) おはようございます。

引き続き、情報政策課所管の令和7年度の予算状況につきまして一般会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。まず全体概要でございますが、情報政策課の所管の予算額としまして歳出額3億4千664万8千円を計上させていただいております。予算総額の5.7%を占めています。

主な歳出について説明させていただきます。

予算書33ページをお願いします。最上段から中段にかけてが目2文書広報費です。この目は 広報おぐにとホームページに関する歳出です。

35ページをお開きください。中段から次の36ページ中段までが目4企画費となっています。主なものとしまして、報酬の地域おこし協力隊報酬2名分576万円、報償費、ふるさと寄附金謝礼品代7千500万円、役務費の中の通信運搬費2千733万円はふるさと寄附金の謝礼品の送料です。同じく役務費の手数料4千746万8千円は、ふるさと寄附金収入のためのポータルサイトと中間支援業者、その他決済に関する手数料として支払うものです。委託料の乗合タクシー運行委託料2千200万円は、町内のタクシー事業者3社が町内8路線の乗合タクシーを運行するための業務委託料です。

次の36ページを御覧ください。委託料の続きでコミュニティバス運行委託料1千400万円は、南小国町と共同で運行する小国郷ライナーと中心市街地バスにじバスの運行委託料です。負担金補助及び交付金の地方バス運行等特別対策補助金3千558万4千円は、地域公共交通対策として産交バス4路線、日田バス1路線の路線バスの運行経費に対する補助金です。小国町地方創生移住支援事業補助金309万円は、国が取り組む地方創生事業の一つで東京一極集中を是正するために首都圏から就職や起業する移住者を受入れた場合交付される補助金です。

次に、39ページ上段、目9の防災情報施設費です。この目は屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティFM放送局の運営に関する歳出です。主なものは委託料でコミュニティFM放送局施設業務運営委託料950万円を計上しています。

次に、42ページ中段から43ページ上段の目13地域情報基盤管理運営費です。これは光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出です。主なものは委託料で施設・設備保守点検業務委託料2千130万6千円、地域情報基盤代行業務委託料328万4千円、おぐにチャンネル

番組制作委託料1千195万円、映像系センター設備保守業務委託料712万円です。

次の43ページをお開きください。下段にあります目15SDGs推進費です。主なものとしましては、報酬の地域おこし協力隊報酬3人分です。864万円でSDGs推進施設として整備した旧西里小学校をニシザトテラスとして運営管理する隊員の給料です。

次の44ページを御覧ください。委託料の中にあります旧西里小学校活用プロジェクト運営業務委託料550万円は、ニシザトテラスが自主運営できる環境づくり及び人材育成を行うための 委託費です。

ページ飛びまして、50ページをお開きください。下段にあります目1統計調査総務費です。 令和7年度に実施される国勢調査など統計調査に係る費用となります。

飛びまして、最後に79ページ中段、目4地域エネルギー費です。主なものとしましては、使用できなくなった急速充電器の撤去費用120万円です。

以上で、主な歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について説明させていただきます。

歳入の総額は3億8千303千円。歳入総額に占める割合は6.3%です。

主な歳入を説明します。 15ページをお願いします。使用料及び手数料の総務使用料の中で光ファイバー使用料(現年度分)で3千957万2千円を見込んでいます。

20ページを御覧ください。県支出金の県補助金の中段、目1の中にあります総務費県補助金の中で熊本県生活交通維持・活性化総合交付金395万円は、路線バスなど維持運行経費に対する予算です。

22ページをお願いします。県支出金、県委託金の中の総務費委託金の統計調査費委託金42 0万4千円が、令和7年度に実施される統計調査に係る費用の委託金です。

24ページをお開きください。 寄附金、最上段の目1総務費寄附金のふるさと寄附金3億円そして企業版ふるさと寄附金200万円が情報政策課所管となります。 なお、令和6年度の状況としまして本年先月2月末時点での寄附金額についてですが、ふるさと寄附金が2億6千383万9千608円となり昨年度の合計の寄附額をすでに上回っております。企業版ふるさと寄附金は、今年度9社から寄附をいただき合計額は1千149万600円となっています。同じく目4商工費寄附金の中の地熱の恵み基金寄附金1千400万円は、小国町地熱資源活用協議会の協定に基づき発電事業を行っている事業者からの寄附金です。

最後に26ページの諸収入、雑入の中にありますIRU利用収入809万円、光ファイバー引 込工事費収入110万円、コミュニティバス運行経費負担金480万2千円が情報政策課の所管 です。

主な歳入については以上です。なお、工事請負費、委託料、補助金、負担金につきましては、 予算資料の情報政策課資料(3)で各内容を説明していますので御確認をお願いします。 以上で、情報政策課所管の歳入歳出について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

税務住民課長(中島高宏君) おはようございます。

私のほうから税務住民課所管分について説明させていただきます。

まず歳出から説明させていただきます。

37ページをお願いします。下段の目8地籍調査費です。主なものは、38ページ、節12委託料で地籍調査業務委託料です。今年度、令和7年度の調査は大字上田、北里、西里それぞれの一部、合計で2.23平方キロメートルの一筆調査測量を行う予定です。これにより一筆調査ベースでの進捗率は令和7年度末で約90%になる見込みでございます。

続きまして、41ページ中段の目11会計管理費です。主なものは、11役務費の手数料です。 昨年10月から振り込み手数料が有料化されまして昨年は半年分ということで予算を計上しておりましたが、本年度は1年分ということになるため対前年比が251万6千円増で計上しております。

同じく41ページ下段から42ページ上段の目12住民相談費です。消費生活相談、無料法律相談、行政相談の事業に係る支出になっております。

続きまして、43ページの目14住民支援費です。金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳の表彰 事業、更生保護団体の支援、結婚新生活支援事業に係るものでございます。

続きまして、45ページの下段の目1税務総務費です。主なものは、職員人件費、46ページの字図・測量図修正手数料、過年度還付金となっております。

次に46ページ、目2賦課徴収費です。主なものは、47ページ、12委託料で固定資産税評価替えに伴う鑑定評価委託料379万9千円。これにつきましては令和9年度の固定資産税評価替えに向けて3年ごとに鑑定を委託するものでございます。それから、eLTAXシステム総合運用試験対応業務委託料222万8千円。これについては令和4年度税制改正により毎年少しずつ拡充されております電子申告の拡充を図るための委託料となっております。また、家屋調査業務委託料170万円につきましては、本町におきまして令和6年度昨年度までは固定資産税の家屋評価を職員で行っていたところです。評価額は専門知識や経験が必要な場合が多々ありますので課税誤りをなくすため、本年度から専門業者へ調査委託をするものでございます。

続きまして、47ページ下段から49ページの中段の目1戸籍住民登録費です。主なものは、 戸籍住民票、印鑑証明、マイナンバーカードに係るものです。前年比2千467万8千円増となっております。理由の主なものとしましては、12の委託料で戸籍振り仮名通知書作成業務委託料245万円。これにつきましては戸籍法の改正に伴い戸籍の氏名に振り仮名を記載するための通知書の作成を委託するものです。それから、地方公共団体情報システム標準化・共通化に係る事業委託料1千550万円。これにつきましてはシステム標準化に関する法律の規定に基づく戸 籍や戸籍附票の標準化移行に係るシステム改修委託となっております。以上、今申し上げた二つ につきましては国の補助事業で10割補助となっております。

続きまして、56ページ下段から57ページ中段の目8人権政策費です。主なものは、人権啓発フェスティバルや人権啓発セミナーに関する費用、人権カレンダー作成、部落解放同盟小国支部への補助金となっております。

続いて、57ページ下段から58ページの目9隣保館運営費です。主なものは、隣保館維持管理や運営に係る費用や地域交流促進事業の費用となっております。

続きまして、62ページ上段の目3児童館運営費です。子ども料理教室、パソコン教室、親子 ひろば開催に関わる費用となっております。

次に、65ページの目3環境衛生費です。主なものは、浄化槽設置に関する補助金、阿蘇広域 行政事務組合で行う火葬施設費用の負担金となっております。

同じく65ページ下段の目1清掃総務費です。阿蘇広域行政事務組合で行う一般廃棄物処理に 係る費用負担となっております。

続きまして、99ページをお願いします。中段の目3集会所運営費です。教育集会所としての 施設に係る維持管理費用となっております。

次に、107ページの中段になります款11公債費、項1公債費、目2利子の中の一時借入金利子です。歳計現金が不足した場合、金融機関から一時借入れる場合の利子というかたちで計上しております。

歳出については以上でございます。

次に、歳入を説明させていただきます。

9ページの総括表をお願いいたします。最上段の町税になります。本年度は6億2千980万円で前年比2千362万円増となっております。

次に、11ページをお願いいたします。町税ですが主な増減を説明いたします。

まず、町民税の個人住民税ですが、対前年比1千570万円増で計上しております。昨年度は 一時的な措置としまして住民税の定額減税が行われ歳入予算を減額して予算計上しておりました が、今年度は通常どおりの課税として計上しております。

次に、固定資産税です。対前年比1千万円増で計上しております。地熱発電等の償却資産評価額の増を見込んでいるところです。

次に、軽自動車税でございます。環境性能割、種別割とも前年と同額を計上しております。 続いて、たばこ税です。たばこ税は令和6年度決算見込みから200万円減の5千万円で計上 しております。

次に、12ページの入湯税です。前年度と同額の1千万円で計上させていただいております。 続きまして、予算書の中で税務住民課分を申し上げて説明とさせていただきたいと思います。 15ページになります。15ページ上段の目1総務使用料です。被災者支援住宅使用料、同じく15ページ、目2民生費使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料を計上しております。 次に、16ページ下段の目1総務手数料のうち台帳等閲覧手数料から一番下の印鑑登録証交付 手数料までが所管です。

次に、17ページ上段の目2衛生手数料です。犬の登録及び注射済票等交付手数料が主なものです。

次に、18ページ上段の目1総務費国庫補助金の社会保障税番号制度補助金それから個人番号カード交付事務費補助金を計上しております。

同じく18ページ中段の目3衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は歳出の浄化槽設 置補助金の歳入となります。

次に、19ページ中段の目1総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上して おります。

次に、20ページ中段の目1総務費県補助金のうち地籍調査事業費補助金、人口動態調査事務補助金を計上しております。地籍調査補助金につきましては、国が50%、県が25%で合わせて75%の補助率となっております。

同じく20ページの目2民生費県補助金、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金と結婚新 生活支援事業補助金。

それから、21ページ上段の目3衛生費県補助金で浄化槽設置整備事業補助金を計上しております。

2.2ページをお願いします。中段の目1総務費委託金で個人県民税徴収事務取扱委託金です。 県民税と町民税を合わせて町が徴収しております。それに対して県から委託金をいただくものです。

同じく22ページの目2民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金を計上しております。 25ページ上段の款20諸収入に町税延滞金と加算金を上げております。

同じく25ページ中段の預金利子です。これは普通預金の預金利子となっております。

26ページ、款20諸収入、目1雑入、中段の説明の中で地域交流促進事業収入は隣保館事業に関わる歳入となっております。

最後に、27ページ上段の目3滞納処分費も税務住民課所管となっております。

歳入についての項目は以上となっております。

以上、予算書の概要説明を終わります。なお、別紙資料といたしまして資料(1)税務住民課 予算資料を配付させていただいておりますので、併せて御確認をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長(松﨑俊一君) ありがとうございました。

それでは、これより議案第18号について質疑に入りたいと思います。

歳出のほうからページを追っていきます。

なお、委員の皆様には事前に配付しております、歳入歳出費目別分掌事務一覧この黄色い部分 が本委員会の所管となっておりますので参考にしてもらいたいと思います。

それと役付職員の中で時松税務係長と永江税務住民課課長補佐は税務申告でこの会場にはおりませんので御了解ください。それとできるだけ答弁のほうは課長補佐、審議員それから係長その辺りで行ってもらいたいというふうに思っております。

それでは、ページを追っていきます。

歳出のほうから29ページです。29ページの議会費。これが次の30ページまであります。 それから次が、総務費の総務管理費。一般管理費から文書広報費、財産管理費。よろしいですか。 35ページが総務費の中の企画費。

9番(久野達也君) おはようございます。

1点ちょっと確認です。ふるさと寄附金でネットワーク事業基金に積立てて繰り入れるということなのですけれども、予算になると歳入と歳出と並行しておりますので例えば「ふるさと基金の活用事業なんですよ」と町が説明するときにその執行の仕方は現年分のふるさと寄附金をネットワーク基金に積立てて翌年度にネットワーク基金から繰入れて活用しているのか。あるいは現年のふるさと寄附金をそのまま活用しているのか。予算の執行状況です。どのようなかたちになっているのか概要説明いただけたらと思います。

財政係長(波多野大祐君) おはようございます。

ただいま御質問いただきましたネットワーク基金、ふるさと寄附金につきましては、現年度にいただいたふるさと寄附金については一旦ネットワーク基金のほうに積立てをさせていただいて、翌年度等はネットワーク基金から繰入れをして事業に充当するというかたちをとっております。以上です。

9番(久野達也君) はい、了解しました。よく「この事業はふるさと納税から活用しています」 という言葉を耳にするのですけれども、当然そうですネットワーク基金に積立ててネットワーク 基金から繰入れて執行しているのですけれども。どうも分かりづらいというかその年に寄附金が あったからその年に使っているという部分で捉えがちになろうかとも思います。当然ふるさと納 税を活用しているということでそれはそれで構いませんけれども、分かりやすく整理をしておいたほうがいいのかなと思いました。

委員長(松﨑俊一君) ほかにございませんか。

7番(松本明雄君) 32ページにまた戻りますけど。全般的に決算のときでもよかったのですけ ど昨日町長のほうから職員採用の件で2名ほどと言われましたが、今は職員の数が退職者と入る 数が合わないと。どこの町村も非常に苦慮しております。新規ではなくても途中採用とかそうい う面でもどんどん入れるべきではないかと思います。職員の方も残業とかいろいろ大変だと思いますが数を入れないと。今日もテレビで出ましたけど沖縄の島ではもう職員がいないと。だからうちのほうも県からとか国からとか職員の方が来て頑張っておられますが、もう少し力を入れてやらないと職員数がどんどん減っていくのではないかと思います。今後どういうお考えなのか町長にお聞きしたいと思います。

- 町長(渡邉誠次君) もちろん職員の数大事なところでありますけれども物理的に足りないのはD X含めてしっかり考えていかないといけないところではありますけれども、昨年も一般職の募集と。ちょっと待ってください。
- 総務課長(佐藤則和君) 令和6年度ですが社会人枠としまして30歳から45歳までの枠ということで高校卒の一般と社会人枠ということで別に募集をしまして5人ぐらい応募がありました。 実を申しますと今年採用させていただきました一般職の2名のうちの1人はその社会人枠といいますか経験枠の中から1人採用させていただきました。そういう対策を今年とらせていただいて少しでも職員確保に努めているところでございます。
- 町長 (渡邉誠次君) すみません、言い方が分からずに代わりに伝えてもらいました。

私のほうも当然国とか県にお願いしてはおりますけれども逆に言うと国も県も人手が足りないというところもあって情報を得るためには町のほうからどちらかと言えば一方通行で出さないといけない部分も実はあります。様々その町の業務の中で必要な部分は当然議員おっしゃられるとおりでございますけれども、しっかりとその分は人員を補充するといったところでも力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

7番(松本明雄君) はい、松本です。

今、税務住民課の課長からもありましたが民間委託できる部分はなるべく民間委託して、職員 の時間がとれるようなかたちにもっていけたらと思います。役場には守秘義務がありますのでそ ういうところにはなかなか無理だと思いますが、民間が活用できれば活用する方法も考えていっ ていただきたいと思います。

以上です。

町長(渡邉誠次君) 御意見ありがとうございます。多分両方いいところと悪いところとあると思います。単純に考えると職員でできるところは職員でやれというような判断をされる方もいらっしゃると思いますし、民間委託で効率がよくて更にもちろん職員の費用とかを比べてコスト面でもバランスがとれれば委託という部分では一番いい仕事の内容なのかもしれませんけれども、職員が育っていく経験を積んでいくという部分でも必要だというふうに思います。担当課それぞれ役場の職員も今まで相当いろんな仕事をしてきたかもしれませんけど、事務的な仕事の中で役場でできる仕事の内容を委託として出すという部分では私もしっかりと考えていかないといけない

というふうに思います。松本議員言われるところは民間に委託したほうが効率がよくてコストバランスもよくてもちろん力も分散されるわけですからいいところもあるかもしれませんけれども、町の中の1点として職員の成長という部分ではしっかり仕事をさせるという部分も必要だというふうに思いますので、その部分は担当課の課長を含めて内部でしっかり協議をしながら私も判断させていただきながらまた委託料を出さないといけないときには皆様方に御提示差し上げたいというふうに思います。

以上です。

1番(江藤理一郎君) 1番、江藤です。

31ページの一番下段にある当直業務委託料。こちらを業務委託したいというようなお話だったと思いますが、「当直は職員間でしていて、結構コミュニケーションがそのときにできてよかった」という効果も聞いておりましたが、その当直業務を委託する理由というのは業務効率化のほかに何かありますか。

総務係長(原山慶士君) おはようございます。

当直業務委託料について御質問ですのでお答えいたします。委託の目的としましては委員おっしゃられたとおり業務の効率化という面も多くありますが職員の負担軽減というところが多ございまして、確かにおっしゃられるとおり「コミュニケーションがとれる」という意見私も伺ったことあるのですが「負担が大きい」という声も多ございましてそういったこともありまして、こういう当直業務委託ができないかというところで令和6年度中に検討したところできそうだということで予算を計上させていただきました。

以上です。

- 1番(江藤理一郎君) 例えばどういったところに業務委託を考えているのですか。
- 総務係長(原山慶士君) 一般的に言われる警備会社です。警備の一環で阿蘇管内でもいろいろ当 直が話題になったこともございまして警備会社がそういう業務をするということに乗り出したみ たいでして、聞いたところによると職種としてはそういう業者ができますということを聞いてお ります。

以上です。

- 委員長(松崎俊一君) 先に進めます。ページが今35ページまでいっております。企画費。それから次が公平委員会費、交通安全費、諸費。37ページが地籍調査費。
- 7番(松本明雄君) 36ページ、負担金補助及び交付金の中の小国町地方創生移住支援事業補助 金309万円。これは西里のところに入る企業か何かのことを言っているのでしょうか。
- まちづくり係長(北里沙耶花君) おはようございます。お答えします。

こちらの地方創生移住支援事業補助金につきましては、ニシザトテラスのことではなくて東京 圏から小国町に移住した方に対し支援金を支給するもので、小国町の移住を促進するものに対す る補助金になっております。

以上です。

- 7番(松本明雄君) 予算を組んでいるということは東京か何かに行ってそういう方がいらっしゃったのか。お聞きしたいと思いますが。
- まちづくり係長(北里沙耶花君) 令和5年にお一人いらっしゃいました。令和6年については今のところ相談はございませんのでいらっしゃいません。令和7年度も一応予算を組んであるところです。

以上です。

委員長(松崎俊一君) ページが地籍調査は38ページまで。

次は、総務費の中の防災情報施設費、電算施設費。ページが進みまして会計管理費、住民相談費。

1番(江藤理一郎君) 1番、江藤です。

40ページの委託料の会議録作成支援システム保守業務委託料です。こちらありますけれども 今AIがかなり進歩して会議録なんかもアプリでいろんなものが正確にとれるようになってきて おります。小国町のほうではどのようなシステムを入れて会議録をとられているのでしょうか。 総務課は。

- DX推進係長(松本 恵君) 会議録作成支援システム保守業務委託料についてお答えします。今、業者委託で会議録作成支援システムのほうを導入していますが、こちらは令和3年度から導入していまして主に議会事務局の議事録それから各課が行う会議の委員会等の議事録を作成するために入れたシステムです。こちらのほうがAIに学習させて精度を向上させるアップデートを実施するのですけれども、そちらのほうのアップデートの保守委託、その他利用方法のサポートなどを年間委託でしていただいています。
- 1番(江藤理一郎君) 役場の中では結構小さいミーティングとかそれから住民の方々との懇談会 であったり意見交換会そういったものが多々あると思います。そういったものを議事録のシステムをどんどん導入していって職員が1回1回文字起こし、メモなど取らなくてもいいようなかた ちをとっていくとより業務効率化が進むのではないかと思いますが、そういった点はどうでしょうか。
- DX推進係長(松本 恵君) 今、AIを使ったソフトというのはインターネットを介してするものもありますけれども、役場の業務としては公開できるデータとかそういったところを慎重に検討、精査しないといけないと思います。令和3年度入れている会議録支援システムは現状のところ使っている部署というのは固定化していますのでこちらは全庁を通して小さい会議から大きな議事録をしっかり作るような会議、幅広く使ってもらいたいというところで今後周知のほうはより強く進めていきたいと思います。あと先ほど言ったみたいにAIを使ったものインターネット

系のものとかありますけれどもLGWAN回線で私たちは業務をしていますのでLGWANに対応した商品というのも実際あります。そちらのほうも今後この会議録との比較検討しながら新しいものを導入するかというのは今後検討していくべきだとは思っています。

以上です。

- 副委員長(熊谷和昭君) 39ページ、ガバメントクラウド(AWS)利用料1千306万8千円です。これは必ずこのシステムしか情報を預けるところはないのですか。必ず使わないといけないのか。
- DX推進係長(松本 恵君) こちらのガバメントクラウド利用料ですけれども、まずガバメント クラウドというのが本日の予算説明のほうでも課長のほうから申し上げたと思うのですけれども、 来年度末までに全国の地方公共団体が自治体情報システム標準化共通化というもので国の統一標 準仕様に基づいてシステムの移行をしなくてはいけません。この場合に、国のほうが今回作った クラウドがこのガバメントクラウドといいますけれども、国のほうはこのガバメントクラウドを 地方公共団体に使うことを努力義務としています。小国町の場合は今トライエックスという総合 行政システムというもので住民税とか住民基本情報や福祉システムというものをほとんど動かし ておりますが、これを加盟しています鹿児島県自治体情報処理連絡協議会というところが共同運 用でこのガバメントクラウド上でシステムのほうを利用していくという方針を決めました。本町 の場合は国のほうが準備しています五つのクラウドの中からアマゾンウェブサービスというもの を利用することになります。また今回いろいろ移行費というのを電算施設費とか戸籍システムあ と明日の福祉課の障害福祉システムでも移行費の委託料というものを予算計上されておりますけ れども、こちらの移行費の補助金の補助対象経費はこのガバメントクラウドを利用することが大 前提になっております。また小国町の場合は今自治体クラウドといって自前のクラウドで運用し ているのですが、この標準化になるに当たってガバメントクラウドのほうで運用しないと国のほ うが求めている基準を達成できないといいますか。そういったところのガバメントクラウドのほ うを使うという結論になりました。というわけで利用料というものが次年度から発生いたします。
- 9番(久野達也君) 目10の電算施設費全般にわたってなのですけれども、対前年比で3千900万円ほどの増額と。当然この中に自治体システム標準化移行に係る負担金もありますし、将来見通しというか要は電算施設費に今回令和7年度が単発的に多かったのか、あるいは今後これが進むにつれて経費がますます必要になってくるのか。確かに先ほど係長からの説明で国とのアクセス関係でそれなりの経費の負担は理解できます。ただ今後の見通しが今年の令和7年度が単発的なのか、あるいはこれよりも右肩上がりで伸びていく見込みなのか。そこをちょっとお知らせください。
- 町長 (渡邉誠次君) これに関しましては実は一昨年ぐらいから標準化になるであろうという予測 の部分から対応させていただいているようなところでありますけれども、一番の部分は最初は実

は自治体に関しては「コスト削減3割できますよ」というような話が国のほうからありました。 その部分がありましたので先日国政報告会がありましたときにも総務省から先生来られておりま したので「実際は昨年よりも2千万円ぐらいは増えていきます」と。もちろん国の部分で交付税 措置等々とかある部分もあるし確かに業務の効率化辺りは後には図られるかもしれませんけど、 今移行期間ですので業務量は実際増えていると。もう一つ例えばこの前出たお話でも横浜のほう の人数が多いところだったら多分何億円と増えているところだと思うのですけれども、その分人 口のほうが多いわけです。ですので実際移行したときには非常に恩恵を受けるであろうと言われ ておりますけれども、人口が少ないところのほうがやっぱり若干その部分では効率が悪いであろ うと。産山村の市原村長にもお尋ねしたところ「金額が非常に増えて、コスト面で非常にきつい」 というふうにおっしゃっておられました。県のほうにも私のほうから同じような問題を「県のほ うから国のほうに上げてください」といった部分もしておりますけれども、県からも国のほうに 申入れ等々はしているみたいでございます。町のほうからももちろんお伝えをしておりますけれ ども、できれば今の現時点では業務の効率化をできるだけ図るために皆さんに協力していただい て、今コスト面ではちょっと非常に申し訳ないところがあるかもしれないけれども自治体で頑張 って標準化に向かっていっていただきたいという意向もいただいておりますので、町といたしま してはできるだけこの部分では国のほうにお願いして交付税の措置とか財源の措置を図っていた だくというところをまず私のほうもお伝えをしていきたいなと思います。

以上です。

- 委員長(松崎俊一君) 41ページ、住民相談費。次が、地域情報基盤管理運営費、14の住民支援費、SDGs推進費。
- 7番(松本明雄君) 7番です。43ページの負担金補助及び交付金、結婚新生活支援事業補助金で予算組んでいますが大体1組当たり幾ら出て何組ぐらい予定しているのでしょうか。
- 税務住民課課長補佐(宮本竜二君)はい、お答えいたします。

本事業におきましては令和3年度より結婚生活支援事業を実施しておりまして、相談はございましたけれども夫婦の合計所得が500万円未満、そして夫婦双方の年齢が39歳以下という条件を満たさず補助金の対象とはならなかった事例がございます。金額におきましては、夫婦双方が29歳以下の世帯でございましたら1世帯当たり60万円を上限に補助、夫婦双方が39歳以下の世帯につきましては1世帯当たり30万円を上限に補助するものでございます。

以上でございます。

- 5番 (穴見まち子君) 43ページの住民支援費の中で結婚新生活支援事業補助金とありますけれ ども、これの説明をお願いしたいと思います。私聞きそこなったので、もう一度説明してもらっ ていいですか。
- 税務住民課課長補佐(宮本竜二君) 補助の対象となる方について御説明をさせていただきます。

補助の対象になる方は来年度ですけれども令和7年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻 届を提出し受理された世帯。婚姻日時点で夫婦の年齢がいずれも39歳以下である世帯。補助の 対象となる住居が小国町内にあり小国町に住民登録がある世帯。令和6年度中の夫婦の所得の合 算した金額が500万円未満である世帯となっております。

以上でございます。

7番(松本明雄君) 今の説明は前から聞いていたのですけど小国町でもやっぱり年齢制限がある と年の差で結婚される方がちらほら出てきていますので、その辺は国か県かに言って「もうちょ っと緩和できないか」とか。若い人には今聞くと金額が多いですけど、その辺も年齢的にも考え ていけるようなことを国のほうにも言っていただきたいと思います。

以上です。

- 5番(穴見まち子君) 今の松本議員からのお話もありましたけれど、小国町も地域協力隊の方が若い方が多くおられます。そういう人たちのためにも年齢制限と今言われましたそれが必要だし、せっかく来ていただいたので町のためにしっかり頑張っていただきたいと思いますので、年齢もですけどいろんな条件と地域の方たちと関わりあるいろんな行事とかしていただきたいかなと思っております。よろしくお願いします。
- 副委員長(熊谷和昭君) 報酬のところの地域おこし協力隊 (3人) ニシザトテラスというのがありますけれども、確か1名今年退職されると思うのですけれども次、採用が決まっているのですか。確かに2名になる。
- SDG s 推進係長(瀬津田 創君) SDG s 推進の協力隊についてという御質問ですので回答させていただきます。一応来年度も今年度採用された3名がそのままの体制で継続して勤めていくというような予定です。

以上です。

副委員長(熊谷和昭君) 1人退職されると私聞いたのですけど、それ違うのかな。そっちは産業課。分かりました。すみません。

委員長(松﨑俊一君) それでは、ここで暫時休憩といたします。次の会議を11時15分から行います。

(午前11時04分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

委員長(松崎俊一君) 43ページのSDGs費までいっております。

5番 (穴見まち子君) 43ページの住民支援費の中で更生保護団体補助金とありますけれど、金額が変わっているので何か新しいものにしたのでしょうか。

税務住民課課長補佐(宮本竜二君) お答えいたします。

更生保護団体補助金としまして小国郷更生保護連絡協議会の活動に対する補助金これが10万円。これが令和7年度からでございます。阿蘇地区保護司会北部分会の活動に対する補助金が3万円。更生保護女性会の活動に対する補助金3万円ということで令和7年度から10万円増額しております。

以上でございます。

- 1番(江藤理一郎君) 42ページ、地域情報基盤管理運営費の中だと思うのですが一昨年度頃から小国町の公式LINEアカウントを発信していると思いますけれども、こちらの支出というのはどの分野に当たりますか。どこに公式LINEアカウントの登録費であったりとかそういったものが当たるでしょうか。
- 情報係長(波多野 優君) お答えいたします。

公式LINEについては予算費ゼロ、運用費もゼロで行っておりますので、予算書上には出てきておりません。

- 1番(江藤理一郎君) ちょっと関連にもなると思いますので質問させてください。公式LINE アカウントにつきましては今小国町が大体人口の10分の1、600名ほどだと思います。また 市町村を比較すると南小国町が半分ぐらい1千600名以上、西原村が800名で人口の8分の1、南阿蘇が2千人以上で大体5分の1となっておりまして、小国が少し遅れたので少ないのは 当たり前かなと思うのですが割合としてはまだまだ少ない状況だと思います。この辺りにつきましてもう少し広げられるような方策というのがあるのでしょうか。町民の方からは「これを開設してもらってとても便利になりました」と。「よく見ています」というような情報も聞いておりますので、よりたくさんの人たちに知っていただいて住民情報の共有につながるといいなと思いますが、いかがでしょうか。
- 情報係長(波多野 優君) 情報発信については公式LINEの運用のアカウントの管理については情報政策課で行っております。情報発信の内容については今各課の判断ということで各課長に最終的な送信をするかどうかの権限を委ねているところです。おっしゃられるように登録数がまだ500名前後と非常に少ない状況ではありますので、情報発信の内容についてはもう少し活発化すると登録者数も増えていくのかなというところはあるのですけれども、運用費がゼロでやっているところがありますので実際対象を絞った送信ができないというような弱点があります。ですので、不要な情報と思われる情報、自分が望んでいない情報も全ての方に入ってしまうというところがあります。ですので、それが増えてしまうとどうしてもブロックをされる理由になったりというところもありますので、そこの状況を見ながらまだ試験段階のところです。これからもしもっと登録者数が増えて要望が上がってくればそういったセグメントをつけた配信をするというような仕組みも考えていかないといけないと思うのですけれども、現状としては今のままにな

るかなと思っております。

以上です。

1番(江藤理一郎君) これは情報政策課ではなく税務住民課のほうになるかと思うのですが、公式LINEアカウントにおいて他市町村ではおくやみの情報も出しているところもあります。これは非常に便利であるというような御意見もありまして、私自身も確かにこれがあるといいのではないかなと思いますが、その辺り御検討はされないでしょうか。

税務住民課長(中島高宏君) お答えします。

公式LINEにつきましては先ほど波多野係長が言ったとおり今試験的な部分が多くて、内部のほうでは主に防災無線に載せるものは必ず載せようというかたちをとっております。あと必要な分を載せようというかたちをとっておりまして、今のおくやみについては個人情報等ありますので確かに南小国町さんは載せていますけど載せていないところももちろんあるかと思います。その辺りちょっとまた職員のほう土日、祝日、対応しなくてはならなくなるし、一度発信した情報が取消しができませんので、その辺りのところで今のところまだ検討までは至っていないところです。

以上でございます。

委員長(松崎俊一君) 質疑漏れ等がありましたら後からまたお願いします。

ページを進めます。44ページが社会保障税番号制度費、税務総務費。それから次は、賦課徴収費。

- 9番(久野達也君) 47ページ、賦課徴収費の中の先ほど税務住民課長から説明ありましたけれども家屋調査業務委託。これについて新たに取り組むということだったのですけれども、いわゆる職員が出向いて新増築家屋の家屋調査を行い翌年度からの固定資産税の課税へとつながっていったのですけれども、業務委託となったときに一、二点お尋ねさせていただきたいのが、まずもって外部の方が入ると。なおかつ新増築家屋には恐らく事前にアクセスとるでしょうから「いついつ、お伺いしますよ」と。結構家屋調査というと受ける側にとっては身構えるのです。そんなとき外部調査の方々がみえたときの緊張感がどうなのかなが一点。それから調査後に課税したときに例えば「うちの評価について、どういうことでしょうか」、「何を根拠にこうなったのか」という窓口での問合せ等があったときに外部業務だけでいいのか。答弁するのは恐らく税務課の職員でしょうからそこら辺りで説明の不十分さが生じないのか。ちょっと気になる部分がありますので今の状況で構いません。どういう形態をとって調査業務を行っていくのかお知らせいただけたらと思います。
- 税務住民課長(中島高宏君) 家屋調査業務委託料170万円の御質問ということでお答えいたします。まず外部委託につきましては、経緯につきまして若干説明をしたところでお答えしたいと思います。今のところ阿蘇管内の自治体は木造家屋についてはほとんど外部委託しているという

ところで、近隣の市町村と評価額の均衡が図られるということと職員の人事異動等による経験不足も影響が排除できるということでそういうメリットで委託を考えているところですが、今議員がおっしゃるとおりデメリット等もございまして調査件数が増えればまた経費も増えることとかございますし、職員の事務能力が低下するということも懸念されるところでございます。御質問のいつ調査に行くかということにつきましては、まず外部委託を完全に委託するわけではなくてまずこちらのほうから職員が「いつ調査に伺います」ということで連絡を差し上げて、外部委託の方と調査に行くようなかたちをとりたいと思っております。また評価に対しての問合せにつきましても、評価する段階で職員が随行するかたちを取った上で評価の基礎は分かるようなかたちで窓口対応もとれるかたちにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 9番(久野達也君) 調査時点でも同行すると。それによって状況確認が可能であると。いわゆる 税の部分は説明責任が一番大きいかと思います。納得して納税いただくと。そういったような意 味合いからも是非調査受託者だけではなくて税務課の職員も同行して、その状況を把握し説明も できるような状況をつくっていくということでしたので了解しました。
- 委員長(松崎俊一君) ページを進めます。47ページ、固定資産評価審査委員会費。次から総務費の戸籍住民登録費が49ページまで。次、総務費の選挙費、選挙管理委員会費、参議院議員選挙費、50ページまでいっています。同じく総務費の統計調査総務費。それから51ページに監査委員費。次の民生費の社会福祉費、社会福祉総務費についてはうち一部ということで節でいきますと給料、職員手当等、共済費のみになります。進めてよろしいですか。
- 議長(熊谷博行君) 49ページです。一つ一つではなくて選挙に係る投票時間が小国町は最後が 6時ですかね。この間の南阿蘇に出向いて感じたのがものすごく開票が早かったのです。人口も 小国よりも多いし職員も多いと言えばそれまでかもしれませんが、村長と村議の発表が同時。8 時には終わったのですが夕食も食べないでしたのか。そこはちょっと定かではないのですが。小 国もそれが可能ならば少しでも早くできるような体制がとれないのかをお聞きしたいと思います。 総務係長(原山慶士君) はい、お答えいたします。

開票時間の短縮ができないかということでございますけれども、当町実際開票事務に関しましては今年度予算で分類機、票を流すと自動的に分類される機械等を導入させていただきまして、人手がかからないようにということはちょっと努力をさせていただいたのですけれども、どちらかというと正確性のほうを重視して御飯を食べないで早くするだとかいうことを検討したことはなかったのですけれども、早くする必要性というのを検討したことがなかったものですからそういった御意見いただきましたので何とか事務の効率化とか夜御飯のこととかちょっと検討をさせていただきたいなというふうには思います。

- 議長(熊谷博行君) 時間外勤務手当とありますが約270何万円。拘束時間の中だから早く終われば早く終わっただけこのお金も減るのではないですか。待っている方も1秒でも10分でも早く開票が終われば早く家に帰りますので、それは自分のところ独自で考えるのも大切だと思いますが、実際8時で開票が終わっている自治体もございますので、その辺はちょっと連絡とっていただいて今後参考にしていただければいいかと思います。
- 委員長(松崎俊一君) ページは進みます。56ページ、一番下の民生費の人権政策費、隣保館運営費。よろしいですか。

次が、62ページに飛びます。民生費の中の児童館運営費。それと災害救助費これは違います。 文教になります。その下が衛生費の中の保健衛生総務費。これもうち一部ということで人件費1 名分が計上されております。2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費も1名分です。

次、またページが飛びます。65ページにいきます。65ページが4の衛生費、環境衛生費、 清掃総務費。また質疑漏れがあったときは受け付けます。

次、ページ飛びます。79ページ、商工費の中の4番地域エネルギー費。

次もページが飛びます。85ページ、8番の消防費、非常備消防費、消防施設費、災害対策費。 副委員長(熊谷和昭君) 79ページ、急速充電器撤去工事というのが出ていますけど、撤去する だけで新設はしないのですか。

情報政策課課長補佐(長谷部大輔君) お答えします。

こちらは現在使用されてない急速充電器が町内3か所ありまして、そちらの撤去費用のみを計上しております。新設は予算として計上しておりません。

- 副委員長(熊谷和昭君) うち観光業しているという関係もあるのですけど、よく聞かれるのが小国町に急速充電器がアプリでは登録してあるのです。それが来たときに一切どこも使えないと。ゆけむり茶屋も使えない、役場前も使えない、ゆうステーションがはっきりは知らないですけれどもあそこも車が止めたままによくなっているのです。ですから観光で鍋ヶ滝とか北里柴三郎をうっている以上その辺の管理はちゃんとしていかないと、来たお客さんたちは「町が管理しているのに、何でこういう状態なのですか」ということはよく聞きますので、その辺は撤去するだけではなくて次のことも考えていただきたいと思います。
- 情報政策課課長補佐(長谷部大輔君) 急速充電器のニーズにつきましては、貴重な御意見と思いますので検討したいと思います。ただ新規の設置云々につきましては、どうしても設置に伴うランニングコストこちらが非常に負担が大きくなるというところで、ゆうステーションにつきましては今年度6年度の事業として入替えを行いました。ただこちらはいわゆる自販機形式で町のものではなく一般の事業者の設置。町は土地を無償で提供するというかたちでの設置にしておりますので町の負担というのはもうなくなっております。同じようなケースでできるようなお話があれば役場の前やまたゆけむり茶屋等に設置できればとは考えておりますが、今年度につきまして

は撤去のみを考えている。またアプリ等の情報についてはどうも何か仕組み上手違いがあっているようで、こちらはすでにそういったものは廃止しておりますという情報を流しているのですけど、それが反映されていないところもあるようでそちら観光の方にも御迷惑をおかけしているようなので、もう一度ちょっと確認しておきたいと思います。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) はい、よろしいですか。

1番(江藤理一郎君) 65ページの環境衛生費、負担金補助及び交付金の浄化槽補助金についてです。設置しても30年以上が経っている浄化槽がやっぱり増えてきているのではないかなと思います。町民の方からも設置してもちろんその補助金を当初いただいてはいるのですが「今後また更新するときには、また再度補助金というのは出ないのでしょうか」というような御相談もあったりしたことがあります。今後この浄化槽がどんどん老朽化していくと思われますので、今後の対応策というのは何か考えられていることはありますか。もう壊れたら「また新しく新設してください」というだけですか。

税務住民課課長補佐(宮本竜二君) はい、お答えいたします。

浄化槽の補助金につきましては、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の向上のため推進する合併浄化槽に対する補助を行っているところでございます。現状、汲み取りだったり単独浄化槽につきまして転換とか新設する場合につきまして合併浄化槽を入れる場合に5人槽と7人槽の補助を行っておりますけれども、単独浄化槽でしたら更新する場合合併浄化槽になりますのでそれは転換というかたちで補助が出るのですけれども、合併浄化槽がちょっと調子が悪くなったとかそういったかたちでまた合併浄化槽を入れる場合については現状ところ補助がないものですからそういったかたちにはなるのですけれども、今後国とかの法的な改善といいますかそういった面が見られるようになりましたら今後の動向に注視していきたいとは思っております。

以上でございます。

委員長(松﨑俊一君) 85ページまで進んでおります。消防費。

次が、99ページ、教育費の中の集会所運営費。

次は、106ページまで飛びます。一番下の段、10の災害復旧費の中の被災宅地災害復旧支援事業から地域コミュニティ施設等再建支援事業。公債費では元金、利子、繰出金、予備費までなっております。

一般会計予算の歳出のほうがこれで終わりとなりますが、質疑漏れなどございましたらお願い したいと思います。それと管財係それから地籍係、会計係、隣保館、住民係とこの辺りが係長、 課長補佐、審議員来ておりますが、まだ発言がございませんので無理にとは申しませんがよろし いですか。また、歳入のほうにもし漏れがあったときはお願いします。 次、11ページ、町税からいきます。町民税の中の個人、法人。それから町税の固定資産税、 国有資産等所在市町村交付金及び納付金。同じく町税の中で軽自動車税、環境性能割、種別割。 町税、たばこ税、入湯税。地方譲与税の中の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税。森林環境譲 与税のほうは産業のほうになります。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、 法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税。

14ページに移りまして、交通安全対策特別交付金。分担金及び負担金の中の総務費分担金、 光ファイバー関係と南北共有財産協議会関係があります。

少し飛びまして次、15ページ。使用料及び手数料の中の総務使用料、民生使用料。

- 議長(熊谷博行君) 15ページの民生使用料の中の4番、隣保館使用料2万円。内訳をお願いします。
- 隣保館長(前田孝也君) 隣保館使用料の内訳についてということで御質問をいただきまして、ありがとうございます。お答えいたします。

隣保館使用料については前年度の実績割合をめどに使用料の予算を計上しております。主に使用されるのが遊戯室という一番大きい部屋なのですけれども1時間100円ということと、あとは生活改善室、調理辺りをするところが1時間100円というところで大体年間トータル200件見込みがありますので、その200件分掛ける100円で一応予算2万円ということで使用料として計上しております。

以上です。

- 議長(熊谷博行君) 年間 200 件と言われましたが、1 時間で 200 件も借りるのですか。きれいに 1 時間で終わって。
- 隣保館長(前田孝也君) 平均して200件と申しましたけれども、使われるのが1時間単位で使われますのでそれが掛ける100円と。1時間半とか30分単位で使われませんので一応区切りがいいところでの200時間というところで計算をしております。

- 議長(熊谷博行君) 無料にしたらどうですか。私、思いますが100円であればですよ。ちりも 積もれば2万円になったから2万円というのもあるけど。普通これはあなたたちがいるときに使 うのでしょう。
- 隣保館長(前田孝也君) 通常、職員がいるときに貸し館というかたちで御利用いただいています。 一般の方については1時間100円という料金を負担していただいておりますけれども、行政関係とか例えば食生活改善推進員連絡協議会さんとか町の福祉課関係の事業そういった部分では料金を取っていない免除というかたちでさせていただいておりますので、あくまでも一般の方が例えば子どもたちのキッズ3B体操とか大人の方の3B体操とか。あとは趣味の部分でコーラスの練習とかそういった部分の個人若しくは団体の一般の方については1時間当たり100円いただ

いているというところでお願いをしております。

以上です。

- 議長(熊谷博行君) 今後御検討していただければ、お宅の管轄のこの四つ全部無料にしたらいかがかなと思いますが、よろしくお願いいたします。
- 委員長(松崎俊一君) 次、ページが進ます。16ページ、使用料及び手数料の中の法定外公共物 使用料。それから、同じく少し下のほう使用料及び手数料の総務手数料。それから、総務手数料 の中の農地等証明手数料は産業になります。それ以外で衛生手数料、商工手数料。

また少しページが飛びます。18ページ、国庫支出金の中の総務費国庫補助金、衛生費国庫補助金。18ページ中ほどの衛生費国庫補助金のほうは循環型社会形成推進交付金。

それから次は、19ページ、国庫支出金の中の総務費委託金、自衛官募集事務委託金、中長期 在留者住居地届出等事務委託金。

- 20ページの県支出金、総務費県補助金。民生費県補助金の中の地方改善事業費(隣保館運営 費等)補助金、それから下のほうになります結婚新生活支援事業補助金。
 - 21ページが上から2番目、衛生費県補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金。
- 22ページに入りまして、県支出金の中の8番、電源立地地域対策交付金。それから、県支出金の中の総務費委託金、民生費委託金。
- 23ページ、16番の財産収入の中、利子及び配当金。これは中ほどの奨学金関係が文教厚生のほうになります。下のほうに財産収入で町直営林立木売払収入。一般寄附金。

次のページで総務費寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄付金、つながる未来基金寄附金、一つ飛びまして、商工費寄附金の中の地熱の恵み基金寄附金。

- 1番(江藤理一郎君) 24ページの総務費寄附金でふるさと寄附金についてお尋ねします。こちらについては昨年よりも多いということで御報告を受けました。その増加の理由というのは何になるのか。また返礼品として出たのが多い品目というのは上位三つぐらい分かればお願いします。
- まちづくり係長(北里沙耶花君) ふるさと寄附金についてお答えします。増えた要因としましては、常日頃から担当と委託のところと事業者を掛け合っていただいて品物を増やせるように日々活動していただいていますので、その結果が出ているのかなと思っております。返礼品のランキングとしましては、一番出ている馬肉が75%、その次が牛肉で約10%、3番目が水、ミネラルウォーターが5%ぐらいとなっております。

- 1番 (江藤理一郎君) ちょっと前に確かアマゾンのほうも導入するというふうに言われたと思う のですが、それを導入してその辺りの状況というのは何か変化があるのでしょうか。
- まちづくり係長(北里沙耶花君) アマゾンにつきましては12月の中旬ぐらいからふるさと納税 に参入しております。アマゾンからふるさと納税していただいた方が12月から2月までで84

0万円ほど582件のふるさと納税の件数となっております。思ったよりは伸びてないかなという印象となっています。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) 24ページです。中段の繰入金、つながる未来基金繰入金から財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、学校応援基金繰入金、悠木の里づくり事業基金繰入金。それから、繰越金、諸収入の中で延滞金、加算金。それから、預金利子。

次に26ページ、諸収入の中の雑入の中で2番目コピー使用料、6番目公有建物災害共済金、8番目熊本県市町村振興協会市町村交付金、9番目の災害対応型自動販売機電気料収入、それから、伝送路利用収入、IRU利用収入、派遣職員給与負担金、一つ飛んで光ファイバー引込工事費収入、物品汚損料、地域交流促進事業収入、消防団員福祉共済加入事務費、三つ飛んでコミュニティバス運行経費負担金、派遣職員宿舎貸付料、電柱共架料、一番下の小国郷地域公共交通会議費負担金。

次いきます。27ページ、諸収入の中の3番の滞納処分費。それから次の町債は全てになります。総務債、民生債、農林水産業債、土木債、教育債、臨時財政対策債、災害復旧債。よろしいですか。

- 一応一般会計予算の歳入のほうが終了いたしましたが、質疑漏れ等ございましたらお願いしま す。
- 9番(久野達也君) 1点教えてください。 7ページです。ここ歳入歳出ではないから触れていませんので。 7ページの債務負担行為の中のコミュニティバス運行委託料。これについては歳出では小国郷ライナーそれからにじバスの運行委託ということだったのですけれども、債務負担行為が令和7年度、8年度での設定となっております。お尋ねしたい部分は例えば7年度の中途でにじバスのコースを変えたいだとか小国郷ライナーが例えば大津駅ではなく阿蘇駅に変更になったとか、そういうような動きが中途で可能なのか。債務負担行為ですので業者さんと2か年の契約を結んでいますので、この2か年は変更がきかないのか、その確認。と申しますのもいわゆる業者さんにとっては債務負担行為でないと例えば車両の購入だとか単年では片付かない話があるでしょうから、複数年の契約になろうかと思います。そうした場合そうなると事前に例えば線形だとかの検討が必要になってこようかと思いますので、そこら辺りが柔軟性に動けるのか。あるいは当初計画を2か年遂行するのか確認です。
- 情報政策課課長補佐(長谷部大輔君) 議員御指摘のとおり事業者さんの安定した経営のためにというところで複数年契約を結んでおります。ですので基本は線形等を変えずにいくということになっておりますが、契約上双方協議によりという条項がありますのでそこは大幅にやめるとか半分にするとかいうことはちょっと難しいでしょうけど、若干のコース変更とかは公共交通会議辺りでニーズが出れば変えていくということは可能かというふうに思っております。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) 執行部におかれましては昼休の時間ですけど、このまま少し時間をいただいて進めたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) ほかに歳入歳出につきまして、質疑漏れなどございましたら最後の受付で ございます。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

委員長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算について、可決すべきとすることに賛成の方の 挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(松﨑俊一君) 全員挙手であります。

よって、議案第18号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の令和7年第1回総務常任委員会を閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

以上で、令和7年第1回総務常任委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

(午後0時01分)

令和7年

第1回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令和7年第1回文教厚生常任委員会会議記録					
日時	令和7年3月12日午前10時00分開会午後4時18分閉会				
場所	おぐに町民センター 3階 議場				
出席委員 及び議長	穴見まち子 児玉 智博 江藤理一郎 杉本 いよ 髙村 祝次 松﨑 俊一 熊谷 博行				
事務局職 員	長 広行 宇都宮愛子				
説明員	別紙座席表のとおり				
会議に付した事件	令和7年度小国町一般会計予算について 令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について 令和7年度小国町介護保険特別会計予算について 令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について				
会 議 の 経過概要	令和7年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、 小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計の各 予算について、各所管課と審議を行った。				

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 文教厚生常任委員長

令和7年第1回文教厚生常任委員会座席表

令和7年3月12日(水) 午前10時00分 おぐに町民センター3階 議場

宇都宮 議会係長 (宇都宮 **愛**子)

> 松本 北里 子ども未来係長 福祉係長 空席 空席 空席 空席 (松本 鷹哉) (北里 仁尋) 高村 永 江 宇都宮 矢羽田 中島 山下 福祉課課長補佐 福祉課課長補佐兼 保育総務係長 介護保険係長 文化振興係長 学校教育係長 兼健康支援係長 地域包括支援係長 (宇都宮 健治) (矢羽田 直美) (山下 弘子) (中島 こず恵) (高村 純子) (永江 直美) 室原 宮崎 渡邊町長 村上教育長 久 野 後藤 保育園園長 福祉課長 教育委員会事務局長 教育 (室原 由美) (久野 由美) (後藤 栄二) (宮崎 智幸) (渡邉 誠次) (村上 悦郎)

委員

江藤 理一郎

委員 松﨑 俊一

委員	議長	委員長	副委員長	委員
杉本 いよ	熊谷 博行	穴見 まち子	児玉 智博	高村 祝次

長議会事務局長 (長 広行)

議事の経過(r. 7.3.12)

委員長(穴見まち子君) おはようございます。

全国的に春の花と言えば早咲きの梅と河津桜が今満開で癒やしを与えています。それから小国町も少しずつですが梅と桜とほんの少しずつつぼみが見えてもう少したら咲くかなと思っています。私の家の前にも幸せを呼ぶ水仙とか福寿草のつぼみが少しずつ開いていますので、小学校の卒業式が21日にありますけれども水仙が少しでも咲いてくれたらいいかなと今思っているところです。

それでは、開会に先立ちまして渡邉町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長(渡邉誠次君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日の担当所管としては福祉課と教育委員会になります。先ほど議長が言っておられましたけど係長にもたくさん発言をしていただきたいと思いますので、議員の皆様からも御意見をいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

委員長(穴見まち子君) なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は6 名です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長(穴見まち子君) 本日の議事日程については、お手元に配布してあるとおりでございます。 本日は、3月10日の本会議で本委員会に付託されました、議案第18号 令和7年度小国町 一般会計予算について、議案第19号 令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号 令和7年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第21号 令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてとなっております。

本日は、教育長を始め本委員会所管の各課長、局長、園長、課長補佐、次長及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第18号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する予算についての総括説明 があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いします。説明は着座にてお願 いいたします。よろしくお願いします。

福祉課長(宮崎智幸君) おはようございます。よろしくお願いします。

始めに福祉課のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

福祉課所管の歳出全体につきましては二つの款、12の目にわたって予算計上をさせていただ

いております。所管の歳出予算総額としましては、12億5千941万5千円で一般会計歳出予算に占める割合としましては約21%となっております。なお、予算の概要説明につきましては福祉部門と保育園でそれぞれ課長補佐、園長から説明をさせていただきます。それから福祉課資料 (2-1)、(2-2) で予算資料、それから福祉課資料 (3) で特別会計予算のそれぞれの被保険者数をまとめたものを用意しておりますので併せて御覧いただきたいと思います。

福祉課課長補佐(永江直美君) おはようございます。

福祉課福祉部門所管の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

まずは歳出から説明します。

所管する目ごとに説明をさせていただきます。予算書の51ページをお願いします。下段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。予算額が8千594万8千円です。社会福祉全般に関する費用でございます。主なものとしては、53ページ、節18負担金補助及び交付金の民生委員協議会補助金130万円、社会福祉協議会が行う地域福祉に関する事業に対する補助金として社会福祉協議会補助金1千950万円を計上しております。

同じく53ページです。目2障害者福祉費です。予算額が3億3千368万4千円です。障害者総合支援法に基づきまして、様々な障害者福祉サービスの給付を行っております。主なものとしまして、節12委託料の中で相談支援事業委託料571万6千円、地域活動支援センター事業委託料370万円です。これは障害のある方の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るための日中活動支援業務の費用でございます。

ページをめくりまして54ページ、節19扶助費の中で更生医療給付費540万円。これは身体障害者が身体の障害を軽減して日常生活を容易にするための医療を受ける際に費用負担をするものです。その下、障害福祉サービス費2億8千200万円。施設入所や日中系サービスの提供に係る費用となります。また障害児通所給付費2千160万円。これは心身に障害又は発達に遅れがある未就学児や児童が療育や訓練等の支援を行う費用です。

続きまして、目3国民年金事務費です。予算額が128万4千円でございます。国民年金は市 町村が行う受託事務に関わる経費でございます。

その下、目4老人福祉費です。予算額が9千61万7千円でございます。高齢者福祉に関する業務の予算でございます。主なものとして、55ページ、節19扶助費の中で老人保護措置費5千520万円で老人ホームの措置に関わる費用でございます。

次に下段、目5医療費一部負担金です。予算額が3千185万3千円でございます。こちらはページをめくりまして上段、節19扶助費の中で重度障害者医療費1千200万円、ひとり親家庭医療費140万円、子ども医療費1千800万円を計上しております。これは重度障害者、ひとり親家庭、新生児から高校生までの医療費について本人負担の全部又は一部を助成する制度でございます。

続きまして、同じ56ページ、目6高齢者等活動支援促進施設費です。予算額は181万3千円で悠工房施設の維持管理に係る経費です。

次に目7後期高齢者医療事業費です。予算額が1億3千375万8千円です。主なものとしま しては、後期高齢者医療の保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合へ、小国町の負担として 事務費に係る共通経費として療養給付費負担金を計上しています。

ページが飛びまして、59ページです。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費です。予算額として1億9千53万9千円です。こちらは子育て支援に関する費用でございます。主なものは、節7報償費の中で多子世帯出産祝金270万円です。第三子以降の子どもが生まれた世帯に対し1人につき30万円をお祝い金として支給するものになります。節18負担金補助及び交付金の中の子どものための教育・保育給付費5千200万円。これは保育園、認定こども園が行う保育教育サービス提供に対する給付費です。その下、妊婦のための支援給付300万円です。全妊婦を対象に妊娠期に5万円、出産後に5万円を給付する制度です。

次にページが飛びまして、62ページをお願いします。中段の項3災害救助費、目1災害救助費で住まいの再建支援事業補助金10万円を計上しています。

その下、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費です。予算額が6千640万円です。主なものは、63ページの節12委託料で2千44万3千円を計上しております。これは各種のがん検診や国保特定健診以外の住民健診、妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用でございます。

続いて64ページをお願いします。下段、目2予防費でございます。予算額は2千559万9 千円です。節12委託料の中で主なものは、予防接種(個別)委託料1千342万9千円。これ は乳幼児を対象とする予防接種や子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンなど各種の予 防接種の費用となります。令和7年度からは帯状疱疹ワクチンが定期接種となり65歳の方を対 象に接種をします。インフルエンザ予防接種委託料は1千52万円を計上しております。

歳出全体に関しまして、福祉課福祉部門の所管として二つの款それから11の目にわたって予算計上しました。所管の予算総額は9億6千159万5千円となっております。

歳出についての概要は以上となります。

引き続き歳入を目ごとに説明します。

予算書の中で福祉課福祉部門の所管を上げさせていただきたいと思います。

14ページをお願いします。下段、款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金 のうち老人ホーム入所者負担金426万円、過年度分1万円、学童保育負担金90万円が所管に なります。

同じ14ページ、一番下、目2衛生費負担金の養育医療保護者負担金9万円も所管です。

15ページです。款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料のうち福祉センター

悠ゆう館使用料、その下、ふれあい広場照明使用料も所管でございます。

次にページが飛びまして、17ページをお願いします。中段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金1億4千150万円から目2保険基盤安定国庫負担金、目3衛生費国庫負担金、目5未就学児均等割保険料国庫負担金、目6産前産後保険料国庫負担金の15万円までの全てが所管でございます。

続きまして18ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金 373万5千円から後期高齢者医療システム改修補助金56万1千円が所管となります。

また中段の目3衛生費国庫補助金の母子保健衛生費国庫補助金19万円が所管でございます。

19ページをお願いします。中段、款14国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金の 基礎年金市町村事務委託金200万円が所管です。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金7千12 3万9千円から目2保険基盤安定県負担金、目3衛生費県負担金、目4未就学児均等割保険料県 負担金までの全てが所管です。

また次の20ページ上段、目5産前産後保険料県負担金の産前産後保険料県負担金7万5千円 も所管となります。

同じく20ページ中段、項2県補助金、目2民生費県補助金の民生委員児童委員活動助成費補助金25万5千円から次の21ページの一番上の介護保険低所得者対策補助金7万5千円のうち地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金、結婚新生活支援事業補助金を除いた全てが所管となります。

同じく21ページ、目3衛生費県補助金は健康増進事業費補助金50万円から産後ケア事業補助金6万8千円の全てが所管です。

ページが飛びまして、25ページをお願いします。中段、款20諸収入、項3貸付金元利収入、 目1災害援護資金貸付金元利収入36万円が所管です。

同じ款20諸収入の項4受託事業収入、目2民生費受託事業収入の後期高齢者一体的事業委託 料680万円が所管です。

26ページをお願いします。款20諸収入、項5雑入、目1雑入のうち上から五つ目の悠ゆう 館施設負担収入203万6千円、中段、地域生活支援事業負担収入373万7千円、高齢者等活 動支援促進施設負担収入181万3千円、下段のコピー使用料(福祉)4万3千円、健康教室参 加者負担金1万6千円が福祉課福祉部門の所管となります。

歳入の項目については以上となります。

以上、簡単でございますが、福祉課福祉部門所管の一般会計予算の概要説明を終わります。 福祉課保育園長(室原由美君) 福祉課保育園所管の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。 予算書に記載はございませんが、令和7年度保育園、園児数につきましては、宮原保育園105名、北里保育園35名、合計で140名の園児受入れの予定です。このうち途中入園が11名となっております。

まず歳出から説明させていただきます。

59ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費です。令和7年度の予算総額は2億9千782万円です。そのうち約90%が職員の人件費です。

60ページをお願いします。中段、節10需用費の中の修繕費225万円は、宮原保育園の園 庭スロープ修繕、北里保育園の床暖房ポンプ修繕等が主な内容となっております。

次に61ページをお願いします。節17備品購入費218万1千円となっております。主なものとしまして、保育業務支援システムを導入する予定でタブレットやQRコードリーダー等を購入します。このシステムはICT化により保護者の利便性の向上のため、欠席連絡をスマートフォンでできるようにしたり保育士の業務負担軽減のため今まで手書きで作成していた保育日誌や指導計画をタブレットで作成できるようにしたりするものです。上段の節13使用料及び賃借料の一番下の保育業務支援システム使用料30万円は、このシステムの使用料です。

次に歳入に移らせていただきます。

14ページをお願いします。款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金の保育料負担金(現年度分)840万円、副食費負担金(現年度分)324万円となっております。

続いて18ページをお願いします。国庫支出金です。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の上段から3段目、子ども・子育て支援交付金763万6千円のうち地域子育て支援拠点事業分として347万6千円と一時預り事業分として81万3千円が所管となります。次の段の保育対策総合支援事業補助金192万9千円は、家庭支援推進保育事業分となっております。

次に20ページをお願いします。款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、下段の多子世帯子育で支援事業交付金146万円は、18歳未満の児童を扶養している世帯のうち第三子以降の3歳未満児が入園している場合、保育料は無償となり県が補助するものです。

25ページをお願いします。一番下の款20諸収入、項4受託事業収入、目2民生費受託事業収入の保育園受託事業収入31万2千円は、町外に居住している世帯で保護者の勤務先や送迎時間の都合で町の保育園に入園している児童の受託費です。

続きまして、26ページ、項5雑入、目1雑入の上から7段目一時預り事業負担費10万円が 所管です。

最後に27ページをお願いします。上段の目2給食収入、節2保育園給食収入のうち職員給食費244万円と実習生等の給食費1万円が所管となります。

以上が、福祉課保育園所管の一般会計歳入歳出予算の概要となります。

教育委員会事務局長(久野由美君) 続いて、教育委員会から説明いたします。着座にて失礼いた します。よろしくお願いします。

始めに歳出のほうから説明します。

教育委員会が所管する部分は、88ページから106ページで99ページの目の3集会所運営費を除く部分となります。なお、総務課資料(5)の予算概要説明、教育委員会資料(2)としまして工事請負、委託料、補助金、負担金調書をお配りしておりますので併せて参考にしていただきたいと思います。

歳出予算総額は、4億7千506万1千円で一般会計予算全体の7.9%となっており、前年度と比較して4千194万4千円、率にして8.1%の減額となっています。この減額は、中学校寄宿舎の改修工事などの減額によるものです。詳しくはページを追って説明いたします。

88ページをお願いします。目の1教育委員会費は教育委員会を運営する費用となっています。 その下の目の2事務局費は、人件費を始め事務局の必要経費です。今回新たに教育DX推進の ための教育指導員と事務補助の会計年度任用職員2名の人件費を計上しています。

次に89ページの負担金補助及び交付金に新たに小国高校地域みらい留学事業補助金360万7千円を計上しています。小国高校存続のために全国展開している地域未来留学事業に参画し、全国募集に係る活動事業に対する補助金で南小国町と2分の1ずつ負担するものです。熊本県の高校魅力化コンソーシアム補助金149万9千円を充当します。

その下の目の3小中高連携事業推進費は、学校運営協議会や教育指導員の経費と検定手数料と して漢検や英検の検定手数料が計上されています。

続いて項の3小学校費です。令和7年度の児童数は現時点で前年度当初の基準日と比較して1 名増の267人を見込んでいます。90ページ下段から目の1学校管理費となります。報酬で会計年度任用職員として生活活動支援員と学習活動支援員合わせて5名、図書事務1名と委託料で語学指導としてALTを町のほうで配置するようにしております。

91ページ、節の12委託料の上から6番目スクールバス委託料として5千505万円を計上 しております。契約の切替えの年度で燃料費や人件費の値上げなどにより増額となっています。 委託料、一番下の語学指導委託料は来年度1クラス減るため減額となっています。

続いて92ページ、節の14工事請負費で特別教室、理科、図工、家庭科、音楽の4教室の空 調機設置工事3千万円。委託料でその工事監理委託料150万円を計上しています。国補助金3 60万1千円を充当します。

その下の節の17備品購入費のICT関連機器購入費1千123万2千円は、小学4年生から6年生3学年分の1人1台タブレット156台の更新費用です。端末の更新はバッテリーの持ちなどから五、六年がめどとされており更新が必要となっているものです。残りの1年から3年生の3学年分はその次の年度に更新の予定です。国補助金572万円を充当します。使い終わった

端末は1年生から3年生の予備機などで活用した後は、町がリサイクル協定を結んでいる業者に 買い取ってもらうことなどを検討しています。

その下の節の18負担金補助及び交付金は、新規に教職員賃貸住宅家賃補助金60万円を計上 しています。これは学校職員の定住を促すもので、小国町内の民間住宅に居住する住民票のある 小中学校職員に月1万円を補助するものです。

下段の目の2教育振興費の修学旅行費補助金は、1人当たり1万5千円を上限に2分の1補助の予算51万円を計上しています。物価高騰により修学旅行費用が値上げしているのに伴い、これまでの単価8千円から増額するものです。

続いて中学校費です。令和7年度の生徒数は前年度基準日から1名増の127人を見込んでいます。93ページから目の1学校管理費となります。こちらも小学校費同様に中学校の教育活動に必要な経費を計上しております。報酬で会計年度任用職員として生活活動支援員と学習活動支援員を合わせて3名、学校事務1名と委託料に語学指導としてALTを町のほうで配置するようにしております。そのほかICT機器の経費も小学校同様に計上しております。

95ページ、節の17備品購入費では、教科書改訂に伴い教師用教科書指導書等購入費355万9千円を計上しております。

その下、ICT関連機器購入費は、端末3学年全学年の152台、1千94万4千円を計上し 国補助金557万3千円を充当します。

中段の目の2教育振興費、修学旅行費補助は、これまでの単価1万6千円からの増額で国内の場合上限4万円、国外の場合パスポート発給申請手数料を含んで上限10万円としています。国内国外どちらでも対応できるように単価10万円の404万2千円を計上しています。

96ページ、目の3寄宿舎居住費につきましては、寄宿舎ほこすぎ寮の運営経費を計上しております。令和7年度の入寮者は、中学生男子14名、女子3名、高校生を二、三名、合わせて20名程度を見込んでいます。新たに防犯カメラリース料を計上しています。

続いて97ページ、項の5社会教育費の目の1社会教育総務費です。こちらに地域学校協働活動の経費を計上しています。

98ページ、節の18負担金補助及び交付金で、各種団体への補助金を計上しております。

節の20貸付金、小国町奨学金貸付金は、ここ数年の実績を考慮し大学生月額4万5千円の2 名、高校生月額1万2千円の1名分、122万4千円を計上しています。

98ページ、目の2公民館費につきましては、小国町文化祭、二十歳のつどいなどの経費を計上しております。

99ページ、目の4文化財保護費、修繕費で下の城のイチョウ車止め設置予算を計上しています。

次に100ページ、目の5交流多目的施設費、節の17備品購入費で、パソコン1台と図書館

管理システム機器更新を計上しています。

次に101ページ、目の6町民センター費は、ほぼ例年と同じ予算内容となっております。

下段、目の7坂本善三美術館費では、坂本善三美術館運営に必要な経費を計上しております。 令和7年度は開館30周年記念事業を国際芸術祭と連携して行います。節の17備品購入費でパソコン4台の更新を計上しております。

続いて103ページ、保健体育費です。目の1保健体育総務費でスポーツ推進委員の経費や各種団体や大会への補助金が主なものとなっています。節の7報償費、中学校地域クラブ指導者謝礼は、1時間当たりの単価を今年度500円だったものを県内の平均的な単価の1千円に変更して計上しています。

節の18負担金補助及び交付金の下から2番目、中学校部活動九州・全国大会参加補助金をこれまでの実績に基づき100万円計上しています。

続いて104ページ、目の2体育施設費は、林間広場や小国ドーム、旧小学校体育館などの施 設管理の経費を計上しています。

105ページ、目の3給食センター費です。学校給食センターは、事務長1名、調理員8名の体制で1日約530食分、年間約190日の給食を提供すると見込んでいます。

節の10需用費の中の賄材料費3千171万1千円のうち570万9千円は物価高騰分として 予算化しています。単純に割り戻すと1人当たり年間1万771円を町が負担する計算になります。

節の17備品購入費で、御飯用食缶とパソコン1台の更新を計上しています。

続いて、歳入のほうを説明いたします。

16ページとなります。教育委員会所管の歳入総額は5千802万7千円で前年度と比較して533万円、率にして8.4%の減額となっております。学校施設環境改善交付金と地域コミュニティ施設等再建交付金の歳入が主な減となっています。歳入は飛び飛びとなっていますのでページを追って説明いたします。

16ページ、目の6教育使用料、節の1職員住宅使用料から節の5坂本善三美術館入館料までがこちらで計上されています。

次に18ページの目の7教育費国庫補助金1千728万3千円と21ページ、目の6教育費県補助金336万3千円が国及び県からの事業に対する補助金です。

次に23ページ、目の5教育費委託金440万6千円は、小国支援学校への給食提供に対する 委託金です。

- 24ページ、繰入金で目の2奨学金事業基金繰入金122万4千円。
- 25ページ、諸収入、目の2奨学金貸付金元金収入27万円。
- 26ページ、目の1雑入の中の1段目、電話料外と3段目、中学校寄宿舎宿泊負担費と4段目、

体育施設自動販売機収入、下段のミュージアムショップ売上、美術教室参加費、合わせて325 万4千円。

目の2給食収入の節の1学校給食収入の現年度分、滞納繰越分、合わせて2千601万2千円が教育委員会所管の歳入となるものです。学校給食費は月額100円の値上げを行い、小学校月額4千100円、中学校4千700円の11か月で計上しています。現在物価高騰により賄材料費が足りずに町の会計を補てんしており、給食費で材料費を賄う場合現時点で令和6年度は月約1千円、令和7年度は月1千100円の不足が見込まれます。令和7年度はそのうちの100円の値上げを行いこのまま物価が高止まりするのか状況を確認しながら、令和8年度以降も継続して給食運営委員会で給食費の検討をしていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

委員長(穴見まち子君) ありがとうございました。

それでは、歳出からページを追っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

51ページからです。民生費の51ページから56ページまでで質疑があればよろしくお願いします。

- 副委員長(児玉智博君) 53ページの負担金補助及び交付金の中で、社会福祉協議会補助金という部分でお尋ねします。(地域福祉分)ということで1千950万円出ておりますけれども、来年度は真新しい取組とかをされますか。
- 福祉係長(北里仁尋君) 来年度僕のほうで伺っている分についてはフードドライブというふうな 事業を行う。食品等の賞味期限が近いもの消費期限切れそうなものを集めて、社会福祉協議会が 行っている子ども食堂であったりまた生活困窮の方にその集めた食品等を配布する事業を行うと いうことを聞いております。

以上です。

以上です。

- 副委員長(児玉智博君) 1千950万円の積算の根拠でそういう新しい取組を始める分に対して 増やしたりとかするのですか。それとも新しい取組を始める一方でやめるような取組とかをして 業務量自体があまり変わらないのか教えてください。
- 福祉係長(北里仁尋君) やめる事業というのは特には聞いていません。社会福祉協議会のほうに補助金として出している1千950万円ですけれども、人件費、事務費、全額ではありませんので、その分新しく始められた事業につきましてはこの補助金内での活動若しくは超えた分については、社会福祉協議会の収入等から賄っていただくようなかたちになると思います。

副委員長(児玉智博君) はい、分かりました。

下段の子ども食堂活動支援事業補助金ということで先ほど係長は社会福祉協議会が行っている 子ども食堂事業というふうに言われましたけれども、実際来年度からは子ども食堂は社会福祉協

- 議会の事業に戻るのでしょうか。その上で60万円という予算です。フードドライブとかも活用するからさっきも「給食費は100円値上げする」というふうに言われましたけども、食材の高騰分というのは余りここには影響がないですか。
- 福祉係長(北里仁尋君) この53ページの子ども食堂活動支援事業補助金につきましては、社会 福祉協議会への補助は含まれておりません。別の2団体を予定しております。 以上になります。
- 副委員長(児玉智博君) 60万円というのは団体の内訳をお答えください。それから事業補助金なので事業の予定として回数であったり、参加者がどれぐらい来るのか、毎回何食ぐらい作る計画で出されているのか、場合によっては予定どおりの事業が遂行できなかったりもすると思うのです。そういう場合は補助金の返還義務などはあるのか教えてください。
- 福祉係長(北里仁尋君) 2団体のうち1団体は今年度も補助金を出している団体です。来年度また2団体目というのは令和6年度に事業を開始した団体になります。この30万円の補助金ですけれども上限を30万円と設定しているのですけれども、そのうち3分の2が国が補助、6分の1が県が補助、残りの6分の1を町負担というふうな内訳になっております。回数としましては、今行っていただいている事業のところが月2回、来年補助予定のところは月1回程度。参加人数としましては、両方とも今年度行っている事業については1回当たり40名程度。新しい団体については1回60名から100名ぐらいの幅があるというふうにおっしゃられていましたけれども平均して80名程度の参加を予定しております。補助金返還等につきましては、一応食品等に使われた補助の分を補助しようということになりますので、上限までいかない場合というのは概算払いした場合は返還の可能性もあるかなと思います。

以上です。

- 副委員長(児玉智博君) それでは最後に、月2回と月1回というところでなるべくなら日が重な らないほうがいいと思うのですけれども、それぞれの開催の第何曜日とかいうのが教えていただ きたいのと、あと場所はそれぞれどこで行うのですか。
- 福祉係長(北里仁尋君) 開催日時については、開催している団体同士でも話し合って重ならないような話をされているということでした。開催日時のほうが新しく始めるところは第1土曜日、社会福祉協議会のほうは補助は出さないのですけれども第3土曜日、今実施しているところが月2回というのが第2、第4なので隙間が全部埋まるようなかたちで行うところだったと思います。場所につきましては、社会福祉協議会と今度新しく始めるところにつきましては隣保館。もう一つの事業所につきましては自団体が管理する施設になります。
- 3番(髙村祝次君) 先ほどもお尋ねしたことですけれども社会福祉協議会の補助金1千950万円。私は決算のときも再三言いましたけれども交付の目的は書いてありますけれども、いくつか

の事業やっているがどういう事業をやっているのかを目的の中に書いてもらうと分かるけれども、 漠然と「地域福祉事業に要する経費に対して補助するもの」と書いてあるので、どういうことを やっているからこれだけ出しているということを書いてもらいたいです。ですから口頭ではなく て内容を書いてください。後で配付してください。

- 福祉係長(北里仁尋君) 補助金概要調書のことですか。
- 3番(髙村祝次君) はい。
- 福祉係長(北里仁尋君) はい。そしたら補助金概要書調書のほうに内容等も記載して出したいと 思います。
- 副委員長(児玉智博君) 小国町敬老会等事業費助成金についてちょっとお尋ねします。大字協議会等々が敬老会を行う場合それぞれの判断で集めて飲食物を提供する場合であったり、あるいは記念品を送る場合に補助金を出すということで理解をしております。次年度の補助金の対象となる人数それから単価を教えてください。
- 福祉係長(北里仁尋君) この予算の計上につきましては1千300円の1千300人を計上して おります。
- 副委員長(児玉智博君) その数1千300人をというのでちょうどというふうに思うのですけど、対象となる人が1千300人というのはどういう人を数えていけば1千300人ちょうどになるのですか。
- 福祉係長(北里仁尋君) コロナ禍で記念品等の配布についても補助金として申請を上げてもらう のは認めていましたけれども、来年度につきましてはまたコロナ禍前の敬老会を開催するところ を要件とするようにしたいというふうに考えておりまして、その1千300人につきましても現 時点の実績としての数字としております。
- 副委員長(児玉智博君) それはつまり実績というのであれば昨年記念品でもらったお年寄りの人数は除外されているということでしょうか。どうしてももらえるお年寄りというのは少なくなりますよね。まずそもそも移動が困難なお年寄りは参加ができなくなるし、仮にほとんどの場合がお酒なんかも提供するところがほとんどだと思います。運転して来てもらうと困るから送迎のタクシーから手配をして、どこかしら1か所に集めるというのでそういうふうになると非常に参加するお年よりも大変だし主催する人たちも大変です。コロナのおかげと言ったらあれですけど、その記念品を配るだけでも町が補助してくれるというふうになったときには非常に喜ばれていたと思うのです。そうすると敬老会といったら僕はやっぱり全てのお年寄りが敬われなければならないと思うのですけど、そうなるとどうしてもこの補助金の恩恵を受けるお年寄りは限られてくる。これは非常に不公平ではないかと思いますが、元に戻すべきだと思います。最低でもタオルとかちょっとしたものですよ。だけどそういう記念品を配るだけでもいいとするべきだと思いますがどうですか。

福祉課長(宮崎智幸君) この件についてはここ何年かいろいろと御意見いただきまして、うちのほうでもいろいろと検討させていただきました。今議員言われるように全ての方が受けられるようにという気持ちも私たちも十分わかりますので、そういった方法がないかということで実は特に宮原辺りが非常に人数も多いですし仮に配付するといった場合の配付の方法であったりとか、そういった部分を関係の団体等とも直接ちょっと話をしたりした経緯もございます。そういった中で全配付ということになかなか至らなかったというような状況です。高齢者の方を敬う気持ちという部分は役場の職員も当然あります。そういった中で所管の事業ではありませんが、例えば百歳の表彰であったり米寿のお祝い金を配付したりとかそういったことで別なかたちで当然町のほうも行っておりますので、今回はもともとこの事業が始まった趣旨である敬老会を開催することに対する補助というかたちの原点に立ち戻ってこの分の補助助成金を行っていきたいというふうな結論に至っているところです。

以上です。

3番(髙村祝次君) このことについて今考えれば非常に私たちが難しいことを要望したなという 思いがしております。決算のときも話したと思いますけれども、私が下城協議会の会長をしてい るときに北里町長に協議会の年間の支出が非常にこの敬老会のお祝いをするのに負担が大きいと いうことで町のほうに「助成をお願いします」ということで。昨年下城協議会は記念品のような ものを配ったけど、そういう記念品を配るのが目的ではなくてコロナでそういうことになったか なという思いはしていたのですけれども、当初の思いは協議会が開催することに対しての助成で す。ですから今、児玉議員が言ったように不公平とかいうことではなくて、来られない人に「そ れは誰が配るか」、「協議会の役員が配るか」というとそれはどこまで来なかった人に配るかとい うと非常に大変なりますから、あくまでも線を引いて協議会が開催するところだけに当初はやっ てもらいたいというところで予算を組んでもらったわけで、そのときの協議会のメンバー各大字 協議会の会長さんが集まって町長のほうに要望したわけですから記念品を配るというのはちょっ とどうかなと。これは町も難しいところがあるし協議会も「誰が配るのか」と非常に難しいとこ ろがあると思いますので、本年については敬老会の会を開くところとある程度線を決めてもらい たいと思います。前回もこの話が出まして私が説明したと思いますけれども、お互いが頭を痛め ないで「あくまでもここですよ」ということを決めないと敬老会75歳以上になった人に皆んな 配るというと病院に入院している人も配らないといけないとかいろんなことで問題が起きてくる と思いますので、大字協議会が会を開いたところだけ。そのときも宮原協議会は開いていません でしたので部でという話になりました。非常に頭を痛める難題を投げかけたなという思いがして おりますけれども、あくまでも一線を引かないと私はきりがないというふうに思っております。 検討をよろしくお願いします。

町長(渡邉誠次君) 今、髙村議員が言われたところはもうほぼほぼです。もちろん大字協議会等

と交付先はなっておりますので、その部分で交付しているところであります。またコロナも一旦 終わりましたのでその部分では地域の皆さんを「皆んなで集まる」といったところの部分もその 補助金を使っていただいて活性化ができればいいのではないかなというふうに思います。

委員長(穴見まち子君) 休憩に入りたいと思います。11時10分から。

(午前11時03分)

委員長(穴見まち子君) それでは、始めたいと思います。

以上です。

(午前11時14分)

委員長(穴見まち子君) 56ページまでですけど、ほかにないでしょうか。 それでは次に65ページまで一緒にお願いします。

- 副委員長(児玉智博君) 61ページの熊本県就学前人権教育研究協議会負担金ということで、来 年度はこの協議会に大体何日間ぐらい活動されるのでしょうか。
- 福祉課保育園長(室原由美君) 熊本県就学前人権教育研究協議会の学習会としましては、研究会が年に3回です。研究大会が年に1回になっております。 以上です。
- 副委員長(児玉智博君) その協議会それから大会、そこで扱うその人権のテーマというのはどう いったものがございますか。
- 福祉課保育園長(室原由美君) 内容としましては、各園から上がってきたレポートの報告を皆んなで共有する会であったり、それから今年度はこうのとりのゆりかごの件について学習をしたり 医療的ケア児のことについて学習したりしました。
- 副委員長(児玉智博君) 講師の方とかが来られたりすると思うのです。次年度はどういう講師の 方が来るか分かっていますか。もし分からなければ今年度の実績でも結構です。
- 福祉課保育園長(室原由美君) 今年度の講師としましては、つるまき体操というのがあるのですけれども講師が来られました。
- 副委員長(児玉智博君) つるまき体操の人が来て話したときのテーマは何ですか。体操のことを 人権教育研究協議会では学ぶのですか。今言われたのは、こうのとりのゆりかごとかそういうこ とを言われたのだけど。全く結びつかない。
- 福祉課保育園長(室原由美君) すみません。今ちょっと思い出したのでつるまき体操のことを言ったのですけれども、こうのとりのゆりかごの助産師さんに来ていただきました。それから福田病院の助産師さんです。それと医療的ケア児のほうは医療的ケア児の子どもさんを持たれた保護者の方で、中学校や小学校に入るときにどのような御苦労があったかとかそういうお話をされました。
- 副委員長(児玉智博君) 今年度はまだ未定ですか。

福祉課保育園長(室原由美君) 今年度のことは詳しく聞いておりません。

1番(江藤理一郎君) はい。1番、江藤です。

60ページ、節10の需用費の修繕費についてです。宮原保育園の園庭それから北里保育園の 床暖房というふうに言われましたけれど、もう少し詳しく教えていただけますか。

福祉課保育園長(室原由美君) この2点について詳しくですか。それともほかの。

1番(江藤理一郎君) ほかにもあるなら、ほかのほうもお願いします。

- 福祉課保育園長(室原由美君) 細かくなりますけれども宮原保育園に関しては、園庭スロープそれから保育室内壁クロス張り、遊戯室の床の張り替え、調理員のトイレのタイル、園児のトイレのタイル、職員のトイレの便座、遊具の修繕、それから消防設備受信機の修繕、保育室エアコンの清掃等になっております。北里保育園については、床暖房のポンプが古くなっていますので修繕することになっております。
- 1番(江藤理一郎君) 昨年も北里保育園の子ども用のトイレが老朽化、古いというふうなことで質問させていただいたのですけれども、私もちょっと見たところかなり古いです。なかなか今の時代ああいうトイレに子どもたちが入っているところはないのではないかなあというふうに思うようなトイレなので、保育園の先生方も本当いろいろ辛抱されて清掃もしっかりしていただきながらきれいにやっていただいているとは思うのですがこればっかりは老朽化というのは否めないものもあるので、その辺り含めて町長それから福祉課長も今度保育園の入園式等があると思います。宮原保育園それから北里保育園もし行かれたときにはちょっとのぞいていただいて、どういう状況かを見ていただけると良いかと思いますのでよろしくお願いいたします。これ要望になってはいけないですね。すみません。そういったことです。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 常日頃から宮原保育園それから北里保育園の園舎の部分の施設について は確認をおこなったり、必要であれば今園長のほうから説明があったように適宜修繕のほう行っ ておりますが、今言われた部分についてもちょっと確認をまずさせていただいて必要であればま た対応を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長(穴見まち子君) 65ページまで。ほかにないですか。

- 副委員長(児玉智博君) この63ページ、総合健康診査委託料ということでこれ住民健診のミニドックの委託業務ということでしたが、どういった積算のやり方をされて188万3千円になりますか。単価等を教えてください。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 総合健診委託料の積算をお伝えします。細かくなりますが男女別、 年齢別で費用が異なりますのでそれぞれお伝えします。男性30代、1万7千円掛け10名、男 性40歳から74歳、7千650円掛け90名、女性30代、2万2千820円掛け3名、女性 40代、1万5千230円掛け3名、女性50歳から74歳、1万3千470円掛け60名、総

- 合健診40歳男女とも無料にしておりますので40歳女性、2万1千230円掛け3名、40歳 男性、1万2千650円掛け3名で計上しております。
- 副委員長(児玉智博君) これは集団検診のときにやっているものですよね。年2回。これは眼底 検査あると思うのですけれども、それもこれに含まれていますか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 総合健診は特定健診とがん検診がセットになった健診ですので、 特定健診に眼底検査も詳細な項目としてありますので含まれております。
- 副委員長(児玉智博君) 特定健診で行われるその眼底検査というのは、血圧が高いと血管が弱くなるからそれを見るためにそもそもの目的で始められているから片目しか行われていないと思います。人間ドックになれば両目見るのですけど、そのことについて眼科医なんかの学会は「片目だけ見ても意味がない」と。それはなぜかというと最近緑内障というのが非常に増えています。緑内障が悪化すると失明してしまうのですけれども、要するに人間、両目で見ているから片目に部分的に見えないところができてももう片方の目が補うので自分の目が見えなくなっているということが気づきにくいわけです。だからこそ両目で見て「こっちの目のほうがちょっと緑内障になっている」ということを見付ければ早期発見で目薬なんかで進行をおくらせることができるのです。だからこそ眼科医は「両方見ないといけないのだ」というふうに主張されているわけです。もし眼底検査を両目実施した場合の委託料の金額というのはどのようになりますか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 特定健診の詳細項目として行っている片方の目での眼底検査は今 全員に実施しておりますが、660円の単価になっております。これで両目となると詳しくはま だ聞いておりませんが、恐らく倍か1千円近くなるかと思います。
- 副委員長(児玉智博君) 緑内障も大体60代ぐらいから増えるのですかね。今人生100年時代ですから大体80代ぐらいで亡くなる人も今もいますけど、気づかずにずっと大体片目が緑内障になる人ってもう片方もなるのですけど、やっぱり早めに発見しないならさっきの福祉のほうに出てきた日中一時支援、目の見えない人の支援という障害者福祉費なんかにもやっぱりはね返ってくるわけですから、660円が1千円になったところで大した金額ではないので両方実施していくことも検討するべきだと思いますがどうでしょうか。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 現在の健診については眼底検査が片方ということで、本来の目的が動脈 硬化の発見を目的にされているものです。うちのほうも確認をした中では今言われたようにドック辺りでは両目する。その場合動脈硬化というよりも目の病気の発見の検査という部分が新たに 項目として出てくるのかなというふうに思っております。現在も動脈硬化の発見を目的とした検査ではありますが、緑内障辺りの症状が見られた場合はそういった所見も今健診の結果として出るようにはなっております。というところで検討といいますかそういったいろんな状況辺りは確認を更にする必要があるかなと思います。現在うちのほうはお願いしている委託業者についてはどこの市町村も片目ということで今行っておりますので、もう少しその必要性が高いかどうかと

- いう部分を確認したいというふうに考えております。以上です。
- 副委員長(児玉智博君) 動脈硬化以外でも目の病気で緑内障もあればその所見で通知が来るわけです。だから両目同時に緑内障になるような病気であればいいですけど、例えば右目が緑内障の症状があったと。でも眼底検査で左しか見なければ見落とすわけです。だからこそやっぱり眼科医の学会なんかは「片目だけ眼底検査をしても意味がないのだ」というふうにおっしゃっているわけです。だから現に人間ドックでは両目するわけですから必要性は絶対にあるというふうに思いますので、循環器の先生に聞いてもそれは答えられないと思いますからやっぱり眼科医なんかの意見も聞いて検討いただきたいと思いますが、眼科医への意見を聞くというところではどうでしょうか。
- 福祉課長(宮崎智幸君) まずは健診の目的の部分でそういった必要があるかという部分を精査させていただいて、それによって眼科医のほうにもそういった御意見をいただく必要があればそういった機会も設けてみたいというふうに思います。もう少し総合的に判断をする必要があるかなというふうに思っていますので、そこはもう少し勉強していきたいというふうに思います。以上です。
- 3番(髙村祝次君) 委託料が2千44万3千円でありますけれども、この検診をやったときに胃がんでも大腸がんでもいいですけど町の検診で引っかかった人間の把握はできていますか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 今年度実施したがん検診の発見人数をお伝えしたいと思います。 胃がんが1名、大腸がんが1名、子宮頸がんが2名、乳がんが1名、前立腺がんが1名、膀胱がんが1名となっております。
- 3番(髙村祝次君) 今政府で高額医療が問題になっておりますけれども、その中で高額医療を受けた人は小国町にいますか。検診をやって引っかかって高額医療に変わっていく。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 町が把握できるのは結果が返ってくるのが「がんだった」という のと「手術予定がある」ということと「もう手術した」というところ辺りまでしか分かりません ので、その後は国保の方であればレセプトを見て追跡はできると思いますが、高額医療費がかかったかどうかまでは把握できておりません。
- 3番(髙村祝次君) 町の検診を受けなくて自分で調子が悪いから検査に行ってがんだったと言う 方も聞かれます。そういう人たちの医療費の町からの補助というのはあるのかお尋ねします。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 検診でがん辺りが発見されれば内容によっては「すぐに病院受診してください」というようなことで町のほうからつないでいきますので、そういう方は病院に行ってその内容次第で当然手術が必要になったりがんであるので放射線であったり抗がん剤治療が必要になれば当然医療費は高額になりますので、ほとんどの方が対象になってくると思われます。うちのほうも国民健康保険であればレセプト辺りもきますので、どういった内容でこの方が高額の医

療を受けられているとかいう情報はうちのほうで把握はできます。もちろん検診を受けられてない方も当然病院にはかかると思いますのでそういった情報はレセプトでうちのほうにはきますので、町としては検診をしっかり受けていただいて高額の医療を受けなくて済むその前段で食い止めたいというふうな思いがありますので、検診の受診の勧奨、啓発の活動を今後もしっかり行っていきたいというふうに思っております。

- 3番(髙村祝次君) 私は8年ぐらい前に心筋梗塞になったわけです。心筋梗塞などになると検診とかでは何もなく、ある日突然きますから検診をやることも大事ですけど町のほうとしても日常の食生活が私は一番大事ではないかなというふうに思っております。ですからそこら辺も町の朝放送されるときにそういう脳梗塞とか心筋梗塞というのは検査ができませんので以前に。そのときにならないと分からない。そうなると医療費が1回カテーテルをすると140万円ぐらい確かかかると思います。高額医療申請すれば高所得者ではないと25万円以内に抑えられますけれども、高額医療を受けられない人は40万円から50万円かかりますので、町も脳梗塞とか心筋梗塞とかそういうふうな検査を受けられるような検診があれば国のほうに当たってもらいたいと思います。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 脳梗塞や心筋梗塞は生活習慣病が重症化した後の大きな疾病だと 思っておりますので、それ以前に食い止めるためにも住民健診を受けていただくということ。あ とは健康づくりについては各種栄養教室とか運動教室とかも行っておりますが、ほかにも住民全 体の健康づくりに寄与できるような事業をまた次年度も行っていきたいと思っております。 以上です。
- 3番(髙村祝次君) 町の検診で胃がんとか乳がんとかありますけれども、それは国の厚生労働省に聞かないと分からないと思います。聞けば「それはこういう検査がありますよ」という回答が来るかもしれませんから是非、無い検診の項目も今後考えていかなければならないときではないかなと。私の実感として思うから。職員の皆さん若いからそういう心配あんまりしないで漠然と胃がんの検診とか子宮がんの検診とかありふれた病名だけしか上げていませんけれども、今、非常に心筋梗塞とか脳梗塞になる人が若いうちから多いわけですから是非町のほうでそんな検診の制度があれば見付けて新たに項目を作ってもらいたい考えてもらいたいと思います。もうないなら仕方ない。国に言って「ありますよ」と言ったらまた町でそういう検診を作ればいい。無いことを町の職員は考えていかないと漠然とがんだけというようなことではなくて、いろんな病気がありますので事前に検査ができることがあればやるべきと私は思っております。
- 福祉課長(宮崎智幸君) まずは生活習慣病辺りの予防に努めるためにさっき言いましたように健康づくりであったり食生活についての啓発活動。今実際やっているような塩分測定であったりとか料理教室であったりとかそういったことも行っております。そういうところで生活習慣病をな

くす取組、それから新しい健診の部分についてはもう少し可能な部分があるのかとかいう部分を ちょっと調べてみたいというふうに思います。いろんな新たな病気というか健診以外で見つかる ような病気についても何か関連等があればそこと結びつけるようなことも勉強したいと思います。 以上です。

1番(江藤理一郎君) 委員会の質疑は一応3回ですかね。

委員長(穴見まち子君) 何回でもいいと思いますけど。

1番(江藤理一郎君) 何回でもいいですか。

委員長(穴見まち子君) はい。

1番(江藤理一郎君) 何回でもいいですか。

委員長(穴見まち子君) 3回。

1番(江藤理一郎君) 3回でないと多分終わらないと思うので、この文教厚生長くなるからですね。しっかりルールを定めたほうがいいかなと思います。3回でいいですかね皆さん。

委員長(穴見まち子君) 一つの内容について3回というところです。

1番(江藤理一郎君) はい。では守りましょう。ということでいいですか、委員長。

委員長(穴見まち子君) はい。

1番(江藤理一郎君) 63ページの同じく委託料。3歳児健診についてですが、これ3歳児健診 は尿検査委託料と眼科健診委託料がありますけれども、これについては100%一般財源から出していますが、それ以外の一般的な3歳児健診は国からの補てんがあるので支出はないところですか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) はい。全て一般財源です。

1番(江藤理一郎君) 全て一般財源。

福祉課課長補佐(髙村純子君) はい。

- 1番(江藤理一郎君) 関連になって3歳児健診というのは義務化されているからだと思いますが、 今発達障害とか子どもたちも多くなってきていて国のほうでは5歳児健診を勧めるようになって きていると思うのです。今年度からですかねこども家庭庁が自治体に費用を補助するようになっ てきたということで他自治体でも5歳児健診を勧めるところが多くなってきたと思うのですが、 その辺りについて小国町は5歳児健診の検討などはしてらっしゃらないですか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 令和7年度から5歳児健診を実施する方向で計画しております。 令和6年度今年度は事前の試行期間ということで、対象児にアンケートを送ってチェックリスト を記入してもらって保育園の先生と保護者と役場で共有して、気になるお子さんには個別に心理 相談に御案内するようなやりとりを今年度は実施しまして、次年度からは5歳児健診として実施 します。歳出の項目には出ていませんが医師の委託料とか報償費の中で心理士とか歯科衛生士と か歯科医師とかそこら辺を呼びますので、5歳児健診という項目は出てきませんが7年度から実

施する予定です。

1番(江藤理一郎君) はい、よかったです。分かりました。

委員長(穴見まち子君) 63ページ。

副委員長(児玉智博君) 委託料の全般について伺いますが、実施する予算というので入っていますけれども、それの「ありますよ」という周知「受けてください」という啓発はどういったかたちで行われておりますか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) 住民健診に関する周知でよろしいですか。

副委員長(児玉智博君) はい。住民健診。幼児とか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) 住民健診については年に1回、全世帯に御案内と希望調査票を送ります。国保の方であれば未受診者に対して7月と11月の健診に合わせてまた個別に通知を出します。乳幼児健診についても個別の通知を出しております。

副委員長(児玉智博君) それは周知活動というふうに理解します。啓発ですね。啓発活動はどう いうふうにされているのかという。先ほど「皆さん若いから」ということを言われましたけど大 体若いといっても20代30代というときはよっぽどむちゃな生活をしない限りは普通にしてい るだけで健康というのは維持できると思うのです。40代ぐらいになってくるとやっぱりそれな りにちょっと気をつけなければ、酒も若いときよりも控えるとか、休肝日を設けるとか、たばこ も吸わないとか、そういうことを気をつけていかないと特にまず血圧なんかが上がってきます。 ですから若いうちから食生活なんかは考えていかないといけないと思うのです。特にそういう機 会となるようなことを小国町はやっていると思います。例えば歯周疾患検診なんていうのはもう 20歳からやっていっていますから。しかしそういう対象となる人に通知するお知らせの中にそ ういうのを入れるだけではなくて、町もLINEなんかのSNSもやっていますけれどもそうい う中で若い世代になるほどテレビをつける習慣というのはないのです。お年寄りなんかはおぐチ ャンなんか見るかもしれないですけど、なかなか若い世代になってくるとおぐチャンも見ていな いのではないかなと思います。スマホでSNS特にやっぱり若い人が見るのはツイッター。もっ と若い人は最近はTikTokをよく見ているらしいです。 小国町にも特に課長補佐なんかとて も答弁なんか聞いていると分かりやすくて、そういうのに長けていると思いますから職員、保健 師なんかが「がん検診で小国町でもこういうがんが検診を受けたら見つかっている人が今年度は 何人いましたよ」とか「ですから皆さん気を付けましょう」というような発信をふだんからやっ ていかないと、なかなか住民の方たちも忙しい中で動機もできないと思うのです。そういった取 組を是非挑戦していただきたいと思うのですが、そういった話は課内では出ていないですか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) 啓発活動につきましては先ほどおっしゃったように広報紙やホームページ、文字放送、公式LINEでやってはおりますが、なかなか届けたい人には届いていないのかなという気はしております。あと公立病院さんともチームを作っておりますのでケーブル

テレビでも健診や生活習慣病について様々な啓発動画もこれまで放送してまいりましたが、やはり若い人が見る媒体ではないのかなという気もしております。住民の声を分かりやすくもう少し届ける工夫を考えて発信していきたいと思っております。

以上です。

副委員長(児玉智博君) はい、是非よろしくお願いします。

6 4ページのほうに進むのですが、予防接種(個別)委託料ということで定期接種の費用が組まれておりますけれども、ワクチンの種類ごとの計画はどのように立てられていますか。対象者の人数です。

- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 予防接種の定期接種、個別接種に係る委託料の積算をお伝えします。小児肺炎球菌が1万2千320円掛け30人掛け4回、B型肝炎ワクチンが6千600円掛け30人掛け3回、ロタウイルスが1万4千700円掛け30人掛け2回、5種混合ワクチンが2万540円掛け30人掛け4回、水ぼうそうワクチンが9千100円掛け30人掛け2回、麻しん風しん(1期)が1万700円掛け30人、麻しん風しん(2期)が1万700円掛け45人、日本脳炎(1期)3歳が7千600円掛け30人掛け2回、4歳が7千600円掛け40人、日本脳炎(2期)9歳が7千600円かけ51人、HPVワクチンが2万6千760円掛け20人掛け3回、2種混合ワクチンが4千600円掛け37人、高齢者肺炎球菌ワクチンが6千200円掛け98人掛け60%、風しん予防接種が1万700円掛け5人、おたふく風邪ワクチンが3千500円掛け65人、帯状疱疹ワクチンが1万5千460円掛け2回掛け100人。以上になります。
- 議長(熊谷博行君) 帯状疱疹ワクチンの助成が65歳以上は令和7年度の4月1日から補助があるのか、ないのか分からないのですが、あるのですか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 令和7年度から帯状疱疹ワクチンは定期接種となります。対象者は65歳以上ではなく、65歳の方、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の節目の方が定期接種の対象となります。帯状疱疹ワクチンはB類疾病に含まれる予防接種なので、個人の発症予防と重症化予防を目的とすることも踏まえ自己負担を設定しております。帯状疱疹ワクチンが2種類ありまして、組換えワクチンが接種費用が2万2千円の2回接種が必要です。生ワクチンは8千800円の1回接種となりますので、それぞれ3割を自己負担していただくように予算で計上しております。
- 議長(熊谷博行君) 私65歳で適応年齢なのですが、残念なことに昨年12月に1回目を受けた のですが、3か月以上間を置けと言われたので4月1日以降にもう1回を受けないといけないの ですが1回分が出るのですか。私ごとで申し訳ないのですが。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 令和7年度中に65歳になられる方が定期の対象です。
- 1番(江藤理一郎君) HPVワクチンについてですけれども、何人とおっしゃられたかもう1回。

- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 定期接種20名予定しております。
- 1番 (江藤理一郎君) 実際そのぐらいは定期的に毎年受けられているのかというのと啓発はどのようにされているのでしょうか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) HPVは定期接種と令和6年度まではキャッチアップ接種といって、これまで接種の機会を逃した方にも御案内をしてまいりました。どちらも定期接種もキャッチアップ接種も接種率は2割ほどにとどまっております。周知は定期接種の方は個別周知でキャッチアップ接種の方についても1度は個別で御案内をしております。そのほかは広報紙やホームページで周知をしております。
- 1番(江藤理一郎君) 対象が小学校6年生から高校生ぐらいだと思いますが保護者の方の認識が 薄いのではないかなと思いますので、その辺り親御さんの理解というのをしっかりと進めるべき かなと思いますので是非進めていただいて。2割はちょっとまだ低いのでもっと接種率を上げて いただくように頑張っていただきたいと思いますお願いします。
- 委員長(穴見まち子君) それでは休憩に入りたいと思います。午後は1時からよろしくお願いします。

(午前11時57分)

委員長(穴見まち子君) それでは、午前中に引き続き始めたいと思います。よろしくお願いします。

(午後1時00分)

(資料配付)

- 委員長(穴見まち子君) 56ページが終わりましたので88ページ、教育費からです。88ページから。
- 3番(髙村祝次君) 資料を配ってもらいましたけれども、社協も心配ごと相談とか書いてありますけれども、これは社協が直接ではなくて弁護士か何か別に雇っているのですか。
- 福祉係長(北里仁尋君) 心配ごと相談のほうは社協の職員さんであったり民生委員さん等が心配 ごと相談のほうには順番で入っています。
- 3番(髙村祝次君) それから民生委員の事務局もしていますけれども、たまたま痴呆にかかった 人がいたと。民生委員が動かないからその民生委員を動かのは社協が動かすのですか。誰が民生 委員に「あそこの辺へ行ってみてください」と役場が言うのか、社協が言うのか。事務局をして いるのであれば。
- 福祉係長(北里仁尋君) 民生委員さんへの地域住民への相談とか訪問につきましては、社会福祉 協議会に直接連絡があれば社会福祉協議会、事務局のほうを通してやったり、町のほうに連絡が あれば民生委員さんに直接町のほうからも報告したりしますので、社会福祉協議会、町、両方か ら民生委員さんのほうに連絡が行くようなかたちになると思います。

以上です。

- 3番(髙村祝次君) そういう痴呆の人がひとり暮らしになった場合、たまたま女性の方だったが 部落の人たちは誰に言っていいか分からない。私に言ってきて私は町会議になったからそういう のは仕事ではないという話をしたのです。うちの家内に話したのですが。それから、役場に連絡して課長が来たかもしれないけれども。役場が窓口なら「役場の福祉課に言ったらいい」という ことを言われるけれど、民生委員を動かすのも社協がしているということになるとその辺りの区 別はどのように。あくまでも福祉課は窓口。そしてそれから社協に言うのか。今からそういう問 題がたくさん出てくると思います。「議員がいるから議員さんに言ってください」といっても個人のプライバシーのことはなかなか議員は言えない。社協が民生委員の窓口になっているなら「社協がしています」とはっきり町民に通知徹底しないと皆んな分からないからいろいろうわさで「誰が言わないといけない」とかいう話が実際ありました。はっきり「社協に言ってください」とか民生委員を動かすのは誰が動かすのか。私はあくまで民生委員は役場の福祉課と思っていたけれども、ここで民生委員の事務局をしているなら。
- 福祉係長(北里仁尋君) 社会福祉協議会のほうには民生委員児童委員協議会の事務局を担っていただいております。先ほどと同じ回答になりますけど民生委員さんに対しまして訪問等につきましては、基本的には町のほうに連絡があれば町を通して社協さんだったり民生委員さんに直接御連絡するようなかたちになります。ですので、どちらか一方ではなく社会福祉協議会、町どちらでも可能な状況ではありますので、そういったかたちで周知はしていきたいと思います。
- 3番(髙村祝次君) そこ辺りはっきりしないと今からひとり暮らしの人が多くなって、ひとり暮らしの人が痴呆になったときなど誰に言っていいのか町民は分かっていないのです。そこ辺りもうちょっとはっきり徹底して社協の役割、町の役割、そこ辺りしっかりやってください。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 役場のほうもいろんな困り事であったり今言われたような相談、心配ごと辺りも役場の中には包括支援センターもありますので、そういった部分で高齢者のいろんな相談、今言われた認知症の相談とかそういった窓口は包括支援センターですよという広報は一生懸命今毎月広報のほうにも載せておりますし、いろんなかたちで周知はそこの部分を徹底して行っています。民生委員の方にも私たち協議会の会合辺りでは「役場のほうにもどんどん言ってください」と。あとは役場と社協さんが連携してその辺の対応は行っていきますので、「どこに言ったらいいだろうか」というようなことにならないようにしっかりそこら辺も再度周知のほうは徹底していきたいというふうに思います。

- 3番(髙村祝次君) はい、よろしくお願いします。
- 副委員長(児玉智博君) 今の議論を聞いて民生委員を動かすのが誰かと言われていましたけど、 それに対する明確な答弁はなかったけど、でも制度上民生委員法ではどうなっているかというと

「都道府県知事の指揮監督を受ける」というふうになっているし、「都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない」というふうになっていますので、基本的に民生委員というのは実際の実務として誰かの指示を受けて動くものでないし、私たち議会議員も誰かの指示を受けてするものではなくて自分の判断で動くものだから、そういうものなんだというふうに思うのですけど違いますか。だから別に社協が民生委員を指示するものでもないし、まして町が指示して意のままに動かすものでもない。情報共有とかはあると思いますけど、そこに指導監督というようなものはあくまで都道府県知事になると思うのですが、その辺をきちんと説明してもらえますか。

福祉課長(宮崎智幸君) 今言われたように町が任命するものではございませんので指示というよりも私たちは民生委員さんに協力のお願いをします。ですから地元の住民さんからいろんな困り事であったり相談があった場合は民生委員さんに「こういう事案がありますので、協力していただけませんか」というスタンスでお願いをしております。それは社協さんも同じで事務局は担っていますけど同じように民生委員さんの活動に対してお願いをするという立場ということは変わりないと思います。

- 委員長(穴見まち子君) それでは、88ページからの教育費から90ページまで。
- 副委員長(児玉智博君) まず89ページの報償費、小国高校全国大会出場奨励費ということでも うこれは全国大会の出場が決まっていてこういうふうに予算化されているのでしょうか。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) この経緯につきましてはあくまでも見込みのところで計上 させていただいております。
- 副委員長(児玉智博君) 1回の全国大会に出場することになったとして、この33万円は十分なものなのですか。それとも、もしかしたら全国大会の会場等どこで開かれるかとかによっては補正予算で増額するようなこともありうるのか教えてください。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 奨励費というところでおめでとうというかそういった祝いを含めての金額ではございますけれども、一応予算の内訳としましては団体が1団体につき15万円、その2団体分30万円と個人が九州外の場合は3万円、九州内の場合は2万円というところで1人で3万円というところで計上させていただいております。実際九州外の大会になりますとこの経費では十分ではないかと思っております。
- 副委員長(児玉智博君) 小国高校支援補助金168万円について伺います。これは修学支援費、 検定の受験料であったり芸術の教科書代などもありました。あとは教職員とか関係者がいろいろ 研修に行く際のものもあったように記憶をしておりますが、それぞれの内訳はどのように次年度 はなっておりますか。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 令和7年度予算の内訳をお答えいたします。小国町と南小

国町で支出をしているもので全体の合計が280万円となっております。内訳としましては、生徒の学力向上、進路目標達成に係る事業としまして165万800円、修学支援事業としまして67万7千650円、広報活動事業としまして45万円、残りは事務局の事務費としまして2万1千550円となっております。

- 副委員長(児玉智博君) 実際次年度の小国高校の生徒数はどのようになるでしょうか。また小国中学校出身者はそのうち何名で、南小国中出身者が何名、それ以外大分県が何名で、またそれ以外の地域から進学する人はいるか、生徒の内訳を教えてください。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 令和7年度の見込みにつきましては、今ちょうど後期の試験というところで今日が合格発表になっております。なかなか数字については申し上げられないところがございます。ただ小国中学校からの令和7年度の進学者数につきましては、先日学校の運営協議会もありまして中学校のほうから7割を超える生徒が小国高校を受験しているという報告をいただいております。
- 副委員長(児玉智博君) 定員内不合格というのはよっぽど答案をまっさらで出したりしない限りはないと思うので、ある程度の予測はついているのではないかなと思いますけど。小国高校地域みらい留学事業補助金がその下360万7千円で南小国町も恐らく2分の1ずつと言われましたので同額が出ているのではないかと。合わせれば700万円以上の支出になるわけですが、支援補助金でも280万円でしょう。500万円近くもここに出すわけですけど、これは一体どういう目的で使われますか。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) お答えいたします。

この小国高校地域みらい留学事業補助金というものは、県外からの留学生のために予算を計上させていただいております。内訳としましては、もともと高校が行っていた事務全般について学校だけでは機能できない。それから小国高校はちょっとほかの高校と少し違うところもありまして2町がまたがる学校でもありますので、そういった事務全般について機能しきれない現状がございますのでその部分につきましてコーディネーターの委託として金額としましては599万7千200円です。これ2町分合わせての金額になります。なお、この599万7千200円のうち2分の1につきましては熊本県が補助をするというところになっております。

それから就学支援金。これは県外留学生が来た場合の寮とか下宿に入った場合の家賃補助になっております。月2万円の12か月分で3名で計上をさせていただいております。

それから負担金です。このみらい留学に関しましては財団法人地域教育魅力化プラットフォームの事業に参画しているところでございます。基本的な負担金については、熊本県が132万円を負担することになっております。追加のオプションについては市町村で負担するということになっておりますので、その追加プランとしてフェスといいまして大阪と東京で営業みたいなことを行ってブースを展開しながら全国から生徒たちが集まって来る説明会がございます。その2回

- 分。それから学校のPR料。これはそのホームページに載せる部分のところのPR料をオプションとしてその部分について49万5千円を追加で払うものとなっております。総事業費が721万2千200円。そのうち半額を小国町が負担するというところで予算を計上させていただいております。
- 副委員長(児玉智博君) 要するに事務局費として従来学校事務なんかでやっていた部分をコーディネーターに委託する委託費で599万7千200円と思っていいですか。そのコーディネーターというのは一体どういう人に委託するのですか。あとさっき修学支援で家賃補助と言いましたけど月2万円の12か月の3人分というふうに言われましたけど、それの合計金額はおっしゃらなかったので一応合計金額も確認します。その上でこれで令和7年度の実績というのが令和8年度入学者というところに果たして3人来るかどうかということだと思うのですが、これゼロだった場合丸々コーディネーター料とか戻ってこないのですか。もうどぶに捨てるようなことになってしまうのでしょうか。その辺教えてください。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) まず就学支援金の部分で抜けていた下宿寮費の金額は72 万円になります。コーディネーターの人選については、まだ予算の段階ですので詳しくは申し上 げられないところあります。町のほうが補助して契約する方向に至るのですけど、高校側から小 国高校にこれまで従事して携わりがある方を人選するというところで話は進めているところでは ございます。
- 副委員長(児玉智博君) 就学支援で家賃補助というふうに出ていますから今日が合格発表ということになりましたけど前期で受けているのか後期で受けているか分からないですけど、この対象となるような家賃補助の人が今度4月入学生の中にいるのかということ。もう1点、先ほども繰り返しになりますけれども令和8年度入学者が地域みらい留学の事業を利用してくる人がいなかった場合、599万7千200円というのは戻ってくるのかという点。また、そのコーディネーターという人に資格は求められますか。高校の教員免許を持っているとかあるいはそのほか。何か条件はありますかということを伺いたいと思います。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 予算としては来年度入学者3名というところで上げておりますが、先ほど申し上げました受験の合格発表を待ってからそこは公表しなければ。
- 副委員長(児玉智博君) 受験されましたかと。受験しているのですか。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) そこも高校からは教えていただいておりませんので、そこ 辺りは公表できないところになっているのではないかと思っております。入学者がいない場合で すが、もちろんこの中の委託料につきましては精算をした中でもちろんかかる部分だけというと ころで最終的には実績報告を上げてもらうことにはなります。もちろんこちらとしては頑張らせ ていただきますけれども結果として入学者がいないということも実際あり得ることだと考えております。それから資格につきましては、特に何の免許というところでは今のところは把握してお

りません。求めているところにつきましては。

- 副委員長(児玉智博君) これ最後にしたいと思うのですけど。599万7千200円、結局これ 1人で個人が受けるなら相当おいしい。その成果に結びつくかどうかにもよりますけど。「成果 が出ないなら、これ返してくださいね」というならなかなか危険なのでいないかもしれないけど、 実際そうはならないと思うのです。「動いた経費分は、戻さなくていいです」というふうになる と思うので。だとしたら相当うまい話にはなると思うのです。ただこれ条件としては小国高校に 携わったことがある人と。その携わり方なんて幾らでもあって。例えば講演に行ったことがあるとか、あるいは台 湾の文化大学から大学生のときに行ったことがありますと言う人も携わったことがある人になる でしょう。誰もあてがなくてこんな出さないと思うのです。入札なんかするのであればですね。 でも入札なんかしないわけでしょう。随契みたいなので、この人というようなかたちでするのだ と思うのですけど。結果として聞きたいことというのは、もうちょっと具体的にどういう携わり 方をした人を考えているのか。またこのコーディネーターを受託する人がいて委託するのは町が 委託するのか。それとも南小国町が委託するのか。それとも学校が委託するのか。委託者は誰に なるかということを教えてください。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 委託先につきましては、高校側から学校運営協議会のメンバーの方というところでは聞いております。入札というか契約の主管となるところとなりますと一応町からは補助として高校に出すかたちになりますので別組織の運営協議会辺りができる可能性はございますけれども、そういったところで高校又はその任意の団体から契約するかたちになるかと思います。

委員長(穴見まち子君) いいですか。

- 3番(髙村祝次君) 93ページの小学生の修学旅行費補助金と95ページの下に書いてあります中学校は404万2千円。中学生が外国に行く場合は限度額が10万円と書いてありますけれども、いっそのこと小学生も同じ修学旅行だから町が全額出して倍しても100万円ぐらいしかいらないし、ここは考えるべきではないかなというふうに思いますけれども。中学生は国内で限度額4万円、保護者の負担が2分の1とかは分かりますけれども、私たちの同級生は500人ぐらいいたので今はその10分の1しかいない。それを町が父兄から2分の1とかいうことではなくて、小学生の修学旅行でも中学生の旅行についても「町が全額しますよ」というくらい。これが何千万円とかなる金額ではなく、50万円上のせしたら小学生も全額なりますよ。中学生は外国に行く予算ではないかと思うけれども、小学生についてはもういっそ全額町が負担すると町長思い切ってやったらどうですか。
- 町長 (渡邉誠次君) できるかできないかでいうと金額的なところだけ見ればもちろんできなくは ないです。ただどこを町が負担するのかというところを見れば給食費だったり子どもたちの保育

園の費用だったり様々にあるわけです。一番費用のかからない部分からとかいう考え方は基本はないのではないかなというふうに思っておりますし、あくまでも勉強のために行く修学旅行でございますのでその部分では負担もあるであろうし、学習のために行くという部分も含めて負担をしていただきながら町のほうが半分負担すると。ただ今回は台湾のほうに修学旅行にも行っていただきたいという気持ちもあります。もちろん選択肢の中ではありますけれどもその中で高額になると予測されるところから、教育委員会の中で考えさせていただいたというところで御理解をいただければなというふうに思います。

以上です。

以上です。

- 3番(髙村祝次君) だから台湾に行ってもらいたいという気持ちがあれば小学生の修学旅行も町が全額負担して、あと50万円か60万円追加すればいい。学校給食の無償化とかいう問題ではない。そんなにお金がかかる問題ではない。修学旅行の50万円を出しきれないということではない。50万円ぐらいは出しますと。そしてやっぱり小中学校は義務教育ですから。修学旅行も勉強のうちということですから、そこ辺りは今経済状況の厳しい中、小国町はこれだけやったというと町民の考えも変わってくると思いますし、ましてや中学校は何で台湾に行かないといけないのかというような話にもなってきます。まだ日本全国も知らないうちに何で台湾かという問題も。語学の勉強をしている子は英語が話せるかもしれません。語学の勉強ができていない子は台湾に行っても日本語は通用するかもしれないけれども、そこまで中国語を勉強している子供もいないと思いますので、やはり中学生が行くならもう少し日本の国をじっくり日本の全土でどういう地方があるかということも勉強する必要があると思います。ですから、台湾に行くことを町が推進するからこの金額を出しますではなくて、小学生の修学旅行も町が全額やりますということにしたほうが私はもうちょっと納得がいくのではないかなというふうに思います。これは執行部の考えですが。
- 町長(渡邉誠次君) この部分に関しましては線を私が引かせていただいておりますので、私の任期中はこの線で考えていきたいと。いつも言っているとおり財源等々が変わってくればもちろん考えなくはないですけれども、今の状況としては小学校の修学旅行費用、中学校の旅行費用はこちらの部分で上程をさせていただくという基準を付けさせてもらっています。
- 副委員長(児玉智博君) 90ページの学校管理費で伺います。会計年度任用職員の内訳が学習、 生活支援員で5名、図書事務で1名ということで上がっています。そこでまず確認なのですが、 支援学級が2クラス、知的な部分と情緒の部分であると思います。令和6年度は何人在籍してい て令和7年度の見込みはどのようになっているのか。その支援員1人当たりの人数がどうなるの か教えてください。

学校教育係長(中島こず恵君) お答えいたします。

令和6年度が小学校のほうが男女合計で申し上げます。知的障害学級のほうが4名で自閉情緒 学級のほうが6名で計10名になっております。令和7年度につきましては、知的障害学級のほうが6名で自閉情緒学級のほうが4名、合計10名と合計数は同じになっております。 以上です。

副委員長(児玉智博君) 単純にこの人間を数字だけで見ることはできないというのがあると思う のです。それぞれ障害の程度がどれぐらいなのかという部分もあると思います。支援員は5人で 全体の人数は変わらないから5人でいくというような考え方もあるのかもしれないのですが、私 は去年11月だったか12月だったか実際教育現場を見させていただきました。ちょうど係長と 鉢合わせましたけれど。そのときの状況というのは知的学級のほうで先生が「どうぞ中で見てく ださい」ということだったので許可を得て中でしばらく見せていただいたのですが、後で聞きま したらそのとき小学校1年生の女子児童は国語の勉強をされていました。もう1人小学校6年生 の男子児童が算数の授業をしていたわけです。そのとき先生1人が要するに複式学級みたいな感 じで代わる代わるワンオペで。なぜか2人並べるといけないのでしょうね。女の子のほうは黒板 の正面を向いているので黒板に板書されていたのですけど、6年生の男の子は窓のほうを見てホ ワイトボードを窓の前に置いてそこに板書されていました。児童同士の間に仕切りを置いて見え ないようにしていました。それで女の子のほうは結構しゃべりながらいろいろ教科書も見ながら ノートに一生懸命書いているのですけど、先生がもう1人の6年生の男の子のほうを見ていると 外で飛行機とかヘリコプターの音がしたら立ち上がって窓のほうに行って「何かいる」と言って 集中力が切れるたびに歩き回るような状況もあったのです。だけどこっちも教えないといけない。 それを見て非常に大変だなというふうに思いながら見たわけです。そのときの先生からも伺いま したけど「支援員の数が足りないのだ」と。今4人と言われたからあと2人いるのだろうけれど も普通学級のほうに行かれるから支援員の人もそっちに付いていかなければならない。というこ とで先生が1人で見ないといけないような状況が生まれているのだろうと思うわけです。校長先 生にもその話をしましたら「いや教員1人の持てる人数は、6人までいいから」みたいなこと言 うわけですけど。基準はそうだろうけれども、でもあの状況を見るとなかなか大変だし、そんな ことはないだろうというふうに思うわけです。支援員を増やさないから管理職例えば教頭とかが 入るかというと入りはしないわけです。この知的学級に今度新入学する児童の中には相当に障害 の程度が重い方、つきっきりになるのではないかというふうな状況の方がいるやに聞いておりま す。支援員の人たちも大丈夫なのかというふうに不安を持たれているし、実際教員の先生からも 「できれば教員の数を増やすか、教員が増やせないのであれば、支援員を増やしてほしい」とい う意見も出ているし管理職にも届いていると思うのです。今度の配置はそういった現場の声にこ たえるものになっているのでしょうか。

教育委員会事務局長(久野由美君) 支援員さんにつきましては、今度の先生方の定期異動の内示

が月末にありますが、その後に教育長と一人一人面談を行ってその後の配置を決めるようにしています。それはもう昨年度も行ったことです。そういった中で学校の運営は学校にお任せしてやっているところです。

教育長(村上悦郎君) 僕も話させていただきます。現場を直接見ていただいたということで有り 難いと思います。先ほど人数のことがあっていましたが、特別支援学級の場合は8名以上になる ともう1人担任が付きます。学校運営加配というのがですね。ですから基本的には7名まで、8 名でも今人材不足で付きません。7名までは1人で持たないといけない。無理ですね。ですから 小国町は生活支援と学習支援ということで、特別支援学級のほうには主に生活支援の先生方。身 の回りのとかいうところを。でも、その一人一人に付いてもらうということはやはり無理です。 今言われましたようにほかにも支援員さんがいらっしゃるのですが教室に行っている子ども、支 援員とかでも配置をしないといけない。この支援辺りのところは月に一遍小学校の場合も特別支 援コーディネーターという担当がいらっしゃいます。ですからその方と管理職と担当の先生方で 誰に付いていくか。マンツーマンでずっとつきっきりということでは基本的にはない。今この子 がちょっと荒れていますとか落ちつきがありませんとかいうときは、その子に重点的に付くとか 言ったところで配置をしています。小国町の会計年度の支援員さんというのはほかの市町村から 見ると随分多い人数を配置されています。先生方も頑張っていただきますので。次年度1年生に というお話よく御存じだと思うのですが。そういうのも先ほど言いました校長辺り支援委員会も あるのですが出ました。ですから僕たちがどういう対応するかというと、異動の前にまず一つお 願いしたのが今まで研修とかを受けて特別支援教育の免許は持ってらっしゃると。今度はちょっ と重度のお子さんがいらっしゃるということで人数を増やしていただくことはできないので是非 支援学校経験の先生の配置をお願いしますとか。また先ほど校長との面談とかで校長と今度の人 事を見て子どもたちを見て「では支援員さんをどういう配置にしましょうか」と。それと今特別 支援とありましたけど不登校とかそういったところも問題になっていますので、そういったとこ ろも対応するのはどうしようかというところで支援の先生方にお話をしてなかなか納得いくとい うところはいかないのですが、「こういう方針でやります」というところでやっています。マン パワーがたくさんあればですが限られたところでいうところでやっているところです。

副委員長(児玉智博君) 校長先生の人事というと第一義的に学校長が判断するところだと思いますが、ただ次校長変わるでしょう。となると今の人事の判断をした校長というのは結局その結果が出てくる4月以降に何の責任も持たないわけです。それは新たな校長が「私は知らない」というようなことはないだろうけれども、そうした中で限られたマンパワーでやられているのは分かりますが、限られたマンパワーの人たちに負担が増えれば離職の問題とかも出てくれば残された人たちはもっと大変になると。なかなか募集をかけてすぐ来るような時代ではないではないですか。どこも人手不足。今度の大体月末というかその前には異動する先生たちには内示が多分出る

のだと思うのですけど、それを見てからではなくどういう人が来るかも分からないのだから県の 配置を待たずにそれでも補えるような配置を考えていただきたいというふうに思いますがどうで しょうか。

- 教育長(村上悦郎君) 人事が出てからが決定事項ですよね。ですからもちろん校長先生、私たちも一緒になって予想します。最終的に「こうしましょうか」というのが人事を得てからいうことになります。ですから今度来る子供さんたちとも入学前からどういう状況であるとか情報交換をするのですが、どういった指導がいい、どんな担任の先生がいいのかなとかいったところも保育園や幼稚園にも行って「この子の指導にはこんな技術が要るかな」とかそんなところも考え合わせて。今の限られた人数というところはたくさんお願いしますが、ひょっとしたら今言われたように「どうしても駄目だ」ということであればまた募集をかけないといけない。現に今足りないときは教務主任が授業に入ったりとか教頭が入ったりとか。私たちもずっと入っていたのですけど、そこは組織で対応していただかなければと思っています。まずはあるところで精一杯。
- 副委員長(児玉智博君) それで合理的な配慮というのが今教育現場でも言われています。今はもう普通高校にも去年なんかそれこそ重い障害がある生徒が受験したら定員内で不合格になったと。それで日弁連に人権救済の申立てを保護者が起こしたりしていますけど、もう高校にもいろんな生徒が入ってくる中でそれは希望する学校に行けるようしなければならないと。それが合理的な配慮だという世の中になってきています。そういう中で合理的な配慮とは何なのかと。先ほど「つきっきりになるわけにはいかない」とおっしゃられましたけど、でもどういうハンディキャップを持っている児童であっても安全に学校生活を過ごすことができるようにしていくための合理的配慮の中には、そういう人的な配慮というのもあってしかるべきだと思います。はい。是非お願いしたいです。
- 議長(熊谷博行君) 92ページ、工事請負費。請負調書を見れば小学校のエアコンを設置する特別教室4か所、音楽室、理科室、家庭科室、図工室。小中学校のエアコン設置は数年前に終わっていたと思っていたのですが、小学校が4か所なら中学校もまだ残っているのですか。
- 学校教育係長(中島こず恵君) はい、お答えいたします。

中学校のほうは平成21年の大規模改修のときに中学校の特別教室は空調の設置が終了しております。

以上です。

- 議長(熊谷博行君) 小学校4教室と残りは体育館だけですね。
- 学校教育係長(中島こず恵君) 小学校に関してはこの特別教室の4教室と体育館は小学校も中学校もまだ未設置の状況です。

以上です。

議長(熊谷博行君) 分かりました。

- 1番(江藤理一郎君) 小学校。中学校。両方の修繕費こちらについてもう少し詳しく教えていた だけますか。
- 学校教育係長(中島こず恵君) まず小学校の修繕費からお答えいたします。校舎関係の小修繕等 として40万円、教職員住宅10万円、ICT機器端末等修理10万円、体育館ドア取り替え修 繕28万6千円、小国小学校相談室軒天井修繕120万円、体育館玄関天井修繕63万円です。

続きまして中学校です。同じく校舎関係小修繕等が30万円、美術室前窓サッシガラスビート取り替え9万4千600円、北側窓転落防止手すり取り替え8万300円、自転車小屋職員室前センサーライト増設10万円、給食エプロン保管棚設置これはランチルーム内です9万3千500円、小国中学校体育館前の木の伐採60万円、校舎の外にあります時計の取り替え工事55万円、中学校のテラス天井張り替え等修繕が116万円です。先ほどのお答えで年表が間違っておりましたので修正させてください。先ほど議長から御質問がありました件ですけれども令和元年の9月に小国小中学校の普通教室はエアコン設置が全部完了しております。

- 1番 (江藤理一郎君) この修繕費の件で小・中学校いろいろとまだ修繕箇所あるのではないかな と思いますが、今後やりたいところがもしあれば大きいところは何かありますか。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 大規模というかある程度大きな工事に関わりますと電気が 今LEDではないところもございます。教室は蛍光管になります。LED管でもちろん取り替え はできるのですけど、ゆくゆくはLED化を図っていく必要はあるかと思っております。それか ら小学校辺りは廊下辺りも大分1階部分傷んできております。そういったところの研磨とかそう いったところは今後考えられるところだと思っております。
- 副委員長(児玉智博君) 先ほど空調の部分では中学校の体育館にも付いていないということでした。卒業式なんか行くと大分寒いですけど巨大な熱ヒーターをつけていましたけど、そばにいれば暑いだろうなと思うけど離れていればなかなか寒いというような状況なのです。そういう中で空調設備臨時特例交付金というのを文部科学省が2024年度補正予算で779億円出しておりますけれども、この辺を利用して体育館のエアコン整備などは検討なさっていないのですか。
- 町長(渡邉誠次君) 有利な補助起債があれば是非とも付けていきたいと思うのですが、間違いなく維持をするのにかなりな費用がかかるというふうに思いまして、その維持経費も考えてしっかりと計算しないといけないなと思います。たまたまでございますが先日、西原村の体育館それから菊陽町の体育館に行きました。規模ももちろん違うのですけど「エアコン代だけで何千万円というふうにかかる」というふうに言われておりました。町の稼働の部分でいくと子どもたちが使う分だけドームも含めて考えないといけないというふうに思いますけれども、その検討の余地は実際設置費用よりも維持費の部分をどう考えるかということでございますので、検討材料にはずっと上がっているのですけれども今のところ設置をするまでは至ってないというところでございます。

以上です。

- 1番(江藤理一郎君) 同じく92ページ、節14の工事請負費、空調機設置工事についてですが、 音楽室、理科室、家庭科室、図工室とあります。この教室の現在までの利用状況はどのようになっておりますか。
- 学校教育係長(中島こず恵君) 利用状況の詳細については詳しくはちょっと分かりませんけれど も、先日学校運営協議会で授業参観等を見学させていただいたことでちょっと申し上げます。音 楽教室に児童のお子さんが入っていて授業の時間になりましたら割と皆さん集中して集まる時間 があると思いますので利用度は高いかとは思っております。ですので残りの小国小学校の特別教 室4教室につきましても最後になると思いますので空調の設置を計画させていただいたところで ございます。
- 1番(江藤理一郎君) 利用状況をしっかり調べられたほうがいいかなと思うのです。といいますのも授業参観などで見に行ったときも図工室はほぼ使ってないというか倉庫みたいになっています。音楽室は利用度高いと思います。しかも日が当たるところなので夏は暑いと思いますので絶対エアコンが必要です。理科室については逆に日が当たらないので寒いので夏よりも冬の寒さ対策が必要かと思います。それから家庭科室に関してはほぼほぼ調理なんかは夏はあまり行わないみたいなのです。それも衛生管理上なかなか食中毒の影響もあるので夏はしないということが多いかなと思われますので、本当に必要があるのかというところは再度検討していただいたほうが良いかと思っています。図工室については私見に行って倉庫ぽかったので物置だったと思ったのでちょっと子どもたちにも聞いてみたのですけれども、6年間で1回しか使ったことないというふうなかたちでした。ですので本当に図工室についてはエアコン設置が必要なのかというふうに疑問に思います。ですので例えばこれ3千万円で4か所、設計費入れると1か所750万円から800万円になると思いますが、今挙げていただいた修繕費で今後やりたいところ電気LED化とかその辺り一般財源使うのであればLED化それから廊下が傷んでいるところ若しくは昔バスケットボールも改修が上がっていましたよね。そういったものに充てていただくようなかたちで回すといかがでしょうかというところですがどうでしょうか。
- 教育委員会事務局長(久野由美君) 図工室につきましてはそのような状況になっているということでもう一度確認したいと思います。学校のほうからの要望では今のこの酷暑の中で学習環境の低下となっているということで「この4教室を是非」ということで何年か持ち越しながら今回挙げさせていただいたものなので、是非お願いしたいと思っています。
- 1番(江藤理一郎君) はい、利用状況を調べてください。
- 委員長(穴見まち子君) 2時になりましたので休憩したいと思います。2時10分からお願いします。

(午後2時00分)

委員長(穴見まち子君) それでは、始めたいと思います。

(午後2時09分)

委員長(穴見まち子君) 92ページ以降は、100ページまでいきたいと思いますがどうですか。 副委員長(児玉智博君) 教職員賃貸住宅家賃補助金ということで60万円出ています。調書には 小国町立小中学校に在籍する教職員及び事務職員というふうになっていますけど、教職員という 言うと教員及び事務職員ではなくて教職員というふうになっていますけど、教職員の定義を教え てください。

学校教育係長(中島こず恵君) 教職員の定義を申し上げます。小国町教職員の賃貸住宅家賃補助金交付要綱の目的としまして、小国町立小中学校に在籍する教職員及び事務職員以下教職員というということで定めております。よって教職員ということでうたっております。

副委員長(児玉智博君) それは講師を含むということで理解しますけれども。つまりそうであれば会計年度任用職員なんかで町が雇用している人は含まれないものと理解します。もともと小国町民の方で会計年度任用職員として採用された人はもらえないのだろうなというふうに思います。その上でもうほとんどが県費で採用された人たちになってくると思うのです。本会議のときに確認しましたら住宅手当で家賃が幾らのところに住んでいるかとかでまた変わってくるということでしたけれども、上限額では2万8千円までが県費で住宅補助として教員の方たちは受け取れているということでした。また準へき地手当ということで高校の先生はもうなくなっているというふうに聞きましたけれども、小中学校の先生では給料の1%相当額が手当としてもう既にもらっているわけです。それをわざわざ月額で1万円上乗せしたからといって果たして本当に意味があるのだろうかというふうに思うわけですが、実際「これが1万円もらえるなら、だったら通勤をやめて住みます」という先生が何人いらっしゃったのですか。

教育委員会事務局長(久野由美君) はい、お答えします。

1万円上乗せした場合ということでのお尋ねは今のところまだしていないので先生方の御意見は伺っておりません。これから令和7年度やってみてからのことだと思います。町内に居住することを促進するためにこのようにしたいと思っております。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 実際もう利用されてなかった古くは平成30年度から利用者がいなかったところが二つとあと令和3年度以降ここ4年間利用されてなかった教職員住宅を廃止する引換えに今から1万円出し始めたらずっと出さないといけなくなるわけです。未来永劫。食材費が高くなったからといって子どもたちが日々食べる学校給食の値段を100円引上げるでしょう。こんなに出したところで「本当にありがとうございました」と思われるかどうかも分からないようなお金の出し方をするぐらいなら、せめて無償化しないのであれば100円の引上げぐらいやめるほうにお金を使ったほうがいいと思いますけれども、そっちのほうがよっぽど正しいお金の使

い方とは思われないですか。

町長 (渡邉誠次君) はい、議長。

副委員長(児玉智博君) 町長ではなくて教育部局に聞いているのだから。

町長(渡邉誠次君) 財源の話ですので私のほうからも言わせていただければなというふうに思いますが。教職員住宅を二つなくしたといった部分はありますが、できるだけたくさんの教職員の方に住んでいただきたいという手当の部分で1万円というところであります。その部分ではたくさん住まれたときにはそれだけ魅力ある住宅といいますかそういったのがたくさんできれば後には1万円は要らなくなる可能性はあります。しかしながらその部分を給食費に使うとかいう話は全然別の話でございますので、それは別個に考えたほうが私はいいのではないかなと思っています。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 財源の話と言われたのでこの60万円に特別な交付金か何かがあります という話があるのかなと思ったら、そうではなかったのでちょっと残念でした。

それで次の質問に入ります。まず修学旅行の教育的な意義、目的を説明してください。

- 教育長(村上悦郎君) それでは修学旅行の意義ということで行く場所等によってもまた変わって くるものもあるかとは思いますが、訪ねるところの歴史であるとか文化であるとかそういった勉 強です。また自分たちはどういう意義でそこに行くのかというのを事前に学習してそれから訪ね ると。そして自分たちのテーマがあればテーマについて学ぶ。そしてまた帰ってきて、とかいう ようなところで目的を持って集団でということで。中学校の場合は2年生が行くことが多いので すが。まだまだたくさんあると思うのですがそういったところが一番かなと思います。
- 副委員長(児玉智博君) 学習指導要領では「旅行・集団宿泊的行事/平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること」というふうに定めてあるわけです。この学習指導要領で言う「公衆道徳」ということを言えば国が違えば道徳というのは変わってくると思います。日本人が義務教育で通う中学校です。まずは日本の道徳を学ぶことが優先されるべきであると思いますが、そこはどのように理解するかということと、もうすでに保護者などの間では「中学校の修学旅行の行き先は台湾に決まった」というふうに理解されているというふうに聞いています。 PTA総会の後に今度2学年に上がる生徒にそういうふうに説明をされたと聞いていますので。それを決定するプロセスがどうであったかと。「台湾に行きたい」という生徒や保護者の要求が出てそれに応えて町が「そうしましょうか」というふうになったのであれば別に台湾に修学旅行に行くことそのものは別に悪いことだとは思いません。ただそれを決めるプロセスがどういうプロセスで決まったのかと。保護者からのそういう意見もなくただ「いやもう台湾に行きますよ」というふうに通達したというのであれば非常に民主的ではな

いような気がしますし、公衆道徳を学ぶと学習指導要領に定めてあるのですからそれは外国の公 衆道徳を学ぶのも大事かもしれないけど、義務教育期間は日本の公衆道徳を学んでもらうという ことが必要になってくるのではないかと思いますが、どういうプロセスでこういう状況になって いるのか御説明ください。

- 教育長(村上悦郎君) 今、「修学旅行が台湾に決まっている」というふうにおっしゃいましたが、決まっていません。教育委員会が「台湾に行ってください」と言ったわけでもありません。そこはお間違えの無いようお願いしたいです。ただ「台湾に行くならば応援しますよ」ということは強く言いました。ですからプロセスというのは修学旅行というのは子ども、学校、先生方、保護者、皆さんの総意でどこにということを決定するものだと思いますので、どこに行くというところは選択肢の一つとして教育委員会としては「台湾もいいですよ」、「台湾に行くならば」というところでお話をしました。現在は丁寧な説明が足りなかったというところで今児玉議員が言われるような御意見が保護者から出たと思います。今、学校のほうではアンケートをとられます。そしてまた学校の職員同士での方針確認をと。そして保護者会を開いてその場で「台湾に行くのか」「どこのところに行くのか」というのは決定するということですので、あくまでも子ども、保護者、職員の意思でということになっています。
- 副委員長(児玉智博君) 先ほどは町長が「私が線を引いたから」って何か言われていたのでちょっと心配したのですけど、そういう答弁を聞いてひとまず安心しました。県立高校では結構台湾なんかに修学旅行に行っているところもあるわけです。県立高校の対応を聞いてみますと「旅行先でもし何かあったときには、保護者の方が台湾まで迎えに来ていただかないといけませんから」ということでもちろん子どもはパスポートを作るわけですけど、一緒に保護者の人にもパスポートがなければ作ってくれという対応をされているそうであります。まだ決まってないことですので仮定の話でありますが、台湾に修学旅行をするようになった場合、旅行先で小国中学校の生徒が病気したりちょっと事故に遭った場合なんかは、引率している先生が責任持って連れて帰るわけではなくて、保護者が台湾まで迎えに行かなければならなくなるのですか。今パスポートの保有率というのは非常に少なくなっているということで、朝の番組で言っていたのです。保護者の多くはパスポートを持ってないと思いますが、パスポート発給申請手数料、これは修学旅行費補助金の中で保護者分のパスポート発給申請手数料も見てくれるのですか。
- 教育長(村上悦郎君) それは考えていませんでした。今言われましたように高校も多くのところ 翔陽高校1年生300人、北高校は2年生、大津高校1年生、東陵高校国際コース等たくさんの ところが行っております。そういったケアをしないといけないところも今から考えていくような こともたくさん出てくるかとは思いますが、今のところでは「子どもたちのは」ということで 「病気があったら大使館に」とか「これまでの旅行業者さんでも」というところの確認しかして いませんでした。「迎えに来てもらう」とかそういったところは検討しておりませんでした。ま

たそのほかにもあるかもしれませんけど。もし行くようになればもちろん安心していただけるようなところを考えなければならないとは思っております。

副委員長(児玉智博君) 続いて、その下段になります中学校制服購入補助金200万円についてです。物価高騰なんかがあっていますけれども制服の単価というのは変わっていませんか。この20万円の積算はどのようにされたのか2点教えてください。

学校教育係長(中島こず恵君) お答えいたします。

中学校制服購入補助金としまして、小国町からの補助として1万円とまた来年度も寄附を見込めるというところで3万円合わせて4万円の50人として予算計上させていただいております。 以上です。

副委員長(児玉智博君) 今の制服の単価は、夏服、冬服どうなっていますか。

学校教育係長(中島こず恵君) すみません、今ちょっと手元に単価の資料がございませんので、 後でお答えさせていただきたいと思います。

委員長(穴見まち子君) 100ページ目ですけど何かありますか。

副委員長(児玉智博君) 就学援助費について、まとめて聞きます。小学校と中学校のそれぞれ次 年度の人数を御説明ください。

学校教育係長(中島こず恵君) お答えいたします。

それぞれに申し上げたほうがよろしいでしょうか。

副委員長(児玉智博君) そうでうね。

学校教育係長(中島こず恵君) はい。学用品費就学援助費として、第1年生が5人です。その他の学年が39人を予定しております。次に新入学児童生徒学用品費就学援助費についての人数は5人です。医療費は10人です。修学旅行費6人です。校外活動費15人です。給食費49人です。入学準備金は8人です。

中学校を申し上げます。学用品費就学援助費が、第1学年が2人です。その他の学年が17人です。新入学児童生徒学用品費が2名です。医療費が6人です。修学旅行費が7名です。校外活動費が11名です。給食費が1、2年生が17人で3年生が11人、合わせて28人です。入学準備金が6人です。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 中学校費の防犯カメラリース料というのが今年度から出るという御説明 でありましたけれども、これはどこにカメラを取り付けるのでしょうか。

学校教育係長(中島こず恵君) 防犯カメラのリース料につきましては、寄宿舎のほうに設置を計画しております。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 説明はそうでしたけど、寄宿舎のどこに取り付けるのですか。

- 学校教育係長(中島こず恵君) 設置場所は、表は男子寮の昇降口の入り口のところで、もう1か 所は裏側になりますけれども女子の浴室近くのところに2か所設置する予定でおります。
- 1番(江藤理一郎君) 同じく防犯カメラリース料ですが、こちらについては確か昨年議長が言われてあそこに行く道も暗いので、それでカメラを付けるといいのではないかと。子供が夜、寮に行くまでの椋子原のあそこが暗いし狭いのでそういう意図で言われたのではないかなと僕は記憶しているのですけれども、まずそこがどうだったのか。それともう一つが中学校の寮に通う保護者の方々から聞くのが「そこまでの道が狭い」と。今はちょうど工事しているので鉄板などを敷いているので離合が何とかできる状況であるけれども、工事が終わったら鉄板が撤去されて若い保護者の方ならいいけれども、夜、じいちゃん、ばあちゃんが送り迎えするときタイヤが側溝にはまり込んだりとかする危険もあったり、反対側はがけですよね。非常に危ないので「その辺り非常に心配です」と。「どうにか道幅を広くする若しくは向こう側から車が来ているかどうかが分かるような仕組みができませんか」というような御相談をいただいております。これについても何か検討されていますか。
- 教育委員会事務局長(久野由美君) 「暗いので」という点につきましては街路灯を幾つか付けているのですけれども、明々とまではないのですけれども余りにも明る過ぎると作物への影響があるというのは聞いております。そして道路につきましては建設課のほうと何度も協議をしてもらって検討はもうずっとしているところではありますが、今のところ現状といったところです。
- 委員長(穴見まち子君) ほかにはありませんか。106ページまでです。何かありますか。
- 教育長(村上悦郎君) 中学校の修学旅行の件で「何かあれば大使館等」というお話をしました。 台湾には日本大使館はありませんで在外公館の代わりをするのが公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所と、民間のほうでは台北駐日経済文化代表処というところが法人のトラブル、何かあ ったときの相談所というところで出ております。すみません、訂正でした。
- 1番(江藤理一郎君) 坂本善三美術館費なのかなと分からないのでお尋ねします。夏休みに中学校1年生か2年生どちらかだと思うのですけれども、美術館に行って坂本善三さんのことだったりとかを学ぶ機会があると思うのですが、夏休み中にやる目的と子どもたちへの狙いとそれから参加の人数というのがどのくらいかというのを教えていただけますか。
- 文化振興係長(山下弘子君) お答えいたします。

中学1年生に毎年夏休みに鑑賞教室を行っておりますが、まず参加人数で言いますと7年生全員参加してもらうようにしています。小学校は1年生から6年生まで毎年全員の鑑賞教室を開催しておりますが、中学校でも継続できるように7年生まで美術館の事業として開催しております。ただ小学校のように授業で訪れるというのはなかなか時間をとるのが難しいために、以前から夏休みの宿題として美術館に行くという宿題を出される先生が多かったのですが、その機会を利用して「それだったら私たちのほうでそれを引き受ける」というつもりで、7年生を対象にした鑑

賞教室を毎年夏休みに行っています。小学校1年生から7年生まで7年間連続して地域の文化に触れ、自分たちの思ったことを表現する機会が継続されているということは全国でも例のない事業だと思うのですけれども、それも学校の御理解と御協力によって成り立っているものだと思っております。

以上です。

- 1番(江藤理一郎君) 期間内では授業の関係もあってなかなか行くのが難しいから夏休みにせざるを得なかったということですね。夏休みだとスクールバスが出ないのです確か。全員参加なので親が送り迎えしないといけない。しかも平日の時間が確か9時からとか10時からと終わるのがお昼頃終わるので「送迎が非常に大変だ」という保護者の声を聞いております。ですので夏休みに保護者が休んで送迎をさせてというようなことをわざわざしなければいけないのか。ほかの日程でできないのか学校の中でも調整していただいて、美術館に行くことが目的であれば学校の授業内でどうにか調整する。若しくは山下さんとかが学校のほうに来ていただいて、例えば今は電子黒板とかあるのでそういったものでいろんなものを見せていって。しかし学校の教室でするにしても夏休みは送迎しないといけないですね。ですのでそういった工夫というのは必要かなと思いますし、1年生だけにすると翌年度がまた新しい1年生で、毎年3年までやるならその2年生の親が「これは送迎大変だから」という声がどんどん出てくると思うのですけど、これが隠れているのが1年生だけにやっているのでもう次の年しないのです。だから送迎の問題が出てこないのですけど。ちょっとそういうかたちで何か工夫をしていただけるようにできるといいなと思いますがいかがでしょう。
- 文化振興係長(山下弘子君) 確かに送迎問題で学校から保護者の方に依頼していただいて送迎を お願いするようにしておりますけれども、実際どうしても難しくて来られなかった生徒さんとか もいらっしゃいます。ただそれが授業中に可能かどうかとかそういうことは学校と話してみない と分からないところなので、なるだけ負担のないかたちでできる方法がないか検討してみたいと 思います。
- 1番(江藤理一郎君) 同じく多分美術館費だと思うのですけれども、昨年かな町長のほうからも アートフェスティバルですかね小国美術祭。そちらの話があったと思います。それがいつ頃行わ れて、どこの予算で使われるようになっているのか教えていただけますか。
- 文化振興係長(山下弘子君) 昨年の6月にも報告させていただきました。芸術祭を来年度、今年の10月に開催するようにしています。タイトルは「小さな国10月」という芸術祭なのですが、10月の1か月、10月4日から11月3日まで開催する予定にしています。それがちょうど坂本善三美術館の開館30周年展と時期を同じくしておりますので同時に共催協力し合って開催するのですが、予算としては町の予算としては美術館の30周年展として予算を組まれています。芸術祭自体の予算は芸術祭の実行委員会が負担しておりまして、そちらのほうに町のお金が出て

いるというわけではありません。 以上です。

- 副委員長(児玉智博君) 私も美術館のことでいつか1回聞いてみたかったのですけど。なかなか自前で美術館を抱えている自治体というのは少ないと思うのです。直島町に議員で視察に行った先には地中美術館というのがあったのですけど、それは町営ではなくて民間が造った美術館だということでした。そこで質問なのは先ほど来小国高校には支援補助金を出したり、みらい留学事業補助金を出したりいろいろしているのですけど、少しさっきも芸術の授業の教科書の話もしましたけどせっかく美術館を抱えている小国町にある高校なのに芸術の授業は書道と音楽だけで美術がないのです。魅力というのはゼロから魅力をつくるというのも一つの方法だけど、あるものを生かした魅力づくりいうのが必要だと思うのです。坂本善三美術館が協力をして高校の事業に美術もだから三つから選択できるように考えたこととかはないですか。それとか高校から相談があったこととかはないでしょうか。
- 文化振興係長(山下弘子君) 確かに高校には美術の授業がある時期からなくなりまして、ただそれに関して美術館に「授業をしてほしい」というような話が高校からあったことはありません。ただ私たちとしても町にある唯一の高校なので何とか活動が一緒に継続できるようなことが。小・中学校密接な関係にありますので、高校でも密接な関係をつくれるといいなと思っています。現状でやっていることといえば美術館がやっております小国美術部という活動で小国高校の子も入れるようにしています。あと折に触れて展覧会のときに高校と一緒に活動するようなことは行っておりますけれども、授業ができれば望ましいですがそこは簡単ではないかなと思っています。以上です。
- 副委員長(児玉智博君) はい、分かりました。大津高校に美術コースがあってそっちのほうに進 学する子も中学生の中から何人か今までもいたと思うのですけど、美術コースとまではいかなく てもせめて週2回2年間ですけど2単位の美術の授業が小国高校でもできれば、それが一つの魅 力化にもつながるのではないかと思いますので、そこはいろいろ教育委員会全体でも考えていた だければと思います。
 - 98ページの人権同和教育連絡協議会とかの三つの団体に同和教育関係の負担金及び補助金が出ておりますけれども、文字どおり「同和」と書いてあるのは二つですけれどもそれ以外にも人権関係のところでここで扱っている人権のテーマというのはどういうものがあるのでしょうか。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) まず市町村人権同和教育連絡協議会負担金というものがございます。こちらにつきましては熊本県内の旧同和地区を有する市町村が加入している団体であります。中身としましては市町村間の情報交換、連絡調整、調査研究等を行っております。それから次の小国郷人権教育研究協議会補助金です。こちらにつきましては小国町と南小国町の人権同和教育の推進を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別の早期解消に向け、正しい理解と

実践についての研究協議を行う機関です。事業内容としましては、人権教育担当者会。これは令和5年度の実績でございますけれども担当者会が年7回、人権作文集の編集委員会が3回、それから代表者の研修会が1回、総会講演会1回、開催しております。それと学校のほうでは授業研究会それから実践報告会。それと夏季研修も1回開催しております。最後の小国地区人権教育推進協議会補助金になります。こちらにつきまして構成団体としては、小国郷の住民と小国郷の在勤者で構成された協議会です。内容としましては、小国郷の具体的な実践をもとに部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための人権教育、人権啓発推進を行っております。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 阿蘇郡市も教えてください。

教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 阿蘇郡市人権同和教育研究連絡協議会負担金18万円ですけれども、こちらにつきましては阿蘇管内の市町村が加入しております。主なものとしては、郡の人権同和教育研究大会が毎年8月の第1日曜日に行われておりまして、各学校の授業研究会とか実践報告会辺りも郡の中で実施をしております。この部分につきましては、各市町村持ち回りで実施しているところになります。

以上です。

- 副委員長(児玉智博君) 分かったことと言えばどれもいまだに同和のことばかりやっているのかというような気がしましたけど。先ほど就学前には福田病院の助産師だったか保健師が来て講演を聞いたとか、それはなかなかいいことをしているなと。そういう病児保育の実際の保護者の人の話を聞いたりとか大事なことをしているなと思ったのですけど。これはもう同和以外のことでは人権の学習なんかはやっていないのですか。
- 教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 「部落問題をはじめとする」ですので、あらゆるもちろん 女性問題、障害者の人権に関わることとか全てもちろん学ぶ機会を提供するというところにはなっているかと思います。
- 副委員長(児玉智博君) 先ほどの説明の中でいまいち分からなかったので確認なのですけれども、 105ページ、給食センター費、賄材料費の部分で結局材料が高騰していると。物価が上がった 分の補てんを幾ら分か高騰費の中から町費でも高騰がそのまま給食費負担にならないような手当 てもされているということでした。その上で100円の値上げもするということでしたけれども、 その辺の1万771円の負担というようなのも説明もありましたけれどももう一度ちょっと教え てもらっていいですか。
- 教育委員会事務局長(久野由美君) 物価高騰につきましてはもう皆さん御存じのとおりで、いろいるなものが値上げしている状況です。令和6年度4月1日から11月までの賄材料費の合計が2千62万1千145円なのですが、令和5年度の同時期と比べると134万2千283円の増となっております。ちなみに米は10キロ当たり405円の増、パンは食パン130グラムで2.

7円の増、牛乳は1本当たり4.3円の増。この3品目で73万2千510円の増となっております。そのほかの食材も野菜の高騰や冷凍食品など増大しているところです。それで昨年度の学校給食の運営委員会でもこの給食費の検討はいたしました。昨年度時点で1人当たり700円上げないと賄材料費を給食費で賄うことはできないという状況でした。それで今年度蓋を開けてみると700円では収まらず、もう一度補正をお願いしたところで1人当たりが1千円を超したところです。今現在米につきましては10月辺りにもう一度値上げもあったのですけれども、学校給食会のほうで見ていただいて据え置いていただいているところです。もうその分も来年度は上がるというお話をいただいています。そういった中で今の時点で1千100円というところではありますが、どれだけ上がるのかというのは生活者としても見通しが立たないような状況であります。そこで今年度学校給食の運営委員会のほうで2回開いて検討したのですけれども、一度に給食を上げて給食費は給食費として適正な価格。そしてこちらの補助する分は補助するとしてまた別の話としてするのかという考えもありましたが、今回は賄材料費のほうで足りない分をお願いして適正な給食費とするために100円を増額ということにいたしました。

以上です。

- 副委員長(児玉智博君) ですから現在の状況から見れば1千100円上げないとこの材料費が賄えないと。そういう中で1人当たり1千円を補助するかたちで100円の引上げに収めたという理解でよいのでしょうか。ただ、さっき1人当たり700円だったとか現在それが1千100円とか言っているけれども、小学校、中学校でそれぞれ違いますよね。1人当たりではなくて小学生で幾ら中学生で幾らとかいうところまでちょっと教えていただければと思います。
- 教育委員会事務局長(久野由美君) 月額で言いますと小学校は4千円で1回の給食費が237円。 中学校のほうが今4千600円で1食当たりが273円。そこを今回100円ずつ値上げさせて いただいてそれぞれ1食当たりを6円ずつ上げるということにしております。小学校が1食当た り243円、中学校が279円というところで令和7年度はいきたいと思っております。
- 副委員長(児玉智博君) 最後に確認です。1食当たり小学校は243円、中学校であれば279 円ずついただけば物価高騰分はそれでペイできるということですか。だから本来の値段と差額。
- 教育委員会事務局長(久野由美君) それぞれで1千100円というところで足すと小学校が5千100円、中学校が5千700円が今の時点の計算となります。
- 副委員長(児玉智博君) 前の値段から言えば中学校4千600円小学校4千円で600円の差が あったわけですよね。今の説明だと中学校5千700円、小学校5千100円ということでこれ も600円の差です。引上げ率が違うのではないですか。それちょっとおかしくないですか。
- 教育委員会事務局長(久野由美君) もともとの給食を配っていますけれどもその中で例えば牛乳 だったら1本ずつ、若干の継ぐ量が増えたりはありますけれども魚の数が実際一つ増えるとかそ ういったことで基本的な金額の部分が上がるというふうに捉えていただけたらと思います。

- 3番(髙村祝次君) 中学校の生徒数が減っている関係上、部活というか社会スポーツクラブとかいうようなことで小国中学校独自で個人戦はともかく団体でできるスポーツは幾つあるのですか。 教育委員会事務局長(久野由美君) 今、学校部活動と地域クラブで行っておりますが、男子バスケット、ホッケー、男子ソフトテニス、陸上、文科系も入れるなら吹奏楽です。
- 3番(髙村祝次君) バスケットボール協会と書いてありますけれども、これは結局男子だけは団体でできるわけですか。人数がいるわけですか。ここもいないのでしょうバスケット。

教育長(村上悦郎君) 男子バスケット部はおります。5人。

3番(髙村祝次君) そうですか。

教育長(村上悦郎君) はい。皆さんにも説明が十分できていないと思うのですが、地域クラブへの移行ということで単独のところ、学校部活動、社会人がする地域クラブ。今過渡期ですので一度きちんとしたかたちで説明が要るかなと思うのですが、大変人数が少なくなってきて学校の先生方から地域の方々に指導を移すというところでここで指導者謝礼とかもみていただいています。学校の先生も地域の方々もと。そういったかたちで一度またきちんとしたかたちで説明しなければならないなと思います。今過渡期ということで学校も国も。また熊本市は単独でほかの市町村が困ったりするようなことがあるのですが、いろいろ地域の方に今助けてもらってとにかく子どもたちの部活動の場をというところで確保しているところであります。

以上です。

3番(髙村祝次君) 小国だけの問題ではないですけれども、どこの地区も子どもの数が減って部活ができない、いろんなスポーツができないという時代になっております。子供にはできる限りやりたいという人には町からも支援をして個人でできるのはテニスとか卓球とかバドミントンとかは個人でできると思いますけど、バスケットとかバレーボールとか野球とかいうのはなかなか団体でないとできないからそういう人は野球だったら大津辺りまで行くとかしないとクラブに入れないとか非常にかわいそうな時代になってきたなというふうに思っております。できる部活は町からもしっかり応援してやってもらいたいと思います。

委員長(穴見まち子君) 質疑漏れはないでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) それでは、休憩をしたいと思います。3時15時から歳出が終わりましたので、歳入に入りたいと思います。

(午後3時05分)

委員長(穴見まち子君) それでは、始めたいと思います。

(午後3時15分)

委員長(穴見まち子君) 歳入に入ります。

学校教育係長(中島こず恵君) 先ほど児玉議員のほうから御質問がございました小国中学校の制

服の金額の比較なのですけれども今年度と来年度の制服等の金額につきましては金額は変更がございません。幾らか申し上げたほうがいいですか。ブレザーとかも2種類等がございまして、それぞれに申し上げたほうがよろしいでしょうか。合計額でよろしいですか。

冬服から申し上げます。小国高校兼用のブレザーが2万3千100円。もう1種類が2万900円。冬のスラックスが1万3千200円。もう一方のスラックスが同じく1万3千200円。冬のスカートが1万4千850円。長袖のニットシャツが3千850円。長袖のニットブラウスが3千850円。ネクタイ2千200円。リボン2千200円。セーターのマーク入りが4千730円です。以上が冬服です。

夏服が半袖のニットシャツが3千740円。半袖のニットブラウスが3千740円。夏のスラックスが1万2千100円。夏のスラックスの別の型が1万2千100円。夏のスカートが1万3千860円になっております。

以上です。

委員長(穴見まち子君) それでは、歳入に行きたいと思います。

14ページの民生費負担金、老人ホーム入所者負担金から20ページまでいきたいと思います。 副委員長(児玉智博君) 保育料負担金(現年度分)が840万円です。これは3歳以降の子ども の数が掛け合わされていると思いますけれども何名分になりますか。

保育総務係長(宇都宮健治君) 3歳未満で計算しております。これは令和6年の3月の数字で出 しておりますけれども、保育料が33名、副食費が69名というところで計算しております。 以上です。

- 副委員長(児玉智博君) まず19ページの国庫支出金の基礎年金市町村事務委託金です。今、基 礎年金を受給している方の数は何名か分かりますか。
- 福祉係長(北里仁尋君) すみません。受給者等の把握はできておりません。 以上です。
- 副委員長(児玉智博君) 同じページ、一番下段の未就学児均等割保険料負担金(国保)です。これは何名分の補助になるでしょうか。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 未就学児の人数ですが17名になっております。 以上です。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 申し訳ございません。訂正させていただきます。27世帯の44人です。 申し訳ありません。
- 委員長(穴見まち子君) 22ページまで。

次に25ページ。

副委員長(児玉智博君) 奨学金貸付金元金収入ということで27万円の返還があることが予想されていると思います。これは何名の方から1人当たり幾らぐらいになりますか。1人当たりの値

段にすると。

教育委員会事務局次長(後藤栄二君) この27万円につきましては、1名の方が償還する部分に なります。

副委員長(児玉智博君) 結構ニーズとしてはほかの奨学金制度を利用されたりとかいうのもある ので少ないのではないかなと思います。給付制奨学金の検討とかは町独自ではされませんか。

教育委員会事務局長(久野由美君) 給付制につきましては、検討しておりません。 以上です。

委員長(穴見まち子君) それでは27ページ。

副委員長(児玉智博君) 中学校寄宿舎宿泊負担費ということで、これは中学生だけの値段でこの 予算になるのですか。それとも3名分は修学支援か何かで高校生のあれも出ていましたけれども、 それも含んでの255万2千円ですか。

学校教育係長(中島こず恵君) お答えいたします。

ここに計上しておりますのは中学校の生徒の分のみです。それと舎監。失礼いたしました。訂 正いたします。中学校寄宿舎宿泊負担費につきましては、中学生、舎監、高校生の負担費が計上 されております。それぞれに申し上げたほうがよろしいでしょうか。

副委員長(児玉智博君) お願いします。

以上です。

学校教育係長(中島こず恵君) 中学生が3千800円の11か月の23名、舎監が4千800円 掛ける11か月の2名、高校生が4万5千円の11か月の3名となっております。

委員長(穴見まち子君) ほかにありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) それでは、一般会計の歳入が終了いたしました。質疑漏れはないでしょ うか。

副委員長(児玉智博君) すみません、1問だけ聞かせてください。小学校の学級数の将来予測とかいうのはつきますか。

教育委員会事務局長(久野由美君) お答えします。

小学校の令和7年度が特別支援学級はカウントしておりませんが11学級、令和8年度がまた元に戻って12学級、令和9年度が1減って11学級、4年後の令和10年が同じく11学級、5年後の令和11年が10学級、6年後の令和12年が9学級と見込んでおります。

委員長(穴見まち子君) ほかに質疑はないでしょうか。

6番(松崎俊一君) 教育関係ですけど部落問題ほかあらゆる差別をなくすという観点から人権の 啓発それから人権教育です。今年したから来年しなくていいというふうには私は思っておりませ ん。ですから社会の変化とともに新たな事件事象辺りがあって毎年毎年、毎回毎回、地道にやら なければいけないというふうには思っております。これは戦争してはいけないとかいう教育も現実的に同じようなことだと思って、ウクライナでもガザでもそれから至るところで行われております紛争なり人権侵害そういうとこがあると思いますが、人権の教育これ社会教育と学校教育のほうであると思いますけど、どの部署がどのような方向、方々に行っているのかを教えてください。

教育委員会事務局次長(後藤栄二君) 学校教育の中も予算書にもあります小国郷人権教育研究協議会という中に学校部会というのもあります。この中で授業研究会をしたり各先生方のレポート報告という実践報告をしたりするところで教養を高めているところ。郡人教辺りもそういった地域の各市町村のレポートが選ばれて、またそういった大会につながっていくようなかたちになっております。社会教育部分の啓発につきましては、この同じ小国郷人権教育研究協議会の総会時に講演会を開いておりまして、その部分については町民に文字放送なり放送で周知して参加を呼びかけているところです。

委員長(穴見まち子君) ほかに質疑漏れはないでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

副委員長(児玉智博君) それでは、令和7年度の小国町一般会計予算の本委員会に付託された部分に対する反対の立場からの討論を行います。

余り長く言ってもあれですけれども、一番おかしいなと思う部分についての討論を行います。 小学校のエアコン設置の部分です。特別教室4か所、音楽室、理科室、家庭科室、図工室という部分について、その必要性という部分。どれぐらい使用頻度があるかというところで同僚議員からの指摘で、現在図工室が物置のような状態になっていて、小学校6年間で1回ぐらい物を取りに行く程度にしか利用したことがないという児童の意見もあるということでありました。 本当にその必要性を考えたときに「前から言われていた問題で今から付けるのだ」と。物置のような状態になっているのが、本当に暑くて使えないから物置のような状態になっているのか。そこにエアコンが付けば実際に使うのかという部分の聞き取りなんかも十分にできていない中で、実際どれぐらいの頻度で使われているかという説明もありませんでした。 私最後に学級数の将来予測ということで聞きましたけれども、来年度令和7年度は現在12クラスあるのが11クラスになって1クラス減るわけです。 普通教室が一つ空くわけです。しかし翌年度には12クラスに戻るけれども、その翌年にはまた一つ空いて、令和11年度は10クラス、今よりも2クラス減るわけです。 更にその次令和12年度は9クラスで今よりも三つ減るわけではないですか。そう考えたときに令和9年度以降は空いた普通教室を図工室として使うこともできるわけですよね。そう

いうふうになればどうしても今この四つの教室にエアコン付けないといけないのかと。将来的に それを付けたところで本当に冷たい涼しい風を送り続けるのかと。もう使われないのではないか というような気もするわけです。十分な検討がされないままもうずっと前から出ている要望を今 頃やったところで、本当にそれが生きた予算となるのか私は疑問に感じます。これがまず大きな 反対する理由ですので、これを述べまして討論を終わりたいと思います。そのほかの点につきま しては、また本会議で続きは行いたいと思います。

委員長(穴見まち子君) ほかに討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきとすること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(穴見まち子君) 挙手多数であります。

よって、議案第18号は可決すべきとされました。

次に、議案第19号、議案第20号、議案第21号については、一括して議題といたします。 執行部より説明があればお願いします。なお、10日の本会議で各所管に属する特別会計の当 初予算について説明を受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料 があれば配付をお願いします。

福祉課長(宮崎智幸君) それでは、福祉課のほうから三つの特別会計について説明いたします。 先般の本会議のときに各特別会計予算の概略説明を行わせていただきましたので、本日は各特別 会計の予算総額についての報告を説明にかえさせていただきたいというふうに思います。特別会 計予算書を御覧ください。

まず始めに、国民健康保険特別会計予算です。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は9億8千352万4千円でございます。対前年度比で1億4千139万8千円、約12.6%の減額となっております。

続きまして、介護保険特別会計の予算です。

予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は10億7千45 9万7千円でございます。対前年度比で3千361万8千円、約3%の減額となっております。 続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算です。

予算書の44ページ、45ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額は1億6千450万1 千円でございます。対前年度比で878万6千円、5.6%の増額となっております。

福祉課が所管しております特別会計予算の説明は以上でございます。なお、お配りしておりま

- す福祉課資料 (2-1) それから資料 (3) の被保険者数等の資料も併せて御覧いただきたいと思います。御審議方よろしくお願いいたします。
- 委員長(穴見まち子君) これより議案第19号から議案第21号について質疑に入ります。なお 特別会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

始めに、国民健康保険特別会計予算について質疑はございませんか。

- 副委員長(児玉智博君) 17ページの人間ドック委託料300万円でありますが、これは40歳から75歳未満の人が人間ドックをするのを各病院とか実施機関に委託するものだと思いますが、これは何人分を委託することになりますか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 150名掛け2万円の委託料として組んでおります。
- 副委員長(児玉智博君) 2万円の助成というふうになると値段もどこの病院で受けるかとかにもよって異なってくるし、2日間かけて行うようなのをすればまたその分高くなるとは思うのですけれども、それでも多分どんなに安くても自己負担は補助がある2万円以上のものになってくると思うのです。基本的にオプションなんかで付けるとCT画像診断なんかもしたりとかあと脳ドックとかあると思うのですけれども、そういったCT画像診断とかの有用性はどのように町としては考えますか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 町が行うがん検診、基本健診と違って人間ドックは個人の任意の 検診として受けられるものでありますので、個人のレベルで利益と不利益のバランスを判断して 受けていただくものになるかと思います。答えになっているか分かりませんけれども以上です。
- 副委員長(児玉智博君) 有用性ですね。がんとかあるいは脳梗塞、脳が詰まっていますねとかというのが発見される可能性があるから「本当に有効なものだ」と町は考えるのか、それとも「それをしたところで普通の特定健診を受けていれば大丈夫ですよ」と考えられるのかをちょっとお尋ねしたところなのですけれども。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 衛生費のところで御説明したことと繰り返しになるかもしれませんが、町で行う特定健診とがん検診。町で行うがん検診は国の指針に基づいた有効性の確立したがん検診を実施しておりますので、五つのがん検診のみに限られております。もっと検診としてはたくさんあるのではないかとも思いますが、公費を投入して行うには有効性の確立したがん検診を行う必要があるということで町の検診はその5がんに限らせていただいております。ですので個人の判断で受けられる人間ドックについては、いろんなオプションを付けられるのも個人の判断かと思っております。
- 副委員長(児玉智博君) それでは特定健診委託ということであります。特定健診とかこういった 人間ドックなんかで「この人はちょっと血圧が高過ぎる」とか「コレステロール値が高過ぎる」 とかいう人が特定保健指導という流れになっていくと思うのですけれども、それぞれの委託料で ありますけれどもこれは何名分が予算として17ページに出てきていますか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) 特定健診は年齢や検診に引っかかった項目に応じて積極的支援と 動機付け支援というふうに二つに分かれております。積極的支援については委託料が2万8千8 20円の50名分、動機付け支援については1万1千550円の75名分を計上しております。

副委員長(児玉智博君) 健診自体は何人ですか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) 特定健診委託料について御説明します。集団検診は、9千570 円から自己負担の1千円を引いて730名で計上しております。個別健診は、委託料が1万1千66円から自己負担の1千円を引いて50名で計上しております。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 分かりました。

それでは、同じ17ページに国保ヘルスアップ事業委託料というものも出てきているのですけれども、これは保健指導とはどういうふうに違うのですか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) これは特定健診の未受診者に対する主に受診勧奨代として計上しております。7月と11月の健診に合わせて2回通知を発送しております委託料になります。令和6年度の実績でいうと延べ1千342名に通知をしております。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 120万円というのは郵便代と印刷製本代というふうに考えればいいのですか。

福祉課課長補佐(髙村純子君) 受診勧奨のはがきの構成とかデザインと通知代になります。

委員長(穴見まち子君) いいですか。

副委員長(児玉智博君) 分かりました。

委員長(穴見まち子君) ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) 質疑がなければ、次に介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

副委員長(児玉智博君) 介護保険の保険給付費に関わって聞きますが、在宅介護、ホームヘルプ サービスであったりデイサービスを利用されている方、それから施設系の介護、入所している方 へのそれぞれの1人当たりの保険給付費というのは月にすると幾らぐらいになりますか。

委員長(穴見まち子君) 暫時休憩をいたします。

(午後3時46分)

委員長(穴見まち子君) 休憩前に引き続き行いたいと思います。

(午後3時57分)

委員長(穴見まち子君) 介護保険特別会計予算はちょっとお待ちください。

それから、後期高齢者特別会計予算について質疑ございませんか。

- 副委員長(児玉智博君) 後期高齢者医療の保険料は、次年度は何か改定はありますか。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 令和6年度と7年度は同じ率となります。

以上です。

- 副委員長(児玉智博君) 健康診査委託で75歳以上の方の業務が433万円組まれておりますけれども、これは何人分で予算化されていますか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 委託料が9千460円に自己負担の800円を引いて500名分で計上しております。

以上です。

- 副委員長(児玉智博君) 資料を事前にいただいておりました被保険者の数が令和7年1月末時点で1千615人ということでしたが、ただ75歳以上の方ですからいろんな症状の方がいるのでその半分以下の方が受診されると想定されての予算かと思いますが、大体これぐらいの人数の方は毎年受診されていますか。
- 福祉課課長補佐(髙村純子君) 令和6年度は暫定値になりますが444名の受診、令和5年度は 419名の受診があっております。

以上です。

- 1番(江藤理一郎君) 後期高齢者ですか。
- 委員長(穴見まち子君) そうです。
- 1番(江藤理一郎君) その前のものは戻って来られたので後期高齢が終わってからですか。通しでいいですか。
- 委員長(穴見まち子君) はい、通しで。後から聞かれるそうです。
- 1番(江藤理一郎君) 31ページの地域支援事業費の節の12委託料で元気クラブ送迎委託料と あります。元気クラブについてなんですけれども、それ以外に業者さんに委託されていると思い ますがその辺りの委託費などはどこに出てきますか。
- 福祉課課長補佐(永江直美君) 委託料の委託金額とかをお答えすればよろしいでしょうか。
- 1番(江藤理一郎君) はい。
- 福祉課課長補佐(永江直美君) 町内14か所で元気クラブを行っているのですけれども、その7 か所で送迎を実施しております。人件費は委託料として計上できませんので車両の保管代とか維持管理費というところで委託しております。大体1回当たり6千円の月18回の12か月分というところで129万6千円を計上しております。
- 1番(江藤理一郎君) 元気クラブはそれで。元気が出る学校、こちらについてはどちらに出てきますか。
- 福祉課課長補佐(永江直美君) 元気が出る学校ですけれども、30ページの通所型サービスC委 託料というところで計上させていただいております。通所型サービスCの業務の通称名が元気が

出る学校というところで運営しています。

- 1番(江藤理一郎君) では利用者数は何人になりますか。
- 福祉課課長補佐(永江直美君) 令和6年度の実績の見込みとしましては実数が38名です。延べ人数が大体1回当たり15人を定員としているのですけれども400人を見込んでおります。

すみません、先ほど児玉議員のほうから質問のあった受給者1人当たりの給付費についてお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。令和5年度の実績になります。施設サービスが1人当たり26万2千316円、居住系サービスが20万7千354円、在宅サービスの訪問看護が10万599円、訪問看護が3万3千32円、訪問リハビリテーションが3万3千891円、居宅療養管理指導が1万4千990円、通所介護が7万2千895円、地域密着型通所介護が9万6千155円、通所リハビリテーションが6万6千258円、短期入所生活介護が6万5千691円、短期入所療養介護が5万3千734円、福祉用具貸与が1万201円、特定福祉用具販売が2万8千110円、住宅改修が8万198円、認知症対応型通所介護が4万3千951円、小規模多機能型居宅介護が18万5千254円、介護予防支援居宅介護支援が1万2千701円となっております。

以上です。

- 副委員長(児玉智博君) 今おっしゃったのが保険給付費になるから 1 割の自己負担だから例えば最初に言われた 26万2 千円であればそその 1 割というと 2万6 千 200 円とかが自己負担になるのですか。
- 福祉課課長補佐(永江直美君) 給付費は本人様が負担していただいた分になりますので、1割の方、2割の方、3割の方、それぞれいらっしゃいます。
- 副委員長(児玉智博君) 1人当たりの給付費がそれであるならば大体所得がたくさんある人というのは少ないから、ほとんどの人は1割自己負担されていると思いますけれども、自己負担額が 大体どれぐらいかは分かりますか。
- 福祉課課長補佐(永江直美君) その方の介護度によってサービス、使う内容が変わってくると思いますし、その方が何回サービスを利用するかによっても変わってきますので、その辺りはちょっと把握できておりません。
- 福祉課長(宮崎智幸君) 自己負担の話になりますが基本的には給付費の1割を本人さんが負担するということになります。入所関係であればその1割の負担と更に食事代とかそういった部分が入ってきますので、もちろん今答弁ありましたように介護度によってそこは変わってきます。単純に入所系の施設に入った場合は特別養護老人ホームとかであれば月額でいきますと負担額が10万円近い数字になってきます。もちろん所得によって負担限度額の適用申請辺りが適用になれば10万円を切るような数字にもなったりします。8万円台であったりそれでも8万円とか9万円とかの数字になると思います。これはもう一概に人によって違いますから。ただそれ以外の訪

問介護であったりとかそういった部分については基本的には1割ということで認識していただけ ればいいかというふうに思います。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 今大体おっしゃっていただいたとおりかと思いますけれども、特別養護老人ホームとかになると個室か大部屋かというのでも大分値段が何万円か違ってくると思います。個室で8万円とかは生活保護並みの所得の人ではないとなかなか8万円とかにはならないのではないかなと。大部屋であればそれぐらいになるのかもしれないけどというふうには思います。その上で今後の要介護認定率がいただいた資料では要支援認定の人が2千844人中80人、要介護1から5の方が440人で介護認定率は18.3%ということで、認定されている人の数も減っているし認定率ともに下がっていっておりますけれども、将来的な予測としては大体これはもうずっと減少傾向になっていくというふうに考えていいですか。

福祉課課長補佐(永江直美君) 認定率につきましては、高齢人口の減少とともに認定者数が減少しています。それと平成29年に全ての市町村で実施が義務化された要介護認定を受けずとも、事業対象者として利用ができる介護予防日常生活事業を開始してから29年から少しずつ減少傾向が続いています。今後も高齢化率は上がっていくのですけれども高齢人口も減っていくというところで、認定者数は減少傾向が続くのではないかと思っています。

副委員長(児玉智博君) 最後に聞きます。高齢人口も減っていくけれども認定率も日常生活支援の介護予防の取組なんかもされている中で、元気なお年寄りも増えていけば、75歳以上の人口は42人増えているけれども介護が必要な方は減っていますのでそういう状況になると思うのですが、この傾向が続けばいずれかの段階で介護保険料なんかもそんなに上げなくていいような状況は見込めますか。

福祉課長(宮崎智幸君) 前年度に介護保険計画の見直しを行った際に介護保険料のほうも見直しを行って、1人の月当たりの保険料6千600円から6千300円に下げました。それは先ほどから言う認定者の数がもちろん減ってきたという部分、それは一般の介護予防であったり総合事業辺りが功を奏しているということが考えられると思います。そういった中で見直しを行ったときに保険料算定で計算をしていく中でそのときにも私答弁させていただいたのですが、今後3年間の計画になるのですが次の期第10期まではこの保険料を維持したかたちでこの介護保険の運営ができるという予測のもとでこういった保険料を決定しております。今の推移が続けば6年先ぐらいまでは据置きでも何とかなるのではないかなというふうに思っております。ただ高齢者人口も今だんだんもちろん減ってはくるのですが、一番団塊の世代の方々が今後また10年後とかになってくると85歳とかそういうふうになってくると、そこら辺りでまた介護を受けられる方も少し増えてくるのかなという予測まで立てた上での保険料の見込み、算定を行ったというような状況です。

以上です。

委員長(穴見まち子君) いいですか。

副委員長(児玉智博君) はい。

委員長(穴見まち子君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず初めに議案第19号、令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について、次に、議案第20号、令和7年度小国町介護保険特別会計予算について、次に、議案第21号、令和7年度 小国町後期高齢者医療特別会計予算について、討論はございませんか。

副委員長(児玉智博君) 一括してもいいですか。

委員長(穴見まち子君) 三つ一括して討論をお願いします。

副委員長(児玉智博君) 私は、各特別会計、国民健康保険特別会計予算、介護保険特別会計予算、 後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場からの討論をさせていただきます。

実際に次年度の年金も実質、物価高騰に対しての年金の支給額というのは3年連続で目減りしているような状況となっております。一定健康づくり等々の取組が他自治体と比べてもこの小国町は決して引けを取るものでもないし、先進的な取組も行われているところは認めるところであります。しかし後期高齢者医療保険料についてはそれは町が決めるものではありませんけれども、据え置かれたとはいえ実質この年金が減る中で据置きというのは被保険者からすれば引上げられたようなものでありますし、国民健康保険料、介護保険料も前回の改定では低所得な人ほど低い改定に引下げになってはいるのですけれども、引下げられた後も特に米価の高騰等あっているような状況であります。そうした保険税、保険料負担の点から考えれば町民の生活にとってある種暮らしにのしかかるものであります以上、これらの会計にも私としては反対をさせていただきます。

以上です。

委員長(穴見まち子君) ほかに討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号、令和7年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(穴見まち子君) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は可決すべきとされました。

次に、議案第20号、令和7年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決す

べきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(穴見まち子君) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は可決すべきとされました。

議案第21号、令和7年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(穴見まち子君) 挙手多数であります。

よって、議案第21号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました議案は全部終了しました。

よって、本日の令和7年第1回文教厚生常任委員会を閉会したいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) 異議なしと認めます。

以上で、令和7年第1回文教厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後4時18分)

令和7年

第1回產業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令和7年第1回産業常任委員会会議記録			
日時	令和7年3月13日午前10時00分開会午後3時23分閉会		
場所	おぐに町民センター 3階 議場		
出席委員 及び議長	高村 祝次 松本 明雄 杉本 いよ 児玉 智博 熊谷 和昭 久野 達也 熊谷 博行		
事務局職 員	長 広行 宇都宮愛子		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に付した事件	議案第18号 令和7年度小国町一般会計予算について 議案第22号 令和7年度小国町常易水道事業会計予算について 議案第23号 令和7年度小国町下水道事業会計予算について 議案第24号 令和7年度小国町下水道事業会計予算について		
会 議 の 経過概要	令和7年度の小国町一般会計、小国町水道事業会計、小国町簡 易水道事業会計、小国町下水道事業会計の各予算について、各 所管課と審議を行った。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 産業常任委員長

令和7年第1回産業常任委員会座席表

令和7年3月13日(木) 午前10時00分 おぐに町民センター3階 議場

宇都宮 議会係長 (宇都宮 **愛**子)

波多野農業委員会係長		
(波多野 裕)	(竹﨑 祐貴)	

坂 田 林政係長 空席 (坂田 尚昭)

空席

空席空席

北 里 柴三郎プロジェク ト係長 (北里 宏奏) 大 蔵 秋 吉 農林土木係長 公共建設係長 (大蔵 将充) (秋吉 康成)

森	穴 井
産業課課長補佐	産業課長
(森恵美)	(穴井 徹)

渡邉町長(渡邉誠次)

小 野 建設課課長 (小野 昌伸)

谷 口 建設課審議員 (谷口 正浩)

委員 杉本 いよ 委員 久野達也

委員	議長	
児玉 智博	熊谷 博行	

	長	
髙村	祝次	

副委	員長	委	員
松本	明雄	熊谷	和昭

長議会事務局長 (長 広行)

議事の経過 (r. 7. 3.13)

委員長(髙村祝次君) おはようございます。

9日の日は阿蘇地方は野焼きも終わって小国郷も田原地区ぐらいではないかなと思いますが9日の日に無事に終わりました。東北のほうでは山火事になって大変なことになっていると思っています。ちょうど14年前になります。私も大船渡市にボランティアに1日U字溝の泥上げに行った経緯がございまして、あそこの市の住宅街はほとんどが山に隣接しておりますので被害は東北の地区では少なかったのですけれども、今回は2千300~クタール山火事に遭ったということで津波の被害に遭われた方もまた今度は火災に遭われたというようなことで放送されておりましたけれども、その方々に対してお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、渡邉町長より御挨拶をお願いいたします。

町長(渡邉誠次君) 改めまして、皆さんおはようございます。

議会前に皆様方には、大変失礼いたしました。間違いがないようにしっかりと努めてまいりたいというふうに思います。

本日は令和7年第1回の産業常任委員会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日の担当所管におきましては、産業課と建設課ということでございます。一般会計それから事業会計につきまして皆様方に御審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

委員長(髙村祝次君) ありがとうございました。

なお、本日は議長にも出席をしていただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数 に達していますので、ただいまから産業常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長(髙村祝次君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、3月10日の本会議で本委員会に付託された、議案第18号 令和7年度小国町一般会計予算について、議案第22号 令和7年度小国町水道事業会計予算について、議案第23号令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について、議案第24号 令和7年度小国町下水道事業会計予算についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。 それでは、本常任委員会に付託されました議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第18号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括 説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。本日は着座 のままでお願いいたします。それでは課長から説明があれば。

産業課長(穴井 徹君) おはようございます。

それでは産業課所管の令和7年度予算概要を説明させていただきます。

始めに歳出から説明いたします。

一般会計予算書5ページ、第1表歳入歳出予算歳出をお願いいたします。款の5農林水産業費及び款の6商工費のうち農林部門2億7千45万5千円、対前年比1千94万3千円の減です。

続いて、観光部門。1億6千81万4千円、対前年比1千327万7千円の減です。

農林観光部門の合計で4億3千126万9千円となっております。

主なものを説明させていただきます。

66ページ、款の5農林水産業費、農業費、目の1農業委員会費をお開きください。主なものは農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に関する費用となっております。

続いて68ページ、目の3農業振興費。主なものは各種個人、団体等への補助金や負担金となっております。

続いて69ページ中段、目の5中山間地域等直接支払推進事業費。主なものは中山間地域等直接支払交付金事業補助金となっております。

同じく69ページ下段から目の6畜産業費。主なものは畜産業に関する事業補助金となっております。

70ページ中段、目の7担い手育成推進事業費。主なものは新規農業者に対する支援資金などです。

続いて72ページ中段、目の13多面的機能支払費。主なものは多面的機能支払交付金です。

同じく72ページ下段から目の14循環型農業推進費です。小国堆肥の製造経費などです。

続いて73ページ、項の2林業費、目の1林業総務費。主なものは有害鳥獣駆除補助金ほか事業補助金です。

続いて74ページ、目の2林業振興費。主なものは、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金 ほか事業補助金となっております。

続いて76ページ下段から款の6商工費、目の1商工総務費、目の2商工振興費。主なものは 各種個人、団体への補助金などです。

続いて77ページ、目の3観光費。主なものは町観光施設の維持管理費や観光関係補助金負担 金となっております。

続いて80ページ、目の5北里柴三郎博士顕彰費。主なものは北里柴三郎博士顕彰事業のため の費用です。

以上が、歳出に係る概要です。総務課資料(5)の予算概要説明そして産業課資料(3)に委託金、補助金、負担金等に係る詳細を記載し配付しておりますので参考にしていただきたいと思

います。

引き続き歳入を説明いたします。

2ページにお戻りください。第1表歳入歳出予算、歳入をお願いいたします。款の2地方譲与税から款の20諸収入までのうち2億375万8千円、対前年比199万6千円の増です。

主なものを説明させていただきます。

12ページ中段、款の2地方譲与税款、項の3森林環境譲与税、目の1森林環境譲与税です。 続いて15ページ下段をお願いいたします。款の13使用料及び手数料、項の1使用料、目の 4商工使用料。

続いて20ページ、款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金、節の1総務 費補助金のうち一部となっております。

21ページ、目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金と節の2林業費補助金です。 続いて23ページ中段、款の16財産収入、項の1財産運用収入、目の2その他財産運用収入 です。

以上、簡単ですが産業課所管の一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。御審 議方よろしくお願いいたします。

建設課長(小野昌伸君) おはようございます。本日はお世話になります。

冒頭町長のほうからもありましたとおり水道事業会計は本当に申し訳ありませんでした。しっかりと精査をしながら間違いのないよう議案に提出したいと思いますので今後ともよろしくお願いたします。

それでは、建設課が所管いたします歳入歳出の予算について、簡単ではございますが概要を説明させていただきます。先にお配りしております建設課資料(3)予算資料建設課所管と書いています資料も御覧いただきながらよかったら検討していただきたいと思っております。

それでは、予算書2ページ、歳入からいきます。

まず、第1表歳入歳出予算を御覧ください。12の分担金及び負担金のうちの3万9千円。これが農業農村整備事業の分担金となっております。137万円が単県治山事業の分担金となっております。13使用料及び手数料のうち使用料5千288万円。これにおきましては住宅使用料と道路占用料等になっております。14国庫支出金のうち国庫補助金2億6千120万円。これは社会資本整備事業総合交付金の中の道路橋りょう点検、道路改良工事、公営住宅解体、住宅耐震化分となっております。続きまして、15県支出金のうち県補助金1千584万3千円です。農業農村整備事業交付金100万円、単県治山事業補助金685万円、ブロック塀等耐震化5万円、住宅耐震化151万円、豪雨被災者支援等643万3千円となっております。県委託金241万8千円においては県河川を清掃するための委託金となっております。

続いて4ページ、20諸収入のうち雑入で15万円。これは柏田浄化槽利用負担金として警察

官舎6戸、病院寮2戸、計8戸でございます。

歳入合計3億3千390万円となっております。

続きまして、歳出です。よろしくお願いします。

飛びまして予算書71ページを御覧いただきたいと思います。農林水産業費、農業費、団体営 土地改良事業費368万9千円。

72ページ、農道維持費20万円でございます。主な事業といたしましては、今市地区、倉原地区の水路整備工事を計画しております。

続きまして75ページ、林道費536万円、治山事業費2千152万円でございます。主な事業といたしましては、治山事業の下明里地区の単県治山工事を計画しております。

続きまして、81ページです。ここからが土木費となります。土木総務費1億4千170万8 千円です。県工事分担金及び各種期成会関係負担金が主なものでございます。県関係では道路改 良工事として市町村道路過疎代行町道鍋ヶ滝線の改良工事です。急傾斜地崩壊対策事業といたし まして3地区について対策工事、予備設計が実施される計画でございます。

続きまして、82ページ、水道総務費1億2千112万7千円です。これは市井野地区、小藪地区に関わる経費と新たに企業会計となりました簡易水道杖立地区と下水道事業に対する補助金が主なものでございます。また水道事業への補助金については、例年どおり交付税措置をされる分を計上しております。下水道事業と簡易水道事業に対する補助金は企業債償還及び赤字補てん等の財源として繰入れ分をここに計上しております。

続きまして、83ページ、道路橋りょう費、道路維持費2億6千602万5千円です。通常の 道路維持管理費、除草、除雪等の委託。そのほかが社会資本整備総合交付金を活用した橋りょう 点検、橋りょう補修設計等の委託と町道倉原松原線倉原地区の交差点改良、大橋ほか2橋の補修 工事を計画しております。また町道沿線立木安全対策事業補助金を計上しております。

続きまして、84ページ、道路新設改良費は1億7千50万円でございます。社会資本整備総合交付金を活用して、町道蓬莱線改良工事、カントリーパーク事業による鍋ヶ滝公園の第4駐車場整備の実施詳細設計を計画しております。

続きまして、河川総務費241万8千円は、熊本県管理河川清掃業務委託金でございます。

続きまして、住宅管理費1億3千5万円でございます。経常的維持管理経費のほか85ページには社会資本整備総合交付金を活用しました帯田団地1棟5戸の解体撤去事業、柏田団地7号棟の外壁改修工事を計画しております。

飛びまして106ページ、災害復旧費でございます。住宅耐震化支援事業488万5千円につきましては、3件の申請を見込んでおります。被災宅地災害復旧支援事業633万4千円においては、1件分の見込みです。

以上、建設課に属します歳出につきましては、農林水産業費3千76万9千円、土木費8億3

千182万8千円、災害復旧費1千121万9千円、歳出合計8億7千381万6千円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、歳入歳出の概要説明を終わらせていただきます。御審議方よろし くお願いいたします。

委員長(髙村祝次君) それでは、これより議案第18号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。

なお、委員の皆様には、事前に配付しております歳入・歳出費目別分掌事務一覧両面カラーコピーの緑色の部分が本委員会の所管となっておりますので参考にしていただきたいと思います。 66ページからお願いします。

- 4番(児玉智博君) 67ページ、使用料及び賃借料で公用車リース料というのが出ておりますが、これは何台分かということと、それと産業課、建設課が使用している公用車にテレビが映るのはあるでしょうか。最近結構八代市もNHKと受信契約を結んでなかったということで所どころ出てきておりますが、小国町はどういう状況でしょうか。
- 農業委員会係長(波多野 裕君) 私のほうから使用料及び賃借料の公用車リース料についてお答 えいたします。この公用車リース料については1台分の予算の見積りとなっております。 以上です。
- 建設課長(小野昌伸君) うちは4台建設課所有しておりましてモニターテレビはありません。 以上です。
- 委員長(髙村祝次君) 67ページまでありませんか。
- 産業課課長補佐(長谷部公博君) 産業課が管理します公用車についてですけれども、テレビが映る車種は1台もありません。
- 4番(児玉智博君) カーナビもそのときは最新の地図が入っていても3年5年もすると道路というとすぐに変わっていきますから、カーナビが必要ならスマートフォンを利用したほうが最新の交通規制なんかも反映されて分かりやすいので、今後入れるときもなるべく入れないようにしていったほうがいいと思いますので是非、町長、ほかの総務課とかには多分あるのではないかなと思いますので車の中でテレビなんか見ないでしょうから、そういう対応をいただければと思います。

以上です。

委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。

68ページ、69ページ。

4番(児玉智博君) 小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金ということで300万円の当初予算でありますけれども、この補助計画としては大体何件、何へクタールに対する補助を予定されていますか。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

金額について、補助事業としましては補助上限額が10万円となっておりますので10万円の30件分で300万円という想定をさせていただいています。面積につきましては、一応今年度の今のところの実績なのですけど約33件で15ヘクタールほど保全のほうを行っておりますので、次年度につきましても大体15ヘクタールから20ヘクタールぐらいの補助をできればと思っております。

以上です。

4番(児玉智博君) 補助事業に対する要望ですね。農家の需要の部分については、増えているのか、減っているのか、それか余り変わらないのか、どのように把握されていますか。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

今年度から補助上限額のアップと合わせてワイヤーメッシュ等の電気牧柵以外についても補助対象を増やすというような取組を行っております。昨年度の実績が令和5年度が24件で農地面積が大体13~クタール程度だったのですけど、今年度がそれからの件数としましては33件というようなかたちで増加しておりますし、相談についても町役場のほうに「事業のほうを活用したい」というような話も次年度もあっているような状況ですので、補助の中身等についても実績としても上がっているような状況ですし「使いたい」というような声も上がっているのかなというような認識はしております。

以上です。

委員長(髙村祝次君) 69ページ、の中山間地域等直接支払交付金事業補助金がありますけれど も、団体数と大体何名の方が入っているのか。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

現在協定を結んでいる集落の数が24集落になっておりまして、全体の構成員の農業者数としましては616人というような状況でございます。

以上です。

委員長(髙村祝次君) 69ページまでです。

4番(児玉智博君) 同じくこの中山間地域の補助金ですけれども、次年度の計画というのは24 ある集落から出てきているでしょうか。高額なものについてこういう事業をやっていくというので大きなもので言えばコンバインを購入したりとかそういうものが想定されますけれども、次年度そういう集落があるかどうか分かりますか。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

次年度につきましては今24集落協定結んでいるのですけど、1集落は「次年度については、 もう行わない」というようなお話を聞いておりますので、次年度については現在の段階では23 集落がこちらの交付金のほうを取り組むようなかたちで聞いております。具体的にどういったか たちで交付金を使うかというところについては、恐らく4月以降に各集落で総会を開いた上で各 集落の計画が認められた上で町のほうに上がってくるかたちになるかと思いますので、現段階で は把握はしていないのですけど機械の購入等ももちろんありうるかと思います。

以上です。

4番(児玉智博君) 24集落あるうち一つの集落が取り組めないということをでしたが、取り組めない理由というのは把握されていますか。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

そちらの集落のほうが構成員が少なくて、今後そちらの農地の維持というのがそこの集落のほうではなかなか厳しいのかなというところで、次年度以降については脱退する旨お話を聞いております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 人口減少、高齢化の影響がもろに出てきているなという印象です。構成員が 616人ということでおっしゃられましたが、平均年齢は分かりますか。またそれぞれの年代若 い人で40代以上で50代、60代が中心だと思いますが、70代、80代の人もいるかもしれません。それぞれの平均年齢と年代別の人数の内訳が分かれば教えてください。
- 農政係長(竹崎祐貴君) 申し訳ございません。ただいま手元にありませんので準備してからまた 回答させていただきたいと思います。

以上です。

委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。

それでは、70ページから71ページ、

9番(久野達也君) 70ページの新規就農者育成総合対策経営開始資金についてなのですけれど も、いわゆる国の制度上の資金での補助かと思いますけれども結局農家による後継者によって農 地の維持それから後継者がいないから荒廃地が増えていくというような問題を考えたときに、新 規就農者というのはある意味新たに就農して農地を活用していくという部分で荒廃地の減少にも 幾らかでも役立とうかと思います。ただこれが国費による制度だけなのですけれども、例えば町 独自にやっていくとか国費プラスのいろんな制度を考えるとかそういったような検討はなされて いるでしょうか。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

現在予算のほうに計上させてもらっているのが新規就農者の総合対策。国事業のうち経営開始 資金という資金になっております。こちらが現在親元就農以外基本的には独立自営就農を行う新 規で就農される農家さんというのが対象になっておりますので、一応町のほうでは小国町担い手 支援給付金という給付金の事業自体がございましてこちらについて親元就農が対象になるような 事業というかたちになっております。ただ現時点で「親元就農で新規就農したい」というような かたちの相談が上がっておりませんので、次年度の予算の中にはまだ上がってはいないんですけ ど、そういった相談等があれば計上も含めてまた検討させていただきたいと思っております。 以上です。

- 9番(久野達也君) 新規就農者と会話する機会があったのですけれども、いわゆる農地も借地で取りあえずはお借りして進めていくと。一番最初の取っかかりの部分がかなり労力もいるし、いろんな人とのつながりも必要であると。そういったようなときに例えば機械をそろえるだとかいろいろ経費的にかなりの部分があろうかと思います。ただ私もそのとき会話する中で「それだけのはまりがあるなら逆に継続的にずっと続けていかないと、町も国も支援はしないのだからそこら辺りはどうか」というと「小国に残って働いていきたい」と。「ただ、今自分なりに考えると仕事につくよりも就農をやりたい」と。当然その彼はあるところに3年ほど勉強に行ったと。そういったような意気込みがあってやろうと思うところには、ある意味そこら辺りもきちっと聞き取りをしていただいて何らかの手立ても検討いただけたらと思います。意見です。
- 委員長(髙村祝次君) 今の件ですけれども新規就農者は国のほうが1年間に150万円で3年間。 それから49歳まで年齢制限があったのを、その年齢制限はしないというような江藤大臣の発言 がございました。そういうことはまだ行政に届いていませんか。
- 産業課長(穴井 徹君) 年齢が繰り上がった情報も聞いております。あと12万5千円が継続して今までの若い方ではなくて年齢が上がった方も対象になるというのは聞いております。しかし小国町においてはまだそういった方の相談事例がありませんので予算計上はしておりません。あとは先ほどからの久野議員のお話もありましたが農業を継続していく上で準備資金として阿蘇郡市の市町村でも構成しておりますJAと一緒になって農業師匠制度等もありますので、そこであらかじめ勉強していただいて就農していただいた方のほうが離農率がすごく低いということで、町のほうとして阿蘇郡市、JAと一体になってそういったかたちで定着率の高い新規就農者の育成をしていきたいと思っております。新規就農者の方については12万5千円の交付の事務的手続として2か月に1度は最低でも来ていただいて、どういった労働をしたかとかそういった聞き取りもしながら相談等にも乗っておりますので継続して行っていきたいと思います。

委員長(髙村祝次君) 財源は国と書いてあるけど国から100%ですか。

産業課長(穴井 徹君) そうです。この分は国から100%です。

委員長(髙村祝次君) それから70ページの上段で受精卵移植推進事業補助金62万円ありますけれども、これはほとんどが農協を通してやった分だと思います。これは私が1期目のときに同僚議員も畜産農家がおりましたのでその頃は赤牛が黒牛に比べて非常に単価が安かったということで赤牛に受精卵移植をやりたいと。またジャージーも受精卵移植をやって、これはあくまでも黒と黒の受精卵をするということでそのときから町の理解を得てこの事業がなってきておりますけれども、最近はどうも農協の技術では受胎率が悪いということで専門にやっている受精卵移植

の業者がおります。その人たちに採卵から移植までお願いすると。結局受精卵移植するのは自分 のところに母牛がいれば採卵する人がいたら即、和牛でもジャージーでも小国町内、生の精液を 入れられるわけですけれども、凍結すると受胎率が落ちると。ほとんど農協の場合は凍結精液だ ろうと思うのです。恐らく血統も三代そろっている凍結精液は高いからランクの低いものをやっ ているということになりますと、凍結と生の受精卵の場合は受胎率が大分差が出てくると思いま す。こういう事業を進めるときに「どれくらいの受胎率があるか」ということを役場のほうでチ ェックして上げてもらいたいと。恐らく3割4割ではないかなと思います。いいところになると 6、7割。そうなってくると2回に1回の受胎では結局同じ。2回続けて受精するところはない と思いますので1回で駄目なときはもう次は人口受精だと思います。やっぱり2回するというこ とになると、結局1回でやるとそれだけ20日間早く生まれるので。ですからそこ辺りも農協一 本だけではなくて、一般の酪農家はそういう受精卵移植の商売やっている人たちに頼んでいると ころもあると思いますので、そこら辺りも役場が話を聞きながらですね。私が一番言いたいのは 職員たちが庭先まで行って畜産農家や農家の人の意見を聞かないと役場に来るのを待っていても 農家の所得も全然上がっていかないと思いますので、忙しい中であろうと思いますけれども庭先 に行って「今の現状はどうなっていますか」ということを是非今後聞いてそしてそれを聞いた上 で次年度の予算に計上してもらいたいというふうに思います。この中でこういうことは恐らく私 しか知らないと思います。私もあと何回かしかありませんので。結局職員と予算と決算だけしか ありませんので、私の言ったことをよく耳を済ませて聞いて対応してもらいたいと思います。皆 さん若いですから庭先まで行っていろんな農家の不満を聞いたらいろんな知恵がわいてくると思 いますので是非よろしくお願いします。

- 産業課課長補佐(長谷部公博君) これまで受精卵移植は数々畜産業への補助事業を行っておりまして、その中で例えば畜舎のほうに職員が予防接種辺りについては同行させていただいて農業者等に聞くタイミングはございますが、今委員長がおっしゃったように今後も農家さん辺りとコミュニケーションをとりながら情報収集とかそういったものに努めていきたいと思っております。以上です。
- 委員長(髙村祝次君) 今は赤牛をする人はほとんどいないと思います。赤牛のほうが単価が高いから。酪農家は判別精液も付けてメスが生まれるように子牛の確立が大分落ちますから。判別精液を付けて受精卵をやっている農家はそんなにないと思いますけれども、畜産農家が今厳しい中には受精卵移植をして良い種を付けて子牛を高額で。ほとんどスモールで売りますので3か月ぐらいで以前は70万円ぐらいしていたのが今一時もう10万、20万円ぐらい下がってきておりますから、畜産農家が「資材が高くなった、飼料が高くなった」と非常に苦しんでおります。いつかはまた子牛が足りないというようなことになってくると思いますので是非ここは町も力を入れてやってもらいたいというふうに思っております。

2番(杉本いよ君) お尋ねですが熊本型放牧高度化支援事業補助金とありますが、これは放牧しておられる方が何名かおられるのですか。場所としてはどの辺りなのかお聞きします。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

現在こちらの事業を活用されているのが2牧野になっておりまして、具体的な放牧者数については後ほど御回答させていただきたいと思います。

- 2番(杉本いよ君) それから、手づくりの館のことでお伺いしたいのですが、前年も老朽化のお話をしました。施設の中の使い勝手がとても悪くて、それで予算が取れないということでしたので使用料を上げたらいいのかなという話をしておりましたが、まだ今のところ上がっておりません。使用料を上げて何年使うか分かりませんけれども4、5年でも使えるようなかたちにでもやっていただけるといいかなと思いますが。
- 産業課長(穴井 徹君) 手づくりの館についてですが、将来的な考えといたしましては手づくりの館と悠工房と二つ施設あります。もともと建設した当時の目的は違いますが、手づくりの館が老朽化してきてだんだん新しい機械等も入れるのにも難しい状況になってきておりますので、いずれは今現在利用されている団体の営業許可が切れる時点で再更新はしない予定ですので、建設した年度からいきますと悠工房のほうに事業等の問題がなければ1か所にまとめてコンパクトな施設で利用しやすいようにしたいと思います。利用料につきましてですが、現在の利用料を上げるにしてもなかなか電気代等も高騰しておりまして利用者数が少ないということでもう現状のままいって、施設の統合のときに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

農政係長(竹崎祐貴君) 先ほど杉本委員から御質問がありました放牧者数の話なのですけど、本 事業を活用して報告されている方が1牧野については4名。もう1牧野については3名となって おります。

以上です。

2番(杉本いよ君) 放牧地がどこか分かりますか。

農政係長(竹﨑祐貴君) 田原牧野と樅木牧野の2牧野になります。

以上です。

2番(杉本いよ君) もみじ牧野とはどこ辺りですか。

農政係長(竹﨑祐貴君) 樅木牧野になります。

委員長(髙村祝次君) この年間放牧ですね。小国町は財源を見ると付けておりません。県と国だけです。町も私は付けるべきだというふうに思います。というのは今、田原に3軒年間放牧をしている和牛農家がおります。私がある人に経費削減のためにやったらどうかと言ったら、それから牧野を利用して今やっております。3軒で牧柵を張り替えるというのはやはり大変ですから権利のある方あるいは非農家の方、「時間があるときは皆んな牧柵を張るときには、応援しに来て

ください」というようなことで。日当を払うときには中山間地のお金で払うというやり方をやっております。小国町においても各原野はクヌギ山がいっぱいあって牧柵があって放牧をしていないところがたくさんございますので、是非やるように町からも推進し町が「補助金を付けますよ」というとまた牛を飼い始める人もいるかもしれません。というのもクヌギ山がほとんどです。大観峰と全然違います。大観峰は木が立っていない。小国の場合はクヌギが立っている。年間放牧すると草がほとんどなく野焼きするときも安全であるしクヌギの生育もいいということで、放牧したところのクヌギの単価も今高く売れるようになりました。是非町のほうも来年度からでも考えて国、県、町というふうにして小国町の活性化に努めてもらいたい。またこのことについては一般質問もしますので町長よろしくお願いします。

それでは、71ページございませんか。

すみません、雑談ではないけど議長が悠工房とはどこだろうかと言っているので、場所を説明 してください。

農政係長(竹﨑祐貴君) 林間広場の下辺りに工房があります。

委員長(髙村祝次君) 71ページまでありませんか。

72ページ、73ページ。

- 議長(熊谷博行君) 72ページ、目の14循環型農業推進費の12番委託料、小国堆肥製造業務 委託料190万円。多分売上げが40万円かあったのではなかろうかと思いますが、今後の考え 方を教えていただきたいと思います。
- 農政係長(竹崎祐貴君) 今回190万円で先ほど熊谷議長がおっしゃったとおり一応令和6年度末の2月時点での製造実績は大体3千392キロぐらいになっております。例年と比較して大体同等ぐらいではあるのですけど、確かに委託料と比較して売上げ的なものはなかなか全てをペイできているというわけではないのですけど、循環型農業で町内の施設等から残渣を回収して堆肥を製造するというところに大きな意味もあるかと思いますので、運営の方法等についてはまた今後も検討はするにしても、こちらの残渣収集と堆肥製造というところについては今後も継続していくことに意味あるのかなというかたちでは思っております。

以上です。

- 議長(熊谷博行君) であれば施設の100メーターぐらいの道もきれいにしてあげるべきと思いますが。
- 農政係長(竹崎祐貴君) 先ほど御意見がありましたとおりなかなか豪雨等があったときにあそこ の道のところが砂利とかが流れてしまって、車両等が通行できないというようなこともあってお りますので、こちらの補修等については今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

委員長(髙村祝次君) 今の堆肥製造施設の道路はもちろんですけれども、今コンサルの先生も付

いていないし分析をどのようにしているのかなというふうに思います。一番肝腎なのは当初はコンサルが付いてちゃんと分析して「元肥にいいですよ」ということで売り始めて、今は薬味野菜の里が社協にいっている関係でそういうことは今恐らくされていないと思います。されているならどういう感じでされているかお答えください。

農政係長(竹崎祐貴君) 現段階で細かいコンサルさん等に入っていただくというようなことは特 段やってはいないのですけど、一応今おっしゃられた意見も踏まえて今後検討させていただけれ ばと思います。

以上です。

産業課長(穴井 徹君) 設立当初に入っておられたエー・エム・エル農業経営研究所の方は直接 今小国町等へは来ていない状況ですが、堆肥自体は菊池のエー・エム・エル農業経営研究所のほ うに1回送って確認していただいて梱包できるような状態で小国のほうに持ち帰って梱包してお ります。あと種菌等もエー・エム・エル農業経営研究所のほうから購入して製造している状況で す。

- 4番(児玉智博君) 今の話だとわざわざ1回菊池に持っていってそれで持って帰ってきているのですか。輸送代だけで相当かかりそうなものですけれども。
- 産業課長(穴井 徹君) 確かに輸送費も入っておりますが、この委託料の中に込みでされております。そこで菊池のほうで確認していただいて持ち帰ってということで。あと梱包作業等まではしていないものですから梱包だけは小国でしている状況です。先ほどの金額につきましてですが、確認精査はしていませんがこの190万円の中に残渣の回収費用等も入っておりますので、この残渣を回収しないということになれば各施設からの今度は廃棄物としての処理料等も必要になりますので、製造をやめた場合はほかの施設からの産業廃棄物の処分料が発生するという状況です。以上です。
- 4番(児玉智博君) 全部持って行っているのですか。全量。
- 産業課長(穴井 徹君) 一次発酵で小国町で集めたものを田原のほうに持って行っております。 一次発酵させて完熟した状態で菊池のほうに運んでおります。
- 4番(児玉智博君) 全部。
- 産業課長(穴井 徹君) はい。それをまた持ち帰って20リッターに梱包して販売している状況です。
- 4番(児玉智博君) SDGsという中で菊池の場所にもよるでしょうけど菊池まで大体1時間ぐらい恐らくディーゼルのトラックか何かで持って行っているのでしょうけれども、その成分分析だけは抽出して毎回のものを送って見てもらうというのはしてもらわざるを得ないのかもしれないけれども、ある程度そういう化石燃料を使う量を減らして小国の中でなるべく完結できるもの

は完結させていったほうがいいと思うのですけれども、そういう仕組みにはできないのですか。 産業課長(穴井 徹君) この収支のことについて再度産業課、町のほうでも検討しております。 どこの部分が経費節減できるのではないかとか、いろんなかたちで収集運搬のところと相談させ ていただいたり、またエー・エム・エル農業経営研究所のほうと相談させていただいております が、まだ最善の改善策はできていない状況です。委員長もエー・エム・エル農業経営研究所につ いては大変詳しいと思いますが、品質の良い堆肥ができるということでエー・エム・エル農業経 営研究所のほうに継続して指導いただいているとこです。

- 4番(児玉智博君) それは何の課題があって小国町で完結できないのですか。その課題をちょっと説明してください。その課題を解決するためにはそれ相応のお金がかかるという話ですか。どれぐらいの経費がかかるから小国町だけで全て作り上げることができないのですか。
- 産業課長(穴井 徹君) 現在の田原の堆肥舎の大きさの問題もありますし、あとはこちらだけで 製造してこちらでは「完熟で大丈夫だろう」という判断もそこまで専門的な知識を持っている職 員もいませんし、そういったかたちで質の良い完熟堆肥を販売する上では現在の仕方が最良だと 思われます。

以上です。

委員長(髙村祝次君) 当初の計画が「施設が狭いから、ある程度できた堆肥を持って来て、そこ で食品残渣を混ぜましょう」ということだったからもちろん今の施設ではホイールローダーが入 って切り替えるするのに狭いのです。狭いけれどもあれを拡張するとまたお金がかかる。さっき 言われたように売上金額は少ない。売れる数が当初から考えられたからあんまり投資しないで、 狭いところで二次発酵、三次発酵したのを持って来て食品残渣を混ぜるという仕組みを最初に作 ったからそういうふうになった。あのスペースを3つぐらい作って3段階4段階とできるように なってくると恐らくあそこで出来上がって今の施設で出来上がった分を切替えすお金はないと。 施設を増やさないといけないが、それは経費が何千万円もかかかるということ。要するにSDG s に小国は全国で何番目かに指定されたときは、あそこも入っていて製材所から出るオガクズと かそういうのを畜産農家が使ってそれを持って来て還元してと、ずっとシナリオを町は作ったわ けです。それでSDGsの指定を受けたと。そこ辺りから当初の思いから大分ずれていって結局 は直販所を社会福祉協議会に誰が言って引き離したか知らないけれどもそういうふうになってき たと。当初からきちっと基本どおりやっていけばそれなりの効果はあるというふうに思っていま す。現に今、熊本興畜が豚糞を出しております。熊本興畜は今日も田原地区でブロードキャスタ 一につけてユニックにバックを積んできて田んぼにまいておりましたけれども、とにかく肥料が 高いと。どこを抑えるかといったら鶏糞を入れたり豚糞を入れたりということで今、熊本興畜は 増築しておりますけれども、要するに畜産農家は産廃になる出た糞をいかに処理できるかで規模 拡大ができるわけです。そこが糞詰まりになると増頭したいと言ってもできない。でも小国に来 たら酪農家が使う、水田のところが使う、小国が使わないときは七城のほうにまきに行ってから その堆肥を使っているというような状況で、最初、酪農家も1人がやって「牧草の生育がよかっ た」、「化学肥料を使うよりいいな」ということになったから増えて9月播種するころになると堆 肥が足らないようになって、おととしは足らないから菊池辺から豚糞を上げたというような状況 です。「いい」ということが農家が分かれば皆んな使うわけです。そこまで薬味野菜の里を建て たときの発想から大分ずれてきたから、それが規模拡大もできないというような状況。皆んなが それ使って「これ元肥にはこれを使って、石灰くらい土壌改良剤を入れたらほかの肥料は使わな くていいですよ」と広まっていったら家庭菜園でも何でもプランターで野菜を作れば皆んなそれ を使いだす。しかしそこまで至っていないわけです。途中でやめた。そういうふうな状況。

2番(杉本いよ君) その堆肥のことなのですが、食物残渣ということで今町民から出る量は1日 どのくらいなのですか。

農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

申し訳ございません。こちらの残渣回収が収集場所が町内 9 か所になっているので町民 1 人当たりのというのはなかなか難しいのですけど、令和 6 年度につきましては 2 月時点にはなるのですけど町内 9 か所からの合計が 1 万 8 千 5 3 4 キロの収集量になっているような状況です。

以上です。

委員長(髙村祝次君) ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

(午前11時02分)

委員長(髙村祝次君) 休憩前に続き再開いたします。

(午前11時10分)

農政係長(竹崎祐貴君) 休憩前に児玉議員から御質問いただいた中山間の構成員の平均年齢についてですけど、平均年齢としましては約63歳になっております。内訳としては、39歳以下が10人、40代が31人、50代が90人、60代が190人、70代が205人、80代が86人、この612人に団体で構成になっている4団体を含めて計616名、団体というようなかたちになっております。

以上です。

委員長(髙村祝次君) いいですか。はい。73ページまで。

- 4番(児玉智博君) 農業農村整備工事ということで今市地区の水路ということでしたが、もうちょっと詳しく場所と工事のどういう内容なのか。5メートルだけということですけれども、どういう内容の工事ですか。
- 農林土木係長(大藏將充君) 今市水路整備工事につきましては、場所は小国高校の裏門といいますか国道212号線を挟んで反対側に橋本板金さんがあるそこの少し上流です。方角的に言えば南側になりますけど通称倉原水路の上井手、下井手と二つありますけれどもその下井手のほうの

水路の整備工事になります。内容としましては、用水を河川のほうに排水する排水路のほうが被災しておりまして、水路の断面が1メーター1メーターの大型の水路になりますのでそちらのほうで5メーターで金額は若干高めになっております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) そこは大体は排水路だから用水路ではなくて用悪水路ということになると思 うのですけど、井手自体の受益者が何人いて受益面積がどれぐらいか分かりますか。
- 農林土木係長(大藏將充君) 受益が13戸になります。受益面積のほうが3.9ヘクタールになります。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 今さっき被災ということで言われましたけど、これは災害復旧には該当しなかったのですか。
- 農林土木係長(大藏將充君) 昨年関係者の方から話がありまして現場のほう確認させていただきました。もちろん災害復旧事業が高率補助になりますので、そちらにかけられるのであれば災害復旧事業にかけるところなのですけれども、経年的に大型の水路が転倒していくような感じなので、そのときに降った雨で崩れた状態ではないのでそういった中で水路整備ができるのを探した中で今回の単県事業になったところです。

以上です。

- 4番(児玉智博君) それでは多面的機能支払交付金ということで3千300万円付いていますけれども、今年度の補正予算では300万円ほどの減額補正がなされました。結局国からそういった交付金が思っていたよりもおりてこなかったからというお話でしたけれども、この3千300万円についても今年度と同じような状況になる可能性があるのですか。
- 農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

児玉議員のおっしゃるとおり、各自治体からの多面的機能交付金の申請状況等を踏まえて、予 算が圧縮される可能性がございますので減額になる可能性はあります。

以上です。

- 4番(児玉智博君) では多面的機能支払交付金は次年度、何団体が取り組んでそのうち農道それ から農業用水路の該当する本数それから距離はどれぐらいになるのですか。
- 農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

来年度活動予定の団体は26組織になっておりまして、延長としましては農道が87キロ程度、 水路が121キロ程度予定しているのですけど、本数についてはまた改めて御回答させていただ きたいと思います。

以上です。

4番(児玉智博君) 87キロと121キロということでしたが、それは町内の農道それから水路

に対する割合はどれぐらいになりますか。

農政係長(竹崎祐貴君) 申し訳ございません。そちらも合わせて後ほど御回答させていただきた いと思います。

以上です。

- 4番(児玉智博君) それから73ページの環境保全型農業直接支払交付金ということで20万円 ほどの交付金がございます。環境保全型農業というのを簡単に説明してください。
- 農政係長(竹崎祐貴君) こちらの交付金は国の事業になるのですけど、対象になる環境保全型農業というのが県の化学肥料等を使う慣行レベルというのが決まっていまして、そちらの量よりも 5割以上の低減を行ってかつカバークロップという植物で農地を覆うような農業方法ですとか、 その堆肥の施用というようなかたちの環境に優しい農業を行うような農業者の方に対して面積に 応じて交付金を支払うようなものになっております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 非常に分かりやすく説明いただきました。実際そういう農業に取り組んでらっしゃる方が町内にいらっしゃるのでしょうか。次年度の交付対象となる方の人数を教えてください。
- 農政係長(竹﨑祐貴君) お答えいたします。

今御相談があってこちらの交付金を活用したいと言われていらっしゃる方が1団体ございまして、こちらが個人というよりは農業主体でつくる団体組織が対象人数なるような事業になっております。今のところ希望があっているのは1団体というところです。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 20万円ということで決して高い金額ではありませんが、そういった団体の どういう取組に対して交付金が出るのでしょうか。この交付金の使われ方というのを教えてくだ さい。
- 農政係長(竹崎祐貴君) 現在そちらの団体さんが行われる予定なのが、有機農業とリビングマルチといってワラとか木くずとかを農地のほうに振りまいて微生物の作用等を活発化させるという 農法がありまして、そちらに活用されるというようなところで聞いております。

- 4番(児玉智博君) ということはそういうワラとかを買うお金に対して出されるというふうな理解でいいですか。
- 農政係長(竹崎祐貴君) 交付金自体は活動する面積に応じて支払われるようなかたちなので、必ずそれに使用しなければいけないというわけではないのですけど、ただ使用した実績等についてはまとめて購入した領収書等も含めて保管しておいていただく必要があるので、その辺りの確認は町とか県とかで確認を行うかたちになるかと思います。

以上です。

4番(児玉智博君) はい、分かりました。せっかく小国で有機栽培に取り組むという方がいるのだから是非、小国の堆肥を購入してもその補助金が使えるようにしていって、いろいろ点でだけで農業政策をやるのではなくてそれを面で結んで取り組まれたらどうかなと思います。使う使わないは最終的に農家の方が決めることですが是非お勧めしてみてください。

委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。

なかったら74ページ、75ページ。

7番(松本明雄君) はい、やっとしゃべらせていただきます。

ウッドスタートの件で聞きたいのですけど、これが70万円ぐらいみていますけど子供さんは何人ぐらい予定してみているのでしょうか。大体今見ると出生数が30名弱ぐらいだと思っています。それにこの事業を始めてからずっと木育で非常にいいことだと思うのですけど、親御さんたちの反応はどうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

産業課課長補佐(長谷部公博君) お答えします。

ウッドスタートの対象人数というのが今松本議員がおっしゃったように今年間大体30名から40名ということですので、大体40名プラス予備で45名程度を想定しながら業務委託をお願いしようと思っています。業務委託の内容につきましては、ウッドスタートで作った木のおもちゃというのが一応幼児1歳児に渡しますので危険性のないものかどうかというものをおもちゃ美術館のほうに検品をしていただきます。そういったものの検品代あとはおもちゃのデザインに対する監修費とか手渡された方たちのクレーム等の対応もしていただけるということで、委託料は別に予算計上しておりますがそういった取組を考えています。これまでウッドスタートについては、おもちゃのデザインが今現在3種類ございまして3種類の中から対象者のほうには実際さわっていただいて見ていただいて選んでいただくということで、以前はおもちゃが第一子、第二子で重なったとかいうことで「どうにかならないか」みたいな話も伺ったことありますけれども、今はいろんなデザインから選べますので大変喜んでいただいているというふうに感じております。以上です。

4番(児玉智博君) 有害鳥獣駆除補助金に関して伺わせてください。国が2013年度に政策目標として掲げた生息頭数というのがあります。それでは、シカとイノシシの頭数を2011年度の431万頭から半減の215万頭にするという計画を立てているのです。しかし豚は病気なんかで減少傾向に全国的にはあるそうなのです。小国にいてもそんなに減っている感じはしないのですけど、一応そういう推計では減っているそうなのですけど。シカは高止まりを続けていて推計値で現在396万頭という状況にあるそうです。小国町ではこれに対応するような頭数管理の政策目標というのはあるでしょうか。シカ、イノシシは動くからということであれかもしれないけど。県レベルでの目標であったりあるいは海は泳いで渡らないでしょうから、九州ではこうい

う目標がありますというのがあれば御紹介ください。

林政係長(坂田尚昭君) お答えいたします。

目標設定についてですが、県のほうが公開しているシカの駆除計画というものがございまして 阿蘇地域全体になるのですけれども生息数として1平方キロメートル当たりゼロというのが出て います。重点地域等がそういうふうに指定されているのですが、阿蘇地域は確かゼロで目標設定 をされていたというふうになっております。

以上です。

4番(児玉智博君) 根絶やしにするのが目標であるというふうに理解していいですか。

林政係長(坂田尚昭君) 現実かどうかを置いといて、数値的なお話ですと一応ゼロという数字が 出ていますのでそういうかたちでもとれると思いますが、実際はジビエ等で活用したりとかとい う話もあるのでそこまで完全に根絶やしというかたちにはならないと思いますが、計画上の数値 としては頭数の増加があるのでそれぐらいの勢いで駆除のほうを進めていきたいというところで 設定されているのかなとは思います。

以上です。

4番(児玉智博君) だからその政策目標だからそれは行政が作った目標であればそれに向かって それに見合う手だてを打っていく必要があると思うのです。阿蘇地域というふうになれば小国も 阿蘇地域にありますからゼロになるような政策をしていく必要があると思いますが、今回出され ている駆除の補助金などでそれが本当に十分なのかというふうに思うわけです。実際夜なんか小国の中を車で走っていてもシカは見かけるわけですからゼロにはなってないです。間違いなく。 今現在の推計で阿蘇地域ではどれぐらいのシカがいるというふうに県は言っていますか。

林政係長(坂田尚昭君) お答えいたします。

令和4年に環境省のほうが全国的に生息数の推計値を公表したものがございまして、阿蘇地域は1平方キロ当たり25頭以上の数字が出ております。

以上です。

4番(児玉智博君) 駆除のためにイノシシが5千円、シカが8千円という数字は全く変わらないのですけれども、捕るための経費というのは間違いなく増えていると思います。狩猟もそんなに買うぐらいの数はいらないのかもしれないですが高くなっているし、銃で捕るのであれば軽トラとかあるいは四駆の自動車で走り回って猟をする必要があるから燃料代も高くなっているという中で、シカが高止まりしているという状況を見ればもう少し経費に見合う金額にしていく必要があるのではなかろうかと思いますが、その辺の検討はなされているでしょうか。

林政係長(坂田尚昭君) お答えいたします。

弾代の高騰とかもちろん先ほど言われたように燃料費の高騰と様々なものが上がっている状況ですので、実際捕られる方もそれだけお金をかけているというのはこちらも把握はしております。

実際この金額でシカ、イノシシ等を捕ったときにこの金額で見合うのかという部分に関しては、 実際捕られている方からのお話とかの中ではあまり不満といいますか足りないというところのお 話はまだこちらのほうは伺っておりませんので、今の時点では特別金額を上げるという部分は考 えておりません。もしそこの経費の部分がどうしてもかさばるというような話があれば、恐らく 国のほうが単価の設定をしている事業がありますので、そちらのほうが恐らく上昇するかと思い ますので、そちらと合わせて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

4番(児玉智博君) 仕事でシカ、イノシシを捕っている人がいないから、そこまでは出ないのだ と思うのです。要するになるべく捕りに行かないというふうに多分なると思うのです。そういう 不満が出る前に。だからそれでは本当にこの目標1平方キロメートルゼロという目標がそれは県 が勝手に設定したというふうに思うかもしれないけど、行政が設定した目標に対して25からゼロに減らすためにどういう手だてが必要かということを考えるべきだと思うのです。有害鳥獣駆除補助金とか総合対策、適正管理ありますけど予算額全てが執行されたとして、シカ、イノシシそれぞれ何頭捕った場合の予算額として今回出されているのですか。

林政係長(坂田尚昭君) お答えいたします。

シカの頭数ですので総合対策と有害鳥獣どちらも同じ数字にはなります。頭数ですが、イノシシの親の成獣を350頭、イノシシの幼獣を80頭、シカの成獣を700頭、シカの幼獣を10頭というかたちで予算の計上をさせていただいています。

以上です。

- 4番(児玉智博君) これは全ての事業を合わせて今の言われた数字ということですね。有害鳥獣 駆除補助金から総合対策、適正管理、全て合わせて今の。
- 産業課課長補佐(長谷部公博君) 駆除で該当するものが鳥獣被害防止総合対策事業補助金と74 ページにございます有害鳥獣駆除補助金が駆除活動で捕獲されたものに対するものになります。 そちらのほうが先ほど坂田係長からも話がありましたけれどもイノシシのほうが430頭のうちイノシシの成獣が350頭、幼獣が80頭、シカのほうが710頭で駆除のほうは計算しております。 続きまして、73ページのほうで下段になります野生動物生息数適正管理助成金のほうは猟に対する捕獲されたものに対しての奨励金になります。こちらのほうがイノシシが330頭、シカが250頭というところで積算をしております。
- 4番(児玉智博君) 幼獣がすごく少ないなという気もするのですが、なるべく子どもを産む前の 雌のシカとかイノシシを駆除したほうが効率がいいと思うのです。ですから時期によって生まれ る前の雌が駆除できるようにそういう時期の補助金を引き上げるなどを考えてみたらいかがかと 思いますが、そういった検討はされませんか。

- 産業課課長補佐(長谷部公博君) 先ほどこちらの回答のほうで成獣と幼獣というような表現させていただきましたが、これは国庫補助事業のほうで成獣と幼獣という区分けがしてありますのでどうしてもそこのほうで単価が変わってきます。町のほうとしましては有害鳥獣駆除補助金という町単独の補助金のかさ上げなのですけれども、こちらのほうは成獣、幼獣関係なく一律で出しております。今言われました例えば母体に子どもがいるとかそういったものの補助金を上げるというような検討は個別にはしておりませんが、今後例えば捕獲手当については駆除会員とも情報共有を図りながら今後適正な補助金の額というものは随時検討しながらいきたいと思います。以上です。
- 2番(杉本いよ君) 今の件ですけれども、私たちは農家として守る体制を前年もお願いしたのですが、その周知に対してのやり方は産業課に2度ほどお願いしましたが、その周知に対して力の入れ方がまだちょっと薄いような気がします。はっきり守る側に伝えてそれで少しずつ被害が減ってくるのではないかと思います。捕るほうではなくて被害も結構ありますので、そういうところのやり方を行政のほうから教えていただいたほうがいいのではないかと思います。まだ周知が完全に届いてないところがあります。ですので、すみませんがその辺りのところをしっかりとやっていただきたいと思います。
- 産業課課長補佐(長谷部公博君) 今のお話で周知とか啓発のほうがということでしたので、県に もお願いしまして無料で貸していただける動画とかそういったものを借りてケーブルテレビとか 流せるものがないかというのは県の担当のほうにも今御相談しておりますので、そういったもの がまた活用させていただけるということであればまた啓発のほうは全町民に対してやっていきた いと思います。

以上です。

委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。

私からちょっとお尋ねしたいのですけれども、林業補助金5千677万7千円あります。その 内訳の中に一人親方就労支援事業補助金と林業担い手機械導入支援事業補助金とありますけれど も、これは新たに国のほうから機械導入に対して補助金が出るようになったのですか。

林政係長(坂田尚昭君) お答えいたします。

まず一人親方就労支援事業ですが、令和6年度今年度まで林業担い手雇用促進事業というかたちで実施をしておりまして、そこに新たに夏季の草刈りの手当を追加するかたちで予算のほうを組み直しましたので事業名が変更になっているものです。それと林業担い手機械導入支援事業ですが、こちらは以前からある事業になっておりますが若干内容を変更いたしまして補助上限額の変更等を行っているかたちで予算を計上しています。

以上です。

産業課課長補佐(長谷部公博君) 国の補助というものではございませんで財源につきましては森

林環境譲与税を全て充当しております。

以上です。

委員長(髙村祝次君) そしたら森林環境譲与税はどれか使われているわけですか。

林政係長(坂田尚昭君) お答えいたします。

森林環境譲与税がこの林業関係の負担金交付金ほとんどの事業で充てられています。 以上です。

- 委員長(髙村祝次君) 財源が国と書いてあるのは森林環境譲与税が充てられているのですか。シ イタケ生産者もですけど森林環境譲与税が増えてきたから「税金をもらいたい」という声があり ます。何に充ててあるのか私たちも知っておかないと返答ができませんので、森林環境譲与税は これとこれが森林環境譲与税から来るということを議員がそれぞれ知っておかないと森林環境譲 与税が人口割ではなくて山林面積とかでだんだん変わって来ておりますので、財源は何かという ことをですね。
- 産業課課長補佐(長谷部公博君) 財源の公表につきましては各年いろんな事業ございますけれど も毎年度これは法律によりまして決算認定いただいた後に公表が必要になっておりますので、小 国町のホームページのほうで使途の決算につきましては公表させていただいております。 以上です。
- 委員長(髙村祝次君) 大体そういうのは森林組合を通して「こういう財源で、こういう事業をしています」ということをチラシで回してもらうといい。そうすると町民の方も理解できる。
- 4番(児玉智博君) 林野庁が去年の2月に花粉症重点対策を推進するスギ人工林の重点区域として香川県、沖縄以外の45都道府県で97万8千563ヘクタールを指定しています。小国町には指定はありますか。
- 林政係長(坂田尚昭君) 小国町のほうは指定はございません。 以上です。
- 委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。
- 4番(児玉智博君) ということは大体そこに指定されていると伐採面積を増やしたりしてスギ花 粉が飛ばないスギに植え替えたりすることに対して国からお金が来るわけですけど、小国町の場 合はそもそもからそういう花粉が飛ばないスギの木に変わっているということですか。
- 産業課長(穴井 徹君) 小国町森林のスギ等は実生株からの由来のものではなく、もともとクローンの挿し木を使っておりますので花粉がもともと少ないスギになっております。 以上です。
- 委員長(髙村祝次君) この林業費の中に委託料で280万円除草作業等委託料とあります。これ は森林組合に委託するのですか。
- 農林土木係長(大藏將充君) こちらの草刈り業務委託につきましては、一応森林組合さんと建設

業の林道の除草ボランティアの実績のある3社、計4社から見積りを取って一番安価のところに 委託しております。

以上です。

委員長(髙村祝次君) だったら森林組合に委託するということは決まっていないわけですか。 農林土木係長(大藏將充君) おりません。はい。

委員長(髙村祝次君) 単価次第と。

農林土木係長(大藏將充君)はい。

委員長(髙村祝次君) 是非そういう感じでですね。全部、森林組合に委託すると山の中切りができないわけです。建設業は仕事が減ってきているのでこういう仕事は建設業の従業員を賄うために梅雨時期は仕事もないから森林組合をはずして建設業に入札でやってもらったほうが私はいいと思います。とにかく森林組合が中切りは全然できないから植付けしたら中切りするのが秋頃になって、秋頃になると草が植えたばっかりのスギやヒノキはどこにあるか分からないようになる。払い機で結局は切ってしまうような状況になっておりますので、適期に中切りをしなければならないからこんな道路の維持管理については建設業にお願いしてもらいたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

委員長(髙村祝次君) ないようでしたら、76ページです。

7番(松本明雄君) 単県の治山工事、説明もありましたが毎年聞いていますが小国町は谷が多いですから今後の予定なんかあれば教えていただきたいと思います。

農林土木係長(大藏將充君) 単県治山工事なのですけれども一応地元のほうから工事申請書が出された箇所を県のほうに要望しております。一昨年、2件要望していたのですけれども今年度採択にならず今年度また来年度事業ということで継続して2件要望した結果、1件は採択になるだろうというところで今回下明里地区の治山工事の予算を計上させていただきます。残りが一昨年から継続して1件残っております。また新たに北里のほうですけれども山腹が崩れて下流域がちょっと怖いということで今回委託料のほうも計上させてもらっていますが、来年度事業としては2件要望する予定です。

以上です。

4番(児玉智博君) 今の件についてなのですが1千500万円ということで調書に出ております。 県が50%、町40%、ほか10%というので分担金で崖のところに住んでいる方だと思います。 150万円という非常に大変高額ではありますが、何世帯ぐらいあるのですか。

農林土木係長(大藏將充君) 下明里地区につきましては、町民の方2名です。隣接する2名の方から工事申請書を出していただいております。単純に工事費の半分半分というわけにはいかなくて境界がありますので、そちらのほうで分担金のほうは割合を出して払ってもらうようなかたちになります。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 入札なんかもかければ1千500万円が何%ぐらい落札率になるかという話だと思いますけど。単純に半分ではないので1件高い人で幾らになるか分かりませんけれども、そこを150万円かかけておけば家が崩れたときのことを考えれば安いものなのかもしれないですけれども、家が被災した場合災害のときにも町が大変になるわけですから町が45%に引き上げるとかそういうことはできないでしょうか。
- 農林土木係長(大藏將充君) 阿蘇管内の中では小国町、南小国町あとたしか産山村もそうだった と思うのですけれども、そちらの3町村が地元1割負担。残りの南阿蘇とか阿蘇市等につきましては補助裏は丸々地元負担というところで管内の中でも地元負担というのは一番低いところには なっておりますが、個人の財産といいますか個人の土地を扱うところではありますのでそういった負担率というかそういったところはちょっと慎重に安易に安くするといけないのかなという感じはしていますけれども、随時何かあるたびに課長始め町長までいろいろ検討はしております。 以上です。
- 建設課長(小野昌伸君) 今課長とおっしゃられましたのでお答えしたいと思います。令和2年の 災害のときも議員さんもいろんなところを見て回って、いろんな救済措置があったと思います。 やっぱり家の裏になると大きいもので言えば後ほど出てきますけど県の急傾斜事業。これは結構 な戸数が10戸以上とかそれぞれの事業に採択基準がありまして、やっぱり一番いいのは高率補 助に乗ってなるべく地元負担を減らすというところで考えていますけれども、今係長がおっしゃったとおり農災にしろ、この治山にしろ個人の財産ですので、そこに関しては譲れないところが あるということで御理解いただければと思っています。

- 委員長(髙村祝次君) 75ページに戻りますけれども、小国材利用普及促進事業補助金590万円とありますけど、これも森林環境譲与税が充てられておりますか。
- 林政係長(坂田尚昭君) こちらのほうも森林環境譲与税を充当させていただいています。 以上です。
- 委員長(髙村祝次君) 何回か決算のときも言いましたけど、これも小国杉をアピールするために 小国独自でしたらというところが出発点で、今の林業の状況は随分そのときと変わっております。 いつも私が言う今現在元から裏までお金になると。ですから機械を持てば枝までお金になるとい うような時代になってきています。それというのもバイオマス発電ができた関係上、材料が足り ないということで。本当に建築材というのはほとんどが直材で、人間の見た目でこのくらいいい だろうと少し曲がったものでも機械が曲がりを感知したらはねて、それが曲がり材になる。曲が り材になると今の単価でいけば直材なら1万2、3千円、曲なら8千円というのはほとんどがチップになっていく。というようなことで今度大阪万博では小国杉は屋根に使われているかと思い

ますけれども、今の状況はこういう予算を付けたときと随分変わっているのです。要するにこの 当時は当初はもう曲がり材、裏木、末口が10センチぐらいのが山で捨てる。曲がっていたら下 をはねる。途中で曲がっていてもだめ。直材だけだからそれで1万円を割るすれすれのときにア ピールするために出したほうがいいということで、北里町長のときに作ったというのが経緯です。 これは以前は森林組合がしていた。森林組合は結局、手数料が税にならから小国杉の家にやった と。小国杉の家は製材所と兼ねてやっておりますので有り難いというか、そういうような状況で きているというふうに思っております。この小国材がどこまで行っているのか。そこ辺りの把握 もできていますか。

産業課課長補佐(長谷部公博君) 以前は小国材住宅使用建築物支援事業として委員長がおっしゃったとおり小国材のPRということで川下対策として実施しております。一番遠いところで大阪の方面、一番多いところが北九州、福岡のほうです。年間35棟申請のうち九州県外と福岡方面で大体23、4軒ほどの申請が上がっております。 以上です。

委員長(髙村祝次君) 確かにこういうことをやるのはいいのですけれども今の小国の林業を考え たときさっきから言うように、もう人手が足りないということで山を放置したところもあると思 います。「もう植付けはしないぞ、50年先は誰が切るか分からないから、私はそのままにして おく。植え付けはしない。」というところが何か所か調べたらあると思います。ですから林業労 務者を確保するためにはこういうことはしないで、林業労務者の機械、安全の面、いろんなこと を考えて林業労務者の日当を上げることを考えていかないと、50年経ったら小国の山は伐採し たところがはげ山になっていく。そしたらまた災害が起きてくる。災害まで起きないかもしれな いけれども本当に山が荒れ放題になっていくと思います。町長は思わないというならそれでいい かもしれませんが私は絶対そうなってくると思います。現に私たちの年代で杉を植えたりするの は「今頃、植えても」とか、「もう先はいないから、植えないでおく」と。調べたらそういうこ とが大概あると思っておりますので、山林労務者を引き寄せるためにも今外国人の研修制度も利 用できるから森林組合あるいは一人親方がそんな人を使って。ちゃんと日当が出れば外国人の労 務者も受入れができるけれども、そこまでができないから入れないわけです。現に今JA阿蘇に は外国人の労働者が110人か120人ぐらいは来ていると思います。それも一番先に提案した のは私が常勤しているときに提案して、中国に行って波野のキャベツ栽培に連れて行ったのが出 発点です。それからもう20年ぐらい経ちますけれども今雇用はいないということで、いろんな 面において外国人労働者を受入れております。以前は絶対その家が1年間使わないといけないと いうような決まりがありましたけれども、冬場は小国で仕事があるけれども夏場は仕事がないと なれば熊本辺りの業種も移れるような仕組みになっております。一人親方の方や森林組合がやれ ばいいのですけれども、小国の発展のためには外国人の特殊技能実習生そういう人を受け入れて

今から植林などをさせていかないと大変なことになるというふうに私は思っております。今後、 検討課題でこの事業にせっかく森林環境譲与税が使われるなら、植付けから手入れ10年間は山 主も安心できますよと。特に個人の方はするけれども共同で持っている方がなかなかしない。よ そに売りに出したりそういう状況になっておりますので、しっかりその辺りは考えて予算案を立 てていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

産業課長(穴井 徹君) ありがとうございます。来年度の予算につきましては先ほど1回林業機械の導入の話でもありましたが、今までは林内作業車を上限というか高い金額として設定しておりましたが来年度は十分ではないかとは思いますが、高性能林業機械についても補助対象として限度額の引上げも行っております。林業従事者の育成確保ということで一人親方を含め森林組合職員等に対しても福利厚生また安全対策ということで安全装具の交付等も含めまして毎年はっきり目に見えるかたちで極端に向上できればいいのですけど、様子を見ながらいろんなかたちで毎年補助内容を見直しさせていただいております。また参考にさせていただきます。ありがとうございます。

委員長(髙村祝次君) ここで暫時休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

(午後0時00分)

委員長(髙村祝次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

委員長(髙村祝次君) 75ページまでありませんか。

農政係長(竹崎祐貴君) 午前中に児玉議員から御質問いただいていました多面的機能支払交付金に関する町の農道、水路の本数延長の比較になるのですけど、こちらの交付金の活動対象となる道路、水路につきましては対象農用地内のものであれば町が指定している農道や水路以外のものでも現在対象になるようなかたちになっておりますので単純に町内農道との比較等はできないのですけど、面積だけで比較した場合、町内の耕地、牧草地等々の面積と多面的取組の面積の比率から考えますと約79%程度にこちらの交付金が活用されているのかなというようなかたちになります。ちょっと不十分な回答になるのですけどよろしくお願いします。

委員長(髙村祝次君) 75ページまでいいですか。76ページから77ページ。

7番(松本明雄君) 漁業組合に出ていますけどこれは稚魚の放流だと思います。昨日かおとといかには稚魚の放流をされたと思うのですけど前は「カワウが取って困る」とか言われていましたが、「もうアユが放流できないぐらい水が汚れている」と、そういうお話を聞きました。水質検査以上に見た目が相当汚れてきているという話を聞きましたので、今後この稚魚の問題は関係ありませんが町としても考えていってもらいたいと思います。うちの川は静川で言うと広田からしかなりませんが、その上にちょっと大型の施設、旅館等がありますので、今後隣町と話ができればその辺りからでもしていただきたいと思います。町長よろしくお願いしておきます。

- 商工観光係長(新家龍太郎君) 御意見ありがとうございます。そちらの件につきましては事務局 等々、南小国町とも調整をしながら検討していきたいと思います。 以上です。
- 7番(松本明雄君) もう一つは次の77ページの住宅リフォーム助成事業補助金で50万円上がっていますが、委員長からも言われましたが小国杉で使う家に関しては300幾ら。今リフォームに対する補助金をもう少し上げていただかないと、今家が建っているのが大工さんではなくてメーカーの住宅がほとんどです。ですから今、大工さんとか左官屋さん、鉄工所、この方々がもういなくなる可能性がありますので、来年度からでもいいですけれどもうちょっと上げてPRをしてもらって今後、小国町に大工さんとか左官屋さん、鉄工所の方々がいなくならないような方法も考えていかないと今後大変になると思いますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) こちらのリフォーム助成補助金につきましては、上限額10万円 というかたちで公募させていただいております。その中で小国の町内事業所を活用することが前 提にさせていただいております。ですのでリフォーム要は居住される住宅の水場若しくは外周、 屋根いろんな改修ありますけれども、その改修に当たっては町内事業所を必ず活用することということがありますので、その点商工会とまた金額については、どれだけ申請者がいて、どれだけ 必要とされるのか、その点も考慮しつつ検討していきたいと思います。
- 議長(熊谷博行君) 77ページ、商工振興費、ふるさとの祭り補助金。昨年盛大な祭りをしていただきまして大盛況のうちに終わったと思います。今年はどういうのを考えているか。まだ実行委員会もまだあと4回ぐらい残っていると思いますが、係長の頭の中にある部分だけでよございますので、ちょっとお答えいただきたいと思います。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) ありがとうございます。昨年盛大に開催できましたのも町民の皆様を始め関係各所の方々の御協力があったからだと思っております。どうもありがとうございます。今年度につきましては今月末に秋祭り実行委員会を開催する予定にしておりますが、その会議の中では昨年度が新千円札発行記念と共催というかたちで開催しております。またおととしにつきましては「小国はみんなでSDGs」というものをサブタイトルとして開催させていただいているところです。今年度につきましてもセッションとなるようなトレンドやイベントそういったことがないか等も確認をしつつ、実行委員会の中で諮ってまいりたいと思っている次第です。以上です。
- 8番(熊谷和昭君) 今お答えが新家係長のほうからありましたけど場所のほう去年は木魂館で開催したと思うのですけど、今年度は例年どおり役場ということでよろしいですか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) はい、おっしゃるとおり来年度につきましては役場駐車場を考えております。

- 委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。
- 4番(児玉智博君) 79ページ、観光費の補助金の中で小国町観光協会補助金でありますが2千436万5千円ということで5千円までというところで細かい金額でありますけれども、具体的に「観光事業展開、観光情報の受発信など観光振興を図ることを目的とする」というふうになっていますが、この2千436万5千円をどのようなかたちで観光協会が使うのかを教えてください。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 今御質問いただいた内容については、観光協会の事業が来年度ど のようなものが予定されているかということでよろしかったでしょうか。
- 4番(児玉智博君) はい。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 事業の計画といたしましては重点マーケット、要は小国町におきましては福岡圏域。圏は都道府県の県ではなく含むという圏域のほうなのですけど、福岡圏域また台湾マーケット辺りにも集客、情報発信等を行うというところでのプロモーション。また、杖立支部、わいた支部におけるそれぞれの補助事業。経常経費として事務局運営費。また例年開催させていただいております花火大会等々の事業が予定をされております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 今花火大会ということでありましたけど結構クラウドファンディングなんか にも取り組まれていると思いますけれども、大体この花火大会には2千400万円のうち幾らぐ らい予定されているのでしょうか。またそのクラウドファンディングで集める目標額というのは 分かりますか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) こちらの補助金の中に含まれます花火大会に対する補助につきましては200万円を計上しております。その他、事務局観光協会のほうで負担する金額の大枠予算枠ですけれども400万円を予定しております。

- 9番(久野達也君) 77ページの地域おこし協力隊(5人)ということで計上されております。 地域おこし協力隊いろんなセクションで活用されておりますけれども、観光費の中で5名の方が 活躍されていて小国に住まいを構え小国のことを広く外部にも広報あるいは周知を努めているか と思います。その活動内容の部分と例えば当然地域おこし協力隊のほうが行政職員が動くよりも 動きやすい部分あるいは広く地域の部分もあろうかと思いますけれども、行政として町として地 域おこし協力隊の活動をどのように評価されているのか。それで5名の方活用していると思いま すのでそこをよかったらお聞かせください。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) この予算で計上させていただいているうち5名のうち2名は現在 来年度募集を検討しているところです。細かく御説明すると今年度いっぱいで任期を迎える協力 隊の方がいらっしゃいますので、新年度に入ってからは2名分募集を開始いたします。現状は4

名雇用している状態です。1名が商工観光係の内部のほうで1名、そしてASOおぐに観光協会に2名、そして杖立の旅館組合のほうに1名の計4名が出ている状態になります。どのような効果が出ているのかというところにつきましては、地域の方々要はこれからどうまちおこしをしていこうかと考えられている若い方々が小国町内の中でもたくさん今出てきているところだという認識でいます。その中に必ずその協力隊の方々が今タッチをされているような状態が見受けられますので、そこの中でどのような意見が出て、どのようなかたちで進めてという情報は復命書や業務報告として情報をいただいたりすることも多々ありますので、そこに関してはどのような動きが地域内で行われて、どのような成果、かたちになっているものなってないものもありますけど、そこの全てを含めたときにはそこの細部のところにタッチできている方が情報を共有できる職員としている、協力隊としているという部分には効果的な活動ができているのではないかなというふうには感じているところです。

- 9番(久野達也君) いろんな分野で活躍されていて、それが町への波及効果として広まっていくというのが当然望ましいところであるし、それを期待しているところです。そして願わくばその方々が任期を終えても小国の住民として地域で活動していくというのが最終的には求められようかとも思います。地域おこし協力隊ということで活動していただいた方、例えば3年間の蓄積を観光面で多方面に生かしていただきたいという部分もあります。それからできれば地域おこし協力隊の方々の姿が見えるというか。行政職員知っています、議員も知っていますけれども。例えば「地域おこし協力隊の方々がいるからこういうことにも取り組めた」とかそういうものが表面的にあらわれてくるとなお活躍の度合いも広まろうかと思いますので、そこら辺りも含めて活動には期待しておりますので担当課としても隊員との連絡を密にしていただいて、地域貢献ではないけれども当然地域貢献していただいているのですけれども、活動幅をもっともっと広くそして住民周知もできるようなかたちをとっていただけたらと思います。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 協力隊 4名のうち任期を終えます 1名また来年度におきましては 年度途中で任期を満了される協力隊の方もいらっしゃいます。その協力隊の方々、将来どうされ るのかというところでいきますと「小国に残って生活を続けていく」というような回答もいただ いております。ですのでその部分につきましては今後も引き続き協力隊の方々がこの小国町で根 づくような支援また活動ができるようなかたちで協力ができたらなというふうには思っておりま す。協力隊の方々が実際表向き出ているのかというところでいきますと実際結構いろんな方々に 認知はしていただいております。また協力隊本人も例えば個人のプライベートで小国の飲食店辺 りによく出るとか。そういったかたちでプライベートの段階でも地域の方々とのコミュニティを 作られたりというのもありますので、それとは違う部分要は活動をどういうことをしているのか という部分については情報発信ができるようなかたちをちょっと検討していきたいと思います。

- 8番(熊谷和昭君) 先日行われた総務常任委員会のほうでEV車の急速充電器撤去というのが上がっていましたけれども、現在小国町に急速充電器はありますか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) すみません。EV急速充電器のほうが情報政策課が担当になるので詳しい事情は分からないのですけれども、最新のが取替えで設置されましたのが道の駅ゆうステーションのほうに1台ございますので、そちらしか私はすみません把握していません。
- 8番(熊谷和昭君) 観光と考えた場合、今、EV車、結構普及しています。アプリで小国町を見て来て何名かは途中でレッカー移動されたとかいうことも聞いていますので、観光で鍋ヶ滝とか一番いいのは熊本銀行の付近とかにやっぱり置いたほうがいいと思うのです。ですから、これは情報政策課かもしれないですけれども観光のほうでは重要な役割をすると思いますので、その辺は考えられたほうがいいと思います。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 御意見ありがとうございます。情報政策課のほうとも協議をしな がら進めてまいりたいと思います。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 北阿蘇観光会議補助というのもございます。この北阿蘇観光会議は今現在、 トップはどなたがされていますか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 江藤理一郎様に。
- 4番(児玉智博君) 基本的にこの補助金というのは小国町、南小国町、産山村が3分の1ずつ出 しているのでしょうか。多分それぞれの町に観光協会というのがあると思うのですが、観光協会 の集まりというものでもないのですか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) こちらの負担割合につきましては、小国町と南小国町が同額になっております。そして産山村が若干低い水準の負担割合となっております。その団体のメンバーにつきましては、事務局のほうは各自治体の観光協会のほうが担っておりまして、そこに関連するようなメンバーが集まっています。例えばASOおぐに観光協会に事務局がございますが、それに支部化されている旅館組合さん又は杖立の観光協会またわいた温泉組合さんそういったメンバーの方々も一緒に入っています。南小国町に関しては黒川温泉のSMO南小国とかも入っていますし、産山村のほうはそこの観光協会が入っています。

以上です。

4番(児玉智博君) それぞれでパンフレットを出したりとか、それだったら町は観光協会に2千400万円も出しているのだから基本的に3町村の観光協会が集まって連携をとっていくとかいうかたちで整理できないものなのでしょうか。パンフレットも観光協会が作っているパンフレット、観光会議が作っているものとか、またジオパーク関連のものとかもうごちゃごちゃしてしまっていてもうよく分からないので、ちょっとした整理が必要ではないのかなと思うのですがどうですか。

- 商工観光係長(新家龍太郎君) 児玉委員のおっしゃられることは十分そういった御意見があるということも分かりますけれども、それぞれのパンフレットに用途がございましてASOおぐに観光協会が作るパンフレットにつきましては小国町内に関する情報が載っております。また北阿蘇観光会議が作るパンフレットにつきましては、小国町、南小国町、産山村、その広域のパンフレットとしてお客様に提供するものになっております。一つ一つの自治体がそれぞれの情報発信をしてお客様を誘客したときに「その後、どこに行こうか」というところでそこを広域的に連携していきましょうというところから北阿蘇観光会議がございますので、その広域に関するパンフレットというものはまた別に作成する必要があるのかなと。また広域で連携することで滞在時間を延長させるというところにもつながるかと思いますので、そういった考えのもとに作成されているものになります。
- 4番(児玉智博君) はい、分かりました。パンフレットの問題だけではなくて要は北阿蘇観光会 議に小国町内の観光関係者でASOおぐに観光協会には入ってないけれども、この北阿蘇観光協 会なら出て来てくれる人なんていないと思うのです。それはどの自治体だってそうだと思うのです。だからASOおぐに観光協会にも補助金を出すけど北阿蘇観光会議で集まったからまたそっちにも85万円とはいえ補助金を出しますとかいうのではなくて、観光協会というところに2千400万円も補助金を出すのだから観光のことはそちらで主体的にやっていただいて。町はもちろん協力はされると思うのでそういうかたちでやって、もうちょっと観光協会が観光振興の主役になると。その主役の人が小国町の観光の代表として北阿蘇観光会議に出て行って、そこに分担金というか負担金を観光協会から支払うというかたちに持っていったらどうなのかなと思うのですけど。出し始めたら切りがないと思うのですがどうですか。
- 町長(渡邉誠次君) もう児玉議員のおっしゃるとおりです。ただ阿蘇もここにジオパークを書いてありますけどデザインセンターもあり観光振興連盟があるのです。そこの中でどこが主導権をとってやっていくかというところはなかなか難しいなあというふうに思っておりますし、年度ごとでも財政事情がそれぞれあると思います。小国町の単体の中でいくともともとASOおぐに観光協会自体はなかったのです。杖立温泉とわいた温泉組合で連携をしながらやっていた時代がありますが、それでも小国町全体のパンフレットもいるし小国町全体で観光をやっていたほうがいいのではないかというところでASOおぐに観光協会が出来上がった経緯が多分5、6年前です。その前にツーリズム協会というのがありましたけれども、そのツーリズム協会が母体となって今のASOおぐに観光協会ができているようなところがあります。もう児玉議員がおっしゃるとおりでありますけど今の現状でいくともともと杖立温泉もわいた温泉も競争していた時代も当然あるわけです。観光地として同じ行政区内ではありますけれども温泉地での競争等々もありましたので、その部分ではもともとASOおぐに観光協会一つしかなければこういったこともないかもしれませんけれども、そういったところではそれぞれの魅力のアピール度も違うところもありま

すので、その部分ではもちろん調整は行政のほうとASOおぐに観光協会が中心となって小国町の話はさせていただきますけれども、産山とか南小国町とか連携をすることは今最大限、より重要になってきている時代になっております。その部分ではどこという感じなのですけど今の現状では民間ベースで頑張っていただくところに補助を付けていくというような考え方で申し訳ないですけど、推移の中ですけれどももちろん見直しをかけつつやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

- 7番(松本明雄君) 79ページ、ソフトバンクホークスパートナーズ負担金は去年より上がっていますが、どの辺がどう変わるのでしょうか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 本年度につきましてはシルバーメンバーでした。これが来年度に つきましてはゴールドメンバーズに上げてパートナーズ契約を結ばせていただきたいというとこ ろで、変更します点につきましては利用できるポイント数に差があります。前回まで30ポイントプラスアルファで数ポイントが付くようなポイント数でした。今回は50数ポイントをいただ くようなポイント数がありますので、それだけできる事業の幅が広がると。活用できるポイント の割り振りが変わってくるというようなかたちになっております。
- 7番(松本明雄君) ポイントは分かるのですけど具体的にどういうふうに変わるのか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) こちらの予算計上させていただいております金額によって事業計画をしております内容については、今年度実施させていただいて効果的だったと思う部分は残させていただきつつ新規で考えているものといたしましてあくまで予定ではございますが、ウイングビジョンは10試合の試合中にサイドのビジョンで小国町の広告を画面的に流す。これは10試合分です。また別でホークスだよりの掲載。これは福岡市の各戸にホークスだよりを入れると同時に、そこに記載される内容にふるさと納税辺りの情報を載せて配布できたらなとは考えております。また別に昨年度、大変好評をいただいたのが野球教室。子供とじかに接することで大変好評いただきましたが、それにプラスアルファとしてホークスOBトークショー、この辺りもちょっと検討をしているところです。

大枠、以上になります。

- 9番(久野達也君) 観光費全体でどこかが分かりませんのでお尋ねなのですけれども、台湾との 国際便が毎日運航と。そうやってどちらかというと台湾からの熊本を訪れる方々、九州を訪れる 方々が年々増えてきているかと思います。そういった意味合いからも台湾での例えば小国町の観 光PRだとか観光に関する集客の働きかけだとか、そういったようなのはこの予算の中には組み 込まれているのでしょうか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 御質問ありがとうございます。こちらにつきましては今現状この 予算の中には一部含まれている部分もありますが、大枠その大きな事業として計上する予算はご

ざいません。令和6年の国の補正予算のほうでちょっと新たな補助事業辺りも出てきましたので、そこ辺りをちょっと活用できないかというところで現在検討を進めているところです。ですので、今年の1月に実際台湾の士林区のほうに町長を含め訪問をさせていただきまして市民区長とお話をさせていただきながら、小国町の観光パッケージというものを独自で作っていきたいという話を進めております。本年度につきましては、その観光パッケージをどのようなかたちで運用できて、どれぐらいのコストでお客様が呼べるのかというところを町内の事業所さん辺りと協議を進めてきたところですが、それが実際現実味があるのかというところを台湾の士林区の事業所さん辺りと今後進めていけたらなという段階ですので、今現状この予算化の中で予算を計上してそこを進めるという経費の部分ではそこまでまだ至っていないのかなというのが現状です。

- 町長(渡邉誠次君) 新家係長が言ったのがほとんどでありますけれども、町としては通常の観光 の係が台湾に行くときに具体的な煮詰め作業に入っておりますので、全体的な事業というわけで はなく旅費の中に含まれたりというような状況はあります。ただ今後は観光庁の事業が具体的に ありまして、その予算が非常に補助率もいいということでございますので早めにやりたいですからできれば6月にまた補正予算を組ませていただいて。今手を上げますという意思表示はさせてもらっております。今、関係構築はできているのでだからこそその関係構築の信用を使いながら 補助事業をとって、その補助事業に乗せてしっかりまたアピールできるような体制づくりをとっていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
- 9番(久野達也君) そうですね。町長おっしゃったようにせっかく関係の構築それからいろいろ なお話をお聞きしているとその関係も高まってきていようかと思います。高まりがあるからこそ 今やっぱりそれなりの行動を起こしていただきたいなという思いもあります。よろしくお願いします。
- 4番(児玉智博君) 鍋ヶ滝公園監視業務委託料からコールセンター業務委託料まで監視業務は監視カメラのリースだと思うのですけど、料金徴収等委託料あとコールセンター業務委託料併せて聞きます。まずこの設計としてまず次年度365日中何日開園する予定で組まれて設計されたのかということ。もう1点が要するにそこに券売所の人であったり掃除する人なんかの給与、人件費は時給幾らなのか。それとも月給制、あるいは日給制なのかというところを説明お願いします。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) こちらにつきましては業務委託となりますので、ASOおぐに観光協会のほうからの見積り等を参考に予算化をさせていただいております。ですので、その中に応じて御回答させていただきますが、開園につきましては鍋ヶ滝の入場料金徴収業務こちらについては鍋ヶ滝の開園に合わせて358日。コールセンターに関しましては、ASOおぐに観光協会の営業日。ですので、こちらに合わせて359日となっております。人件費の部分につきましては、単価1万2千500円、1日当たり2名。残りの雑費の部分につきましては管理業務は清掃で使う物品の購入辺りというかたちになっております。コールセンターにつきましては単価が

- 7千480円、1名分です。こちらにプラスして団体予約もコールセンター業務の中に含めておりまして、団体予約につきましては11万円を単価といたしまして12か月。ここにプラスして日頃の観光案内の要はコールセンターというかたちでこのコールセンター業務委託につきましては、鍋ヶ滝を含まずに通常の観光案内業務辺りも最近観光者が増えておりますのでそこの部分を含めてプラスした金額が500万円として計上をさせていただいております。
- 4番(児玉智博君) 料金徴収業務委託料の1万2千500円というのは要するに毎日2人の方が 出勤されるから358日2人分ということで日給1万2千500円という。実際その人が1万2 千500円受け取っているかどうか分かりませんよ。事務手数料で観光協会が取る分もあると思 いますので。一応その1万2千500円の単価ということでいいですかね。その1万2千500 円はそれでいいのですけど、実際1日何時間勤務することになりますか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 実際の受付員の雇用人数は4名となっております。この2名交代制を常時とりつつ中身として園内清掃、草刈り、トイレの清掃だったりとかをまとめて行う日としてこの4名全員が出勤する日もございます。鍋ヶ滝の通常開園ですと月に閉園する日というのがありませんので、その月の全ての期日において開園をしている状態ですので、それを単純に割ったとして1班として15日ぐらいですかね。
- 4番(児玉智博君) 1日の労働時間を聞いているのですけど。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 時間のほうは実際の開園が9時からです。ただ勤務時間としては 8時半から5時を勤務時間として充てています。
- 4番(児玉智博君) 分かりました。結局補助金も出している。この業務もASOおぐに観光協会というふうに言われたので随意契約でほかのところと競うこともないわけですよね。それでコールセンター業務は鍋ヶ滝以外の観光案内についてもここに上乗せしているという話だったと思います。そもそもが観光協会の仕事としてやっているのに、この500万円が上乗せされているということ自体が違和感があるわけですが、補助金も受け取っていないならまだしも補助金もそれなりの金額受け取っていて何なんだろうなと。なかなか自立していない組織だなというような気がするのですが、もうちょっと自立していただく何か育てるような方法はお金を出すだけではなくて、自立させるような方法を考えていないのですか。
- 町長(渡邉誠次君) 自立していただけると本当に助かるところではありますけれども、観光面の 観光協会ではなかなか収益事業をするというのが難しいのです。鍋ヶ滝ももちろん徴収はしてい ただくのですけどお金自体は役場に入りますので。ですので委託という事業になりますけれども。 今事務所もASOおぐに観光協会の事務所それから杖立温泉、わいた温泉とある。その事務所の 維持それから人件費も含めて負担金ももちろん観光協会の協会員の方々から徴収しながらではあ りますけれども、そんなにたくさんいただくわけにはいかないような事情もあると思いますので、 その部分ではなかなか収益事業を生むことができないながらも人を雇って事務所を維持していか

ないといけないというところもあります。先ほどの業務委託を流す中でも人は雇っていかないといけないというところもありますので、私ももともと観光協会におりましたのでその当時から維持をしていく経費が根本的にかなり要ります。役場の職員を抱えているのと同じような感覚でいてもらうといいのですけど、なかなかその事務所の維持をするための経費を協会員の方たちの負担金だけで賄うというのはなかなか難しいものですから、こういう立て付けにさせていただいているというようなところがあります。ただ観光協会長も前から是非とも観光協会の中で事業をやって継続をして持続可能な観光協会にしたいという意思はすごくあられる方でありますけれども、実質はなかなか現状難しいといったところと答弁をさせていただきたいと思います。

- 4番(児玉智博君) では料金徴収業務委託料というのは今お話聞いていると、ただ来た人のQR コードを読み込むだけではなくてトイレ掃除はもちろん夏場とかだと園内の草刈り清掃作業も含むというお答えでした。であればカントリーパーク事業というのを今からやるというふうに言っていますけど、結局園の面積というのが3ヘクタールほど広がるわけですけどそうなると委託料も900万円が場合によっては1千万円を超えるかどうかは別として、今後増えていく可能性というのはあるということでしょうか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) そちらにつきましては十分考えられる範囲だと思います。
- 4番(児玉智博君) 増えるということでここは確認をしておきたいと思います。その上で委託先 というのは山の草刈りみたいな感じになるから観光協会がするのですか。それとも慣れたような 人にお願いするとかいうことも考えるのか。教えてください。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 現状におきましては、受付の係の方が草刈りの講習会辺りも観光 協会のほうでその受講費を払って研修等をさせていただきながら業務に当たっていただいていま す。将来的に面積が広くなりますので、その点に関しては今後検討をしていきたいと思います。 以上です。
- 4番(児玉智博君) 分かりました。またほかの部分については歳入のほうでいきます。
- 委員長(髙村祝次君) ソフトバンクホークスパートナーズ負担金555万5千円出しておりますけれども、実際私は7年間しましたので内容はよく分かります。果たして前回も言いましたけれどもこのくらいのお金で宣伝ができるのかなと。果たして何人の方がそれを見て小国に来るのかなという感じがしています。やるならやるで思い切って。要は宣伝を見に来るのではない、野球を見に来る人がほとんどです。その中で目を引くようなことをやらないと、ただ小国町というようなポスターか何か貼ってあると思いますけれども、高いところに貼ってそこを見る余裕はないです。やるなら大スクリーンで10秒間でも15秒間でもバーッと流す。鍋ヶ滝の写真とか杖立温泉とかわいた山麓の温泉とか、やるとするならそのくらいやって。その協賛金を集めて町はこれ使えます。そしてそこに加盟した旅館とか食堂でもいいですけれどもそこへ加盟してお金を集めてもうちょっと盛大にやるようなことを考えていかないと、500万円ぐらいでやっても10

試合で出ないポスターもあるし恐らく3か月ぐらいで貼り替えますからあまり意味がないと思う。 実際行って見た人が「これでは」と。ポイント制ですからいろいろポイントはあるけれども「こういうのはどうですか」とこっちから逆に宣伝を提示していかないと、向こうの言いなりならありふれたどこの会社もやっているようなことです。行政がするのは恐らく当時熊本県でも町村が1町村ぐらいだったか美里かどこかやっていた。ほとんど行政がしているところはない。行政はやめてしまっている。というのが300万円、500万円ぐらい使っても球場の中で目立たない。目立つような宣伝をするためには商工費で2千何百万円やっている中から500万円ぐらい減らしてここにやりますというくらいしないと。そして旅館とか協賛金を集めてそしてそこで1千万円とか2千万円ぐらいつくってやらないと、私はあんまり意味がないという思いがしています。これやったから観光客がどれだけ増えたとかいう調査もできないと思う。そういう調査をやって「これだけメリットがあるな」と。それでお客さんが新たに食堂にリピーターがついたとかいうことまで発展しないと私は意味がないと思う。それまでするのにはちょっとお金のかけ方が足らないと思いますが、どうでしょうか。

町長(渡邉誠次君) お金のかけ方という点に関しては、この550万円が効果的かどうかという のは言われるとおり何万人の方が一瞬にして見るような効果は多分550万円では打てないと。 ただ昔の話を私もちょっとさせていただくと、最近は多分小国町の宣伝はテレビでも福岡のほう でも全九州コンスタントに小国町という名前が出ているというふうに私は思っております。実は 前は全然ありませんでした。そのときに私も観光協会辺りの会長とか旅館組合でいろんな会議に 出るときに杖立温泉とか小国町これ名前が出てこないです。ただ今は小国町という名前が北里博 士の恩恵もありますし鍋ヶ滝の恩恵もあるかもしれませんけれども温泉地の魅力も含めてあるか もしれませんが名前が出てきています。そういう状態でありますので私はコンスタントに小国町 という名前が出る恒常的な土台に乗せるといいますか。その土台までは行政でするべきであろう と。その後の部分の魅力だったりという部分は地域の魅力でこちらのほうに向いてもらうといっ たところが必要であろうというふうに思いますので、この部分に関しましてはこれからは昔はや ったと言われるかもしれませんけれども、アンテナショップであったりそういったところにも目 を向けていきながらしっかりと頑張らせていただきたいなと。СМでどかんと打つのはなかなか 難しくて、その部分よりもある程度の感覚で打ち続ける。これのほうが観光面では海外旅行は別 ですが国内旅行はコンスタントに打ち続けていくといった部分がまずは必要であろうというふう に私は思っております。

以上です。

委員長(髙村祝次君) しっかりメニューを考えてやらないと本当に生きたお金にならない、死んだお金になるという思いがしております。しっかりそこ辺りは営業部長と相談をしながら、いろんな企業の宣伝の仕方やアドバイスをしてくれると思うので。そういうことをやっていかないと

ただ漠然としたポイント「これが何ポイントですよ」と。それにポイントをのせてやるだけでは。 実際自分でやってきているから分かるのです。やったことない人はポイントとかいうと「何でか」 というようなのがあるかもしれません。座席を全試合とると「何ポイント要りますよ」というポ イントだから。私は500万円ぐらい使っても小国町の宣伝には。私たちはジャージー牛乳を売 ることがメインだったから。目的は一つです。その中で小国町の観光案内も鷹の祭典のときには ビラ配りもやったし。ビラ配りをするときは単なる1枚のビラでは駄目ですから、ちゃんとそれ を持ち帰らないとごみになるから駄目ですよということで。アンケート用紙を入れてそしてその アンケートをいろいろ遠慮なく書いてもらってそれを回収してまたお帰りをする。アンケートに 協力した人にはまた抽せんで牛乳製品をやったりとか。アンケートをちゃんと書き込んでくれた 人にお礼をちゃんとしていかないといけない。500万円はポイントのお金だけであってそのお 金もつくらないといけない。そのためにはさっき言ったような協賛金とかそういうのをつくって いかないと私はとてもこのくらいでは。しないよりもいいかもしれない。効果は上がらないので はなかろうかと。しっかりその辺は研究してやってください。

商工観光係長(新家龍太郎君) ありがとうございます。このソフトバンクのイベントだけでなく 商工は観光面でイベントに出ております際にはそのパンフレット必ず御自宅に持って帰ってほし いものになりますので、そういったノベルティグッズ等も町のほうで制作をさせていただきなが らグッズとしてお持ち帰りいただくようなところを施策として展開も広げていっているところで すので、今後そのPRイベントに関する全てにおいて必ずそれを持ち帰っていただく、また印象 に残るようなPRをしていきたいと思います。ありがとうございます。

委員長(髙村祝次君) それでは、80ページ。

- 4番(児玉智博君) 80ページのホームページ作成業務委託料、パンフレット作成業務委託料、 電子署名システム構築業務委託料ということで、NHK大河ドラマ「北里柴三郎」誘致のためと いうことです。そこでまず、これらの業務の委託先というのはある程度目ぼしが付いているので しょうか。
- 柴三郎プロジェクト係長(北里宏葵君) 御質問ありがとうございます。NHK大河ドラマ「北里 柴三郎」誘致のためのPRとしまして、ホームページ、パンフレット、電子署名システムという ことで委託料に上げさせていただいているのですけれども、ホームページと電子署名システムに おきましては現在小国町のほうが町のホームページを管理していただいているところに見積りを お願いして積算させていただいております。パンフレットにおきましては、本年度の観光のほう でパンフレット等も作成しておりますのでその数値を参考にさせていただきまして計上している ところでございます。

以上です。

4番(児玉智博君) これを1年やって誘致できたら大したものなのですけれども、なかなかそう

いうわけにはいかないと思いますけど。誘致できるまで20年間ぐらい多分新1千円札が使われ続けると思いますけど、やるつもりなのかというのを確認したいのと。それと同じ熊本県でも熊本市なんかは加藤清正を大河ドラマにでもと言っているし、あるいは大分だと大友宗麟、福岡だと柳川藩主の立花宗茂の奥さんの誾千代でもやっていてこれは全国でライバルもいるし、そういう中でNHK大河ドラマに限る必要もないような気がするのにそれを大河ドラマというふうに上げるということは、これ町長に伺いますけれども総務大臣と話をしたりNHKの会長等に談判したりとかそういう政治的なロビー活動も合わせてやるぐらいのおつもりがあるのかということと。もう1点がホームページというふうに言われますけど大体どれぐらいの人たちに訴求するつもりなのかというので、なかなか最近特に若い世代はパソコンで調べ事をするのにグーグルとか検索エンジンで検索しないらしいのです。SNSで自分の調べたいことを調べる時代になっているそうです。私のような中年世代では考えられないことですけど。だからこういうホームページというのを作ってしまってずっと管理していかないといけないものよりも、フェイスブックは結構年が上の男性のほうが見るとか、結構全般的に見られるのがXであったり、若い世代とか女性はもうTikTokを見るとか、そういうSNSでPRlCていったほうが金もかからないだろうし、より多くの人に届くと思うのですがその辺考え直すあればないですか。

町長 (渡邉誠次君) 大河ドラマの誘致の件に関してはできるだけ頑張って誘致ができるようにや っていきたいと。ただ4年後までは基本的に決まっておりますので決まるとしても5年以降とい ったところでありますので、やり続けるといったところはあります。それからSNSの活用とい うところでありますけれども、基本大河ドラマを見られる方は高齢の方が多いのではないかなと いうところもありますので、ホームページそれから電子署名をしていただくのは全国の方たちに 署名をしていただく。ただ電子署名のシステムをホームページに作っただけでもちろん署名をし ていただけるとは思っておりませんので、様々な自治体また北里博士に関しましてはすごくたく さんの企業の方たちに関係性がありますので、私としては挨拶ができるきっかけを今回は作って いただいたというふうに思っております。大河ドラマの誘致をもちろんそこがメインであります けれども様々な企業の方たちと連携をして小国町を応援していただこうとかいうそういった気持 ち。また自治体においては議員研修でも1回行かさせていただきましたけれども野口英雄先生の 記念館がある猪苗代町さんとはもう10月の時点で友好都市といいますか「千円札つながりでや りましょう」といったお話であるとか、私のほうでは伊東市さんとか例えば中津市さんの福沢諭 吉翁に関係のゆかりのあるところも含めて、この北里博士の大河ドラマの誘致に関しては確かに メインは大河ドラマ誘致でありますけれども、この誘致をしながら先ほどの企業だったり自治体 であったりまた小国町の地元の方たちの啓蒙といいますか活性といいますか盛り上がりが去年だ けで終わらないようにしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っているところでござい ます。その先に大河ドラマの誘致があればいいなと。ただ県のほうにも昨年からずっとお願いを

しておりますので県のほうの御返事も3月中にはあるかと思います。もちろん熊本県と連動して 動かせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 電子署名というと今結構そういうサイトがありますよね。チェンジとかですね。わざわざ100万円かけないでそちらのほうにお金を使って、北里大学とそういう話をしに行ったりするときに町長であったり職員の方がそういう旅費とかのほうを増やしたほうがいいような気がしますけど。どうですか。
- 町長(渡邉誠次君) 見ていただくと分かりますが旅費も300万円を超える金額を載せさせていただいておりますので、デジタルの部分は当然いろいろな考え方があります。より安い方法で効率のいいかたちでやっていきたいというふうに思いますけれども、この事業はアナログで自分の足で挨拶をしに行くといったところは非常に重要だというふうに私は思っております。ですので企業さん自治体さんに足を運ばせていただいて、英郎先生もおられますので英郎先生にも御同行いただくとかいったところは、また更に私よりも企業の方を英郎先生知っておられますので是非とも効果が高いような誘致活動ができればなというふうに思います。

委員長(髙村祝次君) ここで暫時休憩いたします。午後2時10分から開会いたします。

(午後2時00分)

委員長(髙村祝次君) 休憩前に続き会議を開きます。

(午後2時09分)

委員長(髙村祝次君) 81ページ。

- 4番(児玉智博君) 新千円札発行1周年記念事業補助金ということで、学びやの里が実施する1 周年記念イベントの経費に対する補助金ということですが、7月2日かなんかの発行の日に合わ せてするイベントなのか。それともしばらくの間記念館に来てくれた人に対して何かするような 感じのイベントになるのか御説明ください。
- 柴三郎プロジェクト係長(北里宏葵君) ありがとうございます。新千円札発行1周年記念事業補助金におきましては、昨年7月3日に新紙幣が発行されたのに合わせて今年の7月3日にイベントを何かできないかというところで、学びやの里が北里柴三郎記念館の管理をしておりますので記念館の中で何かできないかというところで組ませていただいております。
- 4番(児玉智博君) 50万円でどれぐらいのものができるのかなと思ったときに、秋にあれだけ 地上絵で大々的なものをやっていてそれで「さぁ、1周年だ」というとそれ以上のものをやらな いと物足りないような気もすると思うのですが、具体的に7月というと結構すぐ来ますけどある 程度固まっているようなものはあるのですか。
- 柴三郎プロジェクト係長(北里宏葵君) ありがとうございます。7月3日に行う内容としましては、今度7月3日がどうしても平日となりまして土日が7月3日にかさなれば町外からのお客さ

んも1周年記念ということで誘致できるのではないかなと思ったのですけれども、今年は平日となりますのでどちらかというと町民の方向けの1周年経ちましたという部分でお祝いを含めて何かできないかというところで考えております。

以上です。

委員長(髙村祝次君) 83ページまで。

- 7番(松本明雄君) これはただ質問だけです。中九州高規格道路はこの前、杭打ち式があり合志 から大津まで大体ルートが決まりました。うちの町も大観峰トンネル、日田阿蘇道路いろいろ考 えていますが、今度は阿蘇市長も新しい市長に代わりましたので滝室坂から阿蘇間これはまだルートが決まっていませんので町長に大観峰寄りで誘致をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 町長(渡邉誠次君) 実はまだお会いしたことがないです。多分24日か25日に会うようにしています。どのようなお考えをされておられる方か分かりませんけれども、例えば一番最初の時点では南小国町の髙橋町長と私で日田の市長さんとお話をしたときに日田阿蘇道路の話を実は打合せ段階でやったのですけど、「いや、うちはやりませんよ」というような感じで最初は言われたのですけれども、今は逆に今度は道路の要望を日田から大分県を通して国のほうに日田阿蘇道路の要望を上げていただけるというようなかたちまでいっているのです。ですので1回の最初の部分では分かりませんけれどもちょっと話をしながら協力体制をとっていくのは首長の役目でございますので、その部分では新しい阿蘇市長も含めて日田阿蘇道路の構想自体は阿蘇を小国からYの字型といいますか逆Yの字型といいますか山都町と高森のほうと宮崎とそっちのほうに分かれたような感じのラインになりますので、その部分では阿蘇郡市全体と近隣の市町村の方たちとも合意形成を図っていかなければいけませんので時間はかかると思いますけれどもいろいろと話を詰めさせていただきたいと思います。

- 7番(松本明雄君) 今までの市長は歌うのが好きだった市長だったのですけど今度はマジックをするらしいので、マジックしたときに手をたたいてやると非常に喜ぶと思います。そのときによろしくお願いします。そしてもう一つ話があるのは、防衛省のほうからまた話があって湾岸とか駐屯地の近くとか演習場は含まれていませんけど、そういうところに行く道路は防衛省のほうがお金を出して「早急に行けるような道路を造るなら補助金を出します」とそういう話も出ていますので、うちは日出生台演習場に行くのに大津を通ると非常に混みますので違う道を造っていただいて、菊池を通ってその辺で財政的にも助かると思いますので一つの考えとして報告しておきます。
- 町長(渡邉誠次君) 国防の道といったところは実は前の日田市長が強くおっしゃっていたところ です。福岡県から212号線は最短距離で阿蘇方面を結ぶ道路です。距離的にですね。ただトン

ネルが小さかったり道路幅が狭かったりといったところがあります。その部分で考えると「最短 距離を結ぶ道路が、これだけ狭くていいのか」といった話がございましたので、その部分ではし っかりと国会議員の先生もちろん県議をとおしてですけれどもつないで、1区の木原先生もおら れますので、国防といったところでは関連がございますのでちょっと要望もしっかりとしていき たいと思います。

以上です。

4番(児玉智博君) 道路施設保全改築費(市町村道過疎代行)の部分で3千万円今年は出ておりますけれども、令和7年度で全体の中で進捗率がどれぐらいになるのか教えてください。

建設課長(小野昌伸君) はい、お答えいたします。

一応令和7年度事業費2億円ということで県のほうから打診があっていますので15%の3千万円。今現在処理場のところから西の下組、伊藤組の旧事務所のほうにバイパスとして暫定掘削をしております。そこが大体300メーター。これが素ぼりといいましょうかかたちを整えているだけなのでそれの法面の保護とか側溝をきちんと入れて、しっかりとした道路の路体、はっきり道路として分かるような状況を造っていくのに工事が一つと。あとはバイパス387号線から入ってきたところの1号橋を。2号橋は今予備設計に入っていますので1号橋のA1橋台、A2橋台、二つの橋台を手がけていきたいということでそれを合わせて2億円ということで。来年はもうバイパスの工事の橋台が建っていくということで御理解いただければ有り難いかなと思っています。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 1号橋の橋台ということで既存の西蓬莱線だったですかね387号線と接続している。そういうところの通行なんかに影響等々があるようであれば事前に請負業者の方々はよく分かっていてこういう工事に限らず「御迷惑をおかけします」というチラシというかそういうポスティングをされたりもしますけれども、町のほうからも「こういうふうなかたちで、この期間、この時間帯、御迷惑をおかけしますが、御協力をお願いします」というような地元とのコミュニケーションを引き続きとってもらえればと思いますのでよろしくお願いしておきます。
- 9番(久野達也君) 81ページです。冒頭の説明で私の聞き漏れだったら申し訳ございません今 一度お願いします。委託料の計画策定業務委託、耐震ということだったのですけれども具体的に どのような計画の業務を委託するのですか。
- 公共建設係長(秋吉康成君) これについては民間の耐震化率を上げるために策定するものです。 平成29年の6月に策定をしておりまして、計画が令和7年度までの計画となっておりまして、 それの計画を改めるもので民間の補助に当たって計画を策定するものです。

以上です。

9番(久野達也君) 例えばその計画が町がその計画書を持っていれば民間の建物だとか何だとか

が耐震補強するときには補助の対象になるとかいうような全体の計画書ですかね町の。

公共建設係長(秋吉康成君) 款10の災害復旧費で住宅耐震のほうにも乗るのですけれども、その補助を交付するために必要な計画書になります。

以上です。

- 9番(久野達也君) よかったら表現的に計画策定業務ではなくて何か分かりやすい表現を予算書ですので使っていただけたらと思います。
- 公共建設係長(秋吉康成君) はい、今後策定するときには気をつけて予算を組みたいと思います。 以上です。
- 4番(児玉智博君) それでは83ページ、橋りょう点検委託料ということで3千万円予算が出ておりますが、令和7年度の点検する橋りょうの数とそれからこれは一括発注を前提とした予算なのか教えてください。
- 公共建設係長(秋吉康成君) お答えします。
 - 30橋から40橋ほどの橋りょう点検を計画しておりまして、一括で発注を考えております。 以上です。
- 4番 (児玉智博君) 一括発注にする理由は何なのでしょうか。小国町だと大きな工事とこの点検業務というのはまた違うのかもしれませんが、分割して発注することが工事請負契約なんかでは多いような感じがしているのです。そうしたほうが競争も働いて応札の金額も下がるのではないかなと素人考えには思うわけですけれども、一括発注とする理由を教えてください。
- 公共建設係長(秋吉康成君) まとめて発注するほうが経費は抑えられまして、分割にすると一本 一本の設計書の経費がどうしても高くなりがちです。そういうことを踏まえまして一本で発注を 計画しております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 経費が高くなるという理由がちょっとすみません分からないです。郵便代と かそういうのが増えるという意味ですか。工事額に応じての経費というのは大体率が決まってい る。
- 建設課長(小野昌伸君) ちょっと分かりにくかったと思いますが。道路改良とかも考えてみていただいて一括で1億円かかる工事を二つに割ったときは5千万円5千万円というわけにはなかなかいかず、5千万円で直接工事していって本当にかかる経費があってそれに諸経費、一般管理費とかいろんなことがかかってきます。委託にも同じようなかたちがかかってくるので一本で発注すれば1億円ですけど二つに割れば1億2千万円とかそういうふうに経費がそれぞれに入ってくるのです。昔は案分というかたちで二つに割ろうが三つに割ろうが「1億円の全体設計書の中を案分しなさい」、そういう発注の仕方をしていたのですが、これが途中から国交省のほうからも通達がありまして「その発注の仕方はやっぱおかしい」と。A、B、Cと業者がいた場合、もう

かる率が少なくなる。そういうかたちで注意も受けましたので今は分離発注というかたちにしています。なぜ一本かというとこれが5年間で165橋あるものを30橋、40橋で5年間に分けて発注しますので、結果的には5年間で分割しているようなかたちになります。業者も今年はA社が取った、来年はB社が取るかもしれない、その辺はしっかりと業者も選定しながらやっているところです。

以上です。

8番(熊谷和昭君) 83ページの道路維持費の中の町道沿線立木安全対策事業補助金ということで200万円付いておりますけれども、あちこち町内見てみると結構要望が多いのはこれなのです。「枝を落としてくれないか」とかいう話はよく聞きますけれども、枝を落としても何年後にはまた増えてきますので、切る場合はもう切ってしまってなくすという考え方でいいのではないかと思うのですけど。何でこれだけ増えているのかとよく考えてみたら20年ちょっと前ですか「観光用の誘致で木を植えてください」という事業があったのです。そのときに植えた木が30年経ってものすごく大きくなるというのがほとんどです。多分200万円では足りないのですけれども1回してしまうと切った場合は次がありませんので、これは予算取ってでも早めにやっていただきたいと思うのですけど、いかがですか。

公共建設係長(秋吉康成君) 今窓口としまして小国町森林組合さんを考えておりまして、見積りを取ったところが170万程度。今年度ちょっと小国町森林組合さんが高いというところで一地区別のところで見積りをとったところが約30万円というところでがありましたので、合計で一応20万というかたちで計上させていただいております。

以上です。

- 8番(熊谷和昭君) 九電、NTTのほうもそういう要望がちょっときているのです。それが引っかかるということで。撤去してもよろしいですかという許可がきているのですけれども、光ファイバーが入っているおかげでものすごく工事がやりにくくなっているのです。ですからできたらその辺を一緒に考えて予算的に抑えられればいいと思うのですけど、考えてみてやってください。よろしくお願いします。
- 委員長(髙村祝次君) 今の件は以前議会でも話があって植えたのは誰かと。岳の湯地区の分からないけれども。植えた人たちが「切ってください」というようなことを言ったら、「議員がよその地区のことに口を出すな」とかいう話もちらちら聞きました。当初、道路の法面に植えることを許した町の責任もあると思いますけれども、確かに言われるように木が大きくなっているので今チップにいくと結果木のかわりもあるのではないですか、あそこは。切るのも大変だけど木も大きいからチップ材で7千円か8千円になるので。木のかわりも結果あるのではないかなと思う。
- 8番(熊谷和昭君) 当初のこと考えると観光面です。観光面で「植えていただけませんか」と。 「その申請元を組合でしていただけませんか」ということで植えたのだと思います。植えたのも

どこの林業会社かよく覚えていないのですけれども、そこが代替として植えていったというかたちです。ですから国か県か町かちょっとはっきり分からないのですけど、行政からの依頼があって受けたというのは間違えないです。補助金を使って。

- 委員長(髙村祝次君) 以前から建設業の方が「除雪するのに重機に引っかかってやっていけない」という話はもう再三私たちも聞いた経緯がございます。地元がそういう意向なら早くやったほうが、確かに光ケーブルが通っていて大変とは思いますけれども。私も道路沿線の立木について再三お願いしたのですが、おかげでファームロード号田線は立派になりました。それでは、83ページ。
- 4番(児玉智博君) 先ほど係長の答弁で「別のところでも見積りをとってみた」ということでしたけれども、ただ結局この道路沿線の危険木伐採補助金の申請者は土地の所有者の人が申請する木が生えている場所ですよね。それが町道内の木であれば町が自前で切りますからこの補助金というかたちにはならないと思うのです。あくまで申請者が土地の地権者、所有者であるならば要は森林組合かもう一つどこの事業者か分からないけれど、どっちかを通さないと補助金をもらえないというのもちょっとそれは違うのではないかなというふうに思うのです。ある程度その森林組合以外にも選択肢が増えたということは競争が働くからいいと思うのですけれども、個人のそういう技術がある人とか町外の人も含めて利用した場合もこの補助金が利用できるようにしたほうがよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。頼む前に「補助金を使いたい」と役場に言って、許可が出て切ってもらってきちんと領収書も添付すれば、どの業者に頼もうが不正は起きないと思いますけれども、どうでしょうか。
- 公共建設係長(秋吉康成君) この町道沿線立木安全対策事業補助金の交付要綱ですけれども、事業の要件としまして「事業の申請者は林業事業体とする」ということでありますので、今現在は 林業事業体の森林組合さん、もう1団体は津江の森林組合さんから出ておりましたので、そちら のほうがあくまでも今現時点では申請者になります。 以上です。
- 4番(児玉智博君) 総務課の隣地安全対策立木等撤去補助金、住宅に倒れてくるかもしれない部分については恐らくそういう林業事業体とかにはなっていないと思うのです。同じ支障木とか危険な木を除却するのに課が違えども同じ小国町で分ける必要性が何かあるのですか。
- 公共建設係長(秋吉康成君) 隣地安全のほうが申請者がどなただったのか分かりませんので、そこは確認したいと思います。
- 委員長(髙村祝次君) 84ページ、85ページの中段まで。ありませんか。84ページ、ありませんか。
- 4番 (児玉智博君) 住宅管理費のところで少し確認をさせてください。いわゆる抽せんはどうい う段階で開かなければならないようになっていますか。入居者が出た部屋がありますと。何人抽

せんに申し込んだ人がいたら開いて、抽せんを行うのは何週間以内に開きましょうというような 決め事はありますか。

公共建設係長(秋吉康成君) 前回少しお話をさせていただいたと思うのですけれども、私が前任者から引き継いだときには3戸4戸空きが出たときが抽せん会のベストというふうに聞いておりまして、定期的に空きが出て何か月以内とかではなくそのようにしておりました。今現時点で14戸空きがありまして本日柏田の7戸を抽せんするようにしておりまして、それが終わり次第準備が出来次第、残りの分を広報に載せて抽せんのほう開きたいと思っております。以上です。

4番(児玉智博君) 聞いていましたということはそういう明文化されたものがないということですね。要はあなた方は口頭伝述というかそういう伝え方をしているわけですよね。だから宮原の獅子舞ではないのですから、楽譜がない、ただ耳で聞いて覚えた音を奏でるではなくて、行政の仕事であればやっぱりそういう要綱とか規程とか規則にちゃんと書いて、これを読んでそのとおりに仕事をしなさいというふうにするのが行政の仕事だと思うのです。そういうのを作る気持ちはありますか。その文書によって仕事をすると。だって4戸5戸空いたらって。四つか、五つなのかって。次の人に伝えるときは六つか七つというふうに変わるかもしれないでしょう。それでは駄目だと思うのです。住民が迷惑をする。きちんとした明文化された決まりを作って決まりにのっとって仕事をこれからはしていこうというお気持ちはありますか。

建設課長(小野昌伸君) お答えいたします。

委員の言うことが、ごもっともだと思っております。基本的には遠い時代からの引継ぎといいましょうか。もう1回入ったら亡くなるまで出ないという事情の時代もあっただろうし、今は頻繁に入れ替わりが激しいです。おっしゃるとおり世代も違う、時代も違うので、この前も松本委員からも出たように何せいつまででも放っておくなと、3戸4戸空いて抽せんするのもしのびないということで。今は一つ空いたらすぐ修理をして一つ空いたらすぐ修理をして。ただ柏田でも老朽化していまして修繕に非常に時間がかかります。壁、天井。今日もタイムリーな話でありがとうございます。抽せん会をするのです。7戸急いで補正も組んでいただいてすぐ修理ができたので。確かに今からそういうかたちももちろん文面でするのが公務員ですから、しっかりと要綱なり考えていくのも今からの時代だと思っております。でも基本的には今言ったように3戸4戸待つのではなく一つでも二つでも空いたらすぐ入札をかけていくという心構えでおりますので、しっかりとその辺の要綱は今後課題として取り組んでいきたいと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。頑張ります。

以上です。

委員長(髙村祝次君) 83ページまでございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) ないようでしたら106ページ、107ページ、災害復旧費。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) ないようでしたら、歳出のほうが終わりました。 質疑漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 質疑漏れがなければ、歳入に入ります。

12ページ、森林環境譲与税。ないですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 委員長(髙村祝次君) ないようでしたら14ページ、農林水産業費分担金。それから15ページ の農林水産使用料。
- 4番(児玉智博君) 商工使用料の鍋ヶ滝公園の入園料と土地使用料で二つ出ております。入園料 5千100万円というふうになっていますが、これは大人、子ども、それぞれ何名来る見込みでの予算か教えてください。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) こちらにつきましては、大人300円のみの17万人で想定して おります。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 17万人ということでしたが、これはいわゆる予約制になる以前のピークのというところにはまだまだ遠い数字なのかなというような気がしております。予約システムの時間帯に何人入れるのかと。1日の9時から5時までの時間のマストとかそういう部分を見直してまだ増やせるというような検討とかはされていないですか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) ありがとうございます。

こちらにつきましては確か昨年の決算委員会のときだったか児玉委員からも御指摘をいただきましたが、こちら昨年の8月お盆が来る前の時期8月1日をもちまして1枠170人のキャパシティから200人に増やしております。200人に増やした影響ももちろんあるかと思いますが、1月2月時点でも予約システムを導入してから一番最多の来園者数を記録しそうなかたちで入園いただいていますので、来年度ゴールデンウイークもありますのでより多く来園いただけるのではないかというところで17万人と見込ませていただきました。

以上です。

4番(児玉智博君) 分かりました。それと物価高騰でいろんな値段が上がるというのは、皆んなある程度受け入れているというかそれは仕方がないことだなというふうに思っています。委託ではありますけど労務単価が1万2千500円。実際幾ら受け取られているかは分かりませんけれども。そういう町の施設に関わる人たちの給料も上げていくというふうになれば例えば今300

円のものを 5 0 0 円に上げるのか、それ以上に上げられるのかというのを今検討して来年度上げてくださいとは言いませんけど、やっぱり 3 年先 5 年先も見据えればそういうことも考えていく必要はあると思いますけれども、どうでしょうかそれに対する見解があれば。

- 商工観光係長(新家龍太郎君) 一担当職員がどこまで答えられるか分かりませんが、カントリーパークもありますので公園内が広がれば整備費、要は維持管理費等も増えますので、その点は十分考えていかなければいけないところかなと思っております。 以上です。
- 4番(児玉智博君) はい、分かりました。

その下の土地使用料4万8千円というのは、これはどういった積算をされているのか教えてください。

- 商工観光係長(新家龍太郎君) こちらにつきましては3点項目がございます。まず1点目ソフトバンク通信用アンテナ、こちらの土地使用料。もう1点、九電第2電柱、こちらの使用料。そして三つ目が現在露店販売、要は駐車場において移動式の車両辺りを持ち込んでの露店販売を可能とさせていただいております。こちらについて使用料1回2千円の徴収というかたちで実施しておりますので、おおよそ20回そちらを御利用いただくかたちの予算計上としております。申し添えれば今年度19件の申込みと利用がありましたが19件のうち2件が雨により中断されたという実績になっております。
- 4番(児玉智博君) 露店販売が可能となったということで、それは同じ日に何件の人たちまで利用できるようになっていますか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) 場所の確保としては最大4ブースを考えておりますが要は繁忙期ですね、お客様が大変いらっしゃるときに4件分をブースとして出店したら実際その駐車場のキャパとしてどうなのかというのも十分検討していかなければいけないところですので、現在は2か所で運営をしているところです。ただ現状マックスで露店販売をされたときが2件分しかございませんでしたので、今のところはその状態で運営を考えております。
- 4番(児玉智博君) 今後また第4駐車場もできればそういうブースも広がっていく可能性もあると思いますので、ここで聞いておきます。増えたとしてもやりたいという人を全員受け入れていたら収拾もつかなくなるので、上限というのを決めていかなければならないと思います。同じ日に申込みがその上限以上に集まったときにはもう早い者勝ちになってしまうのか、それとも抽せんになるのか、それとも入札にして一番高い使用料を入れた人にお貸ししますというふうになるのか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) その申請者が皆様初めてとなる場合には抽せん等若しくは順番等になってくると思いますけれども、基本的に町内の事業者を優先しています。かつ、その店舗さんが2日続けて出店されると。ただもう1店舗別なところが次の日に利用したいとなった場合に

は、前回利用された方に御遠慮いただいて新しい店舗さんに入っていただきたいという対応で進めてまいります。

以上です。

議長(熊谷博行君) 近い将来、バイパス、カントリーパーク事業、処理場の下にバスの駐車場。 バスの駐車料金、取ろうと考えていますか。

町長(渡邉誠次君) 駐車料金はできるだけ早い段階で取れるような仕組みは考えております。ただ、いつの時点でできるか分かりませんが、カントリーパーク構想で駐車場が完全に整備できて大きくなってから一遍にするのは大変だろうと思いますので、その手前から考えていったほうがいいのではないかなと私は思っております。

議長(熊谷博行君) 近い将来、一般車両も取ったほうがいいのではないですか。

町長(渡邉誠次君) 今大型バスの乗り入れができませんので、さっき第4駐車場ができる前と言いましたけれどもその通り、現時点である程度整備ができたときには早めの段階としてやっていきたいなと思っています。

委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。16ページの水道使用料。17ページの光ファイ バー休止・再開手数料。17ページの上段です。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) ちょっと飛んで18ページ、社会資本整備総合交付金。ございませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 続きましては、20ページの地域未来スタートアップ補助金。これは何課かな。

柴三郎プロジェクト係長(北里宏葵君) 地域未来スタートアップ補助金におきましては、先ほど NHKの大河ドラマ誘致活動に利用するホームページ作成、パンフレット作成、電子署名作成の 単県事業の補助金になります。

委員長(髙村祝次君) 21ページの農林水産業費県補助金、土木費県補助金まで。

議長(熊谷博行君) ブロック塀の補助金、活用された方がいますか。

公共建設係長(秋吉康成君) お答えします。

ブロック塀については活用の実績はありません。

以上です。

議長(熊谷博行君) 本年度もありますか。

公共建設係長(秋吉康成君) はい。

議長(熊谷博行君) はい、分かりました。

委員長(髙村祝次君) 20ページまでありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 委員長(髙村祝次君) ないようでしたら22ページ、災害復旧費県補助金。それと下のほうに商工費委託金2万1千円があります。その下は土木費委託金の241万8千円。ないようでしたら23ページのJクレジット売払収入100万円。
- 8番(熊谷和昭君) Jクレジットなのですけど、これは町有林だけが対象になるのですか。 産業課課長補佐(長谷部公博君) 対象は町有林のみになっております。
- 8番 (熊谷和昭君) 多分このシステムを知らずに私有林でそのままになっているところが大分あると思いますので、町が所有者から同意を取って排出権取引できれば、収入は大分増えてくるのではないかと思うのですけど、そういう取組は行政では無理なのですか。
- 産業課課長補佐(長谷部公博君) まず対象となるのが経営計画という森林法に基づいた計画書の 認定を受けていないとまず無理なので、町が出しているクレジットについては町有林のみが町が 経営計画の認定を受けています。その中で過去8年前ぐらいから森林施業とこれから森林施業を しますというものではないとクレジットの対象になりませんので町で出しているのはその分です。 あと例えば私有林、個人さんの山となりますと今経営計画の作成主体は小国町森林組合となりますので、町で取り組むというよりは経営計画の作成主体である小国町森林組合で検討するような 流れになるかと思います。

以上です。

- 委員長(髙村祝次君) ございませんか。24ページの農林水産業費寄附金、林業費寄附金と商工 費寄附金。それから25ページの諸収入、農業費受託事業収入。
- 4番(児玉智博君) 地熱の恵み基金寄附金ですけど、これ商工費寄附金ですけど条例自体は情報 政策課があれだと思いますけど、基金の受入れ自体は商工部署でやっているのですか。
- 産業課長(穴井 徹君) 款項の区分としては商工費のほうに入っておりますが、所管は情報政策 課のほうでしております。
- 委員長(髙村祝次君) 26ページの雑収入で柏田第1期浄化槽負担金、全国農業新聞情報活動交付金、小国堆肥売上があります。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- **委員長(髙村祝次君) 歳入の部分が終わりましたが、歳入歳出で質問漏れはございませんか。**
- 4番(児玉智博君) 聞き漏れというか鍋ヶ滝公園の土地使用料について、もう1回確認させてください。アンテナの電柱が九電の電柱があるのとブース2千円の20回分ということで説明を受けましたけれども、ライトアップのポスターが出ていまして来月ですかね。協力金ということで入場料と同じ300円が徴収というか協力金のお願いをしていたので払う人もいるのだと思うのですけど。そういうライトアップイベントを町以外がする場合に公園を町は貸すようなかたちになると思うのですけど、それの歳入はこの予算の中には立ててないのでしょうか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) これまでライトアップとして黒渕387会様のほうで実施してい

ただいた分につきましては、地元の方が有志として警備員を雇ったりとかいう経費とかという部分もございましたのでいただいておりませんでした。ただ今後その部分につきましてイベント料というようなかたちで考えていければなというふうには思っておりますので、今後その部分については検討してまいりたいと思っております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) ということは要するに地元の人たち以外でも、例えばイベント会社なんかが 鍋ヶ滝を使って一つやりたいとかいうことがあった場合に、貸し出すことも条例等々で整備をす ればそういうこともありうるということでしょうか。
- 商工観光係長(新家龍太郎君) その件につきましては十分考えられるかなと思います。ただあくまでどういった方々が利用されるのか使われるのかというところは、十分精査していきたいと思います。

以上です。

委員長(髙村祝次君) ほかに質疑漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、令和7年度小国町一般会計予算の本委員会に付託された部分について、 反対の立場から討論を行います。

本会議での関係議案についても述べておりますが、私の立場としてカントリーパーク事業であるとかあるいは鍋ヶ滝バイパスを新設することについては一貫して反対の立場に立っております。 その予算が含まれておりますから、この予算についても私は反対です。

委員長(髙村祝次君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、令和7年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきとすること に賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

委員長(髙村祝次君) 挙手多数であります。

よって、議案第18号は可決すべきとされました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後3時01分)

委員長(髙村祝次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

委員長(髙村祝次君) 次に、議案第22号から議案第24号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、10日の本会議で各所管に属する事業会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。併せて資料等あれば配付をお願いいたします。

建設課長(小野昌伸君) 追加の概要説明はありません。御審議よろしくお願いいたします。

- 委員長(髙村祝次君) これより議案第22号から議案第24号についての質疑に入ります。なお、 事業会計は歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。まず始めに水道事業会計予算について 質疑に入ります。
- 7番(松本明雄君) 全般的なことを聞きます。来年度は水道工事がまた入っていましたが全体的 にどのくらい終わっているのですか。総延長から調べて何%ぐらい終わっていますか。
- 建設課長(小野昌伸君) 総延長は141キロあったと思います。70キロ布設替えをしています ので約半分50%の布設替が完了しております。毎年の予算8千万円推移で入替えをしております。今年度は西蓬莱地区の事業費4千800万円で蓬莱団地までの入替えを行いたいと思っています。ちなみに耐震化はその50%のうちの18%耐震化、地震が来ても大丈夫な管というかた ちで去年も行った桜ヶ丘団地がその通りでございます。

以上です。

- 委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。
- 9番(久野達也君) 水道事業会計です。10ページのキャッシュフローの部分なのですけれども、 経営状況厳しい状況に陥りつつあるということで今年度から料金改定等も行っていたのですけれ ども、料金改定した後でも資金の期末残高は減少するというような傾向かと思います。生活を守 る水ですので経営状態についてどのように今認識され、どう改善していこうかとか思いがあれば お聞かせいただきたいと思います。
- 建設課審議員(谷口正浩君) お答えします。

今年度から心苦しくもありましたけれども料金18%を改定させていただいた中で、2月期までですけれども実績として17%増ぐらいの収入増というふうに見込んでおります。今後もまた人口減少とか給水使用量が減ってくると収入も減ってきますので、今後その辺の収入の見込みによってはその時点でまた考えていかないといけないのかなというふうに思っております。

9番(久野達也君) 確かに人口減少あるいは水道の使用の量数の変化等によって経営状況厳しい 状況でもあろうかと思います。ただ先ほども申し上げましたように命を守る部分に直結しており ますので、知恵を出し合いながら健全な運営ができることを願っております。 委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。

4番(児玉智博君) それでは水道事業会計予算書2ページ、水質検査業務で調書によりますと「浄水51項目、原水40項目、浄水10項目、原水12項目(以上12検体)、浄水29項目(12検体)、浄水9項目(12検体)、指標菌検査(12検体)」というふうに委託業務調書No.3ですけれど、どこの浄水場のものを大体どれぐらいの頻度で検査するのか教えてください。

建設課審議員(谷口正浩君) お答えいたします。

水質調査の頻度につきましては、まず原水と塩素滅菌した浄水の二つの項目がありまして、原水につきましては年4回、浄水、飲料水の分滅菌した後の浄水につきましては毎月実施させていただいております。調査か所につきましては町内12か所で調査をしております。具体的には浄水については役場のほうと北里あと秋原とかそれぞれ地区ごとで全部で12か所で調査をさせていただいております。

以上です。

- 4番(児玉智博君) 私も全部の水源地がどこにあるかというのが分からないのですけど、この水 道事業の場所は学校の前と早水水源というところには1回行ったことがあるのですけど、あとは 室原と杉ノ平ぐらいしか分からないもので教えてください。12か所でしょう。
- 建設課審議員(谷口正浩君) 12か所全てお答えします。まず1か所目、浄水として役場です。 2番目の旧北里簡水につきましては北里保育園、旧北里簡水もう1か所、中村トシハル様方のと ころでやっております。田原秋葉の簡水、弓田、北河内向鶴簡水、江古尾別所簡水、名原の飲供、 手水野、杉ノ平、室原、上滴水の12か所になります。
- 4番(児玉智博君) 熊本県内でも宇城市なんかの井戸というふうに新聞では見ましたけど、有機 フッ素化合物が検出されておりますが、この調査項目にはそれも入っているのですか。

建設課長(小野昌伸君) この検査項目には入っておりません。

委員長(髙村祝次君) ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) ないようでしたら次に、簡易水道事業会計予算について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) ないようでしたら、下水道事業会計予算について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 最後にそれぞれの事業会計について質疑漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず始めに、議案第22号、令和7年度小国町水道事業会計予算について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 次に、議案第23号、令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について、 討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 続いて、議案第24号、令和7年度小国町下水道事業会計予算について、 討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号、令和7年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきとする ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(髙村祝次君) 全員挙手であります。

よって、議案第22号は可決すべきとされました。

議案第23号、令和7年度小国町簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきと することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(髙村祝次君) 全員挙手であります。

よって、議案第23号は可決すべきとされました。

議案第24号、令和7年度小国町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(髙村祝次君) 全員挙手であります。

よって、議案第24号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の令和7年第1回産業常任委員会を閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(髙村祝次君) 異議なしと認めます。

以上で、令和7年度第1回産業常任委員会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。

(午後3時23分)

小 国 町 議 会 会 議 録 令和 7 年第 1 回定例会

令和7年3月発行

 発行人 小国町議会議長 熊
 谷
 博
 行

 編集人 小国町議会事務局長長
 広
 行

 作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電 話 (0967) 46-2119